

令和3年度

地域運営組織の形成及び持続的な運営に
関する調査研究事業

報告書

令和4年3月

総務省地域力創造グループ地域振興室

目次

第1章 本調査の目的と構成.....	1
第1節 調査の背景・目的.....	1
第2節 本調査の構成.....	1
(1) 地域運営組織の実態把握調査.....	1
(2) 地域運営組織の実例調査（事前調査）.....	1
第3節 研究会の開催.....	2
(1) 研究会の開催目的.....	2
(2) 委員名簿.....	2
第4節 調査の実施経過.....	3
第2章 実態把握調査.....	4
第1節 調査の実施概要.....	4
(1) 調査の目的.....	4
(2) 調査対象と調査方法.....	4
(3) 回収結果.....	4
(4) 調査結果の基本的事項.....	5
第2節 調査結果（市区町村対象）.....	6
(1) 属性.....	6
(2) 地域運営組織の有無.....	7
(3) 地域運営組織との関係性.....	10
(4) 地域運営組織に対する助成金・交付金等の制度.....	16
(5) 地域運営組織に対する支援.....	20
(6) その他の支援.....	27
第3節 調査結果（地域運営組織対象）.....	33
(1) 属性.....	33
(2) 組織運営.....	36
(3) 実施している活動と収益性.....	41
(4) 主要な活動.....	55
(5) 組織形態.....	58
(6) 活動範囲と参加者.....	61
(7) 団体スタッフ.....	66
(8) 歳入及び歳出.....	71
(9) 活動拠点施設.....	77
(10) 今後の課題、期待する支援など.....	79
(11) 地域における活動への関わり方.....	82
第4節 クロス集計による傾向の抽出.....	86
(1) 地域運営組織の設置状況と支援策.....	86

(2) 市区町村の人口規模別に見た市区町村における地域運営組織の位置づけや地域運営組織に期待すること.....	88
(3) 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の状況..	99
第3章 実例調査（事前調査）.....	112
第1節 実例調査（事前調査）の概要.....	112
(1) 実例調査（事前調査）の目的.....	112
(2) 調査対象と調査方法.....	112
第2節 新潟県村上市における地域運営組織等を取り巻く状況.....	113
(1) 村上市の概要.....	113
(2) 村上市役所（本庁・支所）の組織機構図と事務分掌.....	117
(3) 関連する組織の整理.....	120
(4) 各まちづくり協議会の状況（朝日地区・神林地区）.....	129
第3節 調査による考察～神林地区と朝日地区におけるまちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」との関係性の比較.....	158
(1) 活動内容の重なり.....	158
(2) 相互の情報共有.....	158
(3) まちづくり協議会の組織構造と性格.....	159
(4) まちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」の機能分担.....	159
第4章 地域運営組織の形成と持続的な運営に向けた考察.....	160
第1節 福祉分野における地域運営組織等の在り方.....	160
(1) 福祉分野における地域運営組織と多様な主体の連携.....	160
(2) 地域運営組織等と福祉分野の連携.....	161
(3) 孤独・孤立対策の役割を担う地域運営組織.....	161
第2節 地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた国や地方公共団体の支援の在り方.....	162
(1) 地域運営組織の形成に向けた国や地方公共団体の支援の在り方.....	162
(2) 持続的な運営に向けた国や地方公共団体の支援の在り方.....	163
(3) 国や地方公共団体の制度等を活用する際の問題や課題.....	164
第3節 地域運営組織の実態把握調査の分析.....	165
(1) 地域の諸団体を支える役割を担う地域運営組織の存在.....	165
第5章 参考資料.....	166
(1) 地域運営組織の実態把握調査票（市区町村対象）.....	166
(2) 地域運営組織の実態把握調査票（地域運営組織対象）.....	176
(3) 地域運営組織の形成数.....	192
(4) 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合.....	193

第1章 本調査の目的と構成

第1節 調査の背景・目的

地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である。

令和元年12月20日に閣議決定された『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』では、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援することとされ、令和6年度までに達成すべき重要業績成果指標（KPI）として、住民の活動組織（地域運営組織）の形成数7,000団体を目指すとともに、生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合を60%とすることが明記されている。

少子高齢化の進行や、それに伴う集落機能の低下等から、地域における共助による支え合いの必要性が高まる中、各地域において地域運営組織がその機能を果たしていくことが求められている。また、地域運営組織に期待される機能についても、社会情勢の変化に合わせて多様化していると考えられる。

一方で、全国における地域運営組織の形成状況については、都道府県あるいは市区町村により差が見られる。また、地域運営組織の捉え方も自治体によって違いがあり、地域運営組織としての機能を有する可能性のある組織が既に身近にあるにもかかわらず、そのポテンシャルを十分に発揮できていない場合も考えられる。このほか、令和元年度の終わりから世界的な拡大を見せる新型コロナウイルス感染症により、長期的に活動の自粛を余儀なくされるなど、地域運営組織の形成及び持続的な運営を阻害する新たな事象も生じている。

以上を踏まえ、地域の暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究を実施する。

第2節 本調査の構成

今年度は、次の調査を実施している。

(1) 地域運営組織の実態把握調査

全国の市区町村や地域運営組織を対象に、地域運営組織の活動実態を把握するための書面による調査を実施する。これまでの調査項目を踏まえつつ、地域運営組織の福祉領域への関与、市区町村での地域運営組織支援、地域運営組織に関する孤独・孤立対策などの設問を追加する。

(2) 地域運営組織の実例調査（事前調査）

新潟県村上市朝日地区・神林地区を実例として、地域運営組織の活動状況、問題、課題などについて把握するため、地域運営組織の関係者や行政職員へのヒアリング調査（以下

「現地ヒアリング」という。)を実施する。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、現地ヒアリングの実施が見送りとなったため、代替手段として事前調査を実施した。

第3節 研究会の開催

(1) 研究会の開催目的

本調査にあたり、学識経験者、自治体関係者、中間支援組織の実践者の専門的知見を活用し、研究会を開催した。

(2) 委員名簿

前年度までの本研究会委員を基本とし、次の委員に委嘱した。

図表 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会 委員名簿

(敬称略、五十音順、◎は座長)

委員	所属・役職
板持 周治	島根県 雲南市 政策企画部次長兼地域振興課長
◎ 小田切 徳美	明治大学 農学部 教授
柏木 登起	一般財団法人明石コミュニティ創造協会 常務理事兼事務局長
斎藤 主税	特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター 事務局長
作野 広和	島根大学 教育学部 教授
櫻井 常矢	高崎経済大学 地域政策学部 教授
高橋 由和	特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク 事務局長
山浦 陽一	大分大学 経済学部 准教授
若菜 千穂	特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター 常務理事

第4節 調査の実施経過

本調査の実施経過は次のとおりである。

図表 調査の実施経過

時期	内容
令和3年11月10日	第1回研究会の開催 <ul style="list-style-type: none">・ 事業説明・ 円卓会議（後に実例調査（事前調査）に名称変更）の開催に関する説明・ 実態把握調査の実施に関する説明・ 意見交換
令和3年11月29日	書面協議（第1回） <ul style="list-style-type: none">・ 第1回研究会の議論を踏まえ、事業内容のブラッシュアップ等に関する書面協議の実施
令和3年12月15日 ～令和4年1月14日 ¹	実態把握調査の実施
令和4年2月7日	書面協議（第2回） <ul style="list-style-type: none">・ 報告書構成及びクロス集計に関する書面協議の実施
令和4年2月24日	第2回研究会の開催 <ul style="list-style-type: none">・ 書面協議結果（報告書構成及びクロス集計項目）に関する説明・ 実態把握調査結果に関する説明・ 実例調査（事前調査）に関する説明・ 実態把握調査結果等を踏まえた意見交換
令和4年3月7日	書面協議（第3回） <ul style="list-style-type: none">・ 報告書案に関する書面協議の実施

¹ 令和4年2月2日まで回収期限を延長。

第2章 実態把握調査

第1節 調査の実施概要

(1) 調査の目的

本調査は、全国の地域運営組織の形成・運営状況、地域運営組織に対する市区町村の支援などを把握するとともに、今後必要な支援策等の検討に向けた基礎資料とするために実施した。

(2) 調査対象と調査方法

調査の実施概要は次のとおりである。

図表 調査対象と調査方法

調査種別	市区町村対象	地域運営組織対象
実施主体	総務省地域力創造グループ地域振興室	
調査対象	全国の市区町村	全国の地域運営組織
回答様式	Excel ファイルへの入力 Web フォームによる回答	Excel ファイルへの入力
調査期間	令和3年12月15日～令和4年1月14日 ²	

(3) 回収結果

回収結果は次のとおりである。

図表 調査の回収結果

調査種別	市区町村対象	地域運営組織対象
有効回収数	1,706	6,064
有効回収率	98.7%	—

² 令和4年2月2日まで回収期限を延長。

なお、この回収結果を令和3年度時点における地域運営組織の形成数として取り扱うものとしている。

図表 地域運営組織の形成数の推移

単位：組織、市区町村

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
地域運営組織の形成数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783	6,064
地域運営組織が形成 されている市区町村数	609	675	711	742	802	814

(4) 調査結果の基本的事項

- ①比率はすべて、適宜小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位までの百分率(%)で表すこととしている。このため、合計が100%にならない場合もある。
- ②各設問のサンプルサイズは“n = ○○○”として記載し、各設問の内訳はnを100%として算出している。
- ③【複数回答】とある設問は、2つ以上の選択肢を回答することが可能な設問である。このため、各回答の合計比率は100%を超える場合がある。

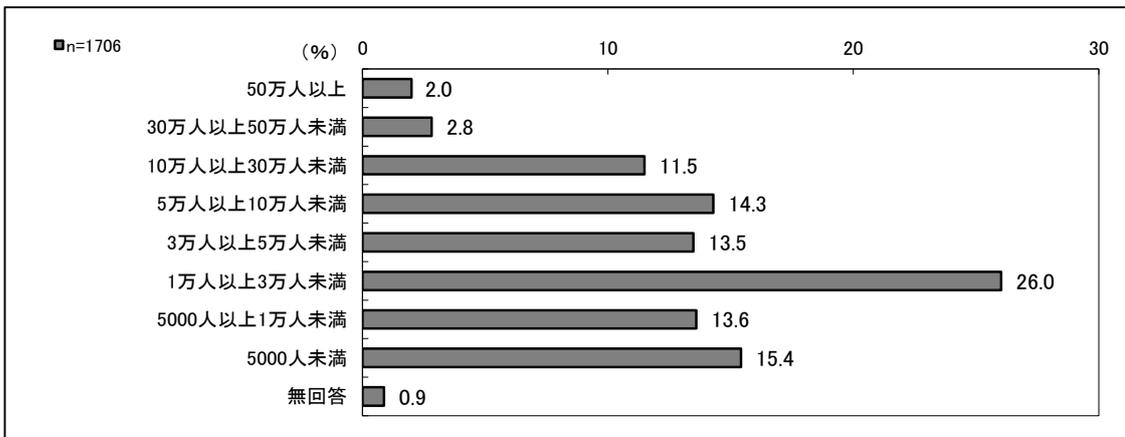
第2節 調査結果（市区町村対象）

（1）属性

①市区町村の人口規模

市区町村の人口規模は、「1万人以上3万人未満」が26.0%、「5,000人未満」が15.4%、「5万人以上10万人未満」が14.3%、「5,000人以上1万人未満」が13.6%、「3万人以上5万人未満」が13.5%、「10万人以上30万人未満」が11.5%、「30万人以上50万人未満」が2.8%、「50万人以上」が2.0%となっている。

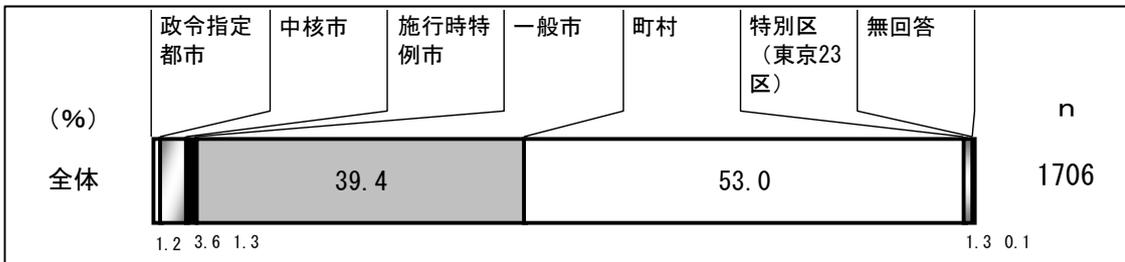
図表 市区町村の人口規模



②市区町村の都市分類

市区町村の都市分類は、「町村」が53.0%、「一般市」が39.4%、「中核市」が3.6%、「施行時特例市」「特別区（東京23区）」がともに1.3%、「政令指定都市」が1.2%となっている。

図表 市区町村の都市分類



(2) 地域運営組織の有無

①地域運営組織の有無

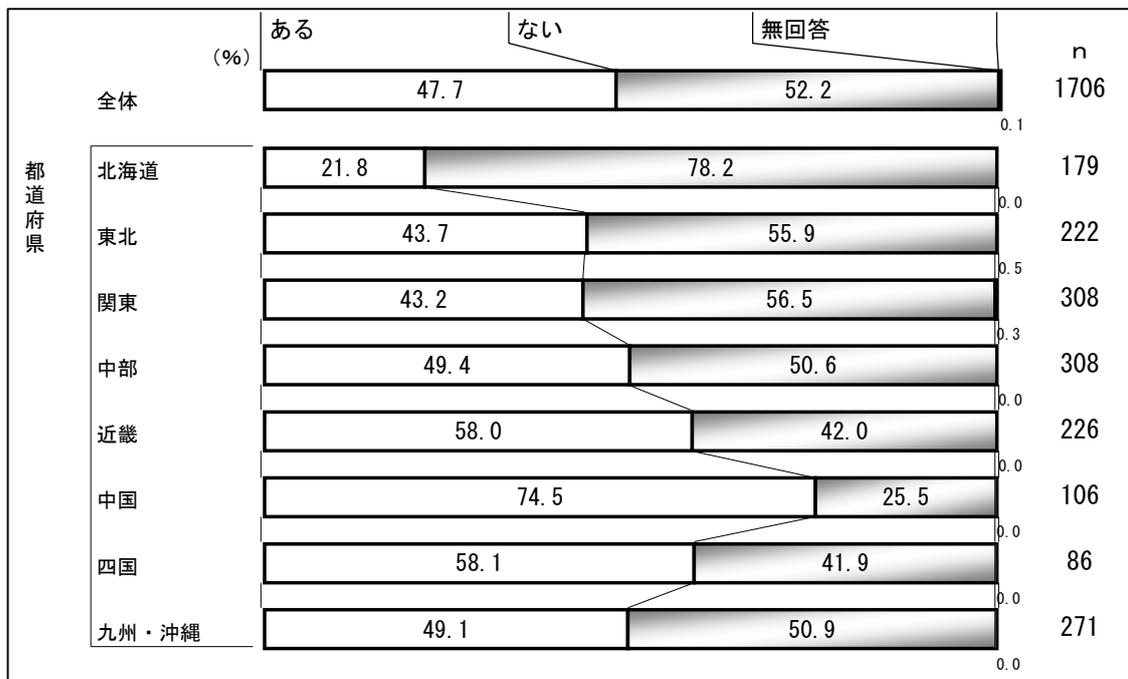
問4 貴団体には、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織がありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「ある」「ない」が拮抗しているが、「ない」が「ある」を若干上回る。東日本と比べて西日本で「ある」の割合が高い。

地域運営組織の有無については、「ない」が52.2%、「ある」が47.7%となっている。

都道府県ブロックで見ると、中国ブロックで「ある」が74.5%を占めているほか、近畿ブロック、四国ブロックでは「ある」が約6割を占めており、東日本と比べて西日本で「ある」の割合が高くなっていることがわかる。

図表 地域運営組織の有無



②地域運営組織数

※問4-1と問4-2は、問4で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

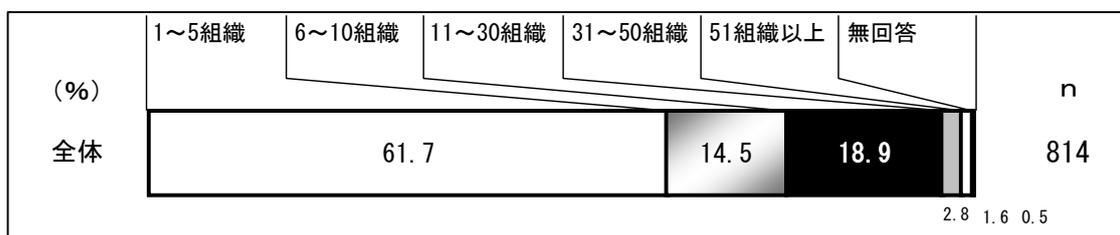
問4-1 地域運営組織数をご記入ください。(個票の回答数と一致することにご留意ください。)



- 「1～5組織」が約6割を占める。

地域運営組織数については、「1～5組織」が61.7%、「11～30組織」が18.9%、「6～10組織」が14.5%、「31～50組織」が2.8%、「51組織以上」が1.6%となっている。

図表 地域運営組織数



③地域運営組織の設置状況

※問4-1と問4-2は、問4で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

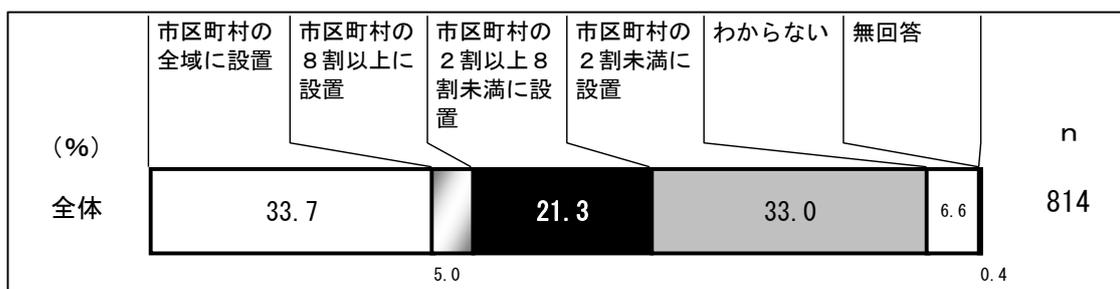
問4-2 地域運営組織の設置状況について、あてはまるものを1つ選択してください。



- 「市区町村の全域に設置」「市区町村の2割未満に設置」がともに約3割を占める。

地域運営組織の設置状況については、「市区町村の全域に設置」が33.7%、「市区町村の2割未満に設置」が33.0%、「市区町村の2割以上8割未満に設置」が21.3%、「市区町村の8割以上に設置」が5.0%となっている。「わからない」は6.6%となっている。

図表 地域運営組織の設置状況



④地域運営組織の必要性に対する認識

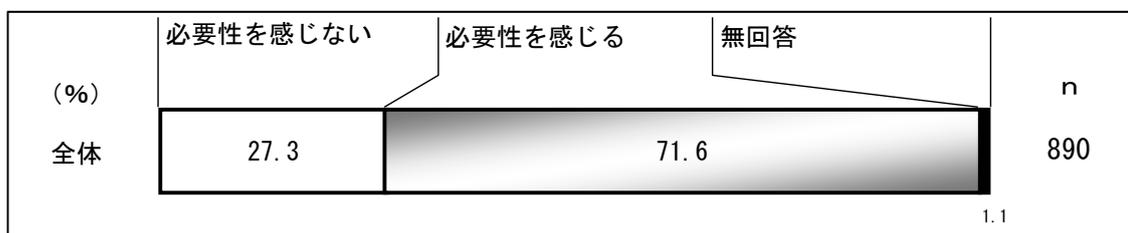
※問4-3は、問4で「2. ない」と回答した団体にお聞きします。

問4-3 「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織を、現在ない地域に立ち上げていく必要があると感じますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「必要性を感じる」が約7割、「必要性を感じない」は約3割を占める。

地域運営組織の必要性に対する認識については、「必要性を感じる」が71.6%、「必要性を感じない」が27.3%となっている。

図表 地域運営組織の必要性に対する認識



⑤今後の市区町村全域への設置意向

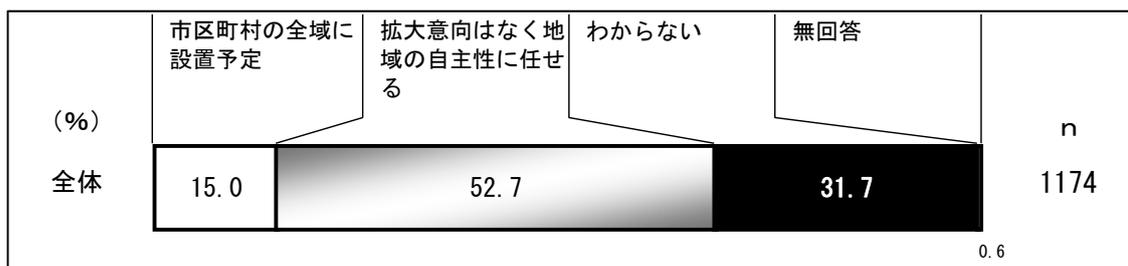
※問4-4は、問4-2で「2.」～「5.」と回答した団体と、問4-3で「2. 必要性を感じる」と回答した団体にお聞きします。

問4-4 今後、地域運営組織を市区町村全域に設置していく意向をお持ちですか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「拡大意向はなく地域の自主性に任せる」が約5割、「市区町村の全域に設置予定」が1割台半ばを占める。

今後の市区町村全域への設置意向については、「拡大意向はなく地域の自主性に任せる」が52.7%、「市区町村の全域に設置予定」が15.0%、「わからない」が31.7%となっている。

図表 今後の市区町村全域への設置意向



(3) 地域運営組織との関係性

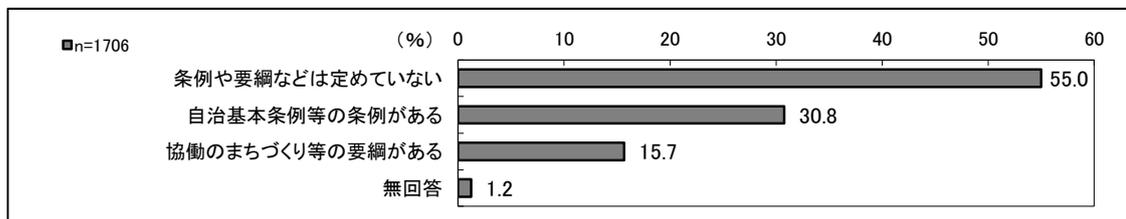
①協働のまちづくりに関する条例・要綱等の有無

問5 貴団体には地域住民との協働でのまちづくりに関する条例や要綱などがありますか。
あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「条例や要綱などは定めていない」が過半数を占める。

協働のまちづくりに関する条例・要綱等の有無については、「条例や要綱などは定めていない」が55.0%となっている。「自治基本条例等の条例がある」は30.8%、「協働のまちづくり等の要綱がある」は15.7%となっている。

図表 協働のまちづくりに関する条例・要綱等の有無



②協働のまちづくりに関する条例・要綱等の制定時期

※問 5-1 と問 5-2 は、問 5 で「1. 自治基本条例等の条例がある」または「2. 協働のまちづくり等の要綱がある」と回答した団体にお聞きします。

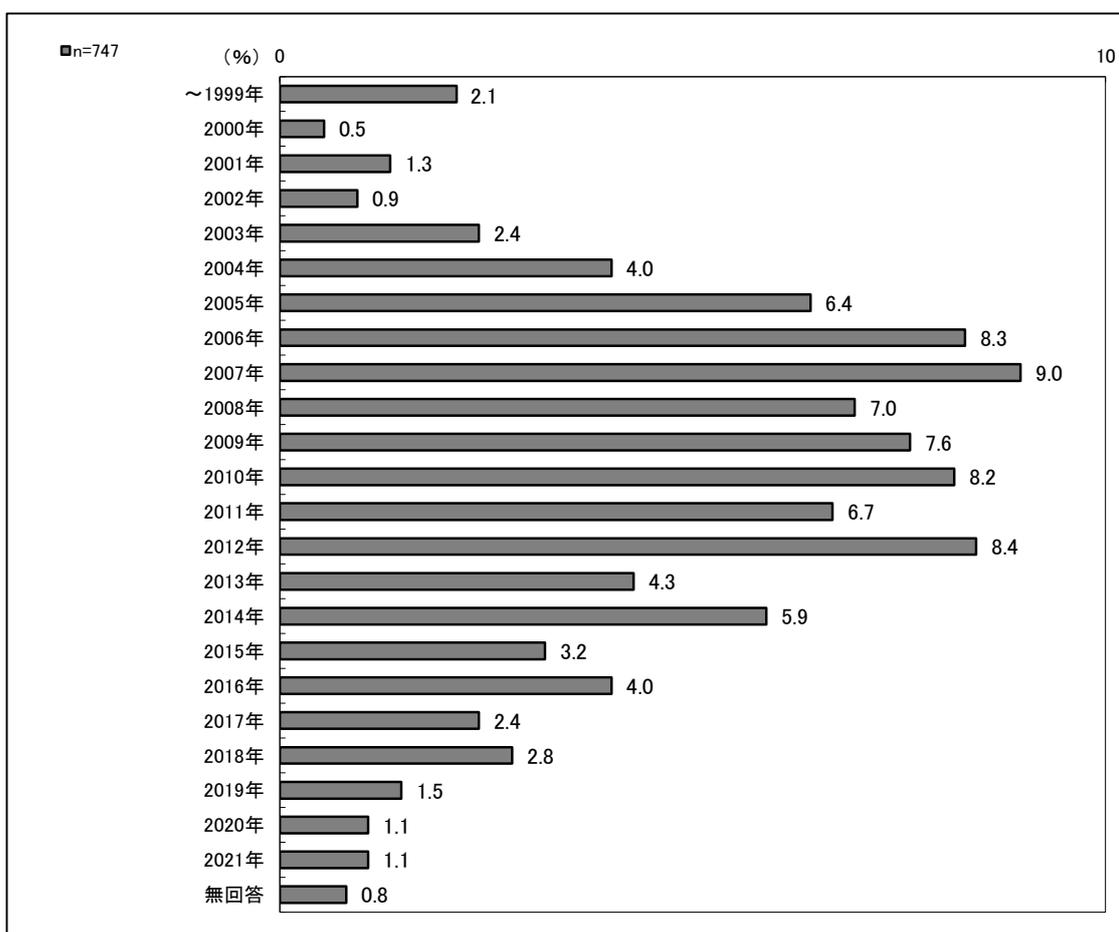
問 5-1 当該条例や要綱のうち最も古いものの制定年を西暦で記入してください。



- 2006 年から 2012 年までの期間に条例・要綱等の制定が多い。近年は減少傾向。

協働のまちづくりに関する条例・要綱等の制定時期については次のとおり。2006 年から 2012 年頃がピークとなっており、近年は減少傾向にある。

図表 協働のまちづくりに関する条例・要綱等の制定時期



③地域運営組織の認定・指定等に関する仕組みの有無

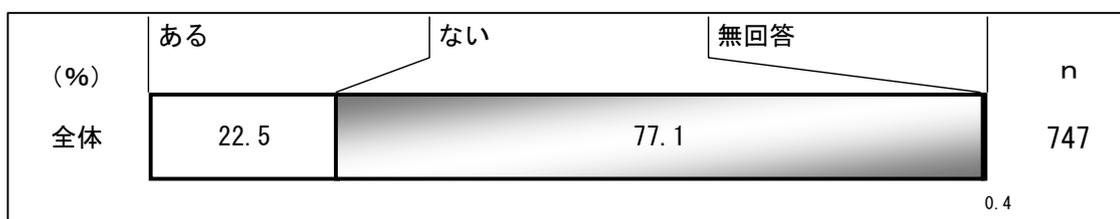
※問 5-1 と問 5-2 は、問 5 で「1. 自治基本条例等の条例がある」または「2. 協働のまちづくり等の要綱がある」と回答した団体にお聞きします。

問 5-2 当該条例や要綱により、地域運営組織を認定、指定、登録等する仕組みはありますか。あてはまるものを1つ選択してください。「1. ある」を回答した団体は、その目的について簡潔に記載してください。

- 「ない」が約8割、「ある」が約2割を占める。

地域運営組織の認定・指定等に関する仕組みの有無については、「ない」が77.1%、「ある」が22.5%となっている。

図表 地域運営組織の認定・指定等に関する仕組みの有無



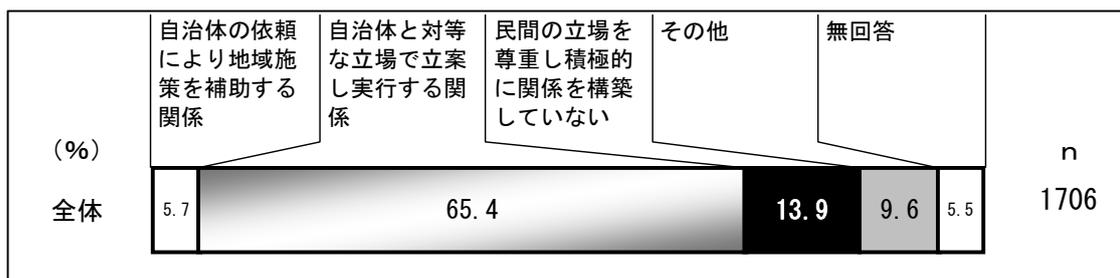
④地域運営組織の位置づけと関係性

問 6 貴団体では、地域運営組織との関係をどのように位置づけていますか。またはどのようなことを期待していますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「自治体と対等な立場で立案し実行する関係」が6割台半ばを占める。

地域運営組織の位置づけと関係性については、「自治体と対等な立場で立案し実行する関係」が65.4%、「民間の立場を尊重し積極的に関係を構築していない」が13.9%、「自治体の依頼により地域施策を補助する関係」が5.7%となっている。

図表 地域運営組織の位置づけと関係性



⑤地域運営組織の活動範囲

問7 地域運営組織の活動範囲として、標準的にどのようなエリアであると考えていますか。最もあてはまるものを1つ選択してください。



- 「連合自治会・町内会」が約2割を占める。以下、「単位自治会・町内会」「昭和の合併前市町村」「大字（集落を含む）」「集落」「平成の合併前市町村」の順であるが、概ね1割から1割台半ばを占める。

地域運営組織の活動範囲については、「連合自治会・町内会」が21.0%、「単位自治会・町内会」が15.9%、「昭和の合併前市町村」が12.9%、「大字（集落を含む）」が11.8%、「集落」が10.0%、「平成の合併前市町村」が7.5%となっている。

図表 地域運営組織の活動範囲

(%)	平成の合併前市町村	昭和の合併前市町村	大字(集落を含む)	集落	連合自治会・町内会	単位自治会・町内会	その他	無回答	n
全体	7.5	12.9	11.8	10.0	21.0	15.9	15.5	5.4	1706

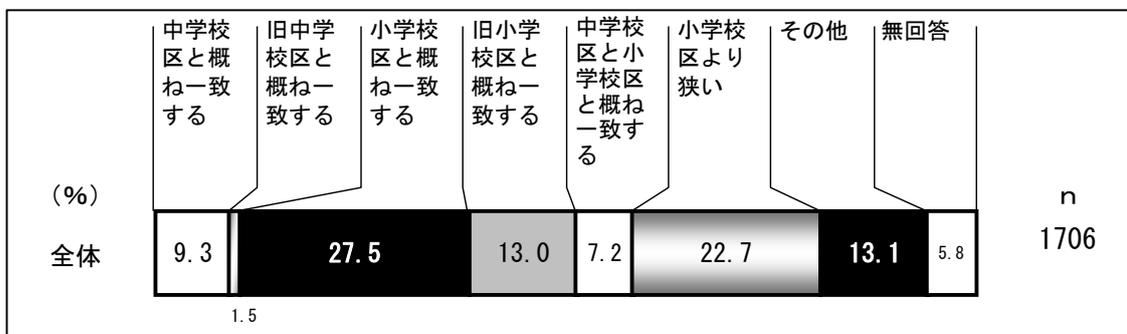
⑥地域運営組織の活動範囲と学区の重なり

問8 問7の活動範囲について、あてはまるものを1つ選択してください。

- 「小学校区と概ね一致する」が約3割、「小学校区より狭い」が約2割を占める。中学校区との重なりは比較的少ない。

地域運営組織の活動範囲と学区の重なりについては、「小学校区と概ね一致する」が27.5%、「小学校区より狭い」が22.7%、「旧小学校区と概ね一致する」が13.0%、「中学校区と概ね一致する」が9.3%、「中学校区と小学校区と概ね一致する」が7.2%、「旧中学校区と概ね一致する」が1.5%となっている。

図表 地域運営組織の活動範囲と学区の重なり



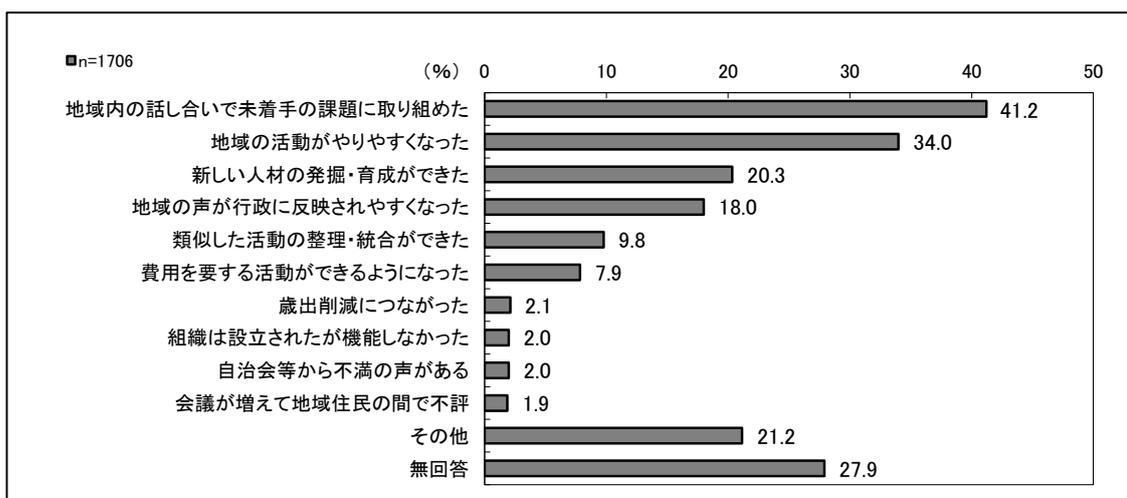
⑦地域運営組織の設置に対する評価

問9 貴団体では、地域運営組織が設置されたことによる影響（効果）をどのように評価していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「地域内の話し合いで未着手の課題に取り組めた」が約4割を占め第1位。以下、「地域の活動がやりやすくなった」「新しい人材の発掘・育成ができた」「地域の声が行政に反映されやすくなった」などが続く。

地域運営組織の設置に対する評価については、「地域内の話し合いで未着手の課題に取り組めた」(41.2%) が最も多く、次いで「地域の活動がやりやすくなった」(34.0%)、「新しい人材の発掘・育成ができた」(20.3%)、「地域の声が行政に反映されやすくなった」(18.0%)、「類似した活動の整理・統合ができた」(9.8%)、「費用を要する活動ができるようになった」(7.9%)、「歳出削減につながった」(2.1%)、「組織は設立されたが機能しなかった」「自治会等から不満の声がある」(同率 2.0%)、「会議が増えて地域住民の間で不評」(1.9%) となっている。

図表 地域運営組織の設置に対する評価



(4) 地域運営組織に対する助成金・交付金等の制度

①地域運営組織に対する資金的支援

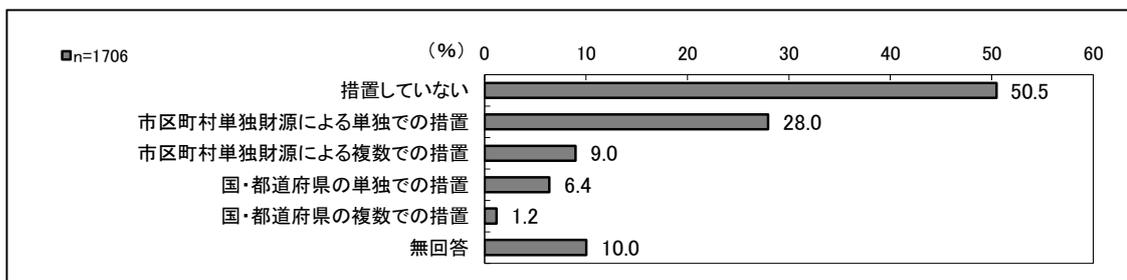
問10 貴団体は地域運営組織に対し、補助金・助成金等を措置していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「(助成金・交付金等を) 措置していない」が過半数を占める。「市区町村単独財源による単独での(助成金・交付金等の) 措置」が約3割を占める。

地域運営組織に対する資金的支援については、「市区町村単独財源による単独での措置(1つの助成金・交付金等を措置)」(28.0%)、「市区町村単独財源による複数での措置(複数の助成金・交付金等を措置)」(9.0%)、「国・都道府県の単独での措置(1つの助成金・交付金等を措置)」(6.4%)、「国・都道府県の複数での措置(複数の助成金・交付金等を措置)」(1.2%)となっている。

なお、「(助成金・交付金等を) 措置していない」は50.5%となっている。

図表 地域運営組織に対する資金的支援



②複数の助成金・交付金等の統合を検討したか

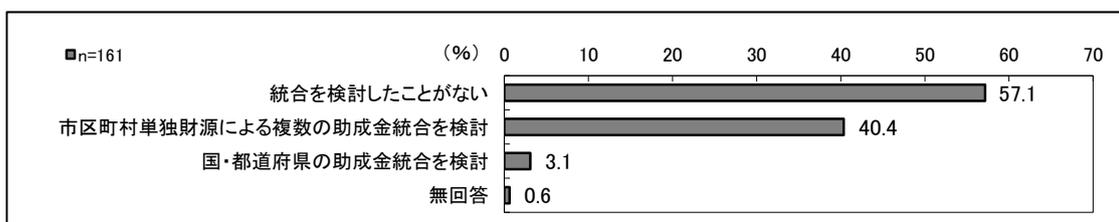
※問 10-1 から問 10-4 は、問 10 で「2. 市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等を措置している」または「4. 国・都道府県からの複数の助成金・交付金等を措置している」と回答した団体にお聞きします。

問 10-1 所管部局ごとに別々に措置されている複数の助成金・交付金等の統合を検討したことはありますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「統合を検討したことがない」が約 6 割、「市区町村単独財源による複数の助成金統合を検討」が約 4 割を占める。「国・都道府県の助成金統合を検討」は 1 割に満たない。

複数の助成金・交付金等の統合を検討したか尋ねたところ、「統合を検討したことがない」が 57.1%、「市区町村単独財源による複数の助成金統合を検討」が 40.4%、「国・都道府県の助成金統合を検討」が 3.1%となっている。

図表 複数の助成金・交付金等の統合を検討したか



③助成金・交付金等の統合は実現したか

※問 10-1 から問 10-4 は、問 10 で「2. 市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等を措置している」または「4. 国・都道府県からの複数の助成金・交付金等を措置している」と回答した団体にお聞きします。

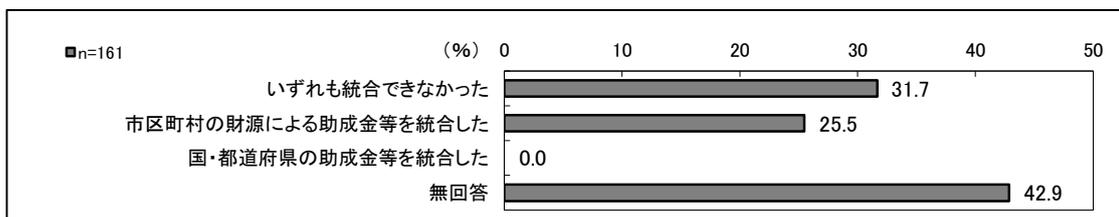
問 10-2 助成金・交付金等の統合は実現しましたか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「いずれも統合できなかった」が約 3 割、「市区町村の財源による助成金等を統合した」は 2 割台半ばを占める。

助成金・交付金等の統合は実現したか尋ねたところ、「いずれも統合できなかった」が 31.7%、「市区町村の財源による助成金等を統合した」が 25.5%となっている。

なお、「国・都道府県の助成金等を統合した」は回答がなかった。

図表 助成金・交付金等の統合は実現したか



④助成金・交付金等の統合を行う上での課題

※問 10-1 から問 10-4 は、問 10 で「2. 市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等を措置している」または「4. 国・都道府県からの複数の助成金・交付金等を措置している」と回答した団体にお聞きします。

問 10-3 助成金・交付金等の統合を行う上で、どのような課題が発生しましたか。(解決できたもの、解決できなかったもの両方を含みます。)あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

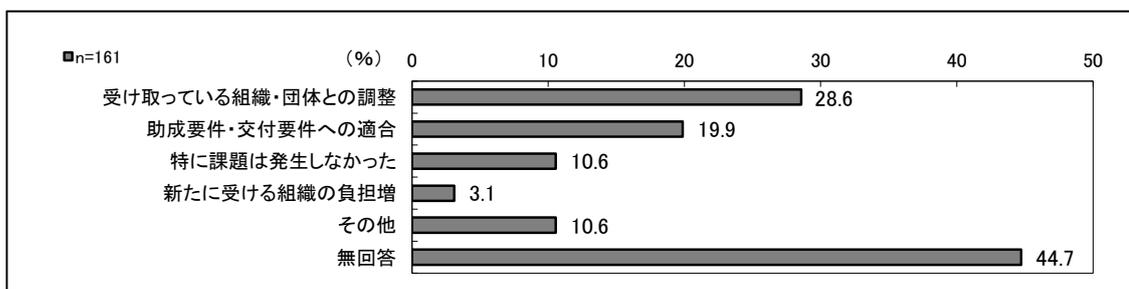


- 「受け取っている組織・団体との調整」が約 3 割を占め第 1 位。「助成要件・交付要件への適合」が約 2 割を占める。

助成金・交付金等の統合を行う上での課題については、「受け取っている組織・団体との調整」(28.6%) が最も多く、次いで「助成要件・交付要件への適合」(19.9%)、「新たに受ける組織の負担増」(3.1%) となっている。

なお、「特に課題は発生しなかった」は 10.6% となっている。

図表 助成金・交付金等の統合を行う上での課題



⑤助成金・交付金等の統合による効果

※問 10-1 から問 10-4 は、問 10 で「2. 市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等を措置している」または「4. 国・都道府県からの複数の助成金・交付金等を措置している」と回答した団体にお聞きします。

問 10-4 助成金・交付金等を統合したことにより、どのような効果があったと考えますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

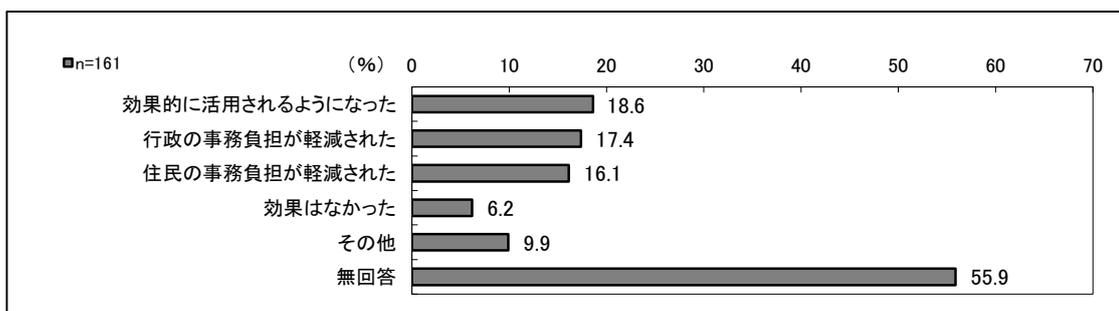


- 「効果的に活用されるようになった」「行政の事務負担が軽減された」「住民の事務負担が軽減された」が拮抗。

助成金・交付金の統合による効果については、「効果的に活用されるようになった」(18.6%) が最も多く、次いで「行政の事務負担が軽減された」(17.4%)、「住民の事務負担が軽減された」(16.1%) となっている。

なお、「効果はなかった」は 6.2% となっている。

図表 助成金・交付金等の統合による効果



(5) 地域運営組織に対する支援

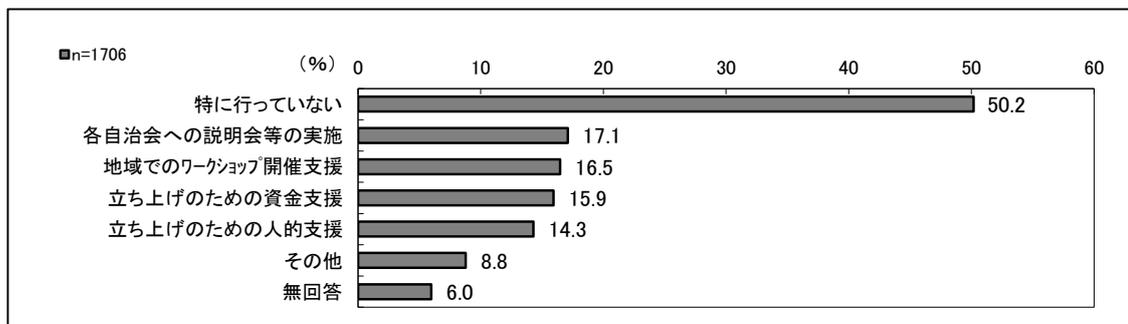
①形成・設立に向けて実施している支援策

問 11 貴団体で地域運営組織の形成・設立に向けて実施している（検討している）支援策について、あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「特に行っていない」が過半数を占める。

形成・設立に向けた支援策については、「特に行っていない」が 50.2%で最も多く、次いで「各自治会への説明会等の実施」(17.1%)、「地域でのワークショップ開催支援」(16.5%)、「立ち上げのための資金支援」(15.9%)、「立ち上げのための人的支援」(14.3%)となっている。

図表 形成・設立に向けて実施している支援策



②既存の組織に対し実施している支援策

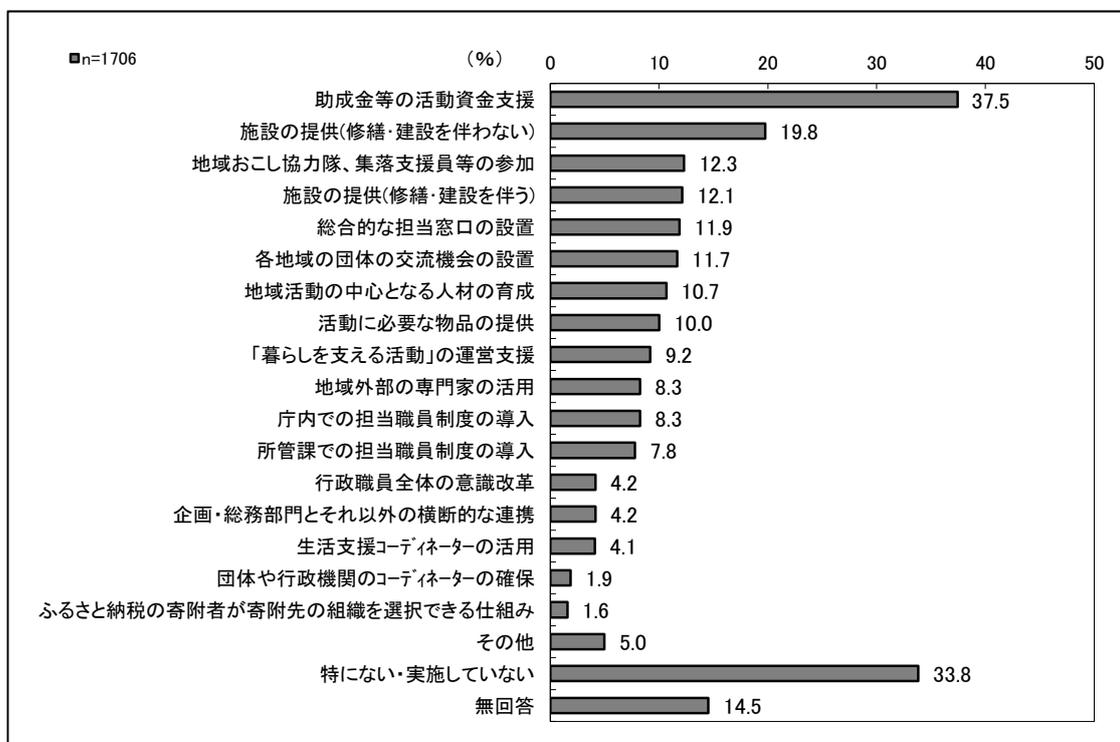
問 12 貴団体で既存の地域運営組織に対して実施している支援策について、あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「助成金等の活動資金支援」が約4割を占め第1位。「特にない・実施していない」は約3割を占める。

既存の組織に対し実施している支援策については、「助成金等の活動資金支援」(37.5%)が最も多く、次いで「施設の提供(修繕・建設を伴わない)」(19.8%)、「地域おこし協力隊、集落支援員等の参加」(12.3%)、「施設の提供(修繕・建設を伴う)」(12.1%)、「総合的な担当窓口の設置」(11.9%)、「各地域の団体の交流機会の設置」(11.7%)、「地域活動の中心となる人材の育成」(10.7%)、「活動に必要な物品の提供」(10.0%)、「『暮らしを支える活動』の運営支援」(9.2%)、「地域外部の専門家の活用」(8.3%)、「庁内での担当職員制度の導入」(8.3%)、「所管課での担当職員制度の導入」(7.8%)、「行政職員全体の意識改革」(4.2%)、「企画・総務部門とそれ以外の横断的な連携」(4.2%)、「生活支援コーディネーターの活用」(4.1%)、「団体や行政機関のコーディネーターの確保」(1.9%)、「ふるさと納税の寄附者が寄附先の組織を選択できる仕組み」(1.6%)となっている。

なお、「特にない・実施していない」は33.8%となっている。

図表 既存の組織に対し実施している支援策



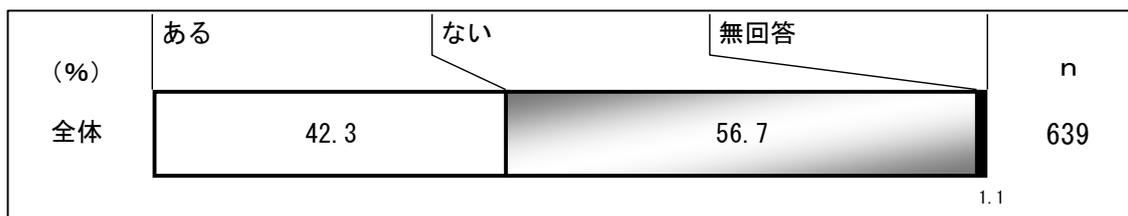
③一括交付金制度の有無

※問 12-1 は、問 12 で「1. 助成金等の活動支援資金」と回答した団体にお聞きします。
 問 12-1 用途をあらかじめ個別に指定しない一括交付金（運営交付金）制度がありますか。
 あてはまるものを1つ選択してください。

- 「（一括交付金制度は）ない」が約6割、「ある」は約4割を占める。

一括交付金制度の有無については、「ない」が56.7%、「ある」が42.3%となっている。

図表 一括交付金制度の有無



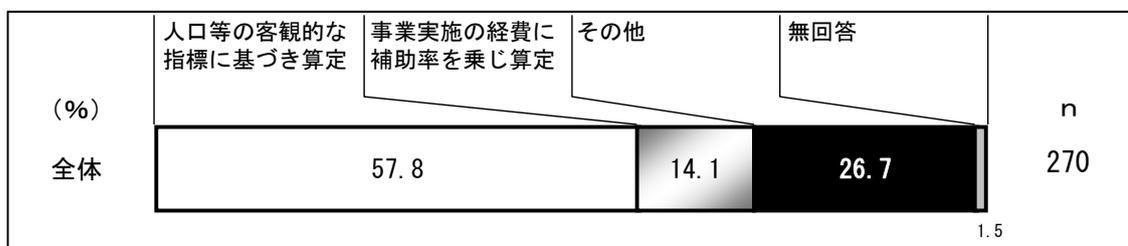
④交付金の算定方法

※問 12-2 は、問 12-1 で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。
 問 12-2 運営交付金はどのような方法で算定されていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「人口等の客観的な指標に基づき算定」が約6割、「事業実施の経費に補助率を乗じ算定」は約1割を占める。

交付金の算定方法については、「人口等の客観的な指標に基づき算定」が57.8%、「事業実施の経費に補助率を乗じ算定」が14.1%、「その他」が26.7%となっている。

図表 交付金の算定方法



⑤地域運営組織の活動拠点施設

※問 12-3 は、問 12 で「2. 活動拠点施設の提供（修繕・建設を伴わないもの）」または「3. 活動拠点施設の提供（修繕・建設を伴うもの）」と回答した団体にお聞きします。

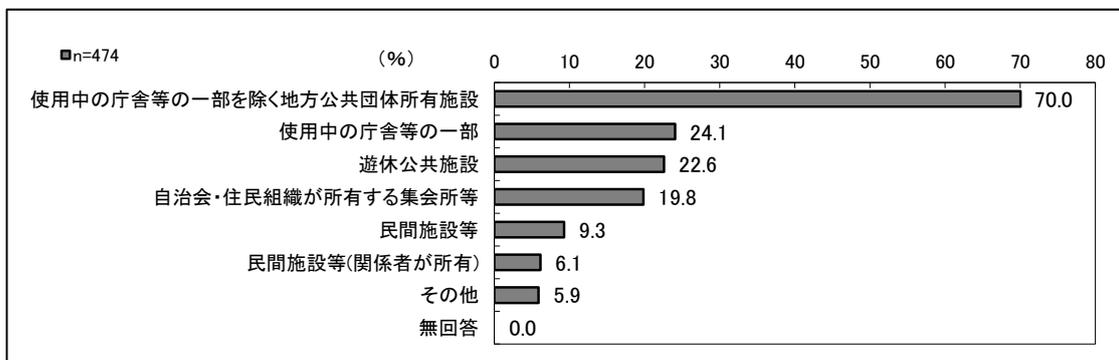
問 12-3 活動拠点施設はどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】



- 「使用中の庁舎等の一部を除く地方公共団体所有施設」が他を大きく引き離して7割を占め第1位。

地域運営組織の活動拠点施設については、「使用中の庁舎等の一部を除く地方公共団体所有施設」(70.0%) が最も多く、次いで「使用中の庁舎等の一部」(24.1%)、「遊休公共施設」(22.6%)、「自治会・住民組織が所有する集会所等」(19.8%)、「民間施設等」(9.3%)、「民間施設等(関係者が所有)」(6.1%) となっている。

図表 地域運営組織の活動拠点施設



⑥活動拠点施設の提供方法

※問 12-4 は、問 12-3 で「2. 使用中の庁舎等の一部」、「3. 『2.』を除く使用中の地方公共団体所有施設」、「4. 遊休公共施設」と回答した団体にお聞きします。

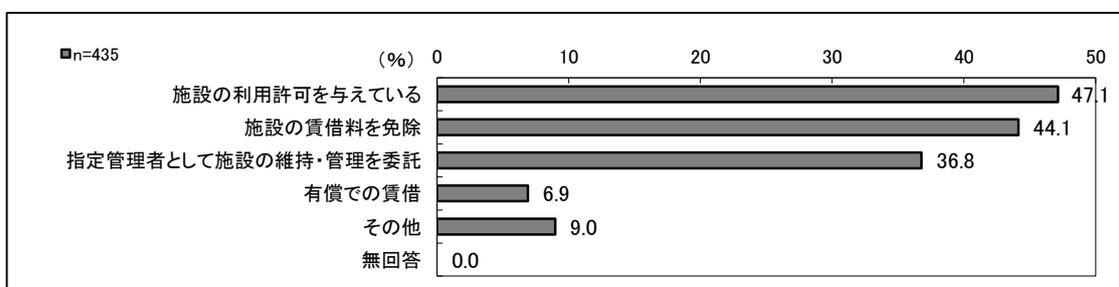
問 12-4 活動拠点施設はどのような形で団体に提供されていますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】



- 「施設の利用許可を与えている」が約5割を占め第1位。以下、「施設の賃借料を免除」「指定管理者として施設の維持・管理を委託」などが続く。

活動拠点施設の提供方法については、「施設の利用許可を与えている」(47.1%) が最も多く、次いで「施設の賃借料を免除」(44.1%)、「指定管理者として施設の維持・管理を委託」(36.8%)、「有償での賃借」(6.9%) となっている。

図表 活動拠点施設の提供方法



⑦地域外部の専門家の属性

※問 12-5 は、問 12 で「5. 地域外部の専門家の活用（中間支援組織の活用等）」と回答した団体にお聞きします。

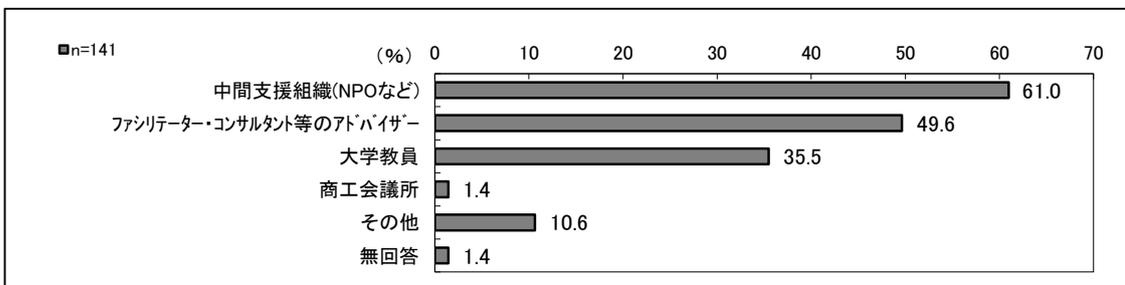
問 12-5 地域外部の専門家の属性として、あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】



- 「中間支援組織（NPO など）」が約 6 割を占め第 1 位。

地域外部の専門家の属性については、「中間支援組織（NPO など）」（61.0%）が最も多く、次いで「ファシリテーター・コンサルタント等のアドバイザー」（49.6%）、「大学教員」（35.5%）、「商工会議所」（1.4%）となっている。

図表 地域外部の専門家の属性



⑧行政職員の関与

※問 12-7 は、問 12 で「15.『暮らしを支える活動』に取り組む組織の事務局運営の支援」と回答した団体にお聞きします。

問 12-7 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営にあたり、行政職員（地方公共団体職員）は関与していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

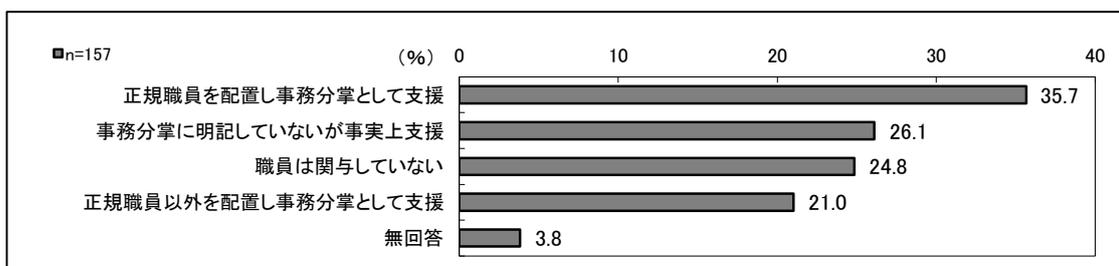


- 「正規職員を配置し事務分掌として支援」が3割台半ばを占め第1位。

行政職員の関与については、「正規職員を配置し事務分掌として支援」（35.7%）が最も多く、「事務分掌に明記していないが事実上支援」（26.1%）、「正規職員以外を配置し事務分掌として支援」（21.0%）となっている。

なお、「職員は関与していない」は24.8%となっている。

図表 行政職員の関与



(6) その他の支援

①新型コロナウイルス感染症対策として実施していること

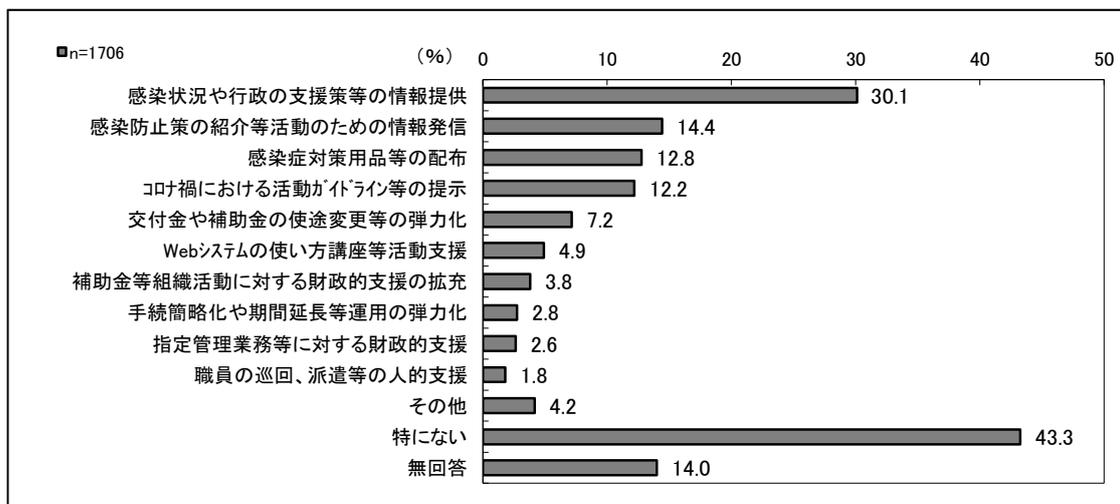
問 13 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む地域運営組織への支援として、どのようなものを実施していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「感染状況や行政の支援策等の情報提供」が約3割、「特にない」は約4割を占める。

新型コロナウイルス感染症対策として実施していることについては、「感染状況や行政の支援策等の情報提供」(30.1%)が最も多く、次いで「感染防止策の紹介等活動のための情報発信」(14.4%)、「感染症対策用品等の配布」(12.8%)、「コロナ禍における活動ガイドライン等の提示」(12.2%)、「交付金や補助金の使途変更等の弾力化」(7.2%)、「Webシステムの使い方講座等活動支援」(4.9%)、「補助金等組織活動に対する財政的支援の拡充」(3.8%)、「手続簡略化や期間延長等運用の弾力化」(2.8%)、「指定管理業務等に対する財政的支援」(2.6%)、「職員の巡回、派遣等の人的支援」(1.8%)となっている。

なお、「特にない」は43.3%となっている。

図表 新型コロナウイルス感染症対策として実施していること



②継続的に活動していく上での地域側の課題

問 14 今後も「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織が継続的に活動していく上での地域側の課題は何だと思えますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

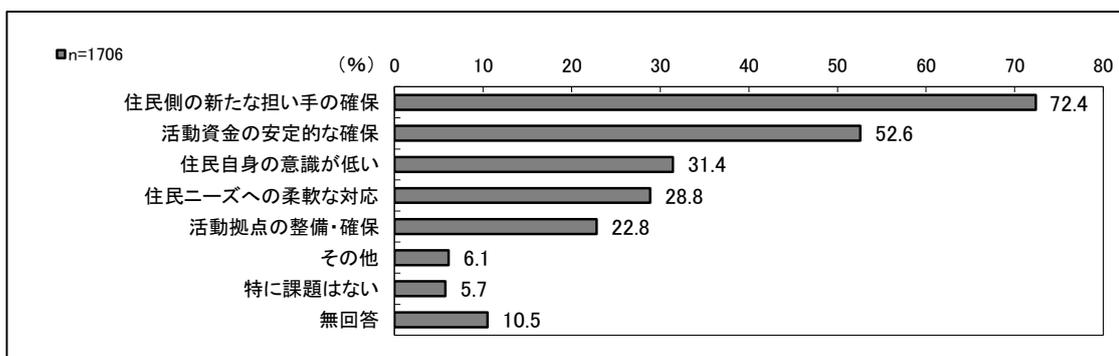


- 「住民側の新たな担い手の確保」が約7割で第1位。「活動資金の安定的な確保」が約5割で第2位。以下、「住民自身の意識が低い」「住民ニーズへの柔軟な対応」などが続く。

継続的に活動していく上での地域側の課題については、「住民側の新たな担い手の確保」(72.4%)が最も多く、次いで「活動資金の安定的な確保」(52.6%)、「住民自身の意識が低い」(31.4%)、「住民ニーズへの柔軟な対応」(28.8%)、「活動拠点の整備・確保」(22.8%)となっている。

なお、「特に課題はない」は5.7%となっている。

図表 継続的に活動していく上での地域側の課題



③継続的な運営のために必要な支援

問 15 地域運営組織における継続的運営を確保していくため、貴団体としてどのような支援を実施していく必要があると思いますか。あてはまるものをすべて選択してください。
【複数回答】

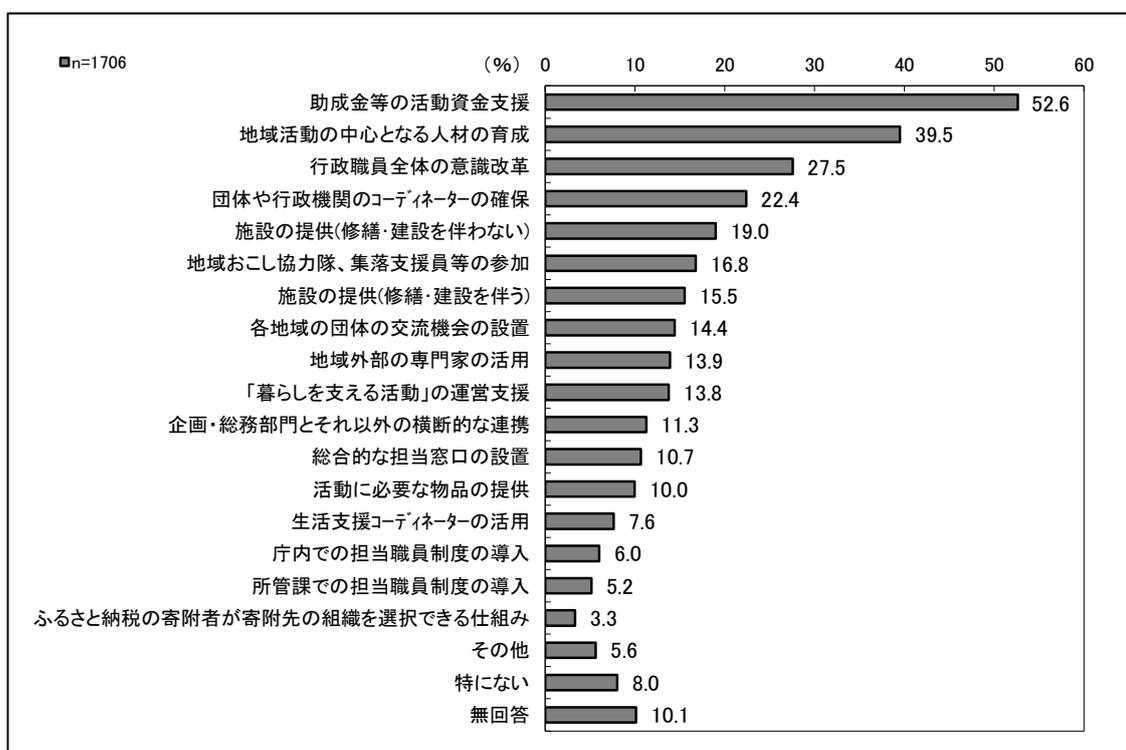


- 「助成金等の活動資金支援」が約5割を占め第1位。以下、「地域活動の中心となる人材の育成」「行政職員全体の意識改革」などが続く。

継続的な運営のために必要な支援については、「助成金等の活動資金支援」(52.6%)が最も多く、次いで「地域活動の中心となる人材の育成」(39.5%)、「行政職員全体の意識改革」(27.5%)、「団体や行政機関のコーディネーターの確保」(22.4%)、「施設の提供(修繕・建設を伴わない)」(19.0%)、「地域おこし協力隊、集落支援員等の参加」(16.8%)、「施設の提供(修繕・建設を伴う)」(15.5%)、「各地域の団体の交流機会の設置」(14.4%)、「地域外部の専門家の活用」(13.9%)、「『暮らしを支える活動』の運営支援」(13.8%)、「企画・総務部門とそれ以外の横断的な連携」(11.3%)、「総合的な担当窓口の設置」(10.7%)、「活動に必要な物品の提供」(10.0%)、「生活支援コーディネーターの活用」(7.6%)、「庁内での担当職員制度の導入」(6.0%)、「所管課での担当職員制度の導入」(5.2%)、「ふるさと納税の寄附者が寄附先の組織を選択できる仕組み」(3.3%)となっている。

なお、「特にない」は8.0%となっている。

図表 継続的な運営のために必要な支援



④国や都道府県に期待する支援

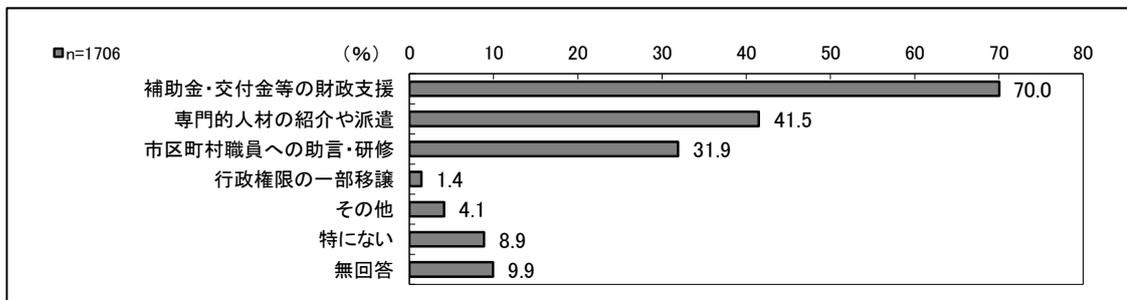
問 16 貴団体が地域運営組織の活動を継続的に支援していくにあたり、国や都道府県に対して期待する支援はありますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「補助金・交付金等の財政支援」が他を大きく引き離して第1位。

国や都道府県に期待する支援については、「補助金・交付金等の財政支援」(70.0%)が最も多く、次いで「専門的人材の紹介や派遣」(41.5%)、「市区町村職員への助言・研修」(31.9%)、「行政権限の一部移譲」(1.4%)となっている。

なお、「特にない」は8.9%となっている。

図表 国や都道府県に期待する支援



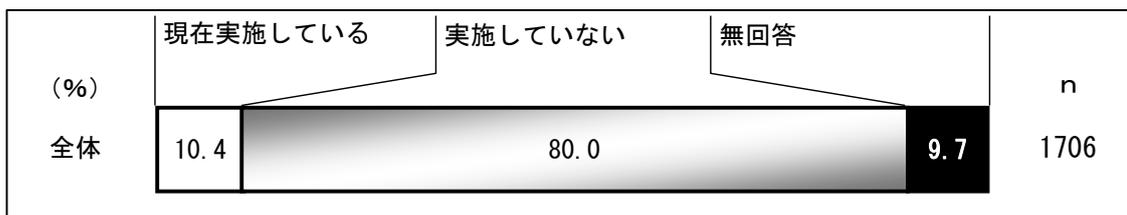
⑤住民の孤独・孤立対策のための施策の有無

問 17 貴団体が実施する地域運営組織への施策(補助金、交付金、その他の支援制度)のうち、高齢者世代、子育て世代、若者世代など幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策として位置づけている施策は実施していますか。(公表・非公表は問いません。)あてはまるものを1つ選択してください。

- 「実施していない」が8割、「現在実施している」は約1割を占める。

住民の孤独・孤立対策のための施策の有無については、「実施していない」が80.0%、「現在実施している」が10.4%となっている。

図表 住民の孤独・孤立対策のための施策の有無



⑥住民の孤独・孤立対策のための施策の実施予定

問 18 今後、高齢者世代、子育て世代、若者世代など幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策と位置づける施策を実施する予定はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「実施する予定はない」が約8割、「今後（も）実施する予定」は1割台半ばを占める。

住民の孤独・孤立対策のための施策の実施予定については、「実施する予定はない」が76.3%、「今後（も）実施する予定」が15.4%となっている。

図表 住民の孤独・孤立対策のための施策の実施予定

(%)	今後（も）実施する予定	実施する予定はない	無回答	n
全体	15.4	76.3	8.4	1706

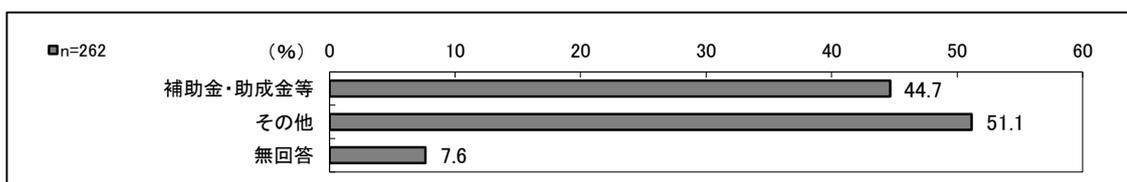
⑦実施予定の孤独・孤立対策のための施策

※問 18-1 は、問 18 で「1. 今後（も）実施する予定がある」と回答した団体にお聞きします。
問 18-1 施策の内容としてあてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「補助金・助成金等」が約4割を占める。

実施予定の孤独・孤立対策のための施策については、「補助金・助成金等」が44.7%、「その他」が51.1%となっている。

図表 実施予定の孤独・孤立対策のための施策



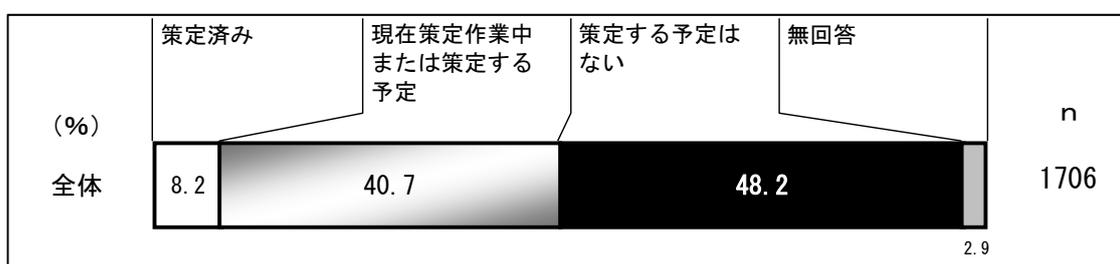
⑧DX 推進計画の策定状況

問 19 貴団体では DX 推進計画を策定していますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「策定する予定はない」が約5割、「現在策定作業中または策定する予定」が約4割を占める。「策定済み」は1割に満たない。

DX 推進計画の策定状況については、「策定する予定はない」が48.2%、「現在策定作業中または策定する予定」が40.7%、「策定済み」が8.2%となっている。

図表 DX 推進計画の策定状況



⑨地域運営組織の DX 推進のための取組予定

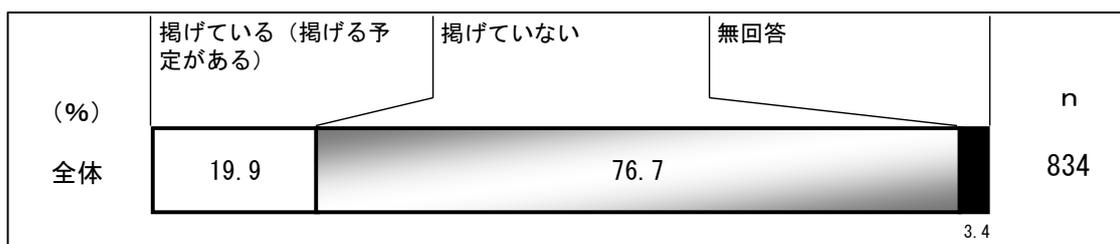
※問 19-1 は、問 19 で「1. 策定済み」、「2. 現在策定作業中または策定する予定がある」と回答した団体にお聞きします。

問 19-1 DX 推進計画において、地域運営組織の DX を推進するための取り組みを掲げていますか。あるいは掲げる予定はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「掲げていない」が約8割、「掲げている（掲げる予定がある）」は約2割を占める。

地域運営組織の DX 推進のための取組予定については、「掲げていない」が76.7%、「掲げている（掲げる予定がある）」が19.9%となっている。

図表 地域運営組織の DX 推進のための取組予定



第3節 調査結果（地域運営組織対象）

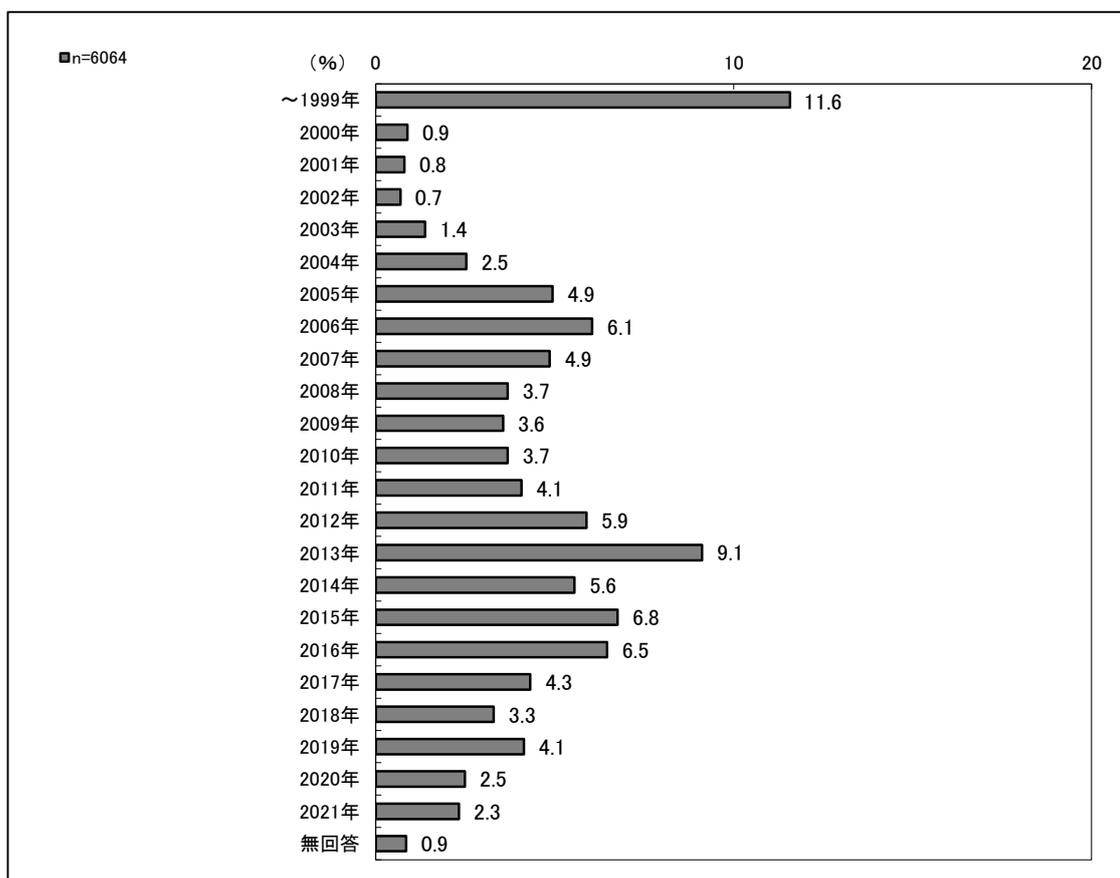
（1）属性

①地域運営組織の設立年

- 2000年以降では2006年前後と2013年前後に地域運営組織の設立が多い。近年の設立数は減少傾向。

地域運営組織の設立年については、1999年以前に設立されたものが多くなっている。2000年以降で見ると、2006年前後、2013年前後に設立された地域運営組織が比較的多い。一方、近年の設立数は減少傾向にある。

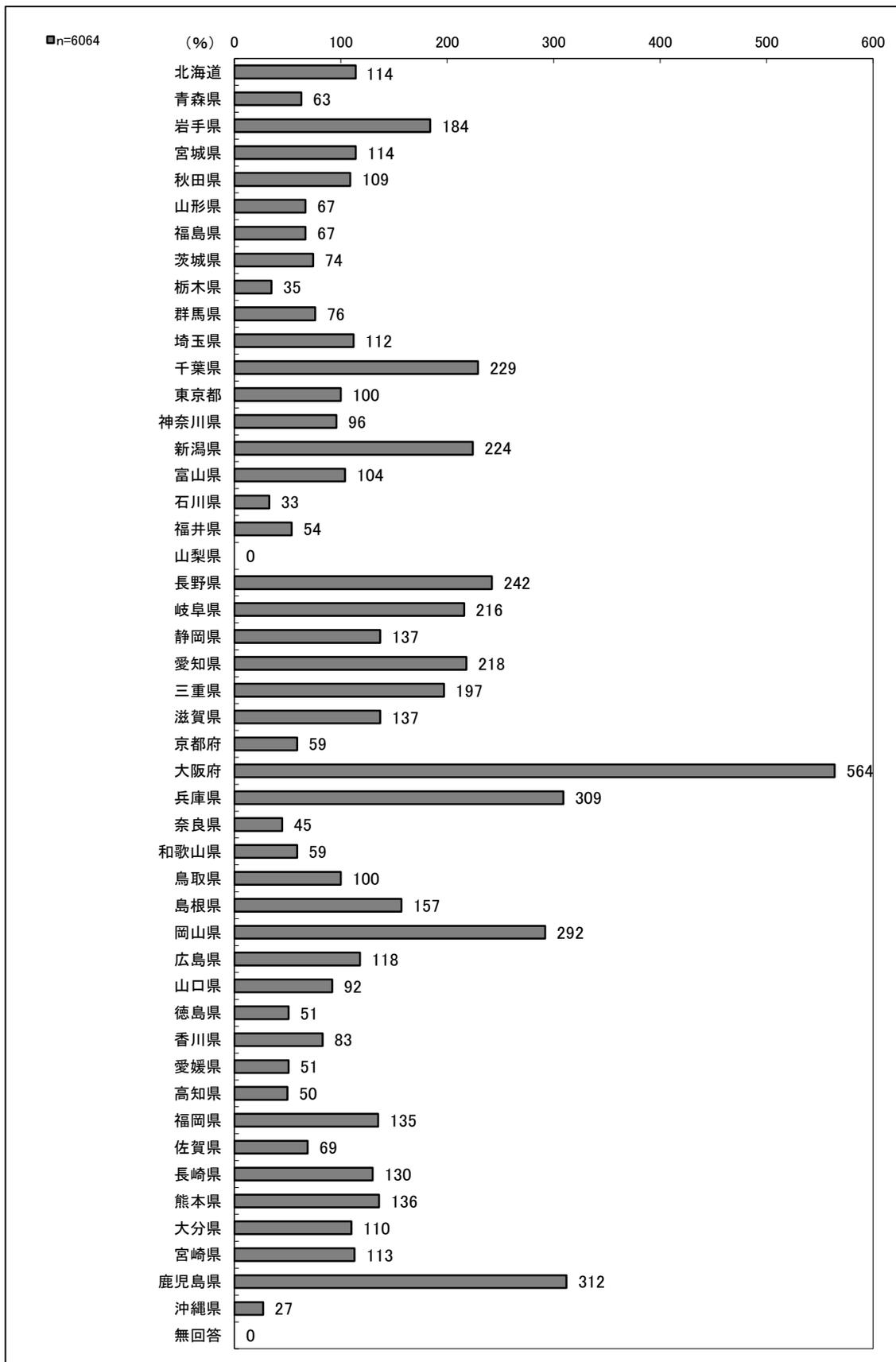
図表 地域運営組織の設立年



②都道府県別の地域運営組織票の数

回答のあった地域運営組織票の数を、都道府県別に見ると次のとおりとなっている。

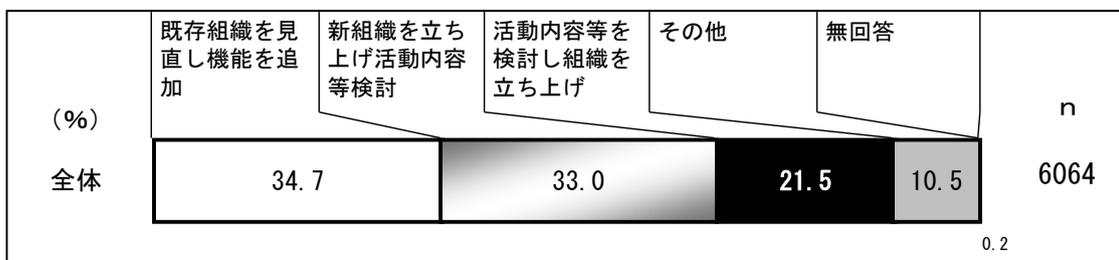
図表 都道府県別に見た地域運営組織票数



③組織の立ち上げ経緯

地域運営組織の立ち上げ経緯については、「既存組織を見直し機能を追加」が 34.7%、「新組織を立ち上げ活動内容等検討」が 33.0%、「活動内容等を検討し組織を立ち上げ」が 21.5%となっている。

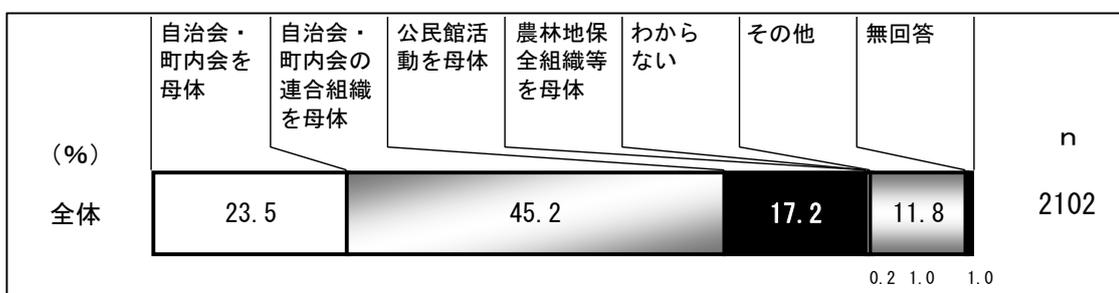
図表 組織の立ち上げ経緯



④母体組織

「既存組織を見直し機能を追加」した団体に対し、母体となった団体を尋ねたところ、「自治会・町内会の連合組織を母体」が 45.2%、「自治会・町内会を母体」が 23.5%、「公民館活動を母体」が 17.2%、「農林地保全組織等を母体」が 0.2%、「わからない」が 1.0%となっている。

図表 母体組織



(2) 組織運営

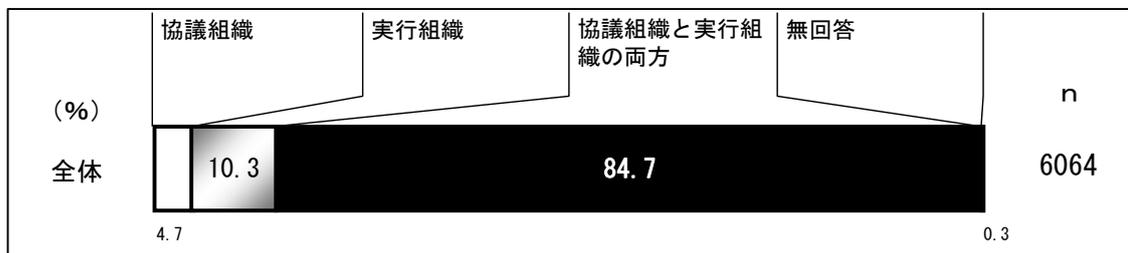
①組織分類

問4 貴団体は「協議組織」ですか、「実行組織」ですか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「協議組織と実行組織の両方」が約8割を占める。「実行組織」は約1割を占め、「協議組織」は1割に満たない。

組織分類については、「協議組織と実行組織の両方」が84.7%、「実行組織」が10.3%、「協議組織」が4.7%となっている。

図表 組織分類



②実行組織数

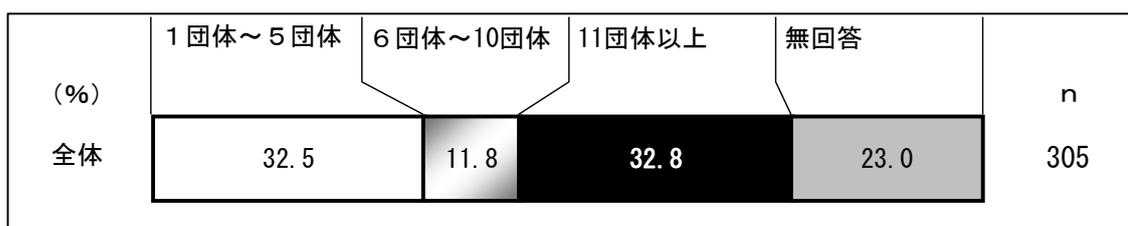
※問4-1と問4-2は、問4で「1. 協議組織」と回答した団体にお聞きします。

問4-1 貴団体が策定（決定）した地域のビジョンや地域運営の方針あるいは事業実施方針に沿って地域課題の解決に向けた取り組みを実践している組織（貴団体以外の実行組織）の組織数をご記入ください。

- 「11団体以上」と「1団体～5団体」がともに約3割を占める。

実行組織数については、「11団体以上」が32.8%、「1団体～5団体」が32.5%、「6団体～10団体」が11.8%となっている。

図表 実行組織数



③「協議組織」として設立されている地域運営組織とともに活動する実行組織の類型

※問4-1と問4-2は、問4で「1. 協議組織」と回答した団体にお聞きします。

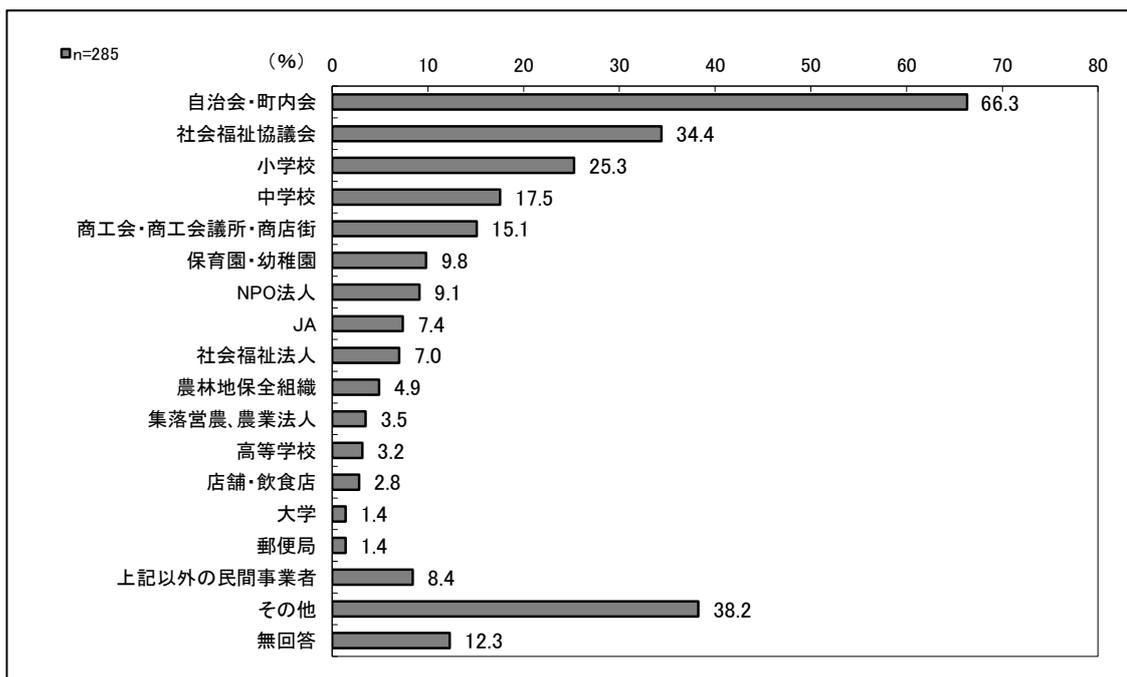
問4-2 問4-1の「実践している組織」として該当する組織をすべて選択してください。(貴団体を除く。)【複数回答】



- 地域運営組織が「協議組織」である場合、実践活動を行う「実行組織」の類型は、「自治会・町内会」が他を大きく引き離して第1位。

自らを「協議組織」と認識する地域運営組織に対して、策定（決定）した地域のビジョンや地域運営の方針あるいは事業実施方針に沿って地域課題に向けた取組を実践している「実行組織」の類型を尋ねたところ、「自治会・町内会」(66.3%)が最も多く、次いで「社会福祉協議会」(34.4%)、「小学校」(25.3%)、「中学校」(17.5%)、「商工会・商工会議所・商店街」(15.1%)、「保育園・幼稚園」(9.8%)、「NPO法人」(9.1%)、「上記以外の民間事業者」(8.4%)、「JA」(7.4%)、「社会福祉法人」(7.0%)、「農林地保全組織」(4.9%)、「集落営農、農業法人」(3.5%)、「高等学校」(3.2%)、「店舗・飲食店」(2.8%)、「大学」(1.4%)、「郵便局」(1.4%)、「その他」(38.2%)となっている。

図表 「協議組織」として設立されている地域運営組織とともに活動する実行組織の類型



④実行組織の活動方針を定めるもの

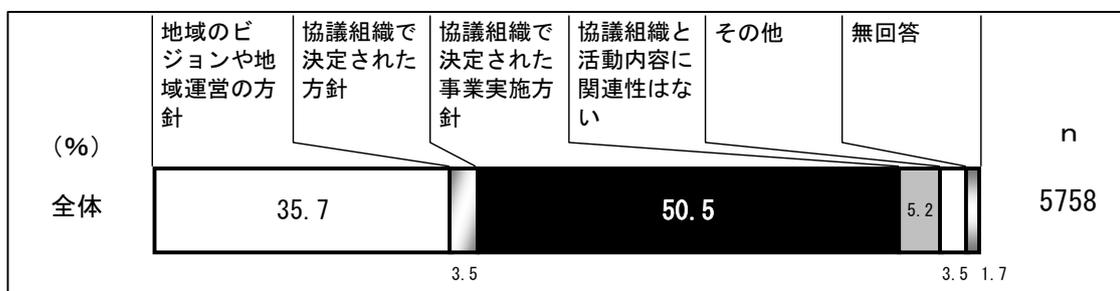
※問4-3と問4-4は、問4で「2. 実行組織」または「3. 協議組織と実行組織の両方」を回答した団体にお聞きします。

問4-3 貴団体について、あてはまるものを1つ選択してください。

- 「協議組織で決定された事業実施方針」が約5割、「地域のビジョンや地域運営の方針」が3割台半ばを占める。

実行方針の活動方針を定めるものについては、「協議組織で決定された事業実施方針」が50.5%、「地域のビジョンや地域運営の方針」が35.7%、「協議組織と活動内容に関連性はない」が5.2%、「協議組織で決定された方針」が3.5%となっている。

図表 実行組織の活動方針を定めるもの



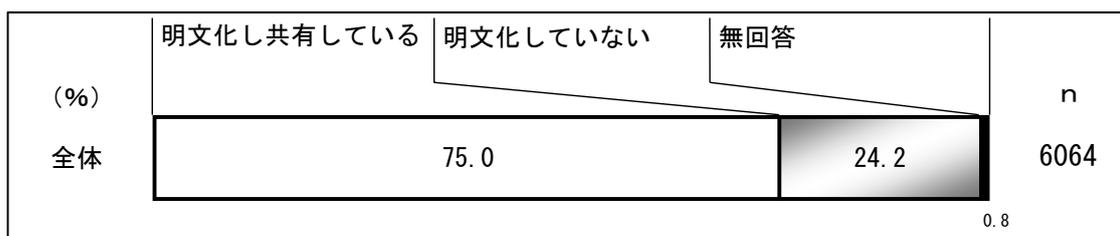
⑤地域運営の方針の共有状況

問5 貴団体では、地域のビジョンや地域運営の方針を明文化し団体内で共有していますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「明文化し共有している」が7割台半ばを占める。

地域運営の方針の共有状況については、「明文化し共有している」が75.0%、「明文化していない」が24.2%となっている。

図表 地域運営の方針の共有状況



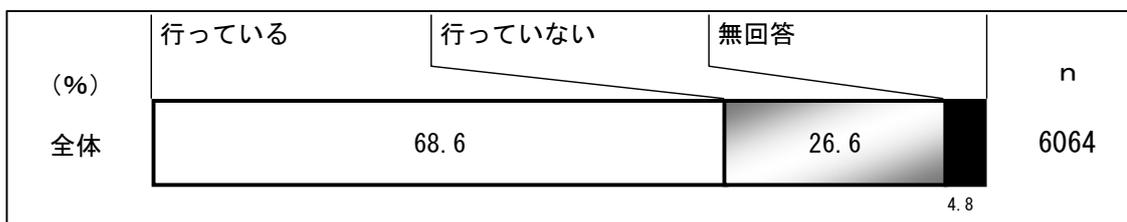
⑥地域運営の方針の定期的な見直しの有無

問6 地域のビジョンや地域運営の方針を定期的な見直しを行っていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「(見直しを) 行っている」が約7割、「行っていない」が約3割を占める。

地域運営の方針の定期的な見直しの有無については、「行っている」が68.6%、「行っていない」(26.6%)となっている。

図表 地域運営の方針の定期的な見直しの有無



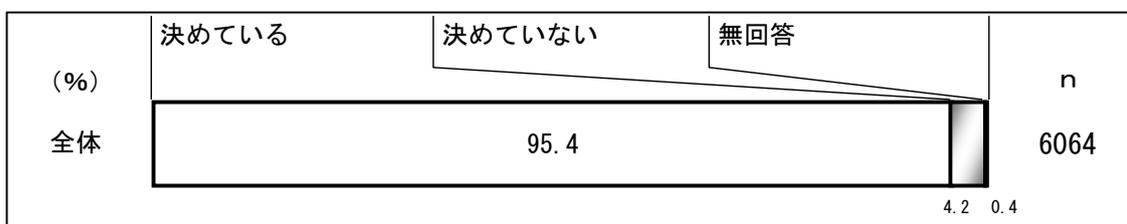
⑦実行組織の事業実施方針の決定の有無

問7 貴団体では、実行組織の事業実施方針（事業計画や予算等）を決めていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- ほとんどの団体が「(事業実施方針を) 決めている」。

実行組織の事業実施方針の決定の有無については、「決めている」が95.4%、「決めていない」が4.2%となっている。

図表 実行組織の事業実施方針の決定の有無



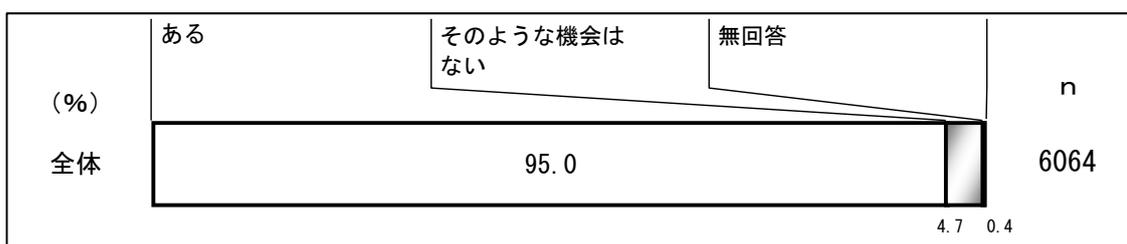
⑧組織の体制等に関する協議の有無

問8 貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議を行う機会がありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- ほとんどの団体が、組織の体制等に関する協議の機会を有している。

組織の体制等に関する協議の有無については、「ある」が95.0%、「そのような機会はない」が4.7%となっている。

図表 組織の体制等に関する協議の有無



⑨組織の体制等に関する協議の頻度

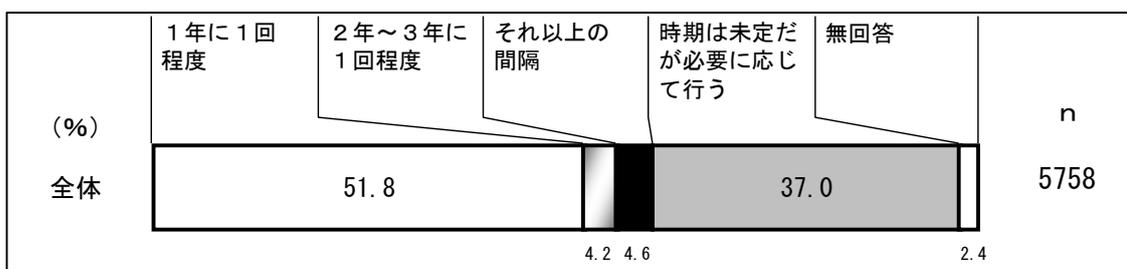
※問8-1は、問8で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

問8-1 貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議をどの程度の間隔（頻度）で行うことにしていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「1年に1回程度」が約5割、「時期は未定だが必要に応じて行う」が約4割を占める。

組織の体制等に関する協議の頻度については、「1年に1回程度」が51.8%、「時期は未定だが必要に応じて行う」が37.0%、「それ以上の間隔」が4.6%、「2年～3年に1回程度」が4.2%となっている。

図表 組織の体制等に関する協議の頻度



(3) 実施している活動と収益性

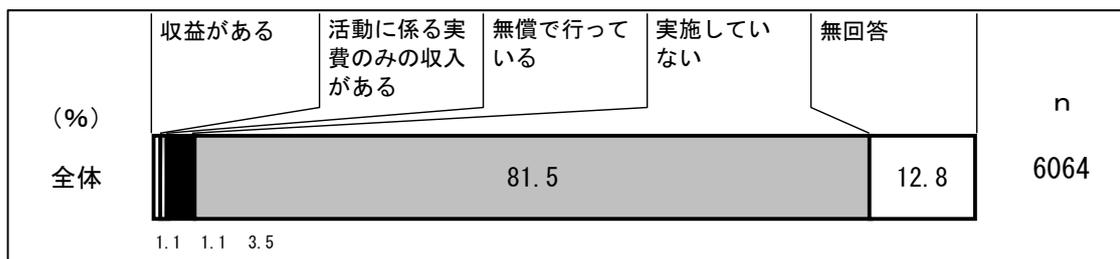
①活動の収益性

問9 貴団体が実施している活動の収益性についてあてはまるものをそれぞれ選択してください。

- 全体的に「収益がある」活動は少ない。②公的施設の維持管理（指定管理など）、⑱名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）などで、若干の団体が収益を得ているのみ。
- ⑨高齢者交流サービス、⑳祭り・運動会・音楽会などの運営などは、「活動に係る実費のみの収入がある」の割合が比較的高くなっている。
- ㉑防災訓練・研修、㉒広報紙の作成・発行（Web 媒体による情報発信等を含む）などは、「無償で行っている」の割合が比較的高くなっている。

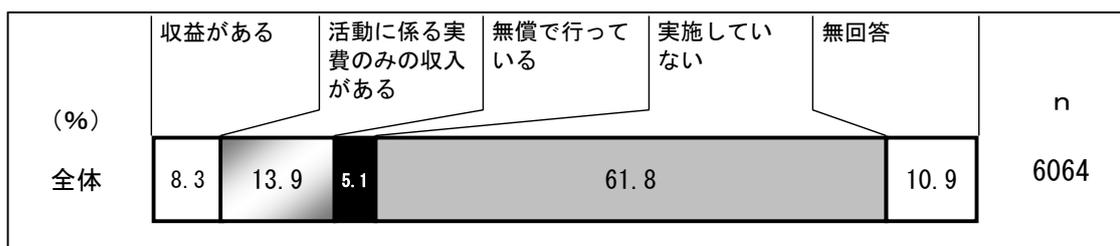
①市区町村の窓口代行については、「実施していない」が 81.5%、「無償で行っている」が 3.5%、「活動に係る実費のみの収入がある」「収益がある」が 1.1%（同率）となっている。

図表 ① 市区町村の窓口代行



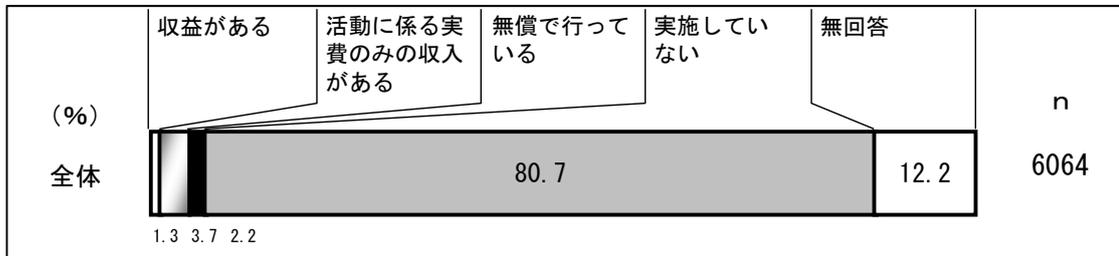
②公的施設の維持管理（指定管理など）については、「実施していない」が 61.8%、「活動に係る実費のみの収入がある」が 13.9%、「収益がある」が 8.3%、「無償で行っている」が 5.1%となっている。

図表 ② 公的施設の維持管理（指定管理など）



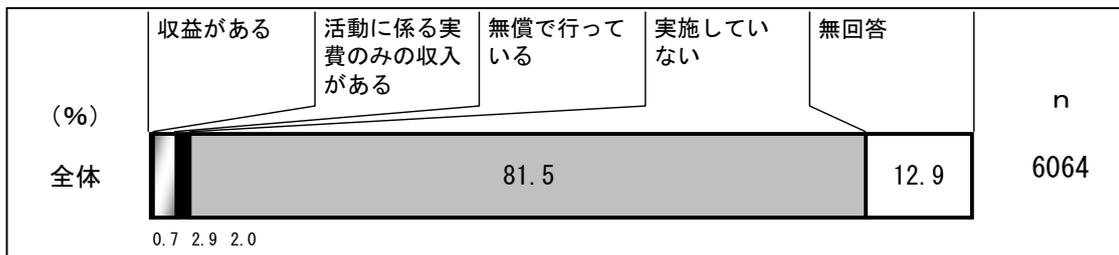
③コミュニティバスの運行、その他外出支援サービスについては、「実施していない」が80.7%、「活動に係る実費のみの収入がある」が3.7%、「無償で行っている」が2.2%、「収益がある」が1.3%となっている。

図表 ③ コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス



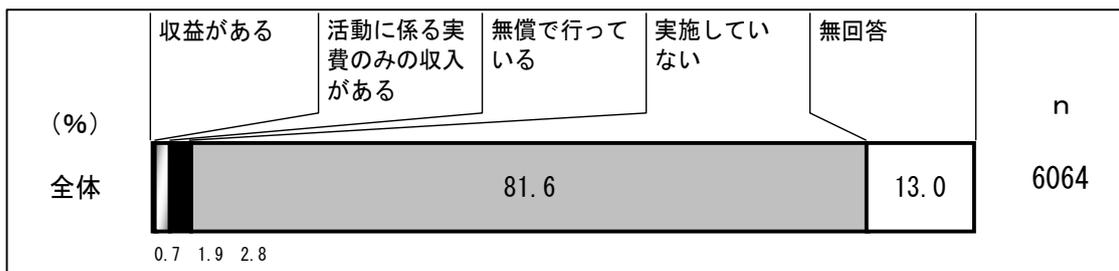
④送迎サービス（学校、病院、その他高齢者福祉施設など）については、「実施していない」が81.5%、「活動に係る実費のみの収入がある」が2.9%、「無償で行っている」が2.0%、「収益がある」が0.7%となっている。

図表 ④ 送迎サービス（学校、病院、その他高齢者福祉施設など）



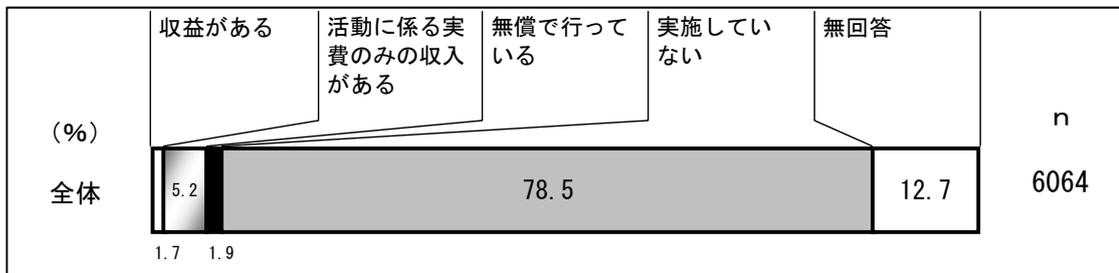
⑤雪かき・雪下ろしについては、「実施していない」が81.6%、「無償で行っている」が2.8%、「活動に係る実費のみの収入がある」が1.9%、「収益がある」が0.7%となっている。

図表 ⑤ 雪かき・雪下ろし



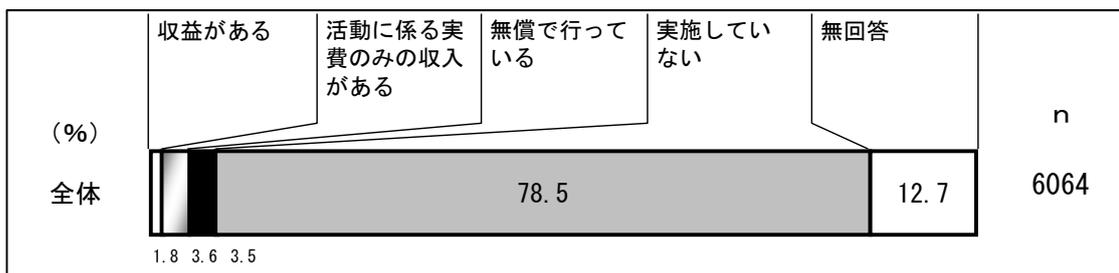
⑥家事支援（清掃や庭木の剪定など）については、「実施していない」が78.5%、「活動に係る実費のみの収入がある」が5.2%、「無償で行っている」が1.9%、「収益がある」が1.7%となっている。

図表 ⑥ 家事支援（清掃や庭木の剪定など）



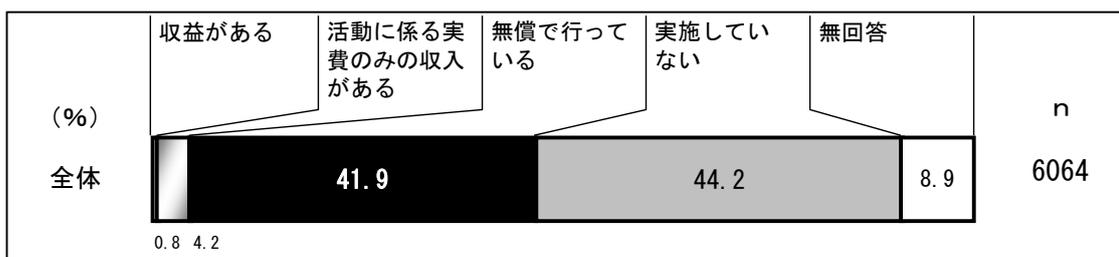
⑦買い物支援（配達、地域商店の運営、移動販売など）については、「実施していない」が78.5%、「活動に係る実費のみの収入がある」が3.6%、「無償で行っている」が3.5%、「収益がある」が1.8%となっている。

図表 ⑦ 買い物支援（配達、地域商店の運営、移動販売など）



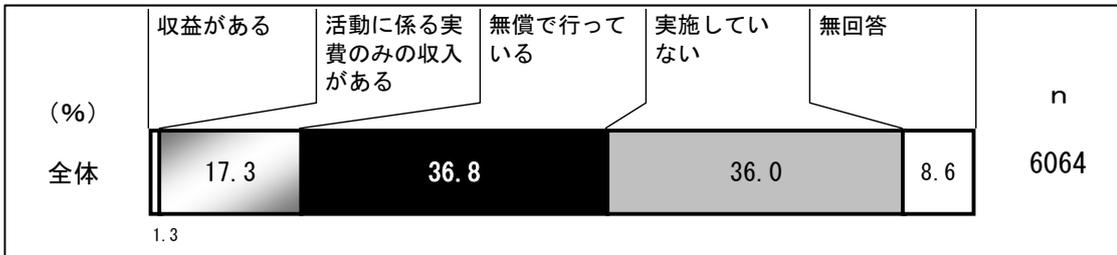
⑧声かけ、見守りサービスについては、「実施していない」が44.2%、「無償で行っている」が41.9%、「活動に係る実費のみの収入がある」が4.2%、「収益がある」が0.8%となっている。

図表 ⑧ 声かけ、見守りサービス



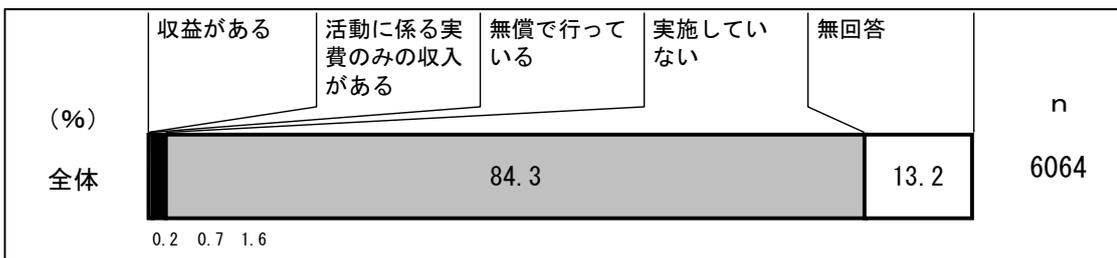
⑨高齢者交流サービスについては、「無償で行っている」が 36.8%、「実施していない」が 36.0%、「活動に係る実費のみの収入がある」が 17.3%、「収益がある」が 1.3%となっている。

図表 ⑨ 高齢者交流サービス



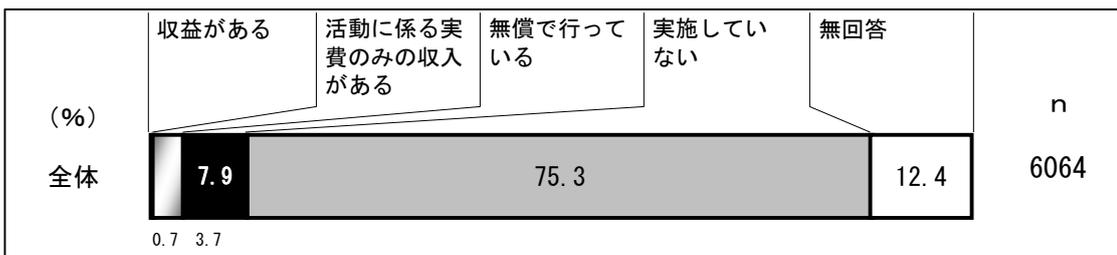
⑩保育サービス・一時預かりについては、「実施していない」が 84.3%、「無償で行っている」が 1.6%、「活動に係る実費のみの収入がある」が 0.7%、「収益がある」が 0.2%となっている。

図表 ⑩ 保育サービス・一時預かり



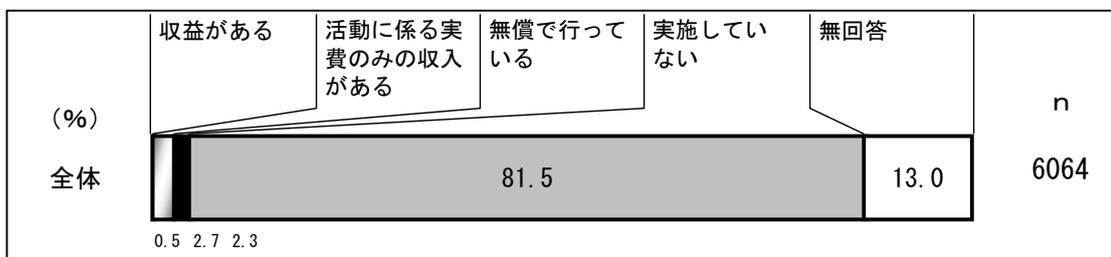
⑪子どもの学習支援、学童については、「実施していない」が 75.3%、「無償で行っている」が 7.9%、「活動に係る実費のみの収入がある」が 3.7%、「収益がある」が 0.7%となっている。

図表 ⑪ 子どもの学習支援、学童



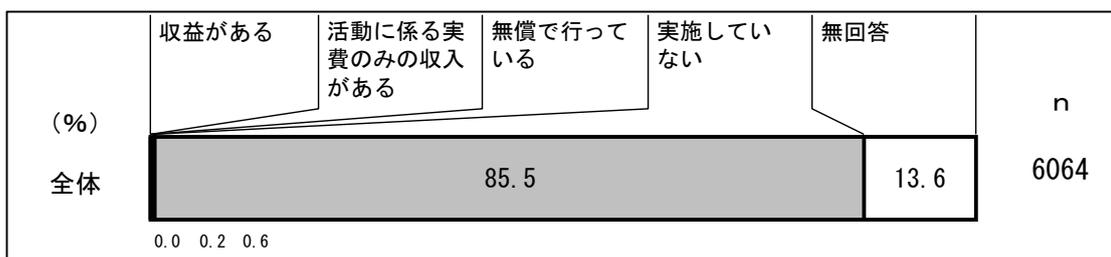
⑫子ども食堂など福祉的な食堂の運営（地域の食堂として全年齢に開放している場合も含む。）については、「実施していない」が 81.5%、「活動に係る実費のみの収入がある」が 2.7%、「無償で行っている」が 2.3%、「収益がある」が 0.5%となっている。

図表 ⑫ 子ども食堂など福祉的な食堂の運営



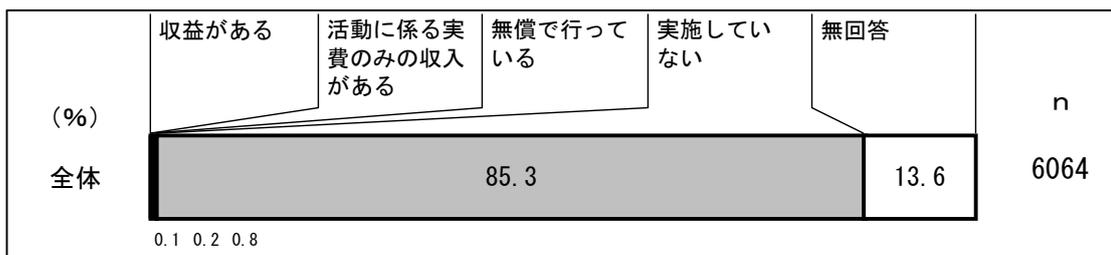
⑬ファミリー・サポート・センター事業については、「実施していない」が 85.5%、「無償で行っている」が 0.6%、「活動に係る実費のみの収入がある」が 0.2%、「収益がある」は 0.0%となっている。

図表 ⑬ ファミリー・サポート・センター事業



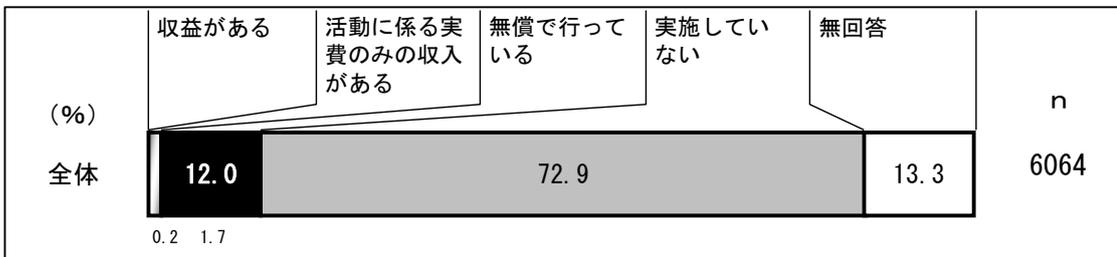
⑭発達に不安のある子どもへの支援については、「実施していない」が 85.3%、「無償で行っている」が 0.8%、「活動に係る実費のみの収入がある」が 0.2%、「収益がある」が 0.1%となっている。

図表 ⑭ 発達に不安のある子どもへの支援



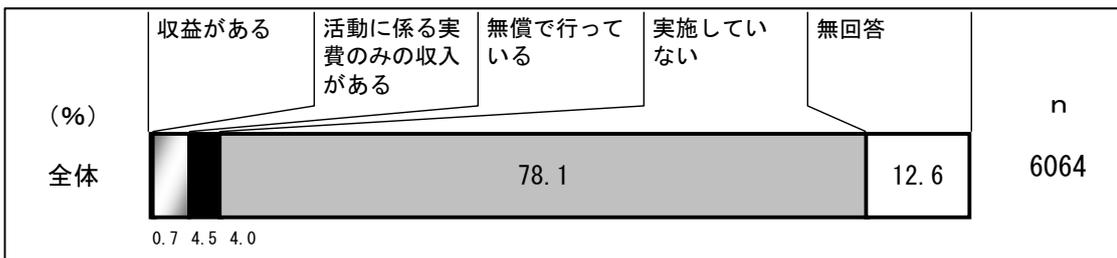
⑮子育て中の保護者が集まる場の提供については、「実施していない」が72.9%、「無償で行っている」が12.0%、「活動に係る実費のみの収入がある」が1.7%、「収益がある」が0.2%となっている。

図表 ⑮ 子育て中の保護者が集まる場の提供



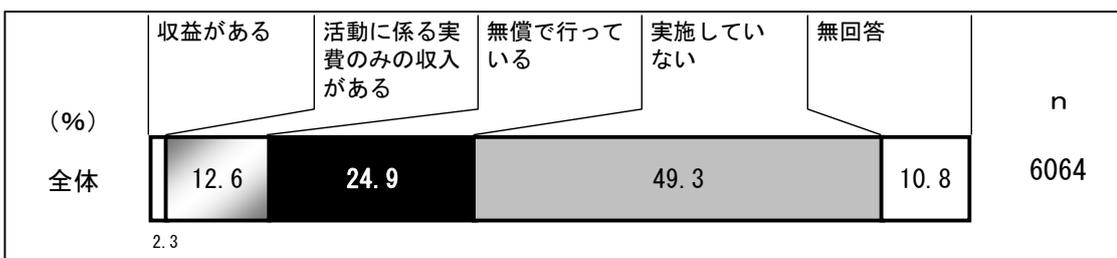
⑯弁当配達・給配食サービスについては、「実施していない」が78.1%、「活動に係る実費のみの収入がある」が4.5%、「無償で行っている」が4.0%、「収益がある」が0.7%となっている。

図表 ⑯ 弁当配達・給配食サービス



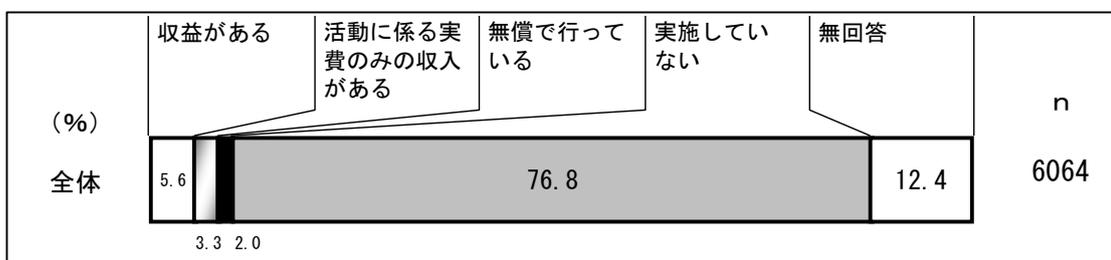
⑰体験交流事業については、「実施していない」が49.3%、「無償で行っている」が24.9%、「活動に係る実費のみの収入がある」が12.6%、「収益がある」が2.3%となっている。

図表 ⑰ 体験交流事業



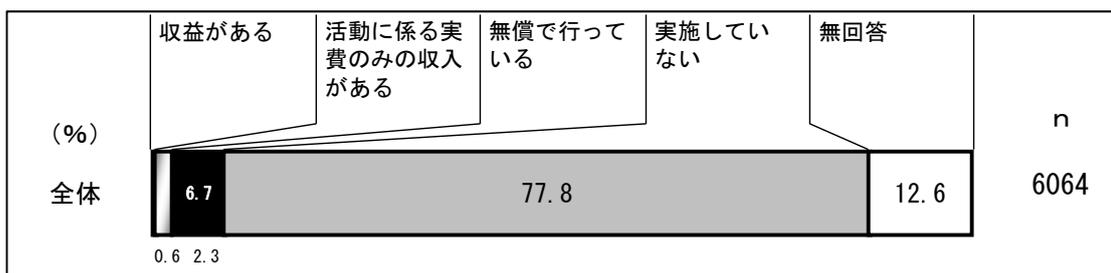
⑱名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）については、「実施していない」が76.8%、「収益がある」が5.6%、「活動に係る実費のみの収入がある」が3.3%、「無償で行っている」が2.0%となっている。

図表 ⑱ 名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）



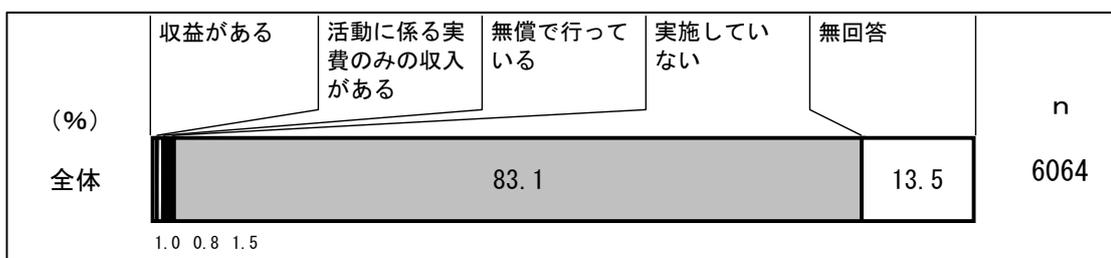
⑲空き家や里山などの維持・管理については、「実施していない」が77.8%、「無償で行っている」が6.7%、「活動に係る実費のみの収入がある」が2.3%、「収益がある」が0.6%となっている。

図表 ⑲ 空き家や里山などの維持・管理



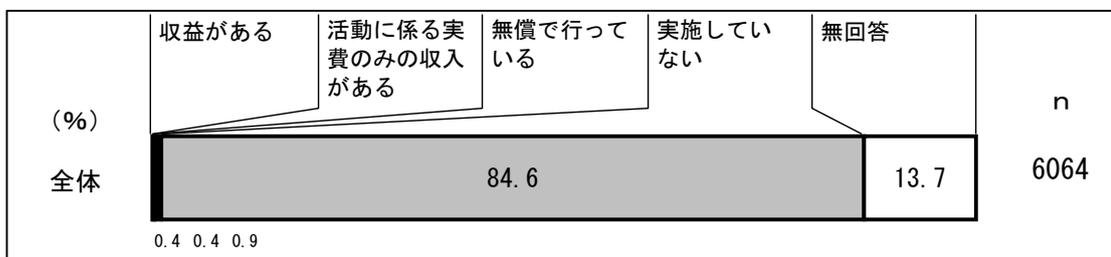
⑳農業については、「実施していない」が83.1%、「無償で行っている」が1.5%、「収益がある」が1.0%、「活動に係る実費のみの収入がある」が0.8%となっている。

図表 ⑳ 農業



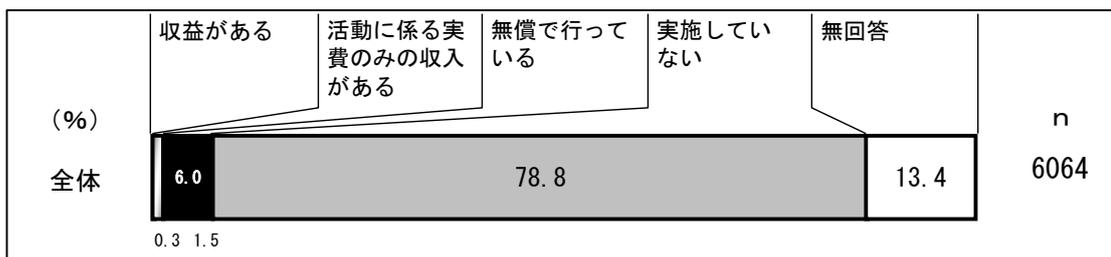
②農地の一元的管理（栽培管理含む）については、「実施していない」が84.6%、「無償で行っている」が0.9%、「収益がある」「活動に係る実費のみの収入がある」が0.4%（同率）となっている。

図表 ②① 農地の一元的管理（栽培管理含む）



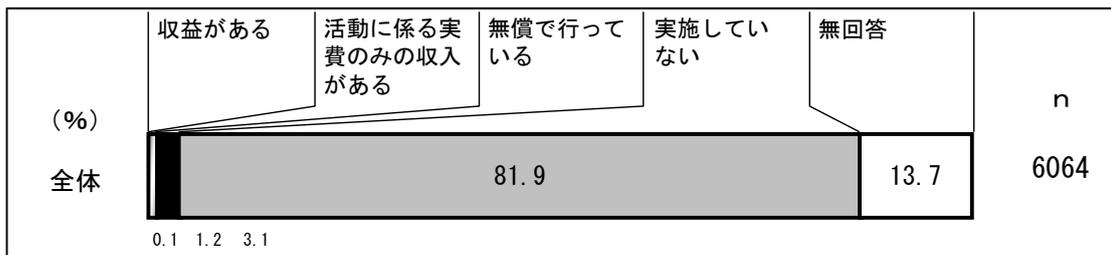
②水路等の草刈りや泥上げ、農道等の補修については、「実施していない」が78.8%、「無償で行っている」が6.0%、「活動に係る実費のみの収入がある」が1.5%、「収益がある」が0.3%となっている。

図表 ②② 水路等の草刈りや泥上げ、農道等の補修



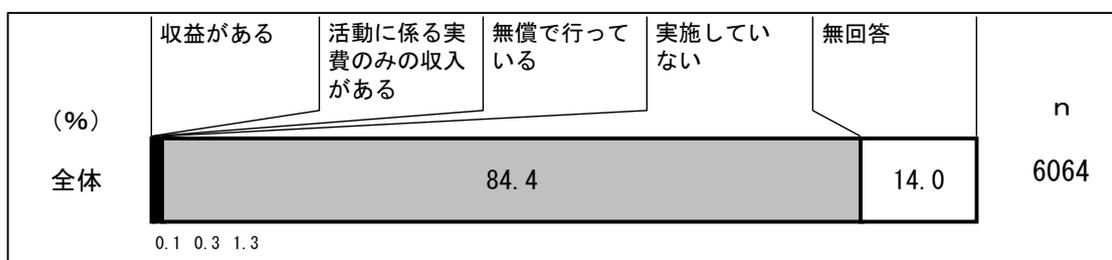
③農村景観の保全、鳥獣被害防止のための緩衝帯の設置については、「実施していない」が81.9%、「無償で行っている」が3.1%、「活動に係る実費のみの収入がある」が1.2%、「収益がある」が0.1%となっている。

図表 ②③ 農村景観の保全、鳥獣被害防止のための緩衝帯の設置



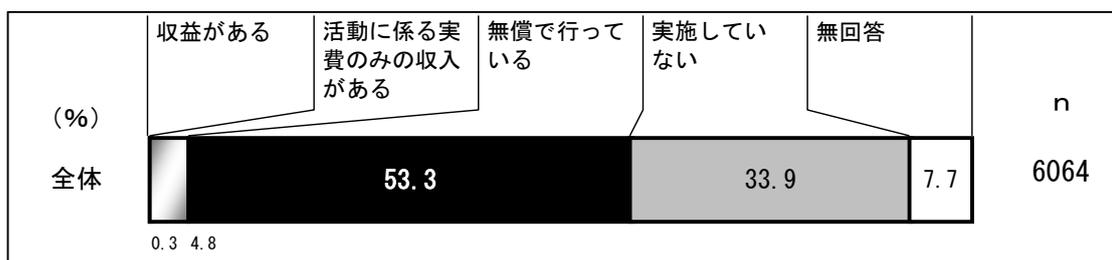
②④農業と福祉を組み合わせた活動については、「実施していない」が84.4%、「無償で行っている」が1.3%、「活動に係る実費のみの収入がある」が0.3%、「収益がある」が0.1%となっている。

図表 ②④ 農業と福祉を組み合わせた活動



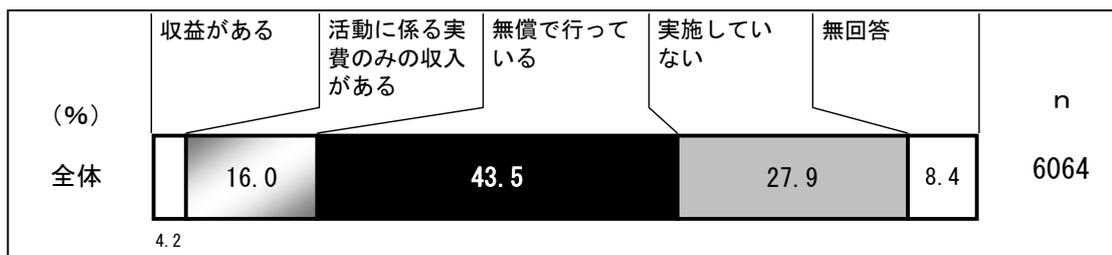
②⑤防災訓練・研修については、「無償で行っている」が53.3%、「実施していない」が33.9%、「活動に係る実費のみの収入がある」が4.8%、「収益がある」が0.3%となっている。

図表 ②⑤ 防災訓練・研修



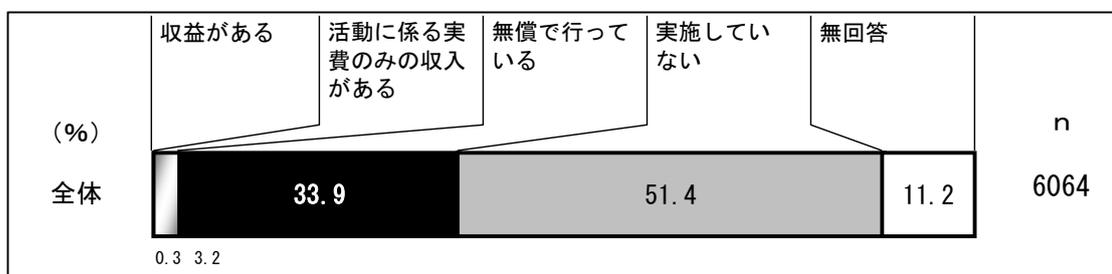
②⑥祭り・運動会・音楽会などの運営については、「無償で行っている」が43.5%、「実施していない」が27.9%、「活動に係る実費のみの収入がある」が16.0%、「収益がある」が4.2%となっている。

図表 ②⑥ 祭り・運動会・音楽会などの運営



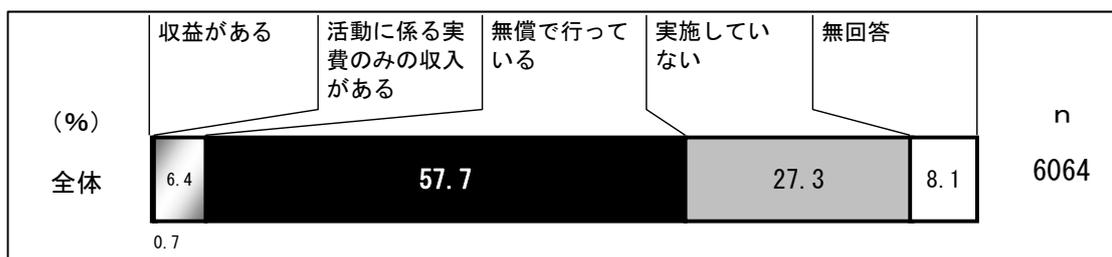
⑳地域の調査・研究・学習については、「実施していない」が51.4%、「無償で行っている」が33.9%、「活動に係る実費のみの収入がある」が3.2%、「収益がある」が0.3%となっている。

図表 ㉑ 地域の調査・研究・学習



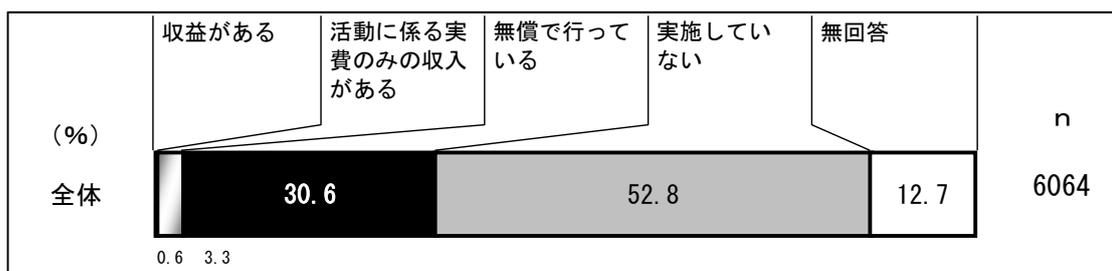
㉒広報紙の作成・発行（Web 媒体による情報発信等を含む）については、「無償で行っている」が57.7%、「実施していない」が27.3%、「活動に係る実費のみの収入がある」が6.4%、「収益がある」が0.7%となっている。

図表 ㉓ 広報紙の作成・発行（Web 媒体による情報発信等を含む）



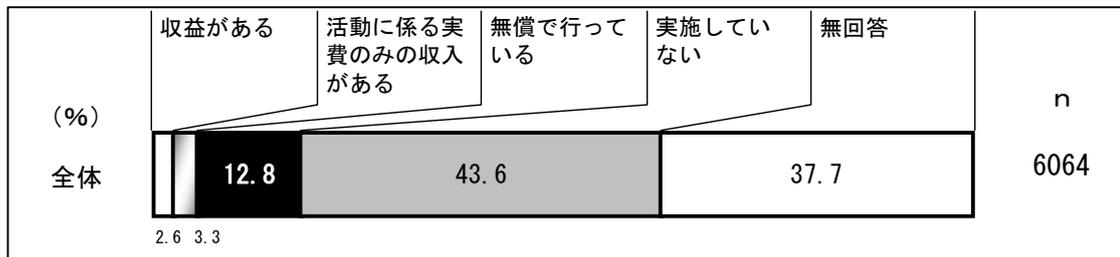
㉔地域の諸団体（自治会や集落を含む）の事務や活動の補助については、「実施していない」が52.8%、「無償で行っている」が30.6%、「活動に係る実費のみの収入がある」が3.3%、「収益がある」が0.6%となっている。

図表 ㉕ 地域の諸団体（自治会や集落を含む）の事務や活動の補助



③⑩その他については、「実施していない」が43.6%、「無償で行っている」が12.8%、「活動に係る実費のみの収入がある」が3.3%、「収益がある」が2.6%となっている。

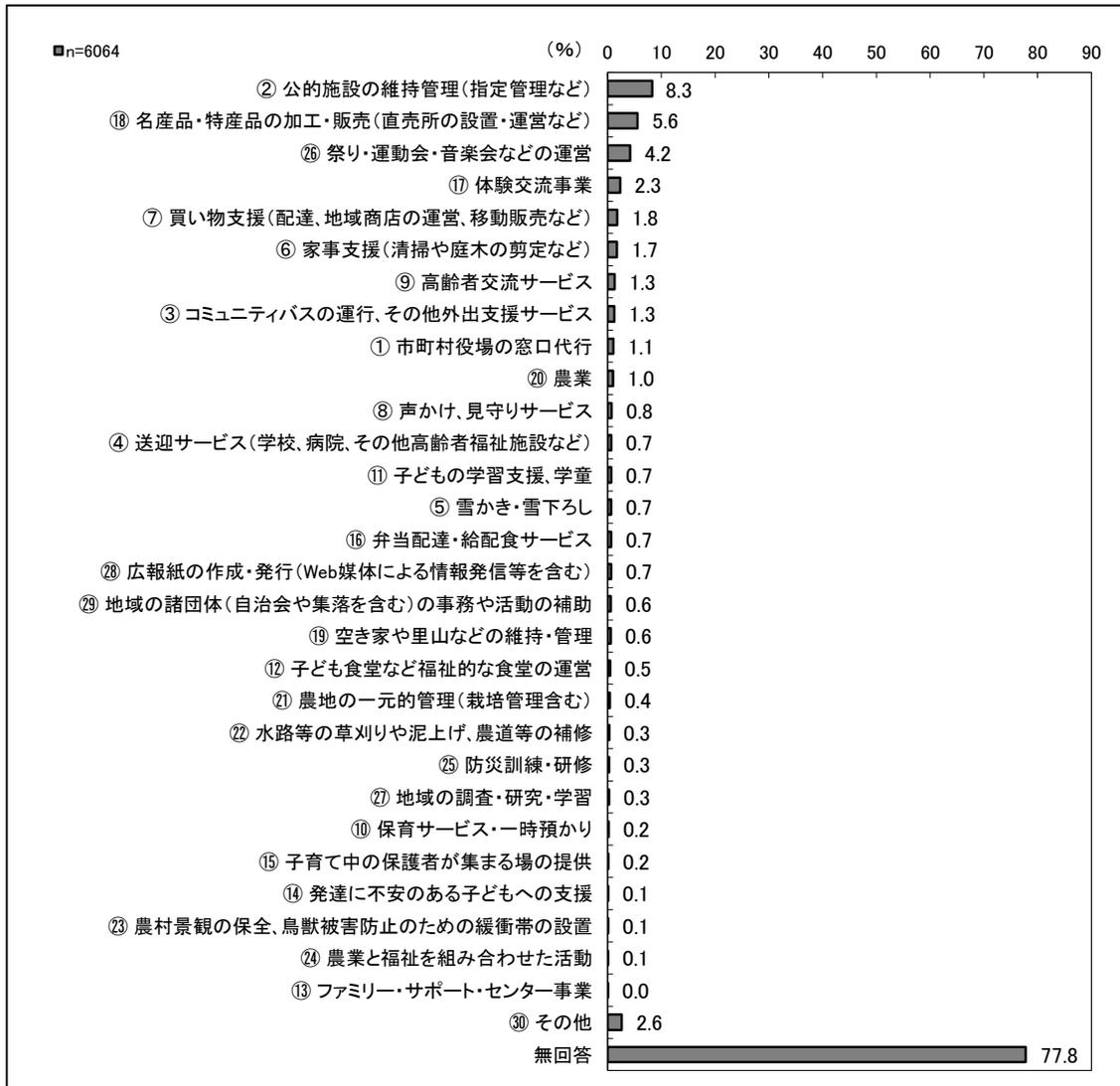
図表 ③⑩ その他



「収益がある」と回答した割合が高い活動を降順に並べると次のとおり。

「②公的施設の維持管理（指定管理など）」が最も高く、次いで「⑱名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）」「⑳祭り・運動会・音楽会などの運営」「㉑体験交流事業」「㉒買い物支援（配達、地域商店の運営、移動販売など）」の順となっている。

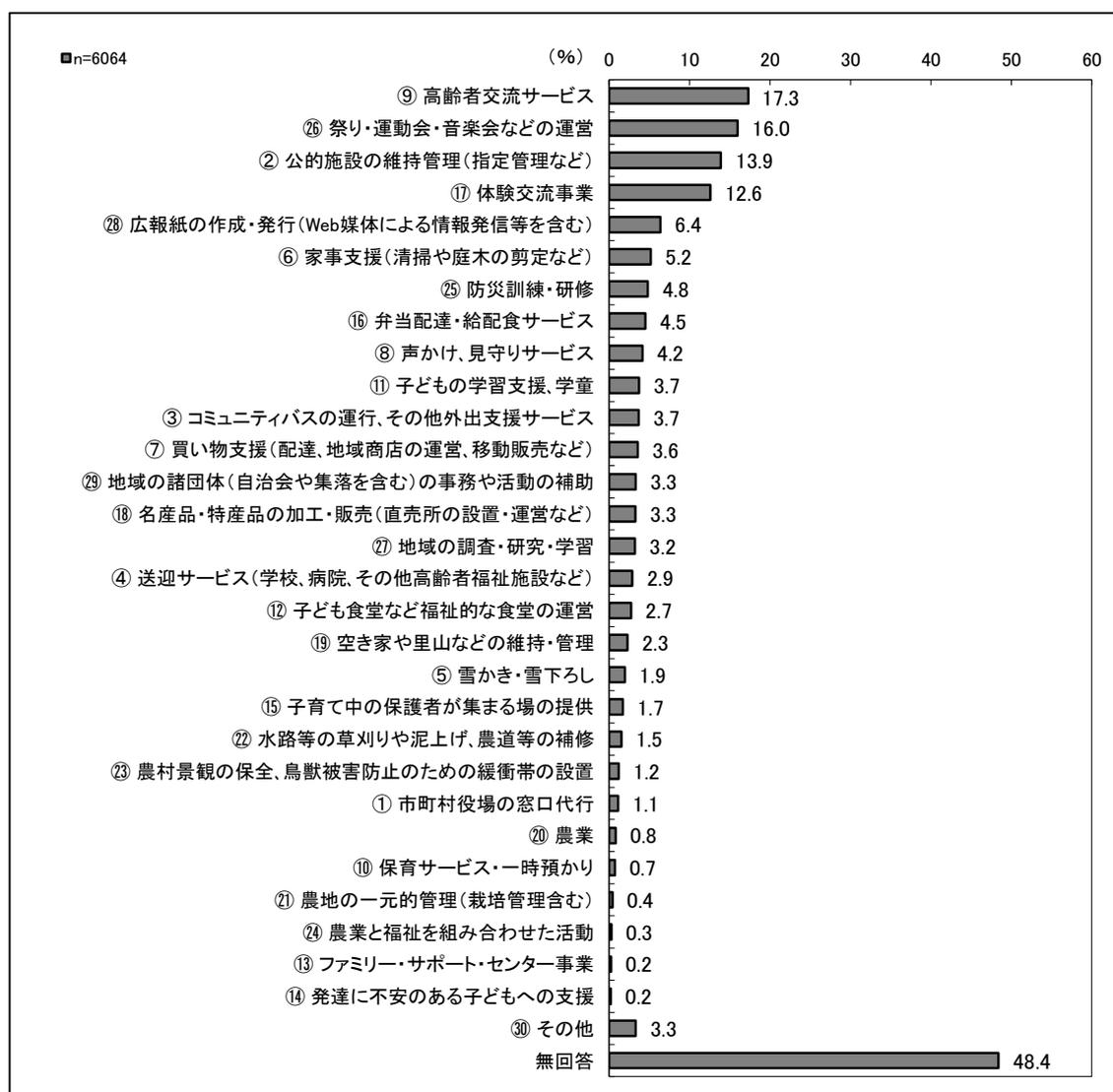
図表 「収益がある」と回答した割合が高い活動（降順）



「活動に係る実費のみの収入がある」と回答した割合が高い活動を降順に並べると次のとおり。

「⑨高齢者交流サービス」が最も高く、次いで「⑳祭り・運動会・音楽会などの運営」「②公的施設の維持管理(指定管理など)」「⑰体験交流事業」「㉔広報紙の作成・発行(Web媒体による情報発信等を含む)」の順となっている。

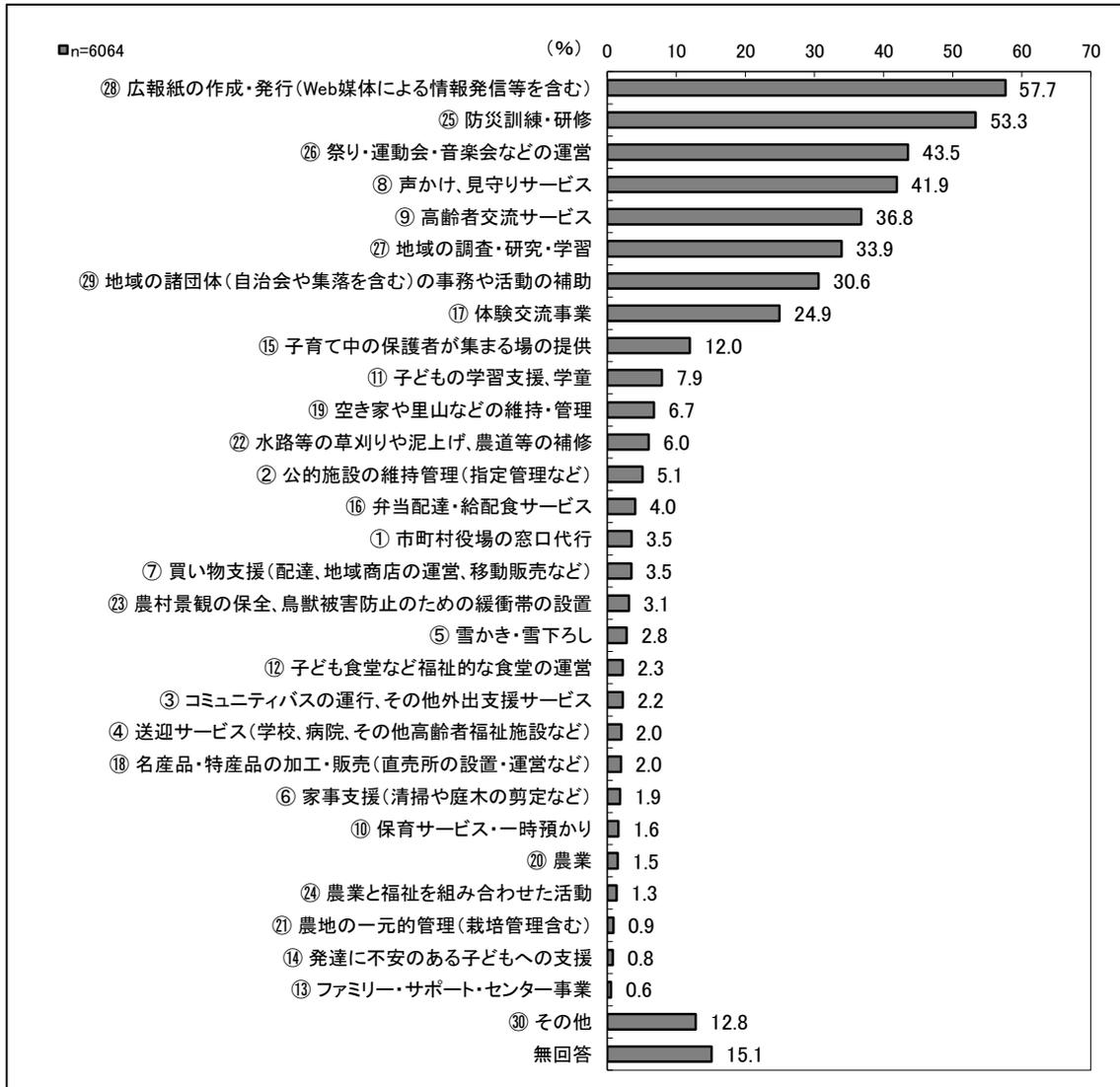
図表 「活動に係る実費のみの収入がある」と回答した割合が高い活動（降順）



「無償で行っている」と回答した割合が高い活動を降順に並べると次のとおり。

「⑳広報紙の作成・発行（Web媒体による情報発信等を含む）」が最も高く、次いで「㉕防災訓練・研修」「㉖祭り・運動会・音楽会などの運営」「㉑声かけ、見守りサービス」「㉑高齢者交流サービス」の順となっている。

図表 「無償で行っている」と回答した割合が高い活動（降順）



(4) 主要な活動

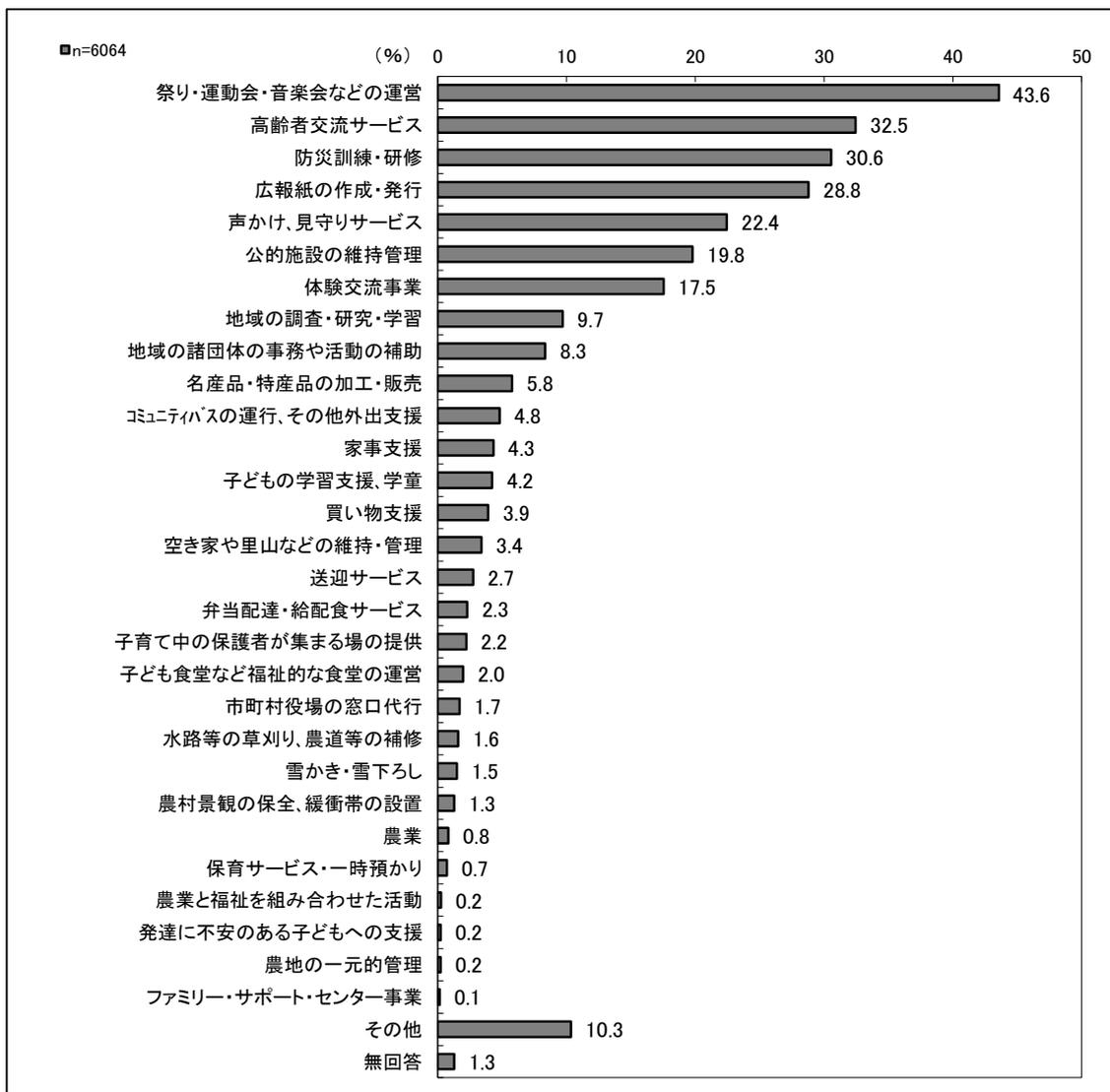
①実施している活動のうち、主要な活動であると考えているもの

問 10 貴団体が実施している活動について、主要な活動であると考えているもの上位3つを選択してください。【複数回答】

- 「祭り・運動会・音楽会などの運営」が約4割を占め第1位。以下、「高齢者交流サービス」「防災訓練・研修」などが続く。

実施している活動のうち、主要な活動と考えているものについては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」(43.6%)が最も多く、次いで「高齢者交流サービス」(32.5%)、「防災訓練・研修」(30.6%)、「広報紙の作成・発行」(28.8%)、「声かけ、見守りサービス」(22.4%)、「公的施設の維持管理」(19.8%)、「体験交流事業」(17.5%)、「地域の調査・研究・学習」(9.7%)、「地域の諸団体の事務や活動の補助」(8.3%)、「名産品・特産品の加工・販売」(5.8%)、「コミュニティバスの運行、その他外出支援」(4.8%)、「家事支援」(4.3%)、「子どもの学習支援、学童」(4.2%)、「買い物支援」(3.9%)、「空き家や里山などの維持・管理」(3.4%)、「送迎サービス」(2.7%)、「弁当配達・給配食サービス」(2.3%)、「子育て中の保護者が集まる場の提供」(2.2%)、「子ども食堂など福祉的な食堂の運営(地域の食堂として全年齢に開放している場合も含む。)」(2.0%)、「市町村役場の窓口代行」(1.7%)、「水路等の草刈り、農道等の補修」(1.6%)、「雪かき・雪下ろし」(1.5%)、「農村景観の保全、緩衝帯の設置」(1.3%)、「農業」(0.8%)、「保育サービス・一時預かり」(0.7%)、「農業と福祉を組み合わせた活動」「発達に不安のある子どもへの支援」「農地の一元的管理」(同率0.2%)、「ファミリー・サポート・センター事業」(0.1%)となっている。

図表 実施している活動のうち、主要な活動であると考えているもの



②コロナ禍において期待する行政からの支援

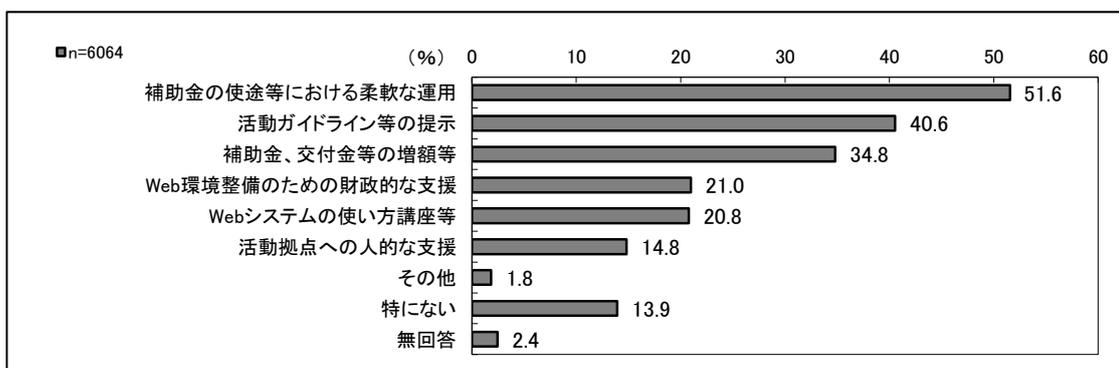
問 11 貴団体がコロナ禍における行政からの支援として期待するものはありますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「補助金の使途等における柔軟な運用」が約5割を占め第1位。以下、「活動ガイドライン等の提示」「補助金、交付金等の増額等」などが続く。

コロナ禍において期待する行政からの支援については、「補助金の使途等における柔軟な運用」(51.6%)が最も多く、次いで「活動ガイドライン等の提示」(40.6%)、「補助金、交付金等の増額等」(34.8%)、「Web環境整備のための財政的な支援」(21.0%)、「Webシステムの使い方講座等」(20.8%)、「活動拠点への人的な支援」(14.8%)となっている。

なお、「特にない」は13.9%となっている。

図表 コロナ禍において期待する行政からの支援



(5) 組織形態

①地域運営組織の組織形態

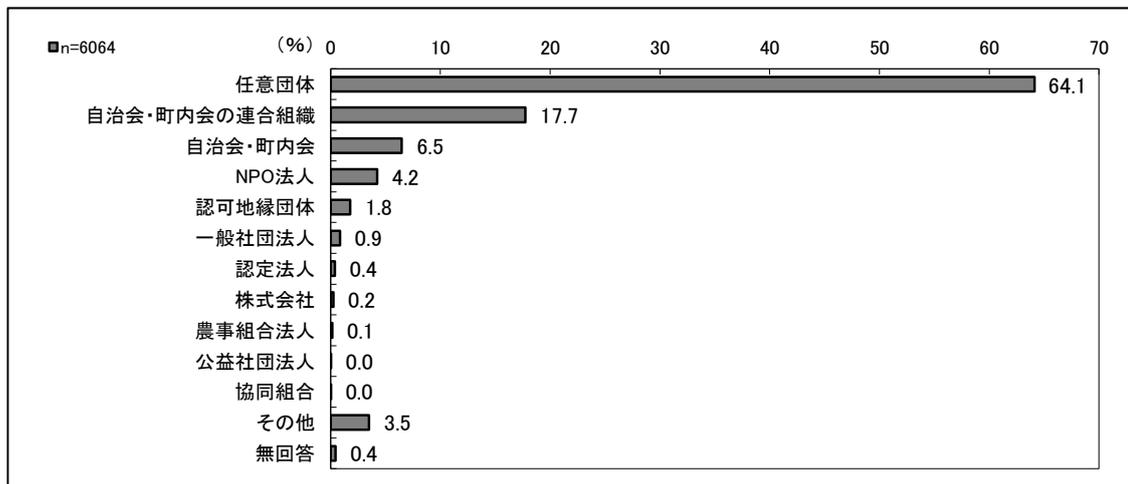
問 12 貴団体の組織形態として、あてはまるものを1つ選択してください。法人格を持たない場合（自治会・町内会やその連合組織を除く）は、「11. 任意団体」を選択してください。



- 「任意団体」が約6割を占め、他を大きく引き離す。

地域運営組織の組織形態については、「任意団体」が64.1%、「自治会・町内会の連合組織」が17.7%、「自治会・町内会」が6.5%、「NPO法人」が4.2%、「認可地縁団体」が1.8%、「一般社団法人」が0.9%、「認定法人」が0.4%、「株式会社」が0.2%、「農事組合法人」が0.1%、「公益社団法人」「協同組合」が0.0%となっている。

図表 地域運営組織の組織形態



②法人格を取得した時期

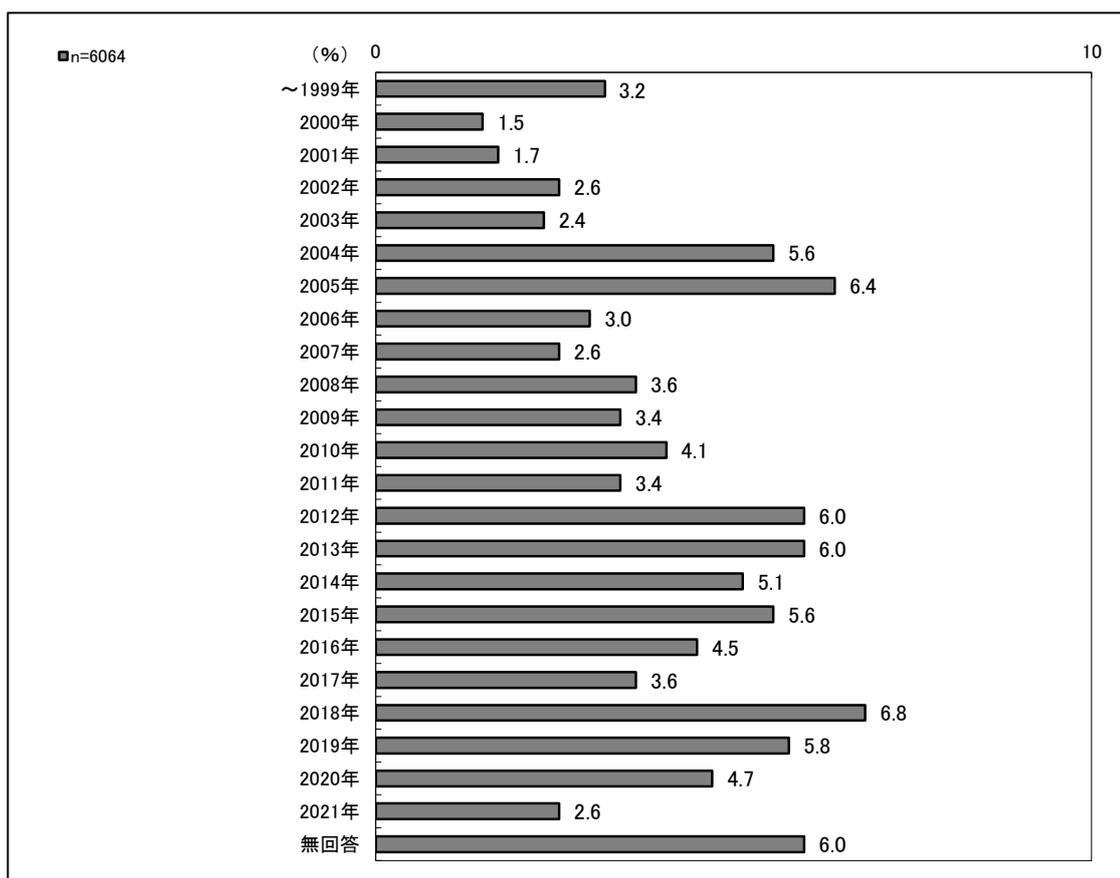
※問 12-1 は、問 12 で「1.」～「8.」と回答した団体にお聞きします。

問 12-1 法人格の取得年をご回答ください。

- 「2004 年」、「2005 年」と「2012 年」以降に法人格を取得した団体が比較的多い。

法人格を取得した時期については、「2018 年」が 6.8%、「2005 年」が 6.4%、「2012 年」「2013 年」が 6.0%（同率）、「2019 年」が 5.8%、「2004 年」「2015 年」が 5.6%（同率）、「2014 年」が 5.1%、「2020 年」が 4.7%、「2016 年」が 4.5%、「2010 年」が 4.1%、「2008 年」「2017 年」が 3.6%（同率）、「2009 年」「2011 年」が 3.4%（同率）、「～1999 年」が 3.2%、「2006 年」が 3.0%、「2002 年」「2007 年」「2021 年」が 2.6%（同率）、「2003 年」が 2.4%、「2001 年」が 1.7%、「2000 年」が 1.5%となっている。

図表 法人格を取得した時期



③法人格の取得意向

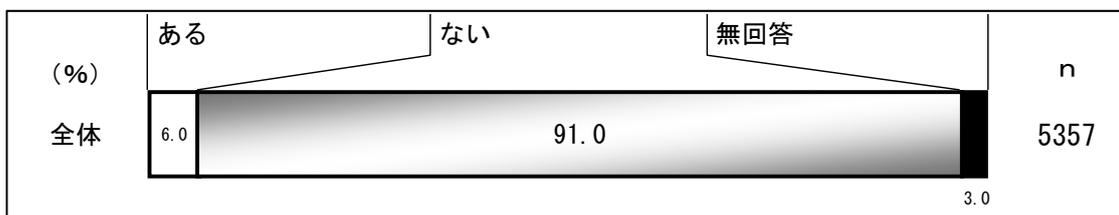
※問 12-2 は、問 12 で「9.」～「11.」と回答した団体にお聞きします。

問 12-2 今後、法人格を取得する意向はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「ない」が約9割を占める。「ある」は1割に満たない。

法人格の取得意向については、「ない」が91.0%、「ある」が6.0%となっている。

図表 法人格の取得意向



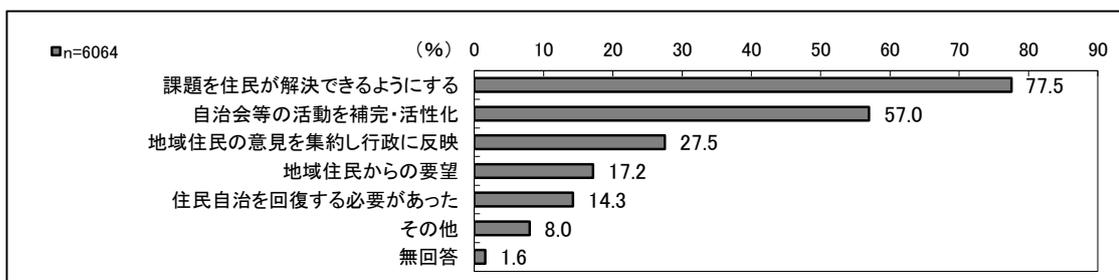
④地域運営組織の設立目的

問 13 貴団体はどういった目的で設立されましたか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「課題を住民が解決できるようにする」が約8割を占め第1位。以下、「自治会等の活動を補完・活性化」「地域住民の意見を集約し行政に反映」などが続く。

地域運営組織の設立目的については、「課題を住民が解決できるようにする」(77.5%)が最も多く、次いで「自治会等の活動を補完・活性化」(57.0%)、「地域住民の意見を集約し行政に反映」(27.5%)、「地域住民からの要望」(17.2%)、「住民自治を回復する必要がある」(14.3%)となっている。

図表 地域運営組織の設立目的



(6) 活動範囲と参加者

①地域運営組織の活動範囲

問 14 貴団体の活動範囲として、最もあてはまるものを1つ選択してください。



- 「連合自治会・町内会」が約3割を占める。

地域運営組織の活動範囲については、「連合自治会・町内会」が34.7%、「昭和の合併前市町村」が15.8%、「単自治会・町内会」が10.4%、「平成の合併前市町村」が9.5%、「大字（集落を含む）」が6.4%、「集落」が6.1%となっている。

図表 地域運営組織の活動範囲

(%)	平成の合併前市町村	昭和の合併前市町村	大字(集落を含む)	集落	連合自治会・町内会	単自治会・町内会	その他	無回答	n
全体	9.5	15.8	6.4	6.1	34.7	10.4	16.2	1.0	6064

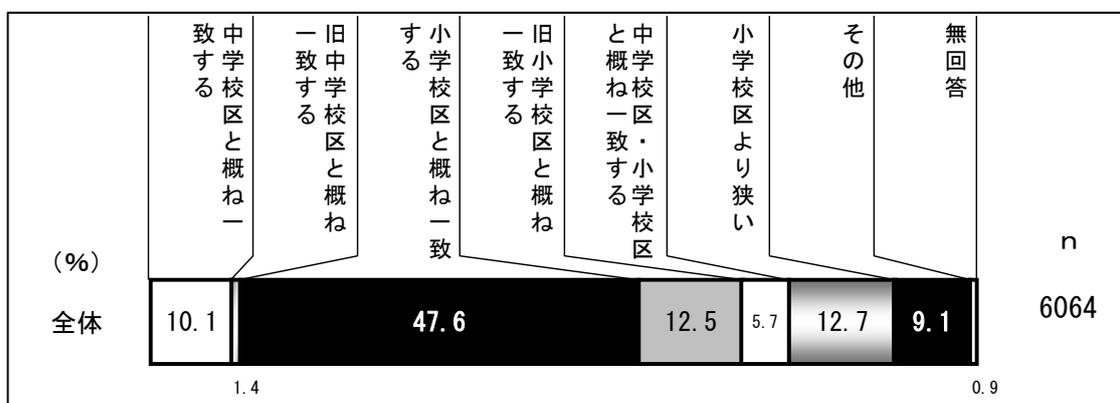
②活動範囲と学校区の重なり

問 15 問 14 の活動範囲について、あてはまるものを1つ選択してください。

- 「小学校区と概ね一致する」が約5割を占める。

活動範囲と学校区の重なりについては、「小学校区と概ね一致する」が47.6%、「小学校区より狭い」が12.7%、「旧小学校区と概ね一致する」が12.5%、「中学校区と概ね一致する」が10.1%、「中学校区・小学校区と概ね一致する」が5.7%、「旧中学校区と概ね一致する」が1.4%となっている。

図表 活動範囲と学校区の重なり



③行政職員の参加状況

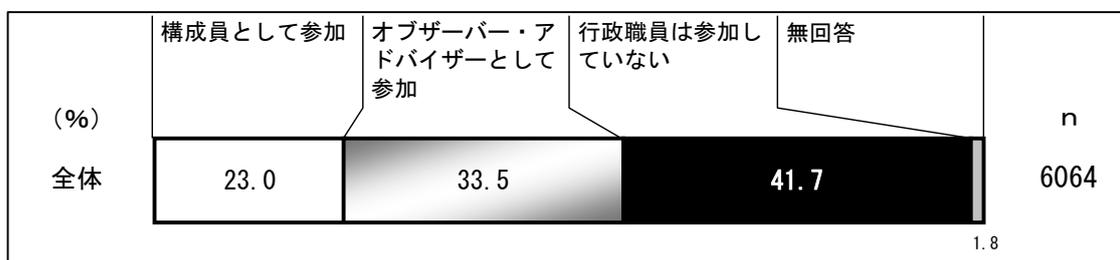
問 16 貴団体が実施する活動において、行政職員（都道府県・市区町村職員）は参加していますか。（正規職員・非正規職員の別は問いません。）あてはまるものを1つ選択してください。



- 「行政職員は参加していない」が約4割、「オブザーバー・アドバイザーとして参加」が約3割、「構成員として参加」が約2割を占める。

行政職員の参加状況については、「行政職員は参加していない」が41.7%、「オブザーバー・アドバイザーとして参加」が33.5%、「構成員として参加」が23.0%となっている。

図表 行政職員の参加状況



④行政職員は職務として参加しているか

※問 16-1 は、問 16 で「1.」または「2.」と回答した団体にお聞きします。

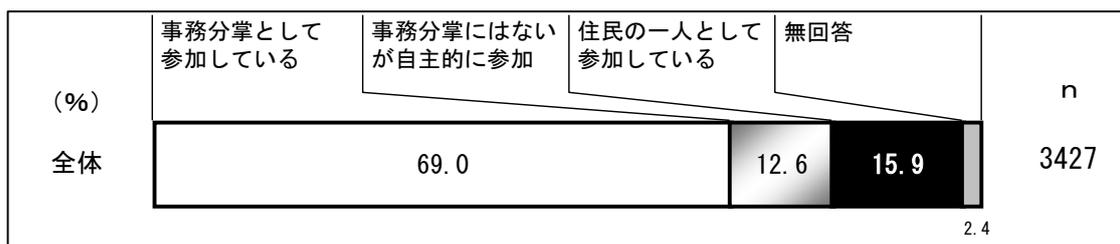
問 16-1 現在、参加している行政職員（都道府県・市区町村職員）は、職務として参加していますか。またはボランティアとして参加していますか。あてはまるものを1つ選択してください。



- 「事務分掌として参加している」が約7割を占める。

行政職員は職務として参加しているか尋ねたところ、「事務分掌として参加している」が69.0%、「住民の一人として参加している」が15.9%、「事務分掌にはないが自主的に参加」が12.6%となっている。

図表 行政職員は職務として参加しているか



⑤参加している地域おこし協力隊・集落支援員等

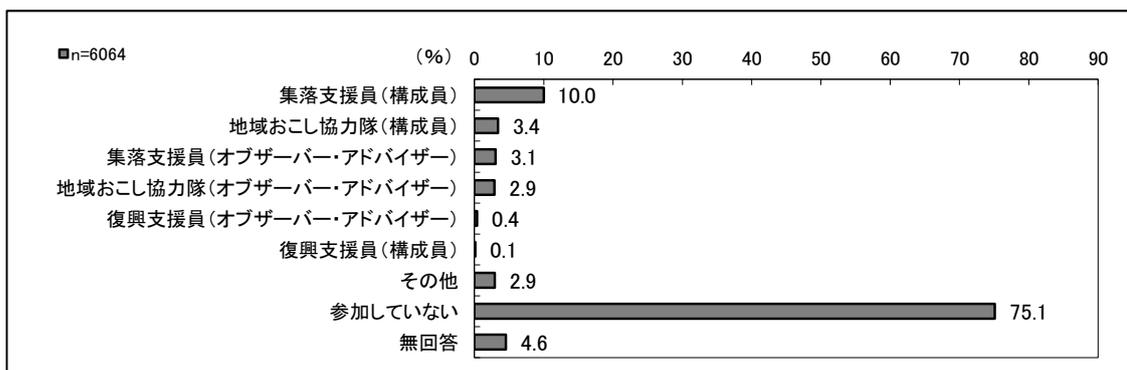
問 17 貴団体には地域おこし協力隊、集落支援員あるいは復興支援員が参加していますか。
あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「参加していない」が7割台半ばを占める。

参加している地域おこし協力隊・集落支援員等については、「集落支援員（構成員）」（10.0%）が最も多く、「地域おこし協力隊（構成員）」（3.4%）、「集落支援員（オブザーバー・アドバイザー）」（3.1%）、「地域おこし協力隊（オブザーバー・アドバイザー）」（2.9%）、「復興支援員（オブザーバー・アドバイザー）」（0.4%）、「復興支援員（構成員）」（0.1%）の順となっている。

なお、「参加していない」は75.1%となっている。

図表 参加している地域おこし協力隊・集落支援員等



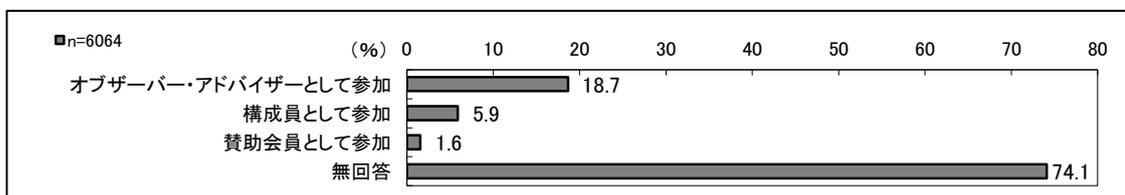
⑥生活支援コーディネーターの参加状況

問 18 貴団体に生活支援コーディネーターが参加していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「オブザーバー・アドバイザーとして参加」が約2割を占める。

生活支援コーディネーターの参加状況については、「オブザーバー・アドバイザーとして参加」が18.7%、「構成員として参加」が5.9%、「賛助会員として参加」が1.6%となっている。

図表 生活支援コーディネーターの参加状況



⑦地域以外の人材の参加状況

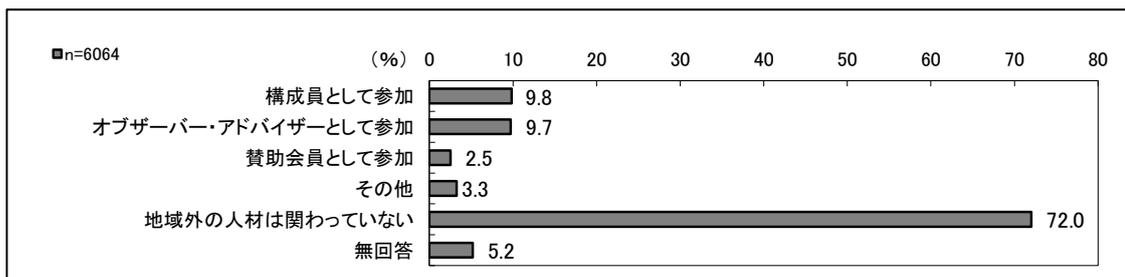
問 19 問 17 及び問 18 以外で、貴団体に地域以外の人材が参加していますか。（正規職員・非正規職員の別を問わず、行政職員（都道府県・市区町村職員）が参加している場合を除きます。）あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「地域外の人材は関わっていない」が約7割を占める。

地域以外の人材の参加状況については、「構成員として参加」が9.8%、「オブザーバー・アドバイザーとして参加」が9.7%、「賛助会員として参加」が2.5%となっている。

なお、「地域外の人材は関わっていない」が72.0%となっている。

図表 地域以外の人材の参加状況



(7) 団体スタッフ

①常勤・非常勤ごとの役員数・スタッフ数（うち有償で勤務する人数）

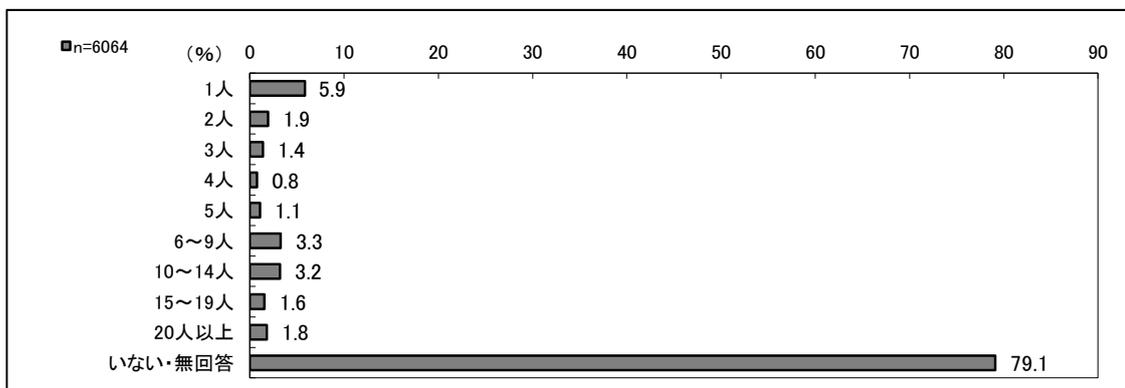
問 20 貴団体の役員・スタッフの数をお答えください。

- 団体スタッフのうち役員については、常勤に比べて非常勤が相対的に多い。
- 団体スタッフのうち役員ではないスタッフについては、常勤では「1人」が約1割で最も高い割合を占めており、非常勤では「20人以上」が約1割で最も高い割合を占めている。

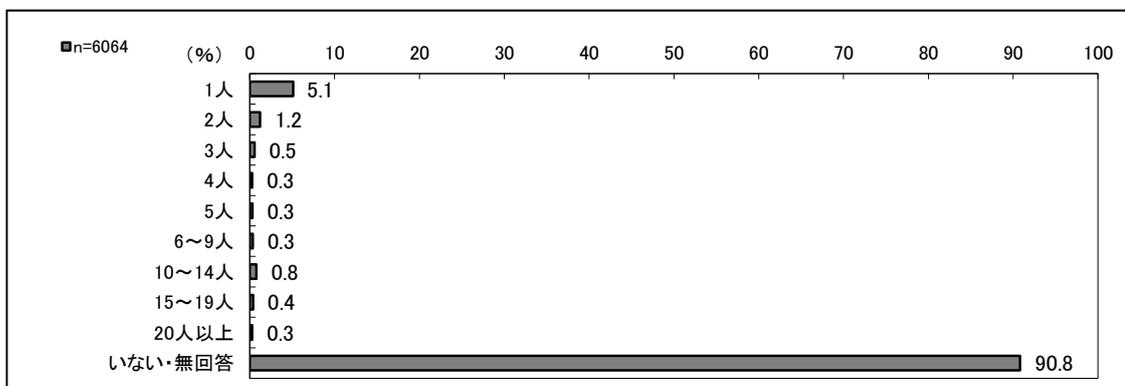
常勤役員数については、「1人」が5.9%、「6～9人」が3.3%、「10～14人」が3.2%、「2人」が1.9%、「20人以上」が1.8%、「15～19人」が1.6%、「3人」が1.4%、「5人」が1.1%、「4人」が0.8%となっている。なお、「いない・無回答」は79.1%となっている。

常勤役員数のうち有償常勤役員数については、「1人」が5.1%、「2人」が1.2%、「10～14人」が0.8%、「3人」が0.5%、「15～19人」が0.4%、「4人」「5人」「6～9人」「20人以上」が0.3%（同率）となっている。なお、「いない・無回答」は90.8%となっている。

図表 常勤役員数



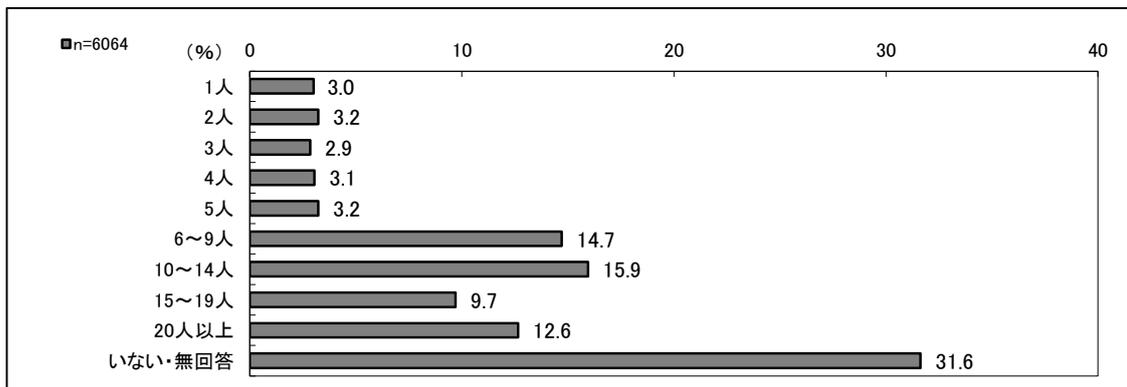
図表 常勤役員数のうち有償常勤役員数



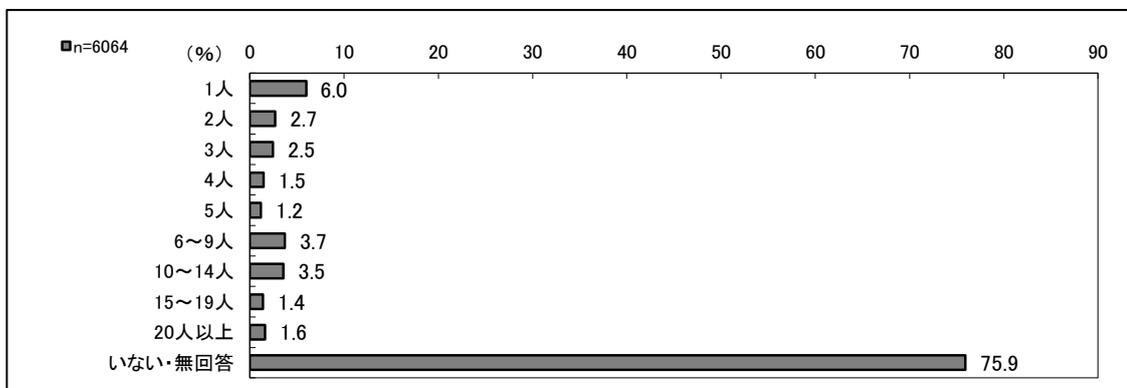
非常勤役員数については、「10～14人」が15.9%、「6～9人」が14.7%、「20人以上」が12.6%、「15～19人」が9.7%、「2人」「5人」が3.2%（同率）、「4人」が3.1%、「1人」が3.0%、「3人」が2.9%となっている。なお、「いない・無回答」は31.6%となっている。

非常勤役員数のうち有償非常勤役員数については、「1人」が6.0%、「6～9人」が3.7%、「10～14人」が3.5%、「2人」が2.7%、「3人」が2.5%、「20人以上」が1.6%、「4人」が1.5%、「15～19人」が1.4%、「5人」が1.2%となっている。なお、「いない・無回答」は75.9%となっている。

図表 非常勤役員数



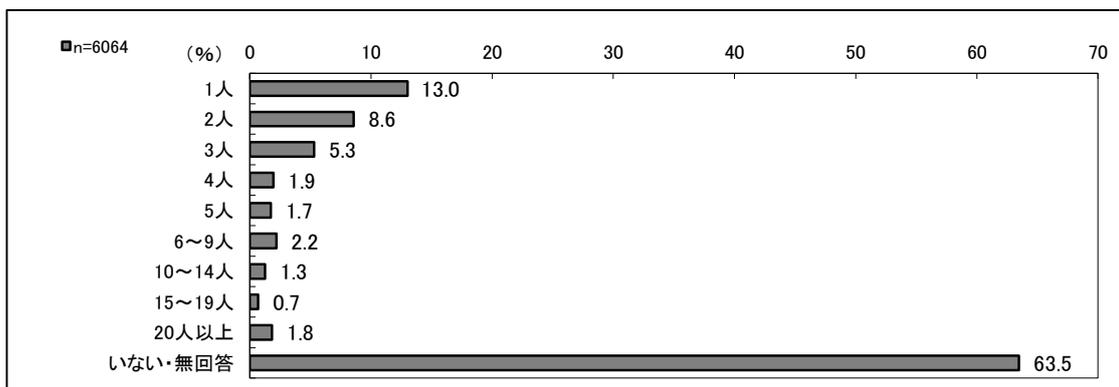
図表 非常勤役員数のうち有償非常勤役員数



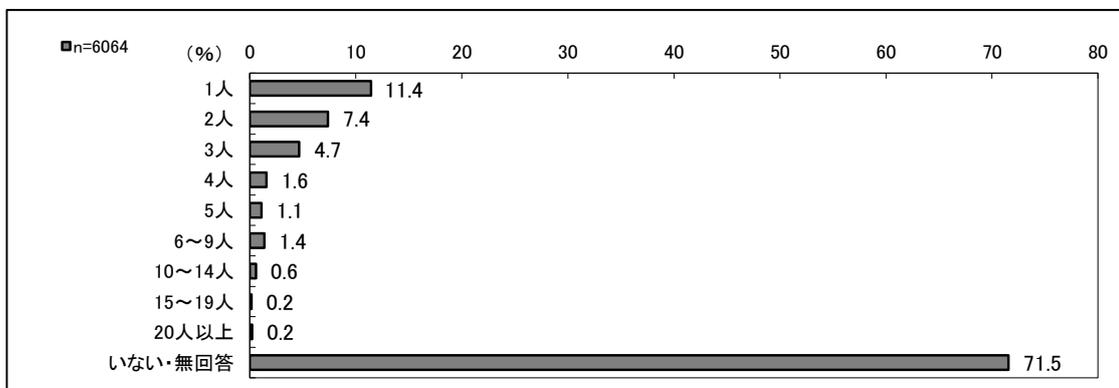
常勤スタッフ数については、「1人」が13.0%、「2人」が8.6%、「3人」が5.3%、「6～9人」が2.2%、「4人」が1.9%、「20人以上」が1.8%、「5人」が1.7%、「10～14人」が1.3%、「15～19人」が0.7%となっている。なお、「いない・無回答」は63.5%となっている。

常勤スタッフ数のうち有償常勤スタッフ数については、「1人」が11.4%、「2人」が7.4%、「3人」が4.7%、「4人」が1.6%、「6～9人」が1.4%、「10～14人」が0.6%、「5人」が1.1%、「15～19人」「20人以上」が0.2%（同率）となっている。なお、「いない・無回答」は71.5%となっている。

図表 常勤スタッフ数



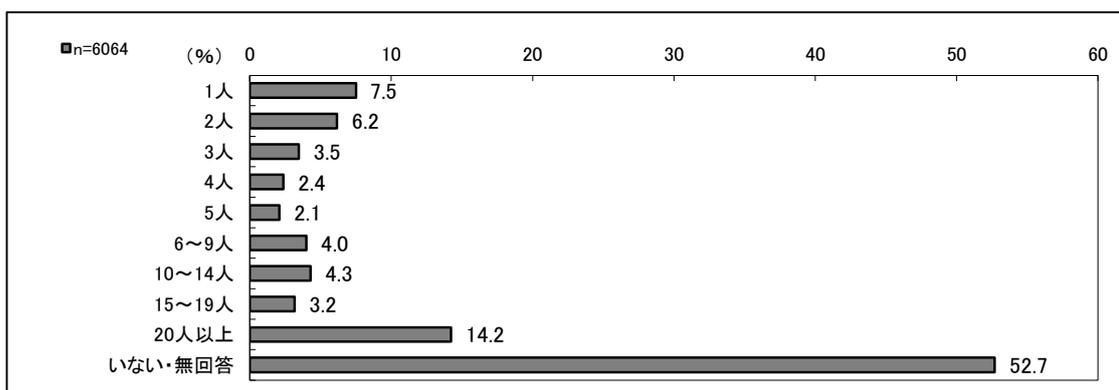
図表 常勤スタッフ数のうち有償常勤スタッフ数



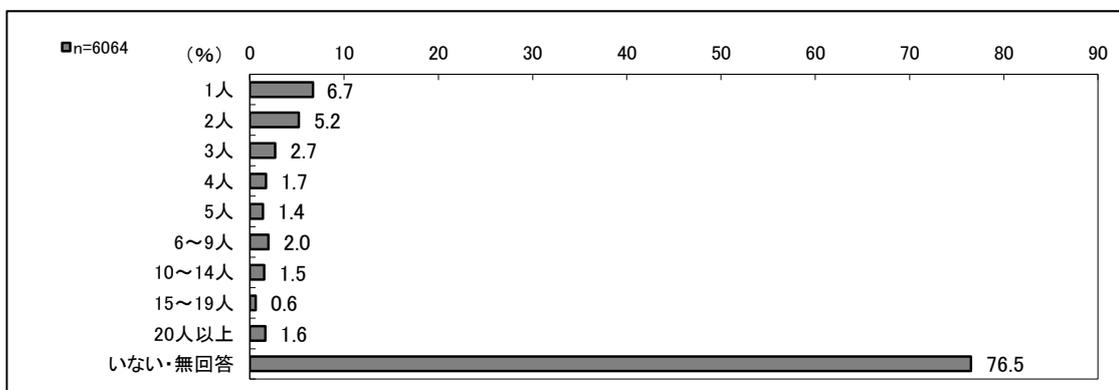
非常勤スタッフ数については、「20人以上」が14.2%、「1人」が7.5%、「2人」が6.2%、「10～14人」が4.3%、「6～9人」が4.0%、「3人」が3.5%、「15～19人」が3.2%、「4人」が2.4%、「5人」が2.1%となっている。なお、「いない・無回答」は52.7%となっている。

非常勤スタッフ数のうち有償非常勤スタッフ数については、「1人」が6.7%、「2人」が5.2%、「3人」が2.7%、「6～9人」が2.0%、「4人」が1.7%、「20人以上」が1.6%、「10～14人」が1.5%、「5人」が1.4%、「15～19人」が0.6%となっている。なお、「いない・無回答」は76.5%となっている。

図表 非常勤スタッフ数



図表 非常勤スタッフ数のうち有償非常勤スタッフ数



②現在のリーダーは何代目か

問 21 組織の設立以降、現在のリーダーは何代目になるかをお答えください。



- 「初代」が約3割、「2代目」が約2割を占める。

現在のリーダーは何代目か尋ねたところ、「初代」が29.1%、「2代目」が22.1%、「3代目」が16.0%、「6代目以降」が11.7%、「4代目」が9.2%、「5代目」が5.6%となっている。

図表 現在のリーダーは何代目か

	初代	2代目	3代目	4代目	5代目	6代目以降	無回答	n
(%) 全体	29.1	22.1	16.0	9.2	5.6	11.7	6.4	6064

(8) 歳入及び歳出

①収入額・支出額（及び支出額のうち人件費・翌年繰越金）

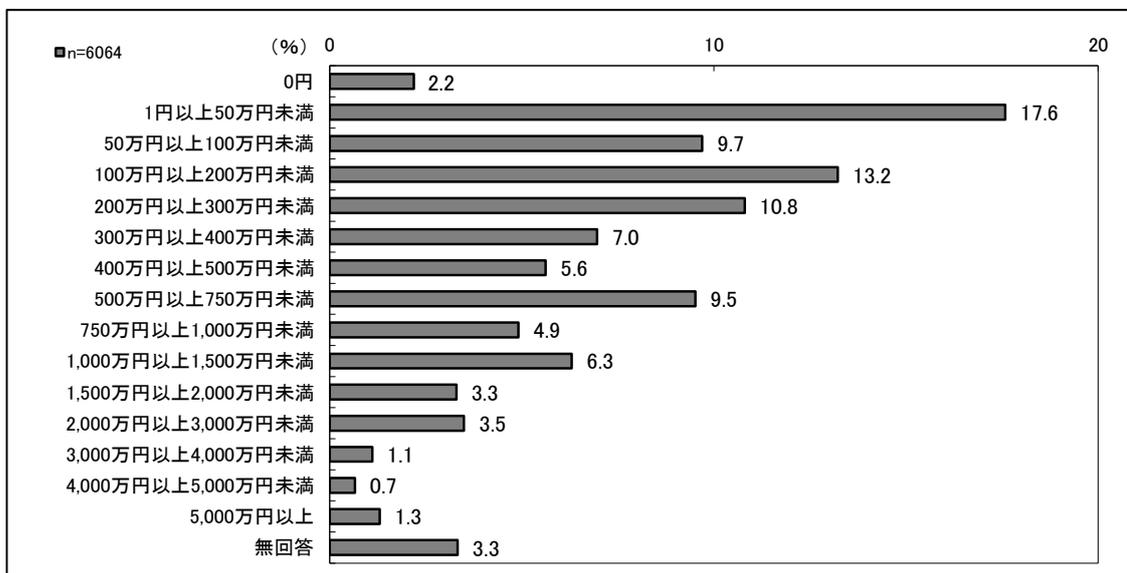
問 22 貴団体の運営に係る1年間の収入額及び支出額について、それぞれあてはまる項目を選択してください。(問12で「9. 自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」、「10. 自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。）」以外を選択した方は、支出額については人件費、翌年繰越金もご入力ください。)

- 収入額、支出額ともに「1円以上50万円未満」がともに約2割と多い。
- 支出額のうち人件費は「0円」が約4割と多い。また、支出額のうち翌年繰越金は「1円以上50万円未満」が3割台半ばと多い。

収入額については、「1円以上50万円未満」が17.6%、「50万円以上100万円未満」が9.7%、「100万円以上200万円未満」が13.2%、「200万円以上300万円未満」が10.8%、「300万円以上400万円未満」が7.0%、「400万円以上500万円未満」が5.6%、「500万円以上750万円未満」が9.5%、「750万円以上1,000万円未満」が4.9%、「1,000万円以上1,500万円未満」が6.3%、「1,500万円以上2,000万円未満」が3.3%、「2,000万円以上3,000万円未満」が3.5%、「3,000万円以上4,000万円未満」が1.1%、「4,000万円以上5,000万円未満」が0.7%、「5,000万円以上」が1.3%となっている。

なお、「0円」は2.2%となっている。

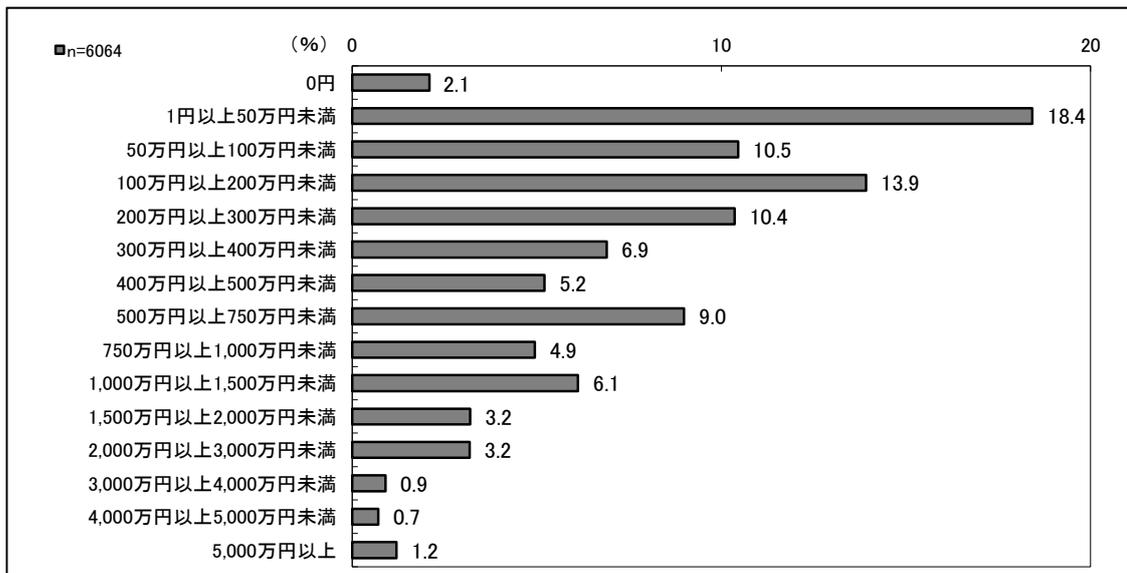
図表 ①収入額



支出額については、「1円以上 50万円未満」が18.4%、「50万円以上 100万円未満」が10.5%、「100万円以上 200万円未満」が13.9%、「200万円以上 300万円未満」が10.4%、「300万円以上 400万円未満」が6.9%、「400万円以上 500万円未満」が5.2%、「500万円以上 750万円未満」が9.0%、「750万円以上 1,000万円未満」が4.9%、「1,000万円以上 1,500万円未満」が6.1%、「1,500万円以上 2,000万円未満」「2,000万円以上 3,000万円未満」が3.2%（同率）、「3,000万円以上 4,000万円未満」が0.9%、「4,000万円以上 5,000万円未満」が0.7%、「5,000万円以上」が1.2%となっている。

なお、「0円」は2.1%となっている。

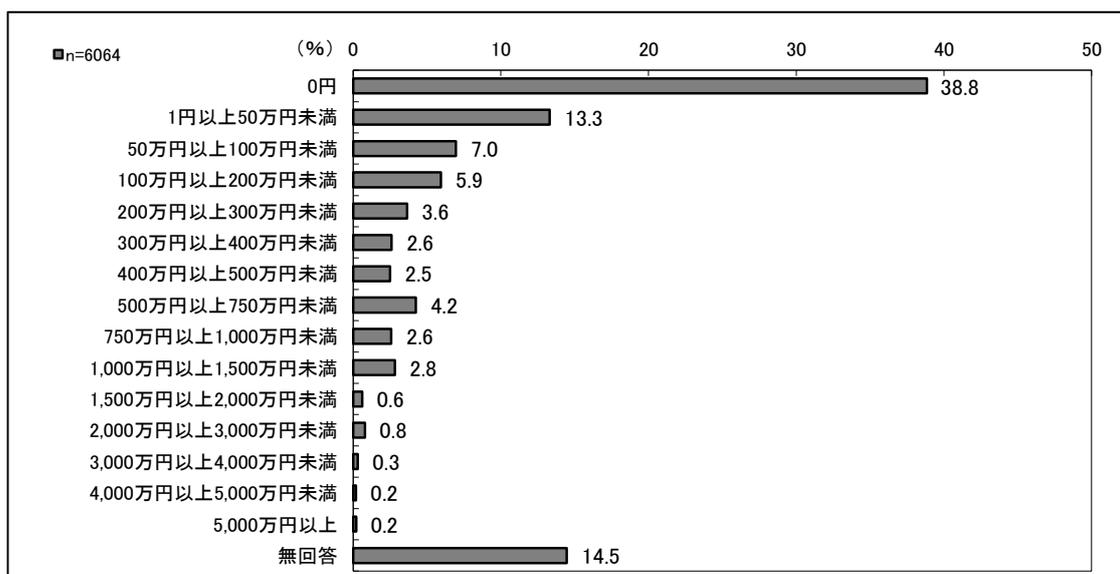
図表 ②支出額



支出額のうち人件費については、「1円以上 50万円未満」が13.3%、「50万円以上 100万円未満」が7.0%、「100万円以上 200万円未満」が5.9%、「200万円以上 300万円未満」が3.6%、「300万円以上 400万円未満」が2.6%、「400万円以上 500万円未満」が2.5%、「500万円以上 750万円未満」が4.2%、「750万円以上 1,000万円未満」が2.6%、「1,000万円以上 1,500万円未満」が2.8%、「1,500万円以上 2,000万円未満」が0.6%、「2,000万円以上 3,000万円未満」が0.8%、「3,000万円以上 4,000万円未満」が0.3%、「4,000万円以上 5,000万円未満」「5,000万円以上」が0.2%（同率）となっている。

なお、「0円」は38.8%となっている。

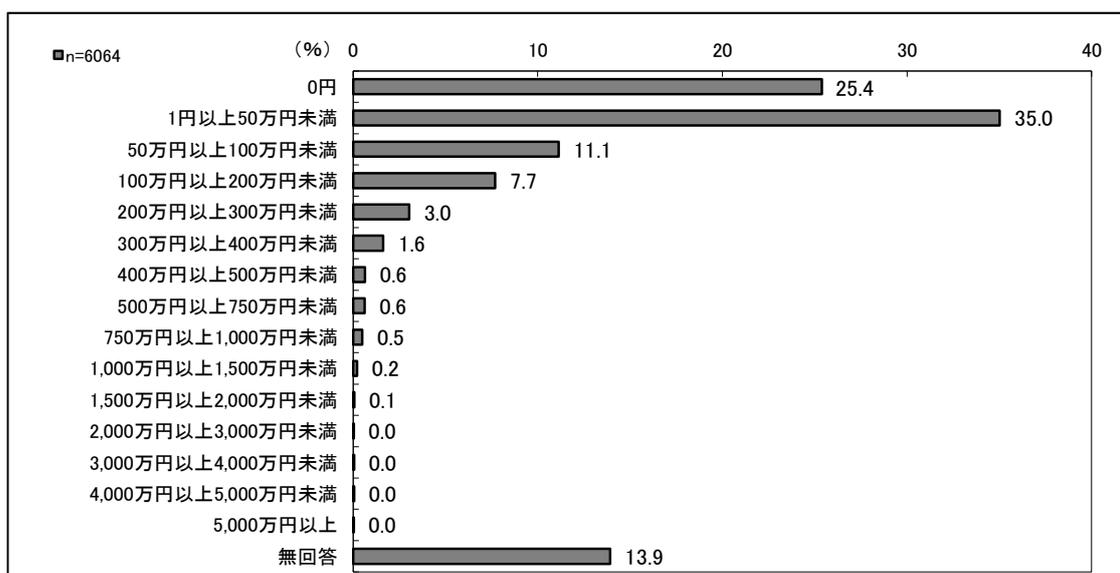
図表 ②支出額（うち人件費）



支出額のうち翌年繰越金については、「1円以上 50万円未満」が35.0%、「50万円以上 100万円未満」が11.1%、「100万円以上 200万円未満」が7.7%、「200万円以上 300万円未満」が3.0%、「300万円以上 400万円未満」が1.6%、「400万円以上 500万円未満」「500万円以上 750万円未満」が0.6%（同率）、「750万円以上 1,000万円未満」が0.5%、「1,000万円以上 1,500万円未満」が0.2%、「1,500万円以上 2,000万円未満」が0.1%、「2,000万円以上 3,000万円未満」「3,000万円以上 4,000万円未満」「4,000万円以上 5,000万円未満」「5,000万円以上」は0.0%（同率）となっている。

なお、「0円」は25.4%となっている。

図表 ②支出額（うち翌年繰越金）



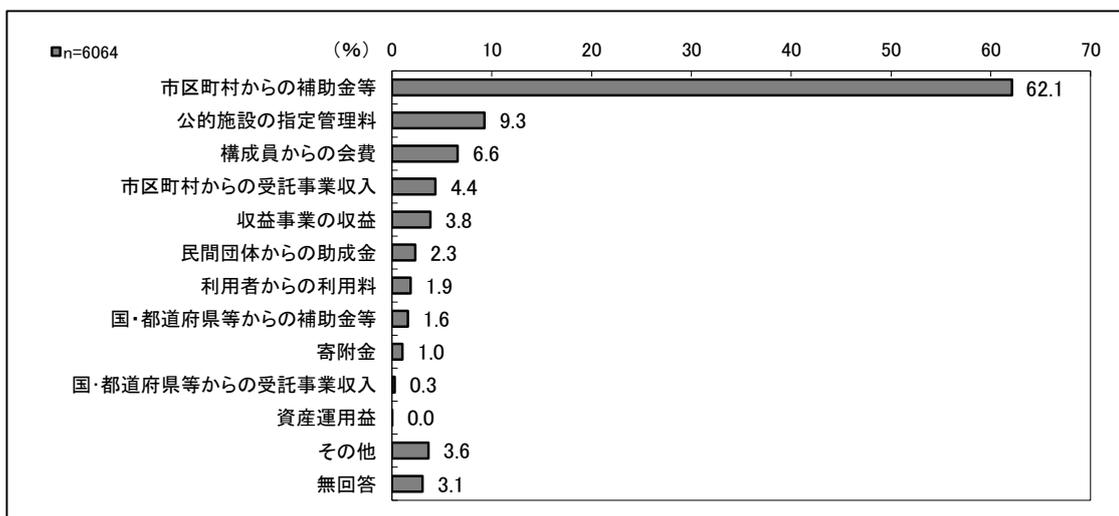
②収入源

問 23 貴団体の主な収入源について、選択肢から上位5つを選択してください。「⑫その他」を選択した場合は、具体的にお書きください。

- 約6割の地域運営組織が、「市区町村からの補助金等」を最も大きな収入源としている。

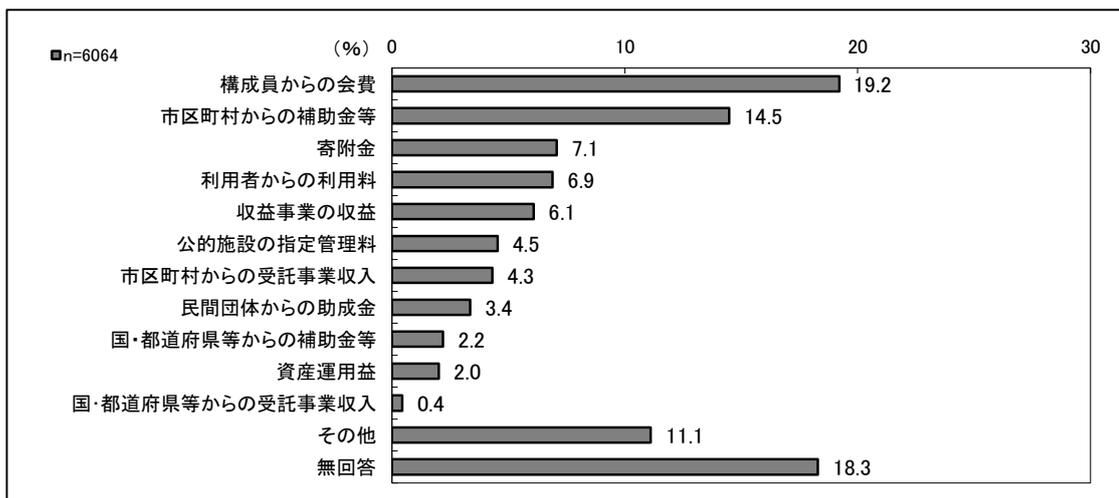
収入源の第1位については、「市区町村からの補助金等」が62.1%、「公的施設の指定管理料」が9.3%、「構成員からの会費」が6.6%、「市区町村からの受託事業収入」が4.4%、「収益事業の収益」が3.8%、「民間団体からの助成金」が2.3%、「利用者からの利用料」が1.9%、「国・都道府県等からの補助金等」が1.6%、「寄附金」が1.0%、「国・都道府県等からの受託事業収入」が0.3%、「資産運用益」が0.0%となっている。

図表 収入源-第1位



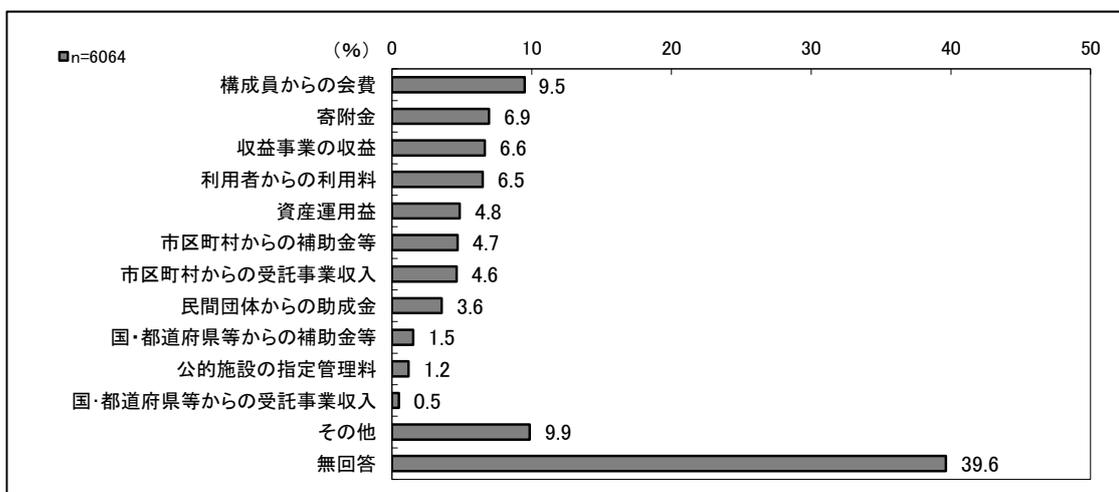
収入源の第2位については、「構成員からの会費」が19.2%、「市区町村からの補助金等」が14.5%、「寄附金」が7.1%、「利用者からの利用料」が6.9%、「収益事業の収益」が6.1%、「公的施設の指定管理料」が4.5%、「市区町村からの受託事業収入」が4.3%、「民間団体からの助成金」が3.4%、「国・都道府県等からの補助金等」が2.2%、「資産運用益」が2.0%、「国・都道府県等からの受託事業収入」が0.4%となっている。

図表 収入源-第2位



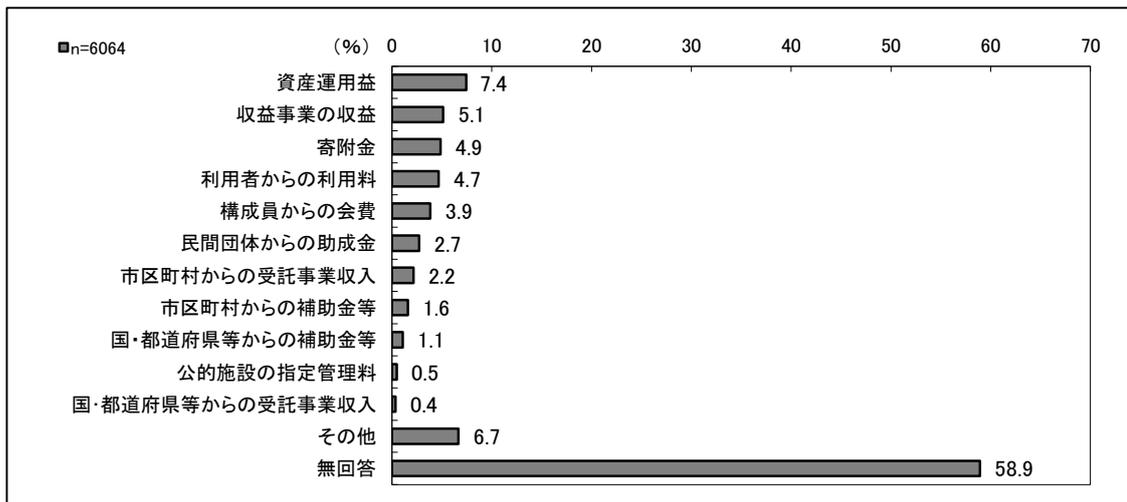
収入源の第3位については、「構成員からの会費」が9.5%、「寄附金」が6.9%、「収益事業の収益」が6.6%、「利用者からの利用料」が6.5%、「資産運用益」が4.8%、「市区町村からの補助金等」が4.7%、「市区町村からの受託事業収入」が4.6%、「民間団体からの助成金」が3.6%、「国・都道府県等からの補助金等」が1.5%、「公的施設の指定管理料」が1.2%、「国・都道府県等からの受託事業収入」が0.5%となっている。

図表 収入源-第3位



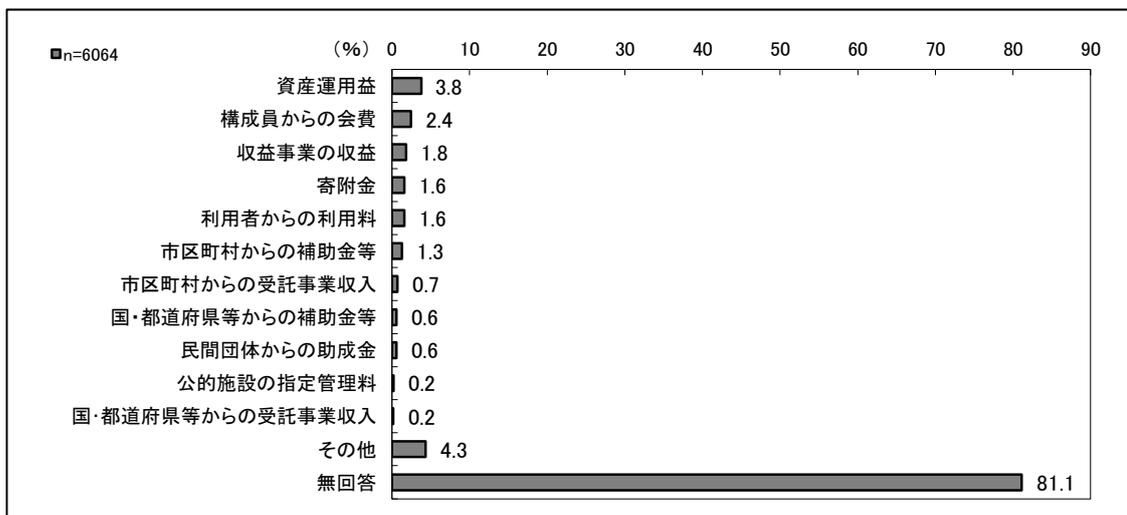
収入源の第4位については、「資産運用益」が7.4%、「収益事業の収益」が5.1%、「寄附金」が4.9%、「利用者からの利用料」が4.7%、「構成員からの会費」が3.9%、「民間団体からの助成金」が2.7%、「市区町村からの受託事業収入」が2.2%、「市区町村からの補助金等」が1.6%、「国・都道府県等からの補助金等」が1.1%、「公的施設の指定管理料」が0.5%、「国・都道府県等からの受託事業収入」が0.4%となっている。

図表 収入源-第4位



収入源の第5位については、「資産運用益」が3.8%、「構成員からの会費」が2.4%、「収益事業の収益」が1.8%、「寄附金」「利用者からの利用料」が1.6%（同率）、「市区町村からの補助金等」が1.3%、「市区町村からの受託事業収入」が0.7%、「国・都道府県等からの補助金等」「民間団体からの助成金」が0.6%（同率）、「公的施設の指定管理料」「国・都道府県等からの受託事業収入」が0.2%（同率）となっている。

図表 収入源-第5位



(9) 活動拠点施設

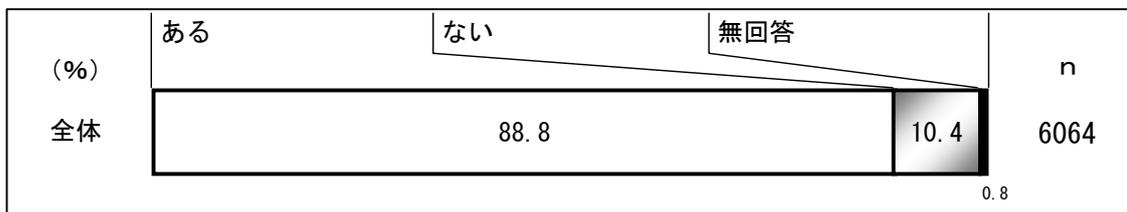
①活動拠点施設の有無

問 24 活動拠点施設はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

● 「ある」が約9割を占める。「ない」は約1割を占める。

活動拠点施設の有無については、「ある」が88.8%、「ない」が10.4%となっている。

図表 活動拠点施設の有無



②活動拠点施設の概要

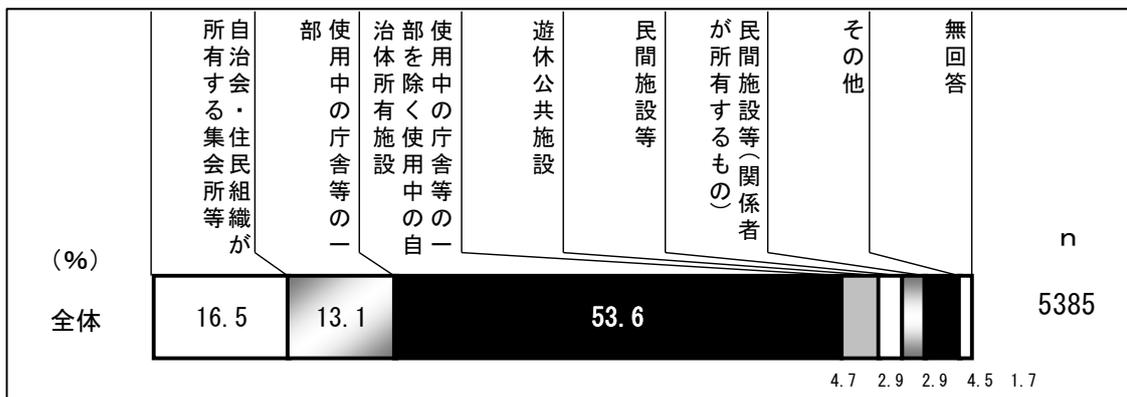
※問 24-1 は、問 24 で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

問 24-1 活動拠点施設はどのようなものですか。あてはまるものを1つ選択してください。

● 「使用中の庁舎等の一部を除く使用中の自治体所有施設」が約5割を占める。

活動拠点施設の概要については、「使用中の庁舎等の一部を除く使用中の自治体所有施設」が53.6%、「自治会・住民組織が所有する集会所等」が16.5%、「使用中の庁舎等の一部」が13.1%、「遊休公共施設」が4.7%、「民間施設等」「民間施設等（関係者が所有するもの）」が2.9%（同率）となっている。

図表 活動拠点施設の概要



③活動拠点施設の確保方法

※問 24-2 は、問 24-1 で「2.」～「4.」と回答した団体にお聞きします。

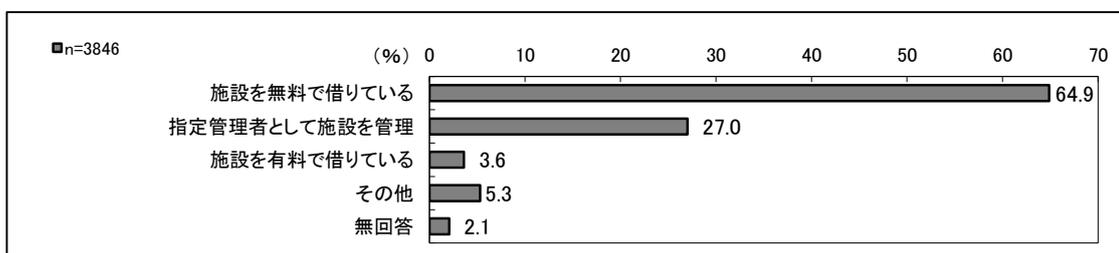
問 24-2 活動拠点施設は、どのような形で確保されていますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】



- 「施設を無料で借りている」が他を大きく引き離して第1位。

活動拠点施設の確保方法については、「施設を無料で借りている」が64.9%、「指定管理者として施設を管理」が27.0%、「施設を有料で借りている」が3.6%となっている。

図表 活動拠点施設の確保方法



(10) 今後の課題、期待する支援など

①継続的に活動していく上での課題

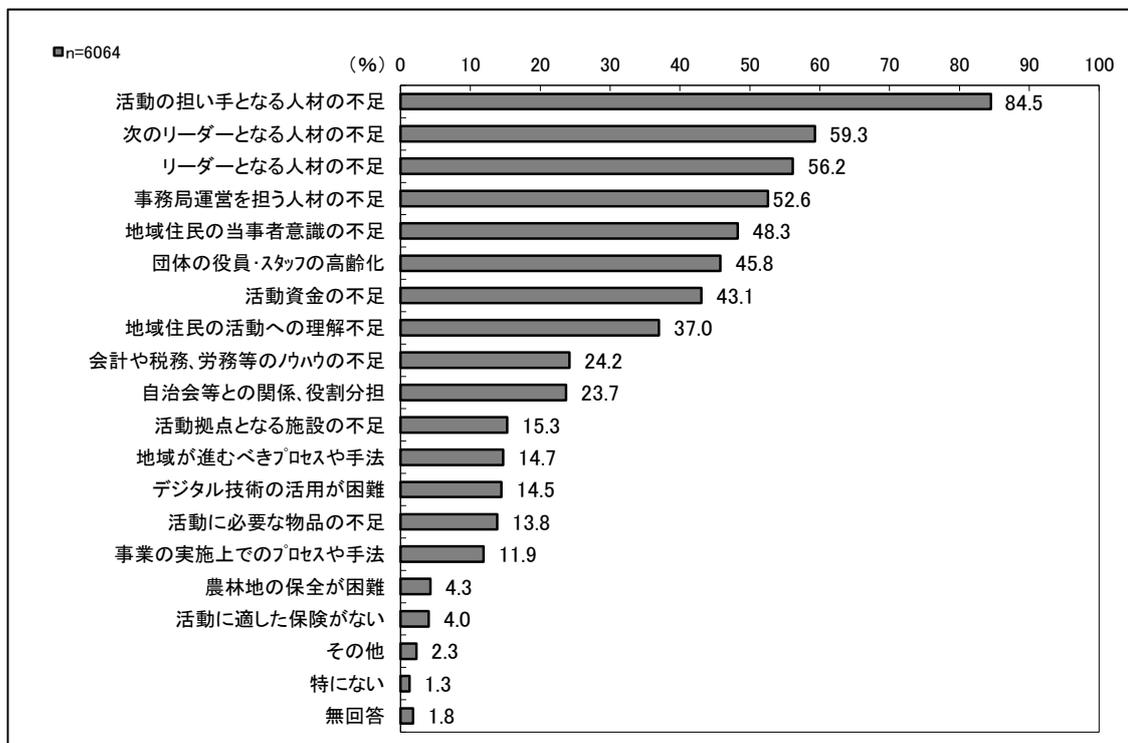
問 25 貴団体が継続的に活動していく上で課題と考えていることは何ですか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「活動の担い手となる人材の不足」が他を大きく引き離して約8割を占め第1位。以下、「次のリーダーとなる人材の不足」「リーダーとなる人材の不足」など、人材の不足に関する回答が上位を占める。

継続的に活動していく上での課題については、「活動の担い手となる人材の不足」(84.5%)が最も多く、次いで「次のリーダーとなる人材の不足」(59.3%)、「リーダーとなる人材の不足」(56.2%)、「事務局運営を担う人材の不足」(52.6%)、「地域住民の当事者意識の不足」(48.3%)、「団体の役員・スタッフの高齢化」(45.8%)、「活動資金の不足」(43.1%)、「地域住民の活動への理解不足」(37.0%)、「会計や税務、労務等のノウハウの不足」(24.2%)、「自治会等との関係、役割分担」(23.7%)、「活動拠点となる施設の不足」(15.3%)、「地域が進むべきプロセスや手法」(14.7%)、「デジタル技術の活用が困難」(14.5%)、「活動に必要な物品の不足」(13.8%)、「事業の実施上でのプロセスや手法」(11.9%)、「農林地の保全が困難」(4.3%)、「活動に適した保険がない」(4.0%)となっている。

なお、「特にない」は1.3%となっている。

図表 継続的に活動していく上での課題



②課題解決にあたり行政からの支援を期待するもの

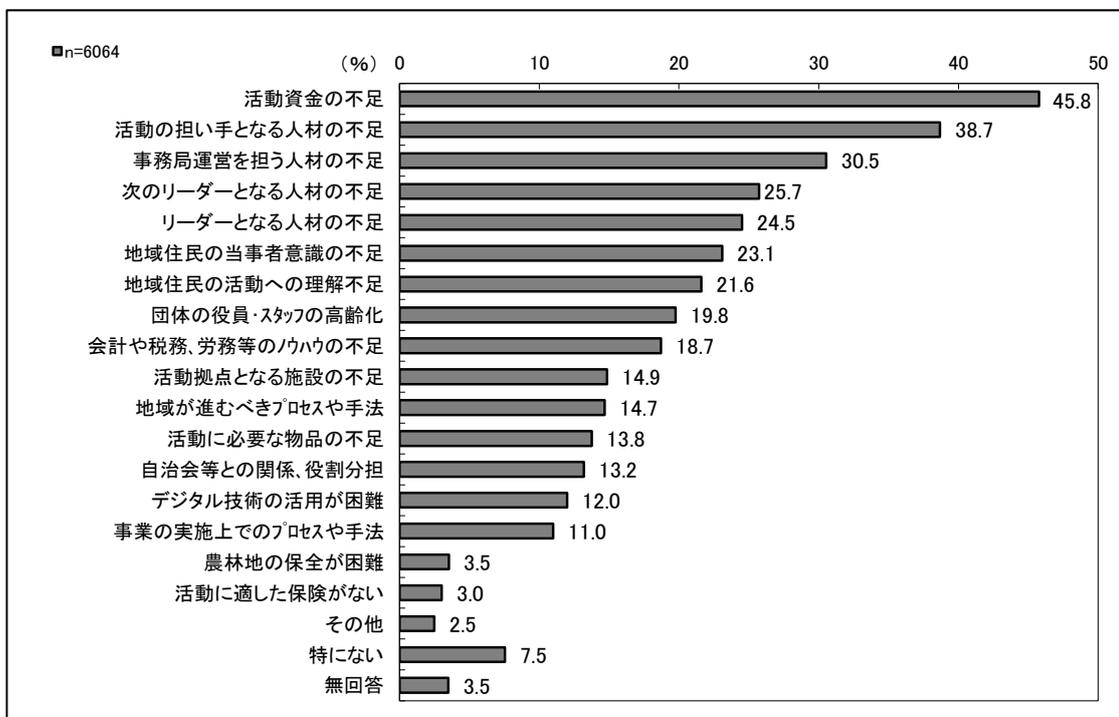
問 26 課題解決にあたって行政からの支援を期待するものはありますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「活動資金の不足」が4割台半ばを占め第1位。以下、「活動の担い手となる人材の不足」「事務局運営を担う人材の不足」などが続く。

課題解決にあたり行政からの支援を期待するものについては、「活動資金の不足」(45.8%)が最も多く、次いで「活動の担い手となる人材の不足」(38.7%)、「事務局運営を担う人材の不足」(30.5%)、「次のリーダーとなる人材の不足」(25.7%)、「リーダーとなる人材の不足」(24.5%)、「地域住民の当事者意識の不足」(23.1%)、「地域住民の活動への理解不足」(21.6%)、「団体の役員・スタッフの高齢化」(19.8%)、「会計や税務、労務等のノウハウの不足」(18.7%)、「活動拠点となる施設の不足」(14.9%)、「地域が進むべきプロセスや手法」(14.7%)、「活動に必要な物品の不足」(13.8%)、「自治会等との関係、役割分担」(13.2%)、「デジタル技術の活用が困難」(12.0%)、「事業の実施上でのプロセスや手法」(11.0%)、「農林地の保全が困難」(3.5%)、「活動に適した保険がない」(3.0%)となっている。

なお、「特にない」は7.5%となっている。

図表 課題解決にあたり行政からの支援を期待するもの



③課題解決にあたり専門家からの支援を期待するもの

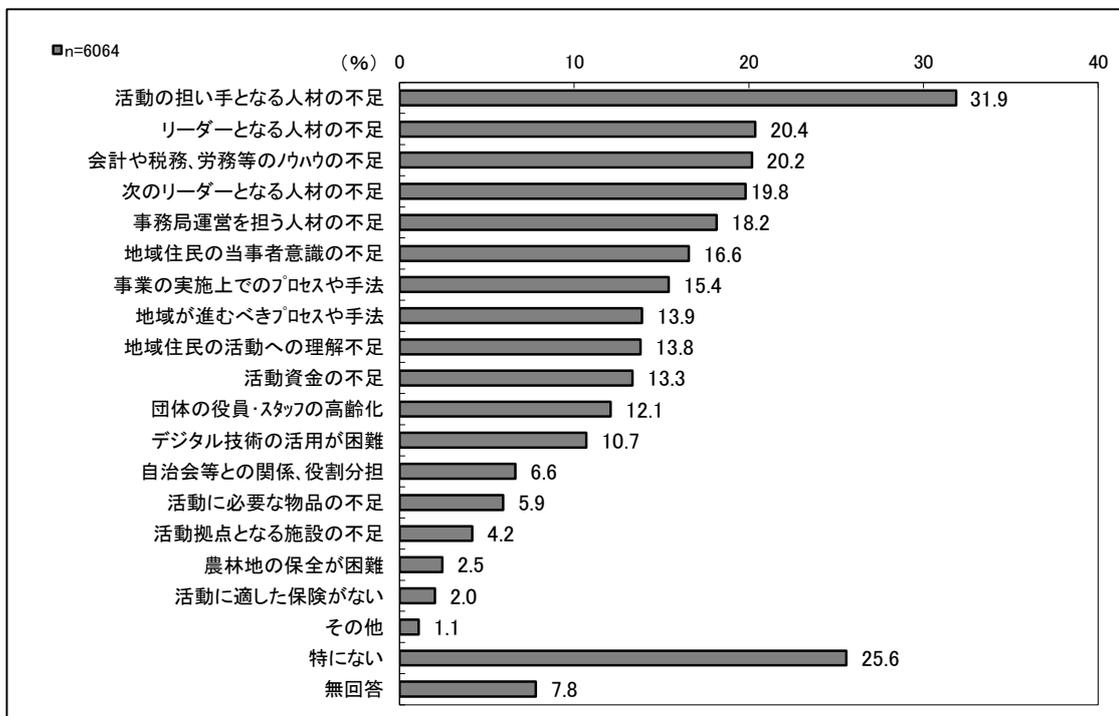
問 27 課題解決にあたって専門家（商工会議所、中間支援組織など）からの支援を期待するものはありますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「活動の担い手となる人材の不足」が約3割を占め第1位。以下、「リーダーとなる人材の不足」「会計や税務、労務等のノウハウの不足」などが続く。

課題解決にあたり専門家からの支援を期待するものについては、「活動の担い手となる人材の不足」(31.9%) が最も多く、次いで「リーダーとなる人材の不足」(20.4%)、「会計や税務、労務等のノウハウの不足」(20.2%)、「次のリーダーとなる人材の不足」(19.8%)、「事務局運営を担う人材の不足」(18.2%)、「地域住民の当事者意識の不足」(16.6%)、「事業の実施上でのプロセスや手法」(15.4%)、「地域が進むべきプロセスや手法」(13.9%)、「地域住民の活動への理解不足」(13.8%)、「活動資金の不足」(13.3%)、「団体の役員・スタッフの高齢化」(12.1%)、「デジタル技術の活用が困難」(10.7%)、「自治会等との関係、役割分担」(6.6%)、「活動に必要な物品の不足」(5.9%)、「活動拠点となる施設の不足」(4.2%)、「農林地の保全が困難」(2.5%)、「活動に適した保険がない」(2.0%)となっている。

なお、「特にない」は25.6%となっている。

図表 課題解決にあたり専門家からの支援を期待するもの



(11) 地域における活動への関わり方

①国・都道府県等の補助金・制度を活用しているもの

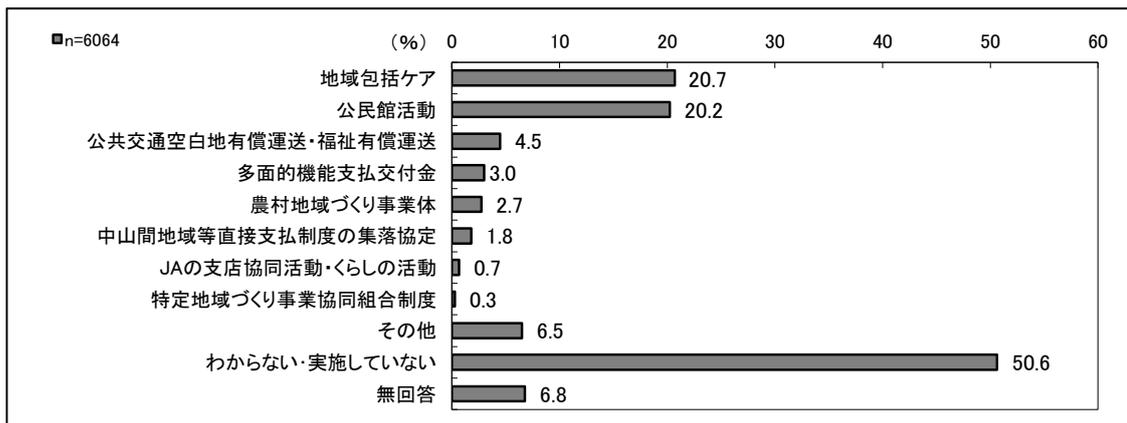
問 28 貴団体において行っている、国や都道府県からの補助金・助成金や制度の活用、関係団体との活動は何ですか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「地域包括ケア」と「公民館活動」がともに約2割を占め上位。一方、「わからない・実施していない」は過半数を占める。

国・都道府県等の補助金・制度を活用しているものについては、「地域包括ケア」(20.7%)が最も多く、次いで「公民館活動」(20.2%)、「公共交通空白地有償運送・福祉有償運送」(4.5%)、「多面的機能支払交付金」(3.0%)、「農村地域づくり事業体」(2.7%)、「中山間地域等直接支払制度の集落協定」(1.8%)、「JAの支店協同活動・くらしの活動」(0.7%)、「特定地域づくり事業協同組合制度」(0.3%)となっている。

なお、「わからない・実施していない」は50.6%となっている。

図表 国・都道府県等の補助金・制度を活用しているもの



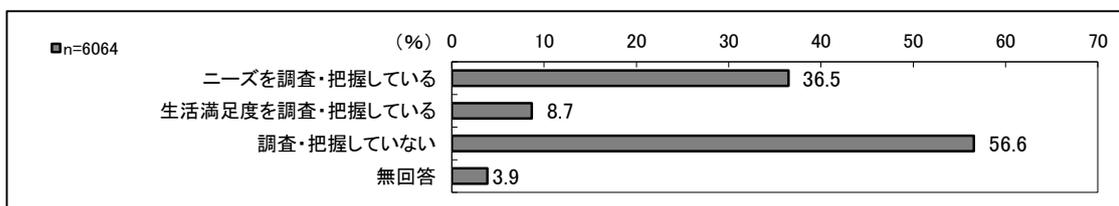
②地域住民のニーズや生活の満足度の把握状況

問 29 貴団体が活動する際の基礎情報として、地域住民のニーズや生活の満足度を調査・把握していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「ニーズを調査・把握している」が約4割を占める。一方、「調査・把握していない」は過半数を占める。

地域住民のニーズや生活の満足度の把握状況については、「調査・把握していない」が56.6%、「ニーズを調査・把握している」が36.5%、「生活満足度を調査・把握している」が8.7%となっている。

図表 地域住民のニーズや生活の満足度の把握状況



③地域住民のニーズ等の把握方法

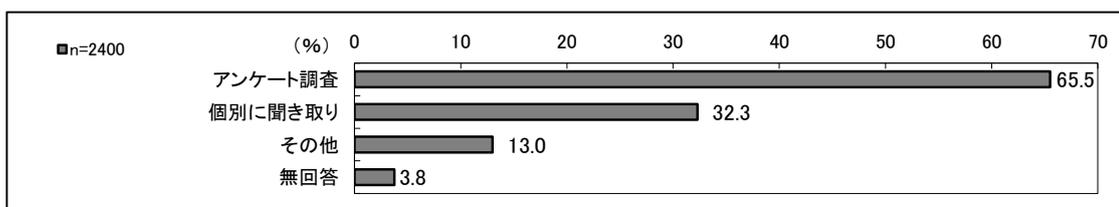
※問 29-1 は、問 29 で「1.」または「2.」と回答した団体にお聞きします。

問 29-1 どのような方法によって把握していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】

- 「アンケート調査」が他を大きく引き離して第1位。

地域住民のニーズ等の把握方法については、「アンケート調査」(65.5%)が最も多く、次いで「個別に聞き取り」(32.3%)となっている。

図表 地域住民のニーズ等の把握方法



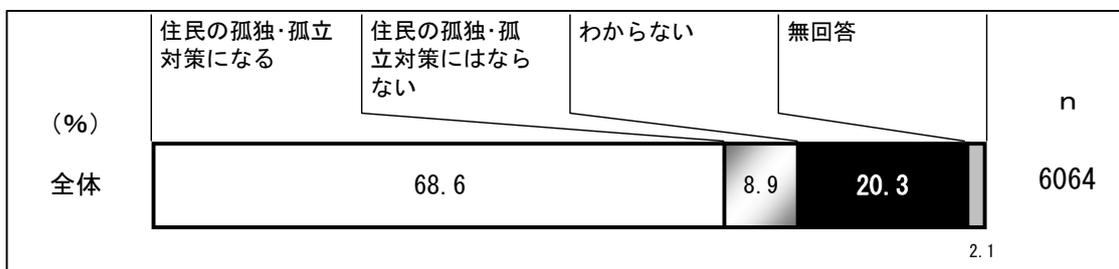
④現在の活動が住民の孤独・孤立対策につながるか

問30 貴団体の現在実施している活動は、高齢者世代、子育て世代、若者世代など、幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策に資すると思いますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「住民の孤独・孤立対策になる」が約7割を占める。「住民の孤独・孤立対策にはならない」は1割に満たない。

現在の活動が住民の孤独・孤立対策につながるか尋ねたところ、「住民の孤独・孤立対策になる」が68.6%、「住民の孤独・孤立対策にはならない」が8.9%、「わからない」が20.3%となっている。

図表 現在の活動が住民の孤独・孤立対策につながるか



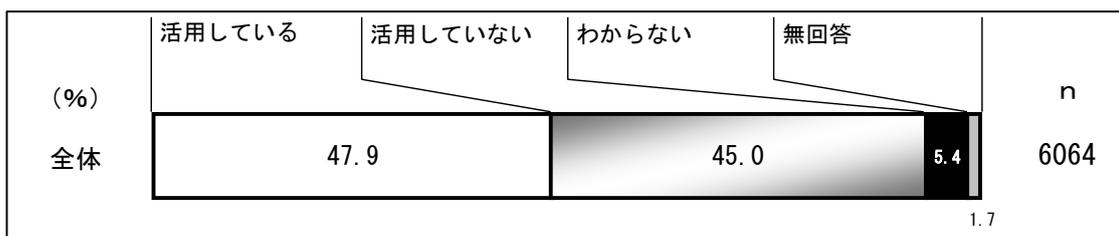
⑤デジタル技術の活用状況

問31 貴団体の活動において、メール等での連絡調整、ホームページの開設・運用、オンライン会議や講習会の実施など、デジタル技術を活用した取り組みを行っていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- 「活用している」が「活用していない」をわずかに上回る。

デジタル技術の活用状況については、「活用している」が47.9%、「活用していない」が45.0%、「わからない」が5.4%となっている。

図表 デジタル技術の活用状況



⑥活用しているデジタル技術

※問 31-1 は、問 31 で「1. 活用している」と回答した団体にお聞きします。

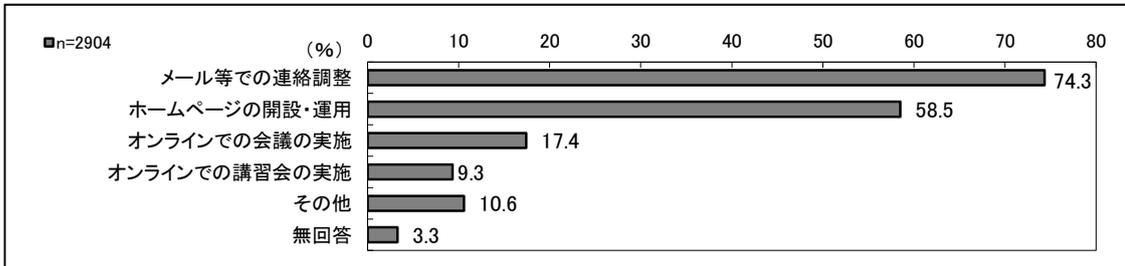
問 31-1 どのようなデジタル技術を活用していますか。あてはまるものをすべて選択してください。【複数回答】



- 「メール等での連絡調整」と「ホームページの開設・運用」が他を大きく引き離して上位となっている。

活用しているデジタル技術については、「メール等での連絡調整」(74.3%)が最も多く、次いで「ホームページの開設・運用」(58.5%)、「オンラインでの会議の実施」(17.4%)、「オンラインでの講習会の実施」(9.3%)となっている。

図表 活用しているデジタル技術



第4節 クロス集計による傾向の抽出

(1) 地域運営組織の設置状況と支援策

① 地域運営組織の設置状況で見た既存の地域運営組織に対して実施している支援策

地域運営組織が全域または8割以上に設置されている市区町村では、既存の地域運営組織に対して実施している支援策が充実する傾向にある。

図表 地域運営組織の設置状況で見た既存の地域運営組織に対して実施している支援策

単位：%

		【市区町村票】										
		問 12 既存の地域運営組織に対して実施している支援策										
		合計（件）	助成金等の活動資金支援	施設の提供（修繕・建設を伴わない）	施設の提供（修繕・建設を伴う）	活動に必要な物品の提供	地域活動の中心となる人材の育成	地域外部の専門家の活用	地域おこし協力隊、集落支援員等の参加	生活支援コーディネーターの活用	団体や行政機関のコーディネーターの確保	総合的な担当窓口の設置
全体		814	72.0	39.7	23.5	19.9	21.6	17.0	24.2	8.1	3.9	23.6
【市区町村票】問 4-2 地域運営組織の設置状況	市区町村の全域に設置	274	86.9	45.6	33.9	23.4	33.6	21.2	25.2	11.3	5.1	31.8
	市区町村の8割以上に設置	41	97.6	65.9	36.6	31.7	39.0	39.0	29.3	22.0	12.2	46.3
	市区町村の2割以上8割未満に設置	173	74.0	45.7	19.7	19.1	15.6	12.7	30.6	6.4	2.3	20.8
	市区町村の2割未満に設置	269	54.3	28.6	16.0	16.7	13.4	14.1	20.4	4.8	3.0	16.7
	わからない	54	61.1	27.8	7.4	11.1	9.3	7.4	11.1	3.7	1.9	9.3

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

図表 地域運営組織の設置状況で見た既存の地域運営組織に対して実施している支援策
(続き)

単位：%

(続き)		【市区町村票】										
		問 12 既存の地域運営組織に対して実施している支援策										
		合計(件)	所管課での担当職員制度の導入	行政職員全体の意識改革	庁内での担当職員制度の導入	企画・総務部門とそれ以外の横断的な連携	「暮らしを支える活動」の運営支援	各地域の団体の交流機会の設置	ふるさと納税の寄附者が寄附先の組織を選択できる仕組み	特にない・実施していない	その他	無回答
全体		814	15.6	8.0	15.4	8.0	18.8	23.8	3.2	6.4	5.2	0.1
【市区町村票】問 4-2 地域運営組織の設置状況	市区町村の全域に設置	274	25.5	11.7	21.2	10.6	27.4	33.9	4.4	2.9	5.1	0.0
	市区町村の8割以上に設置	41	39.0	14.6	24.4	14.6	26.8	43.9	0.0	0.0	4.9	0.0
	市区町村の2割以上8割未満に設置	173	14.5	7.5	15.0	6.4	16.2	24.3	5.8	3.5	2.9	0.0
	市区町村の2割未満に設置	269	5.9	4.5	11.5	5.6	12.3	12.6	1.5	11.5	5.6	0.0
	わからない	54	0.0	3.7	0.0	7.4	11.1	13.0	0.0	13.0	11.1	1.9

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

(2) 市区町村の人口規模別に見た市区町村における地域運営組織の位置づけや地域運営組織に期待すること

①市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の位置づけと関係性

いずれの階層でも「自治体と対等な立場で立案し実行する関係」が第1位だが、人口規模が比較的小さい場合には、「自治体の依頼により地域施策を補助する関係」や「民間の立場を尊重し積極的に関係を構築していない」との回答が比較的多い。

図表 市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の位置づけ

単位：%

		【市区町村票】					無回答
		問6 地域運営組織の位置づけや地域運営組織に期待すること					
		合計(件)	自治体の依頼により地域施策を補助する関係	自治体と対等な立場で立案し実行する関係	民間の立場を尊重し積極的に関係を構築していない	その他	
全体		814	4.3	81.9	8.8	4.9	0.0
【市区町村票】問2 人口規模	50万人以上	17	0.0	94.1	5.9	0.0	0.0
	30万人以上50万人未満	36	0.0	83.3	8.3	8.3	0.0
	10万人以上30万人未満	131	2.3	88.5	4.6	4.6	0.0
	5万人以上10万人未満	149	0.7	87.9	5.4	6.0	0.0
	3万人以上5万人未満	131	3.8	87.8	5.3	3.1	0.0
	1万人以上3万人未満	210	6.7	76.2	11.0	6.2	0.0
	5,000人以上1万人未満	69	5.8	75.4	14.5	4.3	0.0
	5,000人未満	67	11.9	65.7	19.4	3.0	0.0

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

②市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の活動範囲

人口規模の大きい市区町村では「連合自治会・町内会」「その他」に回答が集中する一方で、人口規模の小さい市町村では回答が分散している。

図表 市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の活動範囲

単位：%

		【市区町村票】								
		問7 地域運営組織の活動範囲								
		合計 (件)	平成の 合併前市町村	昭和の 合併前市町村	大字 (集落を含む)	集落	連合自治会・ 町内会	単位自治会・ 町内会	その他	無回答
全体		814	8.8	18.6	9.7	8.5	26.9	9.5	17.7	0.4
【市区町村票】問2 人口規模	50万人以上	17	0.0	5.9	0.0	0.0	47.1	5.9	35.3	5.9
	30万人以上 50万人未満	36	0.0	5.6	2.8	0.0	52.8	5.6	33.3	0.0
	10万人以上 30万人未満	131	8.4	7.6	3.1	5.3	37.4	6.1	32.1	0.0
	5万人以上 10万人未満	149	6.7	18.8	4.0	2.0	35.6	13.4	18.8	0.7
	3万人以上 5万人未満	131	10.7	22.1	7.6	7.6	27.5	11.5	13.0	0.0
	1万人以上 3万人未満	210	7.1	30.5	15.7	10.5	17.6	7.6	11.0	0.0
	5,000人以上 1万人未満	69	14.5	10.1	15.9	20.3	14.5	11.6	13.0	0.0
	5,000人未満	67	17.9	13.4	19.4	19.4	7.5	10.4	10.4	1.5

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

③市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の活動範囲と学区との重なり

人口規模の大きい市区町村では「小学校区と概ね一致する」の回答が多く、人口規模の小さい市町村では回答が分散している。

図表 市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の活動範囲と学区との重なり

単位：%

		【市区町村票】								
		問8 地域運営組織の活動範囲と学区との重なり								
		合計 (件)	中学校区と概ね一致する	旧中学校区と概ね一致する	小学校区と概ね一致する	旧小学校区と概ね一致する	中学校区と小学校区と概ね一致する	小学校区より狭い	その他	無回答
全体		814	10.6	2.0	33.7	15.6	7.9	15.6	14.3	0.5
【市区町村票】 問2 人口規模	50万人以上	17	5.9	5.9	47.1	0.0	5.9	0.0	29.4	5.9
	30万人以上 50万人未満	36	8.3	0.0	52.8	0.0	5.6	0.0	33.3	0.0
	10万人以上 30万人未満	131	19.1	0.0	41.2	6.1	6.9	5.3	21.4	0.0
	5万人以上 10万人未満	149	6.7	1.3	38.3	14.1	10.1	14.8	14.1	0.7
	3万人以上 5万人未満	131	8.4	2.3	39.7	19.1	6.9	16.0	6.9	0.8
	1万人以上 3万人未満	210	9.0	2.9	31.4	23.3	3.8	22.4	7.1	0.0
	5,000人以上 1万人未満	69	8.7	5.8	8.7	26.1	8.7	26.1	14.5	1.4
	5,000人未満	67	14.9	0.0	16.4	7.5	20.9	16.4	23.9	0.0

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

④市区町村の人口規模別に見た地域運営組織設置の影響（効果）に対する評価

人口規模の小さい市町村において、地域運営組織設置による良い影響（効果）が減少する傾向が見られる。

図表 市区町村の人口規模別に見た地域運営組織設置の影響（効果）に対する評価

単位：%

		【市区町村票】												
		問9 地域運営組織設置の影響（効果）に対する評価												
		合計（件）	地域の活動がやりやすくなった	地域の声が行政に反映されやすくなった	費用を要する活動ができるようになった	地域内の話し合いで未着手の課題に取り組めた	類似した活動の整理・統合ができた	新しい人材の発掘・育成ができた	歳出削減につながった	組織は設立されたが機能しなかった	会議が増えて地域住民の間で不評	自治会等から不満の声がある	その他	無回答
全体		814	63.6	33.0	15.5	79.2	19.0	39.7	4.2	3.9	3.7	3.6	7.0	0.4
【市区町村票】問2 人口規模	50万人以上	17	76.5	41.2	23.5	82.4	35.3	35.3	5.9	5.9	11.8	5.9	23.5	5.9
	30万人以上50万人未満	36	61.1	36.1	38.9	86.1	33.3	41.7	0.0	5.6	0.0	5.6	11.1	0.0
	10万人以上30万人未満	131	67.9	42.7	16.8	84.7	29.8	48.9	5.3	6.9	9.9	6.9	9.2	1.5
	5万人以上10万人未満	149	63.8	29.5	17.4	79.2	14.1	36.9	6.7	3.4	1.3	4.0	4.7	0.0
	3万人以上5万人未満	131	67.2	35.1	15.3	84.7	23.7	48.9	1.5	6.1	3.1	3.1	6.1	0.0
	1万人以上3万人未満	210	58.1	31.0	13.8	79.5	16.7	37.6	3.8	2.4	3.8	1.4	5.2	0.0
	5,000人以上1万人未満	69	66.7	27.5	8.7	65.2	11.6	26.1	2.9	0.0	1.4	1.4	8.7	0.0
	5,000人未満	67	59.7	26.9	7.5	68.7	4.5	29.9	6.0	3.0	0.0	4.5	6.0	0.0

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

⑤市区町村の人口規模別に見た地域運営組織に対する補助金・助成金等の措置

人口規模の小さい市町村において「(地域運営組織に対する支援策を)措置していない」傾向にある。

図表 市区町村の人口規模別に見た地域運営組織に対する補助金・助成金等の措置

単位：%

		【市区町村票】						
		問 10 地域運営組織に対する補助金・助成金等の措置						
		合計 (件)	市区町村単 独財源による 単独での措置	市区町村単 独財源による 複数での措置	国・都道府 県の単独での 措置	国・都道府 県の複数での 措置	措置して いない	無回 答
全体		814	51.6	16.7	12.3	2.0	26.5	0.4
【市区町村票】 問 2 人口規模	50 万人以上	17	47.1	47.1	0.0	0.0	5.9	0.0
	30 万人以上 50 万人未満	36	66.7	19.4	11.1	0.0	13.9	0.0
	10 万人以上 30 万人未満	131	51.1	25.2	14.5	2.3	20.6	0.8
	5 万人以上 10 万人未満	149	51.0	18.8	5.4	2.0	28.2	0.0
	3 万人以上 5 万人未満	131	52.7	19.1	22.9	2.3	19.8	0.8
	1 万人以上 3 万人未満	210	49.0	11.0	11.0	1.4	32.9	0.5
	5,000 人以上 1 万人未満	69	50.7	7.2	8.7	1.4	36.2	0.0
	5,000 人未満	67	53.7	7.5	14.9	3.0	31.3	0.0

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

⑥市区町村の人口規模別に見た既存の地域運営組織に対して実施している支援策

人口規模の小さい市町村では、「地域おこし協力隊、集落支援員等の参加」による支援を行っている様子がうかがえる。

図表 市区町村の人口規模別に見た既存の地域運営組織に対し実施している支援策

単位：%

		【市区町村票】																					
		問 12 既存の地域運営組織に対し実施している支援策																					
		合計（件）	助成金等の活動資金支援	施設の提供（修繕・建設を伴わない）	施設の提供（修繕・建設を伴う）	活動に必要な物品の提供	地域活動の中心となる人材の育成	地域外部の専門家の活用	地域おこし協力隊、集落支援員等の参加	生活支援コーディネーターの活用	団体や行政機関のコーディネーターの確保	総合的な担当窓口の設置	所管課での担当職員制度の導入	行政職員全体の意識改革	庁内での担当職員制度の導入	企画・総務部門とそれ以外の横断的な連携	「暮らしを支える活動」の運営支援	各地域の団体の交流機会の設置	ふるさと納税の寄附者が寄附先の組織を選択できる仕組み	特にない	その他	無回答	
全体		814	72.0	39.7	23.5	19.9	21.6	17.0	24.2	8.1	3.9	23.6	15.6	8.0	15.4	8.0	18.8	23.8	3.2	6.4	5.2	0.1	
【市区町村票】問2 人口規模	50万人以上	17	88.2	52.9	23.5	5.9	35.3	41.2	11.8	5.9	17.6	17.6	23.5	11.8	17.6	0.0	35.3	29.4	0.0	0.0	5.9	0.0	
	30万人以上 50万人未満	36	86.1	33.3	16.7	13.9	19.4	36.1	5.6	11.1	2.8	33.3	38.9	11.1	8.3	11.1	30.6	41.7	2.8	2.8	5.6	0.0	
	10万人以上 30万人未満	131	80.2	41.2	26.7	16.8	35.1	19.8	9.2	13.0	6.1	25.2	26.7	13.0	16.8	9.2	20.6	34.4	3.8	2.3	15.3	0.8	
	5万人以上 10万人未満	149	72.5	45.6	17.4	14.1	23.5	16.1	20.8	8.1	3.4	26.2	16.8	9.4	13.4	7.4	20.1	32.2	4.7	8.1	3.4	0.0	
	3万人以上 5万人未満	131	77.9	39.7	27.5	23.7	28.2	26.7	36.6	9.2	2.3	29.8	16.0	11.5	22.1	9.2	19.8	33.6	4.6	3.8	2.3	0.0	
	1万人以上 3万人未満	210	65.2	41.9	22.9	23.3	14.3	11.4	27.6	6.2	3.3	20.0	9.5	4.8	15.2	7.1	17.6	12.9	1.9	7.6	3.8	0.0	
	5,000人以上 1万人未満	69	60.9	30.4	18.8	23.2	13.0	4.3	27.5	5.8	2.9	23.2	8.7	1.4	10.1	4.3	11.6	8.7	4.3	13.0	4.3	0.0	
	5,000人未満	67	62.7	25.4	31.3	23.9	9.0	9.0	35.8	4.5	3.0	9.0	3.0	3.0	3.0	11.9	11.9	11.9	4.5	0.0	9.0	0.0	0.0

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

⑦市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の継続的運営に必要な支援

地域運営組織の継続的な運営に向けて実施が必要であるとする支援については、「助成金等の活動資金支援」は人口規模の大きい市区町村で多い傾向にある。また、「地域おこし協力隊、集落支援員等の参加」は人口規模の小さい市区町村で増加する傾向にある。

図表 市区町村の人口規模別に見た地域運営組織の継続的運営に必要な支援

単位：%

		【市区町村票】																				
		問 15 地域運営組織の継続的運営に必要な支援																				
		合計（件）	助成金等の活動資金支援	施設の提供（修繕・建設を伴わない）	施設の提供（修繕・建設を伴う）	活動に必要な物品の提供	地域活動の中心となる人材の育成	地域外部の専門家の活用	地域おこし協力隊、集落支援員等の参加	生活支援コーディネーターの活用	団体や行政機関のコーディネーターの確保	総合的な担当窓口の設置	所管課での担当職員制度の導入	行政職員全体の意識改革	庁内での担当職員制度の導入	企画・総務部門とそれ以外の横断的な連携	「暮らしを支える活動」の運営支援	各地域の団体の交流機会の設置	ふるさと納税の寄附者が寄附先の組織を選択できる仕組み	特になし	その他	無回答
全体		814	68.8	27.5	22.2	13.5	49.8	21.3	24.2	12.2	28.9	13.9	8.2	38.9	8.6	15.0	19.2	22.2	5.4	2.3	1.8	0.0
【市区町村票】問2 人口規模	50万人以上	17	88.2	47.1	29.4	5.9	76.5	41.2	11.8	5.9	52.9	17.6	11.8	35.3	11.8	17.6	41.2	23.5	0.0	5.9	0.0	0.0
	30万人以上 50万人未満	36	75.0	36.1	22.2	5.6	55.6	38.9	2.8	16.7	25.0	11.1	11.1	41.7	11.1	16.7	22.2	33.3	2.8	2.8	0.0	0.0
	10万人以上 30万人未満	131	75.6	38.2	29.8	10.7	56.5	27.5	10.7	19.8	33.6	15.3	14.5	49.6	7.6	15.3	20.6	33.6	6.9	1.5	2.3	0.0
	5万人以上 10万人未満	149	64.4	33.6	16.8	12.1	51.0	23.5	16.1	11.4	30.9	13.4	10.7	47.0	8.7	16.1	20.1	25.5	4.0	2.0	4.0	0.0
	3万人以上 5万人未満	131	73.3	29.0	26.7	13.0	58.8	28.2	32.8	14.5	35.1	19.8	10.7	42.7	9.9	24.4	22.1	29.0	9.9	1.5	1.5	0.0
	1万人以上 3万人未満	210	65.2	21.0	20.5	16.7	43.8	14.8	31.0	10.5	26.2	11.9	2.9	34.3	10.5	12.4	18.1	16.2	5.2	2.4	1.9	0.0
	5,000人以上 1万人未満	69	63.8	13.0	17.4	15.9	39.1	8.7	31.9	7.2	18.8	17.4	2.9	29.0	7.2	10.1	14.5	10.1	2.9	4.3	0.0	0.0
	5,000人未満	67	64.2	14.9	20.9	17.9	37.3	10.4	34.3	3.0	16.4	4.5	6.0	19.4	1.5	6.0	10.4	6.0	1.5	3.0	0.0	0.0

※地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のみを集計している。

⑧市区町村の人口規模別に見た市区町村における DX 推進計画の策定状況と DX 推進計画における地域運営組織の DX 推進のための取組の記載

人口規模の大きい市区町村では策定が進んでいるが、人口規模の小さい市町村では進んでおらず、人口3万人未満の市町村では「策定する予定はない」が過半数を占める。

図表 市区町村の人口規模別に見た市区町村における DX 推進計画の策定状況

単位：%

		【市区町村票】				
		問 19 市区町村における DX 推進計画の策定状況				
		合計 (件)	策定済み	現在策定作業中または策定する予定	策定する予定はない	無回答
全体		1,706	8.2	40.7	48.2	2.9
〔市区町村票〕問2 人口規模	50万人以上	34	29.4	50.0	17.6	2.9
	30万人以上50万人未満	48	43.8	27.1	22.9	6.3
	10万人以上30万人未満	196	18.4	49.5	28.1	4.1
	5万人以上10万人未満	244	12.3	44.3	40.6	2.9
	3万人以上5万人未満	230	9.6	48.3	40.4	1.7
	1万人以上3万人未満	444	3.4	39.6	54.7	2.3
	5,000人以上1万人未満	232	1.3	34.5	62.5	1.7
	5,000人未満	263	1.1	33.5	61.6	3.8

また、DX 推進計画を「策定済み」または「現在策定作業中または策定する予定がある」と回答した市区町村において、地域運営組織の DX を推進するための取組の記載について尋ねたところ、人口規模にかかわらず「掲げていない（掲げる予定はない）」が約 6 割から約 8 割を占める。

図表 市区町村の人口規模別に見た市区町村の DX 推進計画における地域運営組織の DX 推進のための取組の記載

単位：%

		【市区町村票】			
		問 19-1 市区町村の DX 推進計画における地域運営組織の DX 推進のための取組の記載			
		合計 (件)	(掲げる 予定がある) 掲げている	(掲げる 予定はない) 掲げていない	無回答
全体		834	19.9	76.7	3.4
【市区町村票】 問 2 人口規模	50 万人以上	27	29.6	63.0	7.4
	30 万人以上 50 万人未満	34	26.5	73.5	0.0
	10 万人以上 30 万人未満	133	17.3	79.7	3.0
	5 万人以上 10 万人未満	138	18.8	79.0	2.2
	3 万人以上 5 万人未満	133	23.3	73.7	3.0
	1 万人以上 3 万人未満	191	17.3	79.1	3.7
	5,000 人以上 1 万人未満	83	18.1	79.5	2.4
	5,000 人未満	91	22.0	72.5	5.5

※DX 推進計画を「策定済み」または「現在策定作業中または策定する予定」と回答した市区町村のみを集計している。

⑨人口規模別・都市分類別に見た市区町村の地域運営組織の有無と地域運営組織の設置の必要性に関する認識

「地域運営組織がある」と回答している市区町村は、人口規模が「30万人以上50万人未満」では7割台半ばであるのに対し、人口規模が「5,000人以上1万人未満」「5,000人未満」では3割未満となっている。

人口規模が小さい市町村では、地域運営組織が設置されていない地域における設置の必要性を感じない市区町村の割合が高くなる傾向にある。特に人口1万人未満の市町村では、設置の必要性を感じない割合が多い。

加えて、都市分類で見ると、町村（並びに東京特別区）において、設置の必要性を感じない割合が多い。

図表 人口規模別・都市分類別に見た市区町村の地域運営組織の有無と地域運営組織の設置の必要性に関する認識

単位：%

		【市区町村票】					
		問4 地域運営組織の有無／問4-3 必要性の認識					
		合計 (件)	地域運営組織がある	地域運営組織がなく設置が必要だと感じる	地域運営組織がなく設置が必要だと感じない	無回答(問4)	無回答(問4-3)
全体		1,706	47.7	37.3	14.2	0.1	0.6
問2 人口規模	【市区町村票】						
	50万人以上	34	50.0	41.2	8.8	0.0	0.0
	30万人以上50万人未満	48	75.0	12.5	8.3	0.0	4.2
	10万人以上30万人未満	196	66.8	23.0	9.7	0.0	0.5
	5万人以上10万人未満	244	61.1	31.1	7.8	0.0	0.0
	3万人以上5万人未満	230	57.0	31.7	11.3	0.0	0.0
	1万人以上3万人未満	444	47.3	39.0	13.1	0.2	0.5
	5,000人以上1万人未満	232	29.7	47.8	21.1	0.0	1.3
	5,000人未満	263	25.5	51.0	22.8	0.0	0.8
問3 都市分類	【市区町村票】						
	政令指定都市	21	61.9	28.6	9.5	0.0	0.0
	中核市	62	83.9	9.7	4.8	0.0	1.6
	施行時特例市	23	65.2	30.4	4.3	0.0	0.0
	一般市	672	63.4	28.3	8.2	0.0	0.1
	町村	905	33.6	46.2	19.3	0.1	0.8
	特別区(東京23区)	22	18.2	45.5	31.8	0.0	4.5

また、「地域運営組織がない」市区町村に限定して地域運営組織の設置の必要性に着目すると、人口規模にかかわらず「設置が必要だと感じる」が5割から約8割と一定数を占めている。

図表 地域運営組織がない市区町村の人口規模別・都市分類別に見た地域運営組織の設置の必要性に関する認識

単位：％

		【市区町村票】			
		問 4-3 地域運営組織の必要性の認識			
		合計 (件)	設置 が必要だと 感じる	設置 が必要だと 感じない	無 回答
全体		890	71.6	27.3	1.1
問 2 人口規模	【市区町村票】 50万人以上	17	82.4	17.6	0.0
	30万人以上 50万人未満	12	50.0	33.3	16.7
	10万人以上 30万人未満	65	69.2	29.2	1.5
	5万人以上 10万人未満	95	80.0	20.0	0.0
	3万人以上 5万人未満	99	73.7	26.3	0.0
	1万人以上 3万人未満	233	74.2	24.9	0.9
	5,000人以上 1万人未満	163	68.1	30.1	1.8
	5,000人未満	196	68.4	30.6	1.0
問 3 都市分類	【市区町村票】 政令指定都市	8	75.0	25.0	0.0
	中核市	10	60.0	30.0	10.0
	施行時特例市	8	87.5	12.5	0.0
	一般市	246	77.2	22.4	0.4
	町村	600	69.7	29.2	1.2
	特別区（東京 23 区）	18	55.6	38.9	5.6

※地域運営組織が「ない」市区町村のみを集計している。

(3) 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の状況

①市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の設立時期

地域運営組織の設立時期については、2005年以降が比較的多い。「自治基本条例等の条例がある」「協働のまちづくり等の要綱がある」「条例や要綱などは定めていない」のいずれの場合も、同様の傾向にある。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の設立時期

単位：%

		【地域運営組織票】									
		問2 地域運営組織の設立時期									
		合計 (件)	～1984 年	1985～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	2005～ 2009年	2010～ 2014年	2015～ 2021年	無回答
全体		6,064	5.1	1.8	1.8	2.8	6.3	23.1	28.3	29.8	0.9
問5 協働のまちづくりに関する条例等の有無	【市区町村票】										
	自治基本条例等の条例がある	3,444	4.6	2.3	1.6	3.1	6.4	23.0	33.3	25.4	0.3
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	2.9	1.6	0.7	2.1	6.0	30.9	24.3	30.9	0.5
	条例や要綱などは定めていない	1,705	7.6	1.2	3.0	3.0	5.6	18.4	21.8	37.5	1.9

②市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の実施している活動のうち主要なもの

「実施している活動のうち主要なもの」については、「自治基本条例等の条例がある」「協働のまちづくり等の要綱がある」市区町村の地域運営組織に比べて「条例や要綱などは定めていない」市区町村の地域運営組織の方が1%以上高い割合を示したのは、「家事支援」「特産品の加工販売」「地域の調査・研究・学習」となっている。一方、「条例や要綱などを定めていない」市区町村の地域運営組織の方が1%以上低い割合を示したのは、「声かけ、見守りサービス」「防災訓練・研修」「地域の諸団体の事務や活動の補助」となっている。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の実施している活動のうち主要なもの

単位：%

		【地域運営組織票】							
		問10 実施している活動のうち主要なもの							
		合計 (件)	市町村役場の窓口代行	公的施設の維持管理	コミュニティバスの運行、 その他外出支援	送迎サービス	雪かき・雪下ろし	家事支援	買い物支援
全体		6,064	1.7	19.8	4.8	2.7	1.5	4.3	3.9
づくりに関する条例等の有無	【市区町村票】問5 協働のまち								
	自治基本条例等の条例がある	3,444	1.7	22.9	4.8	2.2	1.0	4.0	3.6
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	1.5	16.1	4.2	2.7	2.3	3.0	4.1
	条例や要綱などは定めていない	1,705	1.9	18.2	5.5	3.5	1.8	5.7	4.3

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の実施している活動のうち主要なもの（続き）

単位：％

(続き)		【地域運営組織票】								
		問10 実施している活動のうち主要なもの								
		合計（件）	声かけ、見守りサービス	高齢者交流サービス	保育サービス・一時預かり	子どもの学習支援、学童	子ども食堂など福祉的な食堂の運営	ファミリー・サポート・センター事業	発達に不安のある子どもへの支援	子育て中の保護者が集まる場の提供
全体		6,064	22.4	32.5	0.7	4.2	2.0	0.1	0.2	2.2
づくりに関する条例等の有無	【市区町村票】問5 協働のまち									
	自治基本条例等の条例がある	3,444	21.6	32.8	0.6	4.6	2.1	0.2	0.3	2.4
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	27.5	31.2	0.9	3.8	1.0	0.1	0.1	3.4
	条例や要綱などは定めていない	1,705	19.2	31.4	0.9	3.7	2.1	0.2	0.2	1.6

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の実施している活動のうち主要なもの（続き）

単位：％

(続き)		【地域運営組織票】								
		問10 実施している活動のうち主要なもの								
		合計（件）	弁当配達・給配食サービス	体験交流事業	名産品・特産品の加工・販売	空き家や里山などの維持・管理	農業	農地の一元的管理	水路等の草刈り、農道等の補修	農村景観の保全、緩衝帯の設置
全体		6,064	2.3	17.5	5.8	3.4	0.8	0.2	1.6	1.3
づくりに関する条例等の有無	【市区町村票】問5 協働のまち									
	自治基本条例等の条例がある	3,444	2.1	16.4	3.8	3.3	0.6	0.2	1.1	1.2
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	2.7	17.6	5.9	3.1	0.8	0.3	3.5	2.0
	条例や要綱などは定めていない	1,705	2.3	18.1	8.7	3.5	1.2	0.4	1.9	0.9

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の実施している活動のうち主要なもの（続き）

単位：％

(続き)		【地域運営組織票】								
		問 10 実施している活動のうち主要なもの								
		合計 (件)	農業と福祉を 組み合わせた 活動	防災訓練・ 研修	祭り・運動会・音 楽会などの運 営	地域の調査・研 究・学 習	広報紙の作成・ 発行	地域の諸団体の 事務や活動の補 助	その他	無回 答
全体		6,064	0.2	30.6	43.6	9.7	28.8	8.3	10.3	1.3
づくりに関する 条例等の有無	【市区町村票】問5 協働のまち づくりに関する条例等がある	3,444	0.2	34.6	48.1	9.4	32.3	8.9	8.2	1.2
	協働のまち づくり等の 要綱がある	1,213	0.7	26.5	37.3	9.3	24.1	10.9	16.1	0.5
	条例や要綱 などは定め ていない	1,705	0.1	25.2	40.2	11.4	27.4	6.2	10.7	1.8

③市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た行政職員の地域運営組織への参加状況

「自治基本条例等の条例がある」「協働のまちづくり等の要綱がある」市区町村では、行政職員が職務として参加する傾向があるのに対し、「条例や要綱などは定めていない」市区町村では、行政職員は住民の一人として地域運営組織に参加する傾向にある。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た行政職員の地域運営組織への参加状況

単位：%

		【地域運営組織票】				
		問 16-1 行政職員の地域運営組織への参加状況				
		合計（件）	事務分掌として参加している	事務分掌にはないが自主的に参加	住民の一人として参加している	無回答
全体		3,427	69.0	12.6	15.9	2.4
【市区町村票】 問 5 協働のまちづくりに関する条例等の有無	自治基本条例等の条例がある	1,948	71.0	14.3	12.6	2.1
	協働のまちづくり等の要綱がある	727	71.8	12.1	14.4	1.7
	条例や要綱などは定めていない	943	62.4	11.3	23.0	3.3

④市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の収入額と支出額、支出額のうち人件費

「自治基本条例等の条例がある」市区町村における地域運営組織では、収入額・支出額は「100万円以上 200万円未満」が最も多い。「協働のまちづくり等の要綱がある」「条例や要綱などは定めていない」市区町村における地域運営組織では、収入額・支出額は「1円以上 50万円未満」が最も多い。また、「協働のまちづくり等の要綱がある」「条例や要綱などは定めていない」市区町村における地域運営組織に比べ、「自治基本条例等の条例がある」市区町村における地域運営組織の方が、予算規模が比較的分散する傾向にある。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の収入額と支出額、支出額のうち人件費

単位：%

		【地域運営組織票】				
		問 22	(1) 収入額 / (2) 支出額、(2-1) 支出額のうち人件費			
		合計 (件)	0円	1円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満
全体		6,064	2.2	17.6	9.7	13.2
			2.1	18.4	10.5	13.9
			38.8	13.3	7.0	5.9
づくりに関する条例等の有無 【市区町村票】問5 協働のまち	自治基本条例等の条例がある	3,444	1.4	9.5	7.6	12.8
			1.5	10.3	8.6	13.6
			34.5	12.0	7.8	7.3
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	2.1	33.1	11.5	13.0
			2.0	34.3	11.9	13.2
			45.6	11.1	5.4	2.9
条例や要綱などは定めていない	1,705	3.2	22.5	14.1	15.7	
		2.9	23.3	14.7	16.1	
			43.9	17.0	7.2	5.5

※表上段は(1)収入額。表中段は(2)支出額、表下段は(2-1)支出額のうち人件費。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の収入額と支出額、支出額のうち人件費（続き）

単位：％

(続き)		【地域運営組織票】				
		問 22	(1) 収入額 / (2) 支出額、		(2-1) 支出額のうち人件費	
		合計 (件)	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	500万円以上 750万円未満
全体		6,064	10.8	7.0	5.6	9.5
			10.4	6.9	5.2	9.0
			3.6	2.6	2.5	4.2
づくりに関する条例等の有無 【市区町村票】問5 協働のまち	自治基本条例等の条例がある	3,444	11.9	8.2	6.9	11.5
			11.5	8.1	6.4	10.9
			3.3	3.0	3.0	5.3
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	8.0	4.4	3.8	4.3
			7.7	4.1	3.3	4.4
			1.8	1.4	2.1	3.2
	条例や要綱などは定めていない	1,705	10.2	5.9	3.8	8.2
			9.4	5.8	3.6	7.6
			5.2	1.9	1.8	2.5

※表上段は(1)収入額。表中段は(2)支出額、表下段は(2-1)支出額のうち人件費。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の収入額と支出額、支出額のうち人件費（続き）

単位：％

(続き)		【地域運営組織票】				
		問 22	(1) 収入額 / (2) 支出額、		(2-1) 支出額のうち人件費	
		合計 (件)	750万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満
全体		6,064	4.9	6.3	3.3	3.5
			4.9	6.1	3.2	3.2
			2.6	2.8	0.6	0.8
づくりに関する条例等の有無 【市区町村票】問5 協働のまち	自治基本条例等の条例がある	3,444	5.8	8.5	4.4	4.3
			5.8	8.2	4.1	4.1
			3.7	3.5	0.6	1.1
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	3.1	4.6	3.2	3.3
			2.6	4.9	3.2	3.2
			2.9	3.1	0.4	1.1
	条例や要綱などは定めていない	1,705	3.6	3.2	1.9	2.7
			4.0	3.1	2.1	2.2
			1.0	2.3	0.8	0.3

※表上段は(1)収入額。表中段は(2)支出額、表下段は(2-1)支出額のうち人件費。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の収入額と支出額、支出額のうち人件費（続き）

単位：%

(続き)		【地域運営組織票】				
		問 22 合計 (件)	(1) 収入額 3,000万円以上 4,000万円未満	(2) 支出額 4,000万円以上 5,000万円未満	(2-1) 支出額のうち人件費 5,000万円 以上	無回答
全体		6,064	1.1	0.7	1.3	3.3
			0.9	0.7	1.2	3.4
			0.3	0.2	0.2	14.5
【市区町村票】問5 協働のまち づくりに関する条例等の有無	自治基本条例等の条例がある	3,444	1.6	0.9	1.4	3.4
			1.3	1.0	1.2	3.4
			0.3	0.2	0.2	14.1
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	1.2	0.6	1.1	3.0
			0.8	0.7	0.9	2.9
			0.3	0.2	0.3	18.1
	条例や要綱などは定めていない	1,705	0.5	0.3	1.3	3.0
			0.4	0.4	1.3	3.2
			0.3	0.2	0.1	10.1

※表上段は収入額。表中段は(2)支出額、表下段は(2-1)支出額のうち人件費。

⑤市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の収入源のうち最も多いもの

地域運営組織の収入源（第1位）としては「市区町村からの補助金等」の占める割合が高く、「条例や要綱などは定めていない」市区町村における地域運営組織に比べ、「自治基本条例等の条例がある」「協働のまちづくり等の要綱がある」市区町村の方がその傾向が大きい。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の収入源のうち最も多いもの

単位：%

		【地域運営組織票】							
		問 23-1 収入源（第1位）							
		合計（件）	構成員からの会費	寄附金	市区町村からの補助金等	国・都道府県等からの補助金等	民間団体からの助成金	公的施設の指定管理料	市区町村からの受託事業収入
全体		6,064	6.6	1.0	62.1	1.6	2.3	9.3	4.4
づくりに関する条例等の有無 【市区町村票】問5 協働のまち	自治基本条例等の条例がある	3,444	4.8	1.2	66.3	1.1	1.8	10.0	4.8
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	4.2	0.7	63.1	1.2	1.1	9.5	5.4
	条例や要綱などは定めていない	1,705	10.7	1.1	52.3	2.5	3.3	9.1	3.6

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の収入源のうち最も多いもの（続き）

単位：%

(続き)		【地域運営組織票】 問 23-1 収入源（第1位）						
		合計（件）	国・都道府県等からの 受託事業収入	利用者からの利用料	収益事業の収益	資産運用益	その他	無回答
全体		6,064	0.3	1.9	3.8	0.0	3.6	3.1
づくりに関する条例等の有無	【市区町村票】問5 協働のまち 自治基本条例等の条例がある	3,444	0.3	1.2	2.6	0.0	2.9	2.8
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	0.2	2.3	4.1	0.0	5.5	2.8
	条例や要綱などは定めていない	1,705	0.4	2.8	5.5	0.1	5.0	3.7

⑥市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の課題と期待する支援

「自治基本条例等の条例がある」「協働のまちづくり等の要綱がある」市区町村における地域運営組織の方が、継続的に活動していく上での課題として、人材に関する課題を抱えるとともに、課題解決にあたり行政や専門家からの支援を多く求める傾向にある。一方、「条例や要綱などは定めていない」市区町村の地域運営組織においては、行政や専門家からの支援を期待するものは「特にない」とする傾向にある。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た地域運営組織の課題と期待する支援

単位：％

		【地域運営組織票】								
		問 25 継続的に活動していく上での課題	問 26 課題解決にあたり行政からの支援を期待するもの	問 27 課題解決にあたり専門家からの支援を期待するもの	合計(件)	活動資金の不足	活動拠点となる施設の不足	活動に必要な物品の不足	リーダーとなる人材の不足	活動の担い手となる人材の不足
全体		6,064	43.1	15.3	13.8	56.2	84.5	52.6	59.3	
			45.8	14.9	13.8	24.5	38.7	30.5	25.7	
			13.3	4.2	5.9	20.4	31.9	18.2	19.8	
【市区町村票】問5 協働のまちづくりに関する条例等の有無	自治基本条例等の条例がある	3,444	44.5	14.4	15.0	59.9	88.2	58.1	63.4	
			46.9	14.5	14.3	27.9	44.8	35.6	28.8	
			13.4	3.8	6.6	23.1	37.5	22.2	22.4	
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	38.7	16.3	11.3	52.5	84.7	49.0	57.4	
			41.8	16.6	12.9	23.2	35.9	28.7	24.1	
			10.8	3.9	4.6	16.3	24.8	14.5	17.1	
	条例や要綱などは定めていない	1,705	42.3	16.7	13.5	51.1	76.8	44.0	51.8	
			45.3	15.2	13.5	19.0	29.9	22.3	21.3	
			15.1	5.3	5.6	18.1	25.2	13.0	16.1	

※表上段は継続的に活動していく上での課題、表中段は課題解決にあたり行政からの支援を期待するもの、表下段は課題解決にあたり専門家からの支援を期待するもの。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の課題と期待する支援（続き）

単位：%

(続き)		【地域運営組織票】							
		問 25 継続的に活動していく上での課題	問 26 課題解決にあたり行政からの支援を期待するもの	問 27 課題解決にあたり専門家からの支援を期待するもの					
		合計（件）	会計や税務、労務等のノウハウの不足	地域が進むべきプロセスや手法	事業の実施上でのプロセスや手法	地域住民の当事者意識の不足	地域住民の活動への理解不足	自治会等との関係、役割分担	活動に適した保険がない
全体		6,064	24.2	14.7	11.9	48.3	37.0	23.7	4.0
			18.7	14.7	11.0	23.1	21.6	13.2	3.0
			20.2	13.9	15.4	16.6	13.8	6.6	2.0
【市区町村票】問5 協働のまちづくりに関する条例等の有無	自治基本条例等の条例がある	3,444	29.1	14.7	12.3	52.6	41.5	28.1	4.1
			22.5	15.2	11.6	26.2	26.0	16.0	3.0
			25.2	14.7	16.7	19.2	16.6	8.1	1.5
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	17.6	14.9	12.4	45.2	34.5	20.6	3.6
			15.2	15.1	11.4	21.9	18.6	12.4	2.9
			15.8	12.3	15.5	14.9	11.6	5.9	2.2
	条例や要綱などは定めていない	1,705	19.6	14.2	11.7	43.5	31.6	17.8	4.5
			14.4	12.7	10.1	18.0	15.7	8.3	3.7
			13.2	12.2	12.6	12.7	10.4	4.9	2.4

※表上段は継続的に活動していく上での課題、表中段は課題解決にあたり行政からの支援を期待するもの、表下段は課題解決にあたり専門家からの支援を期待するもの。

図表 市区町村における協働のまちづくりに関する条例等の有無別で見た
地域運営組織の課題と期待する支援（続き）

単位：％

(続き)		【地域運営組織票】						
		合計（件）	団体の役員・スタッフの高齢化	農林地の保全が困難	デジタル技術の活用が困難	特にない	その他	無回答
全体		6,064	45.8	4.3	14.5	1.3	2.3	1.8
			19.8	3.5	12.0	7.5	2.5	3.5
			12.1	2.5	10.7	25.6	1.1	7.8
づくりに関する条例等の有無 【市区町村票】問5 協働のまち	自治基本条例等の条例がある	3,444	48.2	4.2	15.5	0.9	2.0	2.1
			22.4	3.3	13.4	5.1	2.4	3.4
			13.5	2.7	12.9	19.6	1.1	7.7
	協働のまちづくり等の要綱がある	1,213	44.2	5.3	14.1	1.6	2.2	1.2
			17.6	4.2	10.7	9.3	1.3	3.1
			11.0	2.9	9.2	34.6	1.2	7.3
	条例や要綱などは定めていない	1,705	41.8	4.0	12.6	2.2	2.7	1.4
			15.9	3.3	10.0	11.4	3.3	3.6
			10.0	1.8	7.5	31.4	1.1	7.7

※表上段は継続的に活動していく上での課題、表中段は課題解決にあたり行政からの支援を期待するもの、表下段は課題解決にあたり専門家からの支援を期待するもの。

第3章 実例調査（事前調査）

第1節 実例調査（事前調査）の概要

（1）実例調査（事前調査）の目的

本調査は、地域運営組織の形成が進み、その活動が活発に行われている新潟県村上市において、その活動状況や課題などを把握し、施策の検討に向けた基礎資料とすることを目的としている。

なお、予定していた村上市での現地ヒアリングは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年度中の実施を見送ったため、本調査は資料の整理等を行う事前調査のみを実施している。また、本調査は村上市からの提供資料等を踏まえ、本研究会において取りまとめたものである。

（2）調査対象と調査方法

本調査は上記（1）のとおり、資料の整理等による事前調査のみを実施している。
調査対象は次のとおり。

図表 調査対象

項目	内容
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・ 神林地区まちづくり協議会及び関係団体・関係者・ 朝日地区まちづくり協議会及び関係団体・関係者・ 村上市役所担当課職員
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・ Webによる情報収集・整理・ 市役所提供資料による情報収集・整理

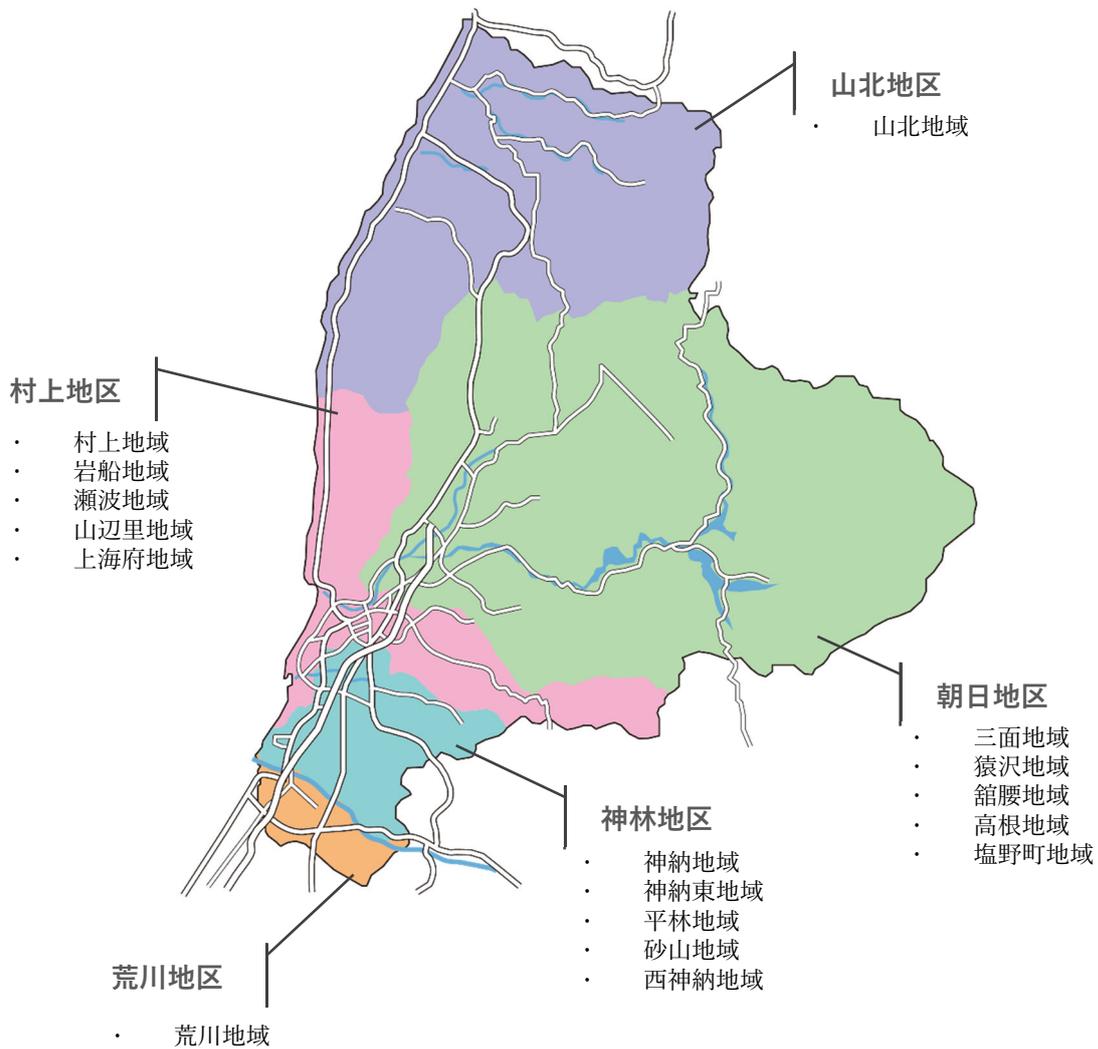
第2節 新潟県村上市における地域運営組織等を取り巻く状況

(1) 村上市の概要

①村上市の成立

村上市は、明治4（1871）年の廃藩置県、明治22（1889）年の市町村制施行により現在の基本的枠組みが成立し、旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧朝日村及び旧山北町は、昭和30年前後の合併によって成立した。平成20年4月1日に旧5市町村が合併し、新市制による「村上市」として成立した。

図表 位置図



平成合併前の旧市町村・昭和合併前の旧町村並びにまちづくり協議会の単位を比較対照すると、次のとおりである。旧朝日村（朝日地区）・旧村上市（村上地区）では昭和合併前の旧町村単位に、旧神林村（神林地区）では昭和合併前の旧町村単位を一部更に小割りにした単位に、旧山北町（山北地区）・旧荒川町（荒川地区）では平成合併前の旧町単位にまちづくり協議会が設置されている。

なお、村上市資料では、平成合併前の旧市町村単位を「地区」、まちづくり協議会の設置単位を「地域」と呼び分けており、本報告書でもこれに従うこととする。

図表 平成・昭和の合併前旧町村とまちづくり協議会（地域）区分の比較

平成合併前の旧市町村 (地区)	昭和合併前の旧町村	まちづくり協議会 (地域)
朝日村 (朝日地区)	・ 三面村	・ 三面地域
	・ 猿沢村	・ 猿沢地域
	・ 舘腰村	・ 舘腰地域
	・ 高根村	・ 高根地域
	・ 塩野町村	・ 塩野町地域
神林村 (神林地区)	・ 神納村	・ 神納地域 ・ 神納東地域
	・ 平林村	・ 平林地域 ・ 砂山地域
	・ 西神納村	・ 西神納地域
村上市 (村上地区)	・ 村上町	・ 村上地域
	・ 岩船町	・ 岩船地域
	・ 瀬波町	・ 瀬波地域
	・ 山辺里村	・ 山辺里地域
	・ 上海府村	・ 上海府地域
山北町 (山北地区)	・ 黒川俣村	・ 山北地域
	・ 八幡村	
	・ 大川谷村	
	・ 中俣村	
	・ 下海府村	
荒川町 (荒川地区)	・ 保内村	・ 荒川地域
	・ 金屋村	

②人口の推移

村上市の人口推移は次のとおり。いずれの地区でも人口減少が進んでいる。

図表 村上市及び行政区別の人口推移

単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

③世帯数

村上市の世帯数の推移は次のとおり。村上市全体で見ると、23,000 世帯前後で推移しており、大きな変動は見られない。

図表 村上市及び行政区別の世帯数推移

単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

1世帯当たり人員数の推移を地区別に見ると、いずれの地区でも減少傾向が続いており、核家族化の進行が進んでいることがわかる。神林地区と荒川地区は令和3年においても1世帯当たり約2.9人と、他地区と比べて多くなっている。

図表 村上市及び行政区別の1世帯当たり人員数の推移

単位：人

行政区	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
朝日地区	2.97	2.93	2.87	2.85	2.79	2.75	2.71	2.67	2.64
神林地区	3.32	3.26	3.20	3.14	3.07	3.02	2.97	2.93	2.89
村上地区	2.70	2.66	2.60	2.57	2.54	2.50	2.47	2.46	2.44
山北地区	2.64	2.60	2.57	2.53	2.50	2.47	2.44	2.42	2.39
荒川地区	3.38	3.28	3.23	3.17	3.13	3.05	2.97	2.92	2.88
村上市全体	2.88	2.84	2.79	2.75	2.70	2.67	2.63	2.60	2.57

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

図表 地域の概要

項目	構成地域	地域人口	高齢者人口 (高齢化率)	世帯数
朝日地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三面地域 ・ 猿沢地域 ・ 館腰地域 ・ 高根地域 ・ 塩野町地域 	8,960 人	3,708 人 (41.4%)	3,032 世帯
神林地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神納地域 ・ 神納東地域 ・ 平林地域 ・ 砂山地域 ・ 西神納地域 	8,509 人	3,286 人 (38.6%)	2,892 世帯
村上地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村上地域 ・ 岩船地域 ・ 瀬波地域 ・ 山辺里地域 ・ 上海府地域 	26,108 人	9,553 人 (36.6%)	10,744 世帯
山北地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山北地域 	5,361 人	2,689 人 (50.2%)	2,148 世帯
荒川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川地域 	9,889 人	3,527 人 (35.7%)	3,697 世帯

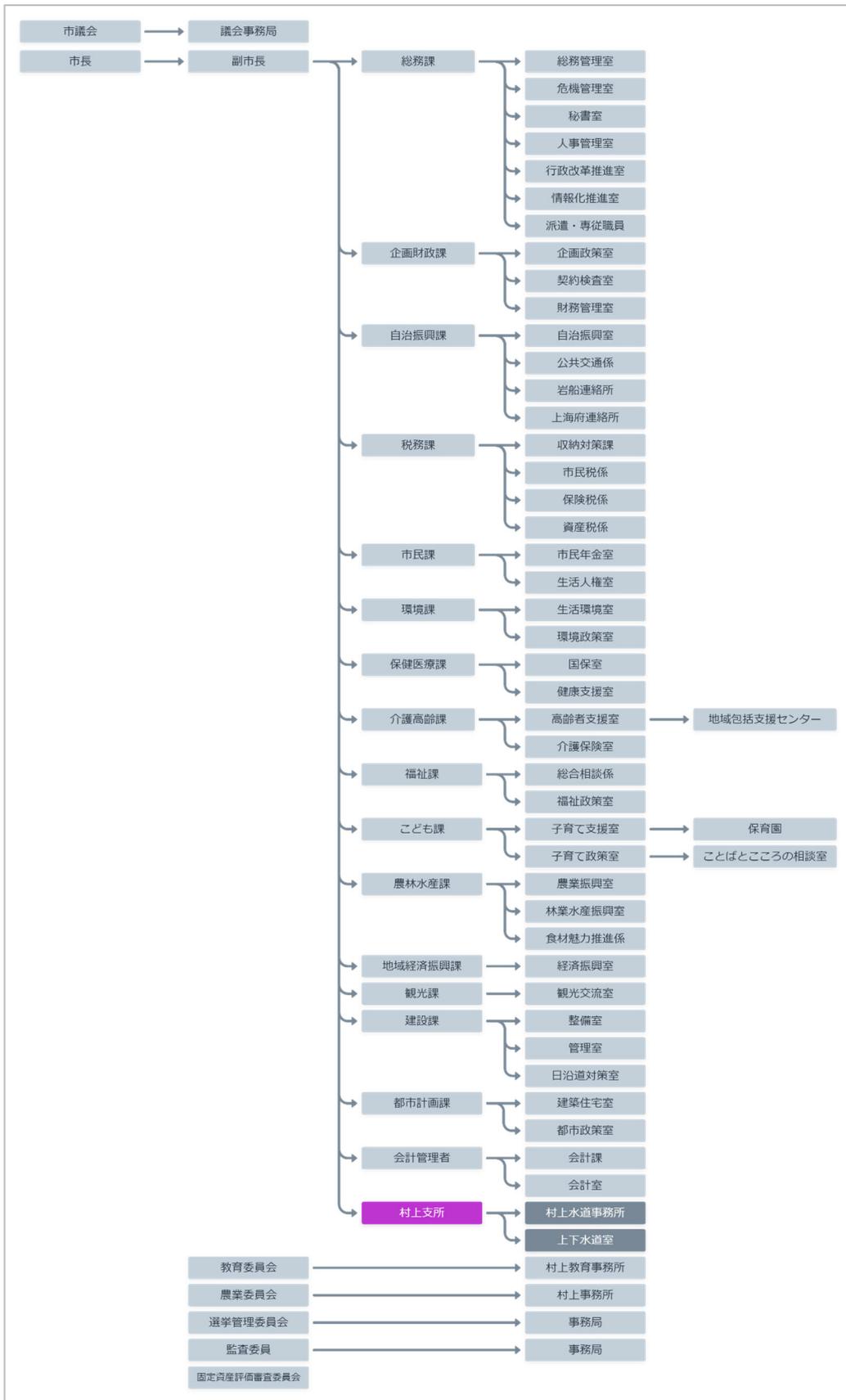
資料：住民基本台帳

(注) 地域人口と高齢者人口(高齢化率)は令和2年4月1日時点。世帯数は令和3年4月1日時点。

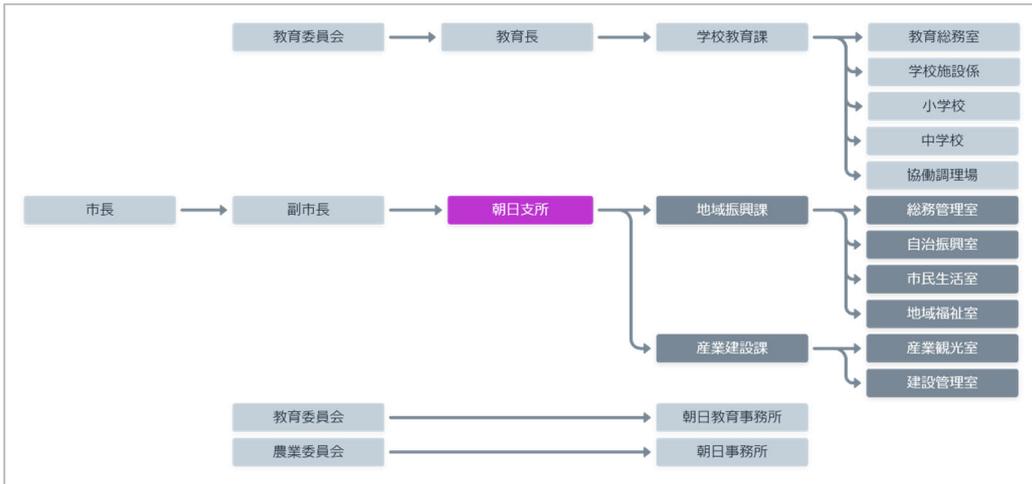
(2) 村上市役所(本庁・支所)の組織機構図と事務分掌

令和3年度における村上市役所の組織図を見ると、村上支所は本庁舎の組織図に組み込まれている。また、村上支所を除く4支所の組織図を見ると、いずれも2課6室で構成されている。

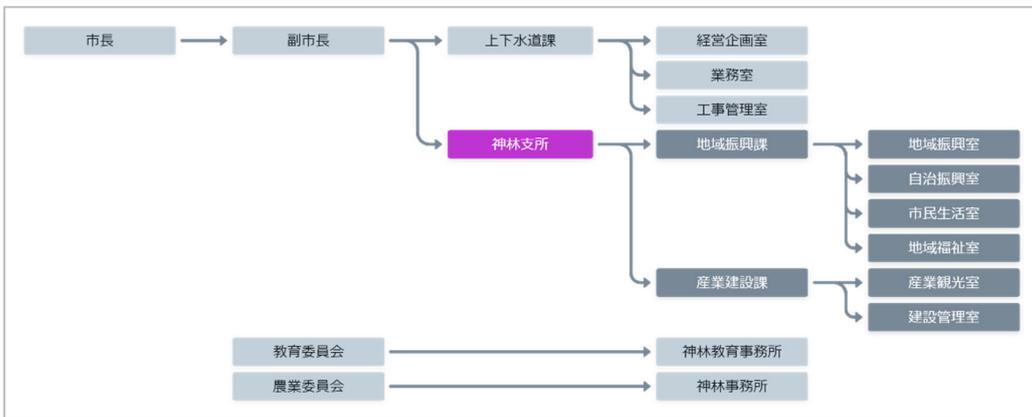
図表 令和3年度の村上市組織図（本庁舎）



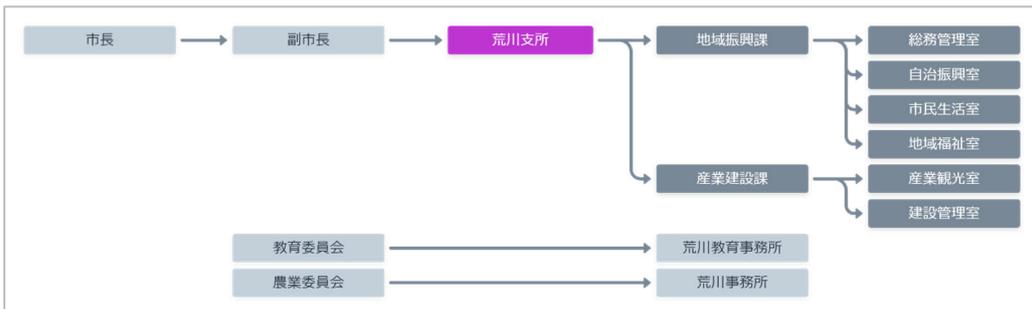
図表 令和3年度の村上市組織図（朝日支所）



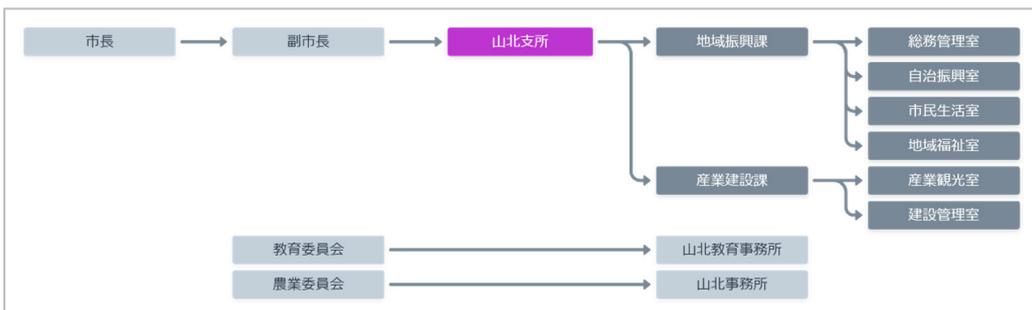
図表 令和3年度の村上市組織図（神林支所）



図表 令和3年度の村上市組織図（荒川支所）



図表 令和3年度の村上市組織図（山北支所）



(3) 関連する組織の整理

①まちづくり協議会

村上市では、各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指し、市民と行政が一体となった「市民協働のまちづくり」を進めており、平成 23 年度末からその推進組織として 17 の「地域まちづくり組織」（以下「まちづくり協議会」という。）が設立されている。各まちづくり協議会には、地域の担当として市職員が配置されており、地域住民とともに活動を行う人的支援と、地域まちづくり交付金による財政的支援により、地域の特色をいかした活動の展開を行っている。

これは、平成 21 年 11 月に策定された「市民協働のまちづくり指針」に基づいて進められたものであり、この指針の中では、市民協働を進めるための 6 つの基本原則として次に示す内容を掲げている。

図表 市民協働を進めるための基本原則

(1) 補完性・対等の原則

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分や家庭で解決を図り（自助）、それでもできない場合は地域で（共助）、それでもできない場合は行政が解決する（公助）という「補完性の原則」を基本とし、上下関係のないお互い（市民相互や市民と行政）が対等の関係で、まちづくりを進めます。

(2) 自主性・自立性の原則

お互いが自立した存在として、役割分担や責任の所在を明確にするとともに、自主性を尊重し、お互いが独自性や信念を持って活動に取り組みます。

(3) 対話・相互理解の原則

一方的に押し付けるのではなく、対話によってお互いの違いや特性を認め、相互理解の基で共に支え合う関係を築きます。

(4) 目的共有の原則

お互いに「何のために協働するのか」という目的を共有するとともに、いつまでに、「何をどのように達成するか」という目的についても共有します。

(5) 情報公開の原則

お互いが情報を公開し共有するとともに、その取り組みが市民だれもが分かるような透明性のある情報公開を行います。

(6) 評価・学び合いの原則

協働事業の成果や効果について、必ず評価を行うとともに、その評価を受けて「お互いがともに学び、ともに育ち、ともに変わり」、より良い協働の仕組みになるように取り組みます。

資料：村上市「市民協働のまちづくり指針」（平成 21 年 11 月）

特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター「地域まちづくり組織活動分析レポート（令和3年3月）」によれば、市内17のまちづくり協議会のうち、神林地区内の各協議会を除く12のまちづくり協議会で、常設の専門部会が設置されている。

最も多くの協議会で設置されているのは「住民交流」に関する部会（9協議会で設置）であり、「情報発信」（8協議会で設置）が続く。「住民交流」「情報発信」とともに、平成29年度以降に新たに部会の活動分野として取り上げる動きが見られ、まちづくり協議会の活動分野としてこれらの分野を重視する傾向が強まっていることが示唆される。

対照的に、「産業振興・地域振興」分野に関する部会は、平成29年度以降に廃止統合される傾向にある。

また、「福祉健康増進」分野に関する専門部会を置く協議会は、朝日地区・村上地区に集中している。

図表 各協議会における常設の専門部会の設置状況

	協議会	環境整備	資源活用 文化継承	住民交流	人材ネット ワーク 育成	福祉 健康増進	安全安心	産業振興 地域振興	情報発信	その他
山北地区	山北	×		◎	◎		×	×		◎
朝日地区	舘腰		◎	○				○	◎	
	三面	×		◎				×	◎	
	高根	●		◎		●		×	◎	
	猿沢		○	○		○		○	○	
	塩野町		●	●	●	●		●	○	
村上地区	村上	○	○				○	○		
	岩船		○	◎		○			○	
	瀬波		○	○		○	○			
	山辺里	○		◎		◎	◎	◎	◎	
	上海府	○						○		
神林地区	神納									
	神納東									
	平林									
	砂山									
	西神納									
荒川地区	荒川				○			○	○	
—	計	4	6	9	3	6	3	6	8	2

資料：特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター「地域まちづくり組織活動分析レポート（令和3年3月）」より作成。

（注）◎は平成29年度より新設・再編・改称した部会。●は平成29年度より再編・改称し複数分野をカバーする部会。○は変更なく維持されている部会。×は平成28年度で廃止・統合された部会。

②地域支援事業・包括的支援事業・生活支援体制整備事業（生活支援協議体「互近所ささえ～る隊」）

○目的

単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加を見据えて厚生労働省が主導する地域包括ケアシステム構築・推進の一環として、整備されたもの。

図表 「互近所ささえ～る隊」の活動目的

高齢になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護サービスや福祉サービスだけで24時間365日対応することはできません。見守りや声かけ、ちょっとした困りごとは、身近な隣近所で解決できるような仕組みをすべての町内に作ることを目指し、以下の活動を行います。

資料：村上市『『村上市互近所ささえ～る隊』活動の目的について』

○設置体制

市全体を統括する「第1層協議体」、平成合併前の旧市町村（地区）単位の「第2層協議体」の2層構造となっている。それぞれの協議体の役割は、次のように割り振られている。第2層（各地区）が生活圏域に対応した協議体として位置づけられ、第1層（市全体）がそれをバックアップする体制となっている。

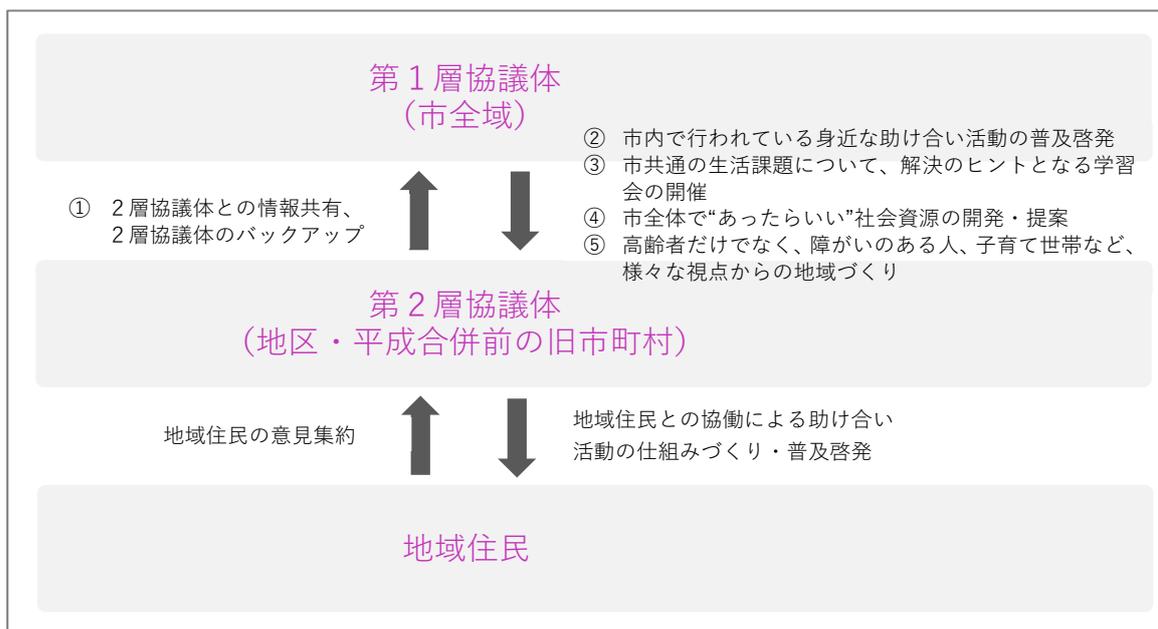
【第1層協議体の役割】

- ① 2層協議体との情報共有、2層協議体のバックアップ
- ② 市内で行われている身近な助け合い活動の普及啓発
- ③ 市共通の生活課題について、解決のヒントとなる学習会の開催
- ④ 市全体で“あったらいい”社会資源の開発・提案
- ⑤ 高齢者だけでなく、障がいのある人、子育て世帯など、様々な視点からの地域づくり

【第2層協議体の役割】

- ① 地域住民との協働による助け合いの仕組みづくり
- ② 活動の仕組みづくり・普及啓発

図表 福祉分野における地域の支え合い体制（生活支援体制整備事業）



○第1層協議体（市全体）の活動状況

第1層協議体の令和3年度における活動内容は次のとおり。

図表 令和3年度の活動スケジュール（予定ベース）

時期	内容
【第1回会議】 令和3年6月1日 市役所4階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度までのふりかえり ・ 今年度の活動について ・ 合同学習会に向けて ・ 「ささえ愛の日」PRについて
【第2回会議】 令和3年7月28日 神林支所3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同学習会に向けて（学習会の名称） ・ 「ささえ愛の日」のPR
【合同研修会】 令和3年10月28日 村上市民ふれあいセンター大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向け意識啓発（人材育成や担い手養成）として開催 ・ 別紙参照
【第3回会議】 令和4年1月13日 市役所5階第5会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同学習会の振り返り ・ 3月の合同研修会に向けて ・ 次年度に向けて
【合同研修会】 令和4年3月22日 村上市民ふれあいセンター2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1層・2層の活動報告 ・ GW

資料：村上市提供

○第2層協議体の活動状況

【朝日地区】

朝日地区の第2層協議体の主な活動は、次の2つとされている。

・移動支援活動（検討・実験段階）

朝日地区中心部（役場・公民館・保健センター等）への移動手段確保に向けて、当地区の社会福祉法人や住民有志による移動支援を、試行を重ねながら検討中。

・各集落における座談会を通じて、集落単位でのつどいの場づくりを進めている。

図表 朝日地区の活動一覧①

	朝日地区全体	
	座談会等	”しくみ”の内容
平成 29 年度	民生委員協議会	
	一人暮らし昼食会	
	長寿大学	
	あさひ祭り	
平成 30 年度	民生委員協議会	
	区長会	
	あさひ祭り	
	講演会	
	長津地区	
令和元年度	猿沢地区	
	長津地区	
	民生委員協議会	
令和 2 年度	三面地区	移動支援実験
令和 3 年度	—	移動支援（複数回）
合計	13 会場	1 個

資料：村上市「朝日地区活動一覧」

図表 朝日地区の活動一覧②

	館腰地区			三面地区	
	座談会等	”しくみ”の内容		座談会等	”しくみ”の内容
大場沢			岩崩		
古渡路			荃太		
小川			千縄		
十川			新屋		
下新保			中新保		
笹平	平成 30 年度	あつまりの場 (平成 30 年度～)	堀野	令和 2 年度	
瑞雲	平成 30 年度	あつまりの場 (平成 30 年度～)	石住		
釜杭	平成 30 年度	あつまりの場 (令和元年度～)	上中島		
小揚	平成 30 年度	あつまりの場 (平成 30 年度～)	布部		お茶のも～う会 (令和 3 年度)
熊登			猿田		
あけぼの					
合計	4 集落	4 個		1 集落	1 個 (今年度 1 個含む)

資料：村上市「朝日地区活動一覧」

図表 朝日地区の活動一覧③

	高根地区			猿沢地区	
	座談会等	”しくみ”の内容		座談会等	”しくみ”の内容
高根			寺尾		
北大平	令和 2 年度		宮ノ下		
関口			下中島		
黒田			鶉渡路		
中原			上野		
朝日中野			川端		
薦川	平成 30 年度 令和元年度	安否確認 (平成 31 年度～) 除雪隊 (令和 2 年度～)	猿沢		朝活 & 公民館開放 (令和 3 年度～)
岩沢			檜原		安心支え合い事業 (令和元年度～)
			板屋越		
合計	2 集落	1 個		1 集落	2 個 (今年度 1 個含む)

資料：村上市「朝日地区活動一覧」

図表 朝日地区の活動一覧④

塩野町地区		
	座談会等	”しくみ”の内容
塩野町		
松岡		
早稲田		おせっかい隊 (令和2年度～)
原小須戸		
本小須戸		
荒沢		
大須戸	令和元年度	
蒲萄		公民館主催イベント 公民館開放(仮)
合計	2集落	1個

資料：村上市「朝日地区活動一覧」

【神林地区】

神林地区の第2層協議体の主な活動は、次の3つとされている。

- ・「ささえ愛の日」の制定と普及活動
- ・買い物支援「ささえ隊」
- ・消防団とのワークショップ

図表 「かみはやし互近所ささえ～る隊」事業報告

年度	開催日	事業名	内容
令和2年度	11月	「かみはやしささえ愛の日」制定	毎月8日
	11月25日	第3回会議	
	2月18日	第4回会議	
	3月15日	「ささえあいカタログ Vol.3」作成・全戸配布	
	3月16日	合同研修会	
	通年	買い物支援「ささえ隊」の利用促進	
令和3年度	5月20日	第1回会議	
	6月～3月	「ささえ愛の日」告知端末放送	互近所ささえ～る隊メンバーの月替わり
	7月～3月	「ささえ愛の日」ポスター募集	神林地区小中学生対象
	7月15日	第2回会議	
	9月	ポスター応募者 希楽々公式LINEで公表	
	11月10日	消防団とのワークショップ①	「消防団の活動のついでにできること」15名×2回
	11月24日	消防団とのワークショップ②	
	12月2日	第3回会議	
	1月31日	消防団とのワークショップ 報告書全戸配布	
	2月10日	第4回会議	
	2月	合同研修会	
	3月15日	「ささえあいカタログ Vol.4」作成・全戸配布	
	3月22日	互近所ささえ～る隊1層・2層合同研修会	
	通年	買い物支援「ささえ隊」の利用促進	

資料：『かみはやし互近所ささえ～る隊』事業報告

③地域運営組織と福祉分野における地域の支え合い体制の設置単位

行政組織体制、地域運営組織（まちづくり協議会）及び生活支援体制整備事業による地域の支え合い体制（互近所ささえ～る隊）の所管あるいはカバーする範囲について、下図のように整理できる。

図表 村上市の地域構造の整理（概要）



地域運営組織は、平成合併前の旧市町村（地区）あるいは旧市町村内部の各地域（地域）の範囲に設置されている。一方、福祉分野における地域の支え合い体制は、市全体をカバーする第1層協議体と合併前旧市町村（地区）をカバーする第2層協議体が整備されているものの、旧市町村内部の各地域（地域）の協議体は置かれていない。また、旧市町村内部の各地域（地域）単位に地域運営組織を設けている朝日・村上・神林の各地区では、地域運営組織の単位と、福祉分野における地域の支え合い体制の単位とが一致していない。

なお、各地域の地域運営組織の代表者は協議体委員として参画し、地域運営組織の活動を検討する際に、「互近所ささえ～る隊」で検討された内容を反映するなどしている。

(4) 各まちづくり協議会の状況（朝日地区・神林地区）

①朝日地区

【地域の概要】

「三面地域」「猿沢地域」「館腰地域」「高根地域」「塩野町地域」の5地区で構成されている。

【朝日地区まちづくり協議会連絡会議】

朝日地区まちづくり協議会連絡会議は、朝日地区内の5つのまちづくり協議会が相互の情報交換や連携事業の実施などを目的として平成27年8月28日に設立された団体である。朝日地区内の各まちづくり協議会会長で構成される「連絡会議」と朝日地区内のまちづくり協議会の事務局長で構成される「事務局長会議」が設置されている（いずれも庶務は朝日支所地域振興課自治振興室が担っている）。

連携事業として、「森林環境教育促進事業」「朝日地区まちづくり協議会合同広報紙の発行」「あさひまつりの開催」「まちづくり研修会の開催」「あさひフォトコンテストの開催」などを行っている。

1. 三面地域まちづくり協議会

【地域の概要】

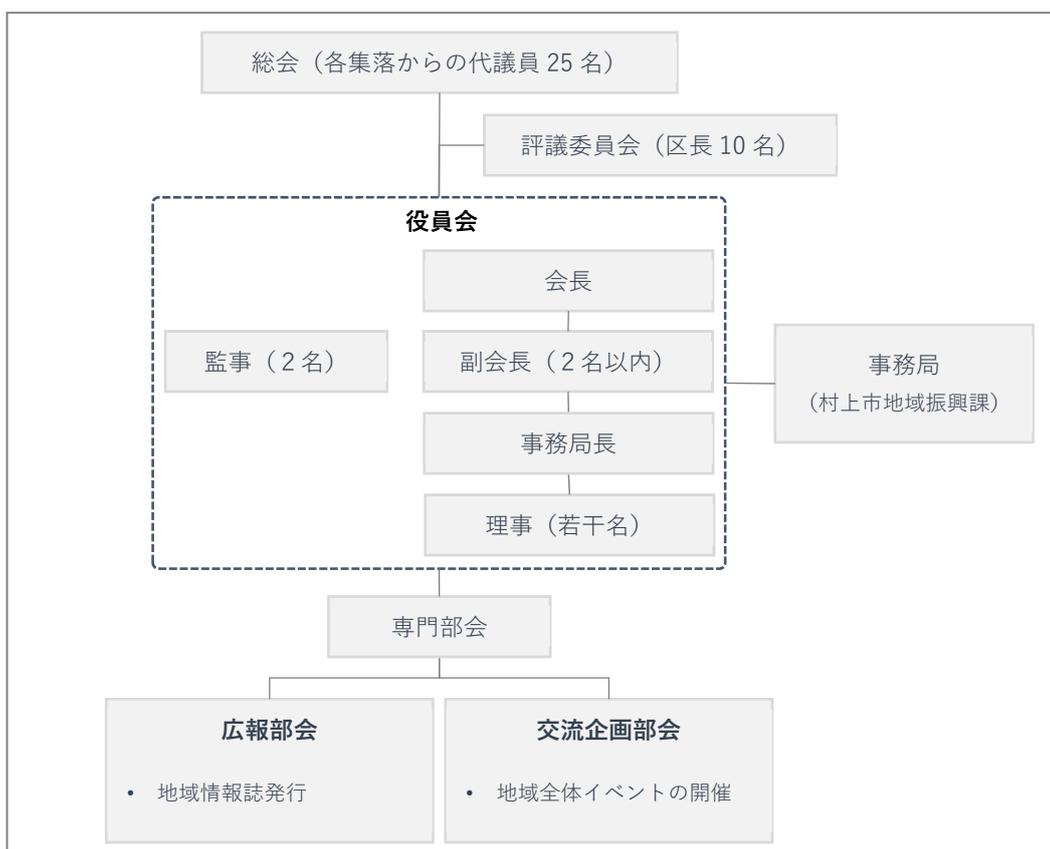
三面地域まちづくり協議会が制定した「三面地域まちづくり計画」(平成24年3月制定、平成29年4月変更、計画期間：平成24年度～令和3年度)によれば、三面地域は、市の北東部に位置し、面積は朝日連峰を背にして東西31.6km、南北約22.3kmあり、約359.9km²に及ぶ。雄大な朝日連峰を源とする三面川が地域の中央を流れ、その川沿いに岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田の10集落が点在している。

また朝日スーパーライン、三面ダム、奥三面ダム、二子島森林公園、縄文の里朝日、布部やな場など自然や歴史文化を利用した観光施設に恵まれており、地域を訪れる人は多く、夏には鮎釣りの人々などで賑わいを見せる。

【まちづくり協議会組織図】

三面地域まちづくり協議会組織図は次のとおり。

図表 三面地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

「三面地域まちづくり協議会第 10 回定期総会議案書」によると、協議会の連携事業として「あさひ互近所ささえ～る隊」への協力・連携が記載されている。

図表 事業報告（令和 2 年度）

区分	事業	取組	取組内容
広報部会	(1) 情報発信事業	①三面地域まちづくり通信の発行	協議会の取組状況などを紹介する広報誌を年 4 回発行した。
	(2) 地域情報発信手法研究事業	①情報発信の検討	ホームページなどで情報発信について検討した。
交流企画部会	(1) 地域資源活用イベント	①イヨボヤづくし	(中止)
	(2) 地域全体の交流イベント	①三面地域運動会及び交流会	(中止)
協議会	(1) 集落活動支援事業	①集落活性化支援助成事業	5 集落 5 事業に助成金を交付した。
	(2) 調査研究事業	①役員研修事業	(中止)
	(3) 連携事業	①朝日地区まちづくり協議会での連携推進	● 研修事業 ● あさひフォトコンテスト
		②三面地域内の集落等との連携推進	(中止)
		③他協議会との交流・連携推進	● 竹あかり点灯竹片付け
		④他団体との交流・連携推進	● あさひ互近所ささえ～る隊（三面地域研修会） ● 地域会議との会議等
(4) 小川小学校支援事業	①小川小学校支援	毎月 10 日の小川小学校あいさつデーにあいさつ及び三面川太鼓の支援を行う。	

資料：「三面地域まちづくり協議会第 10 回定期総会議案書」より作成。

2. 猿沢地域まちづくり協議会

【地域の概要】

猿沢地域まちづくり協議会が制定した「猿沢地域まちづくり計画」(平成24年3月制定、平成29年4月変更、計画期間：平成24年度～令和3年度)によれば、猿沢地域は、市のほぼ中央の西部に位置し、北は男川沿いに塩野町地域と、東は高根川沿いに高根地域、三面川沿いに館腰地域に接し、西は北から南西方向に伸びる山稜で旧村上市と接している。

地域のほぼ中央を縦貫する国道7号線沿いに板屋越・桧原・猿沢・上野・鶴渡路・下中島・宮ノ下の7集落、県道小揚猿沢線沿いに川端、また宮ノ下から県道朝日村上線沿いに寺尾がそれぞれ点在している。

基幹産業は稲作を中心とした農業であり、古くから地域経済社会の先導的役割を担うとともに、多様な価値観の創出や独自の文化・風土の形成に大きな影響を与えてきた。近年は、農業者の高齢化や担い手不足が進行しており、集落営農等による環境保全型農業への転換期を迎えている。

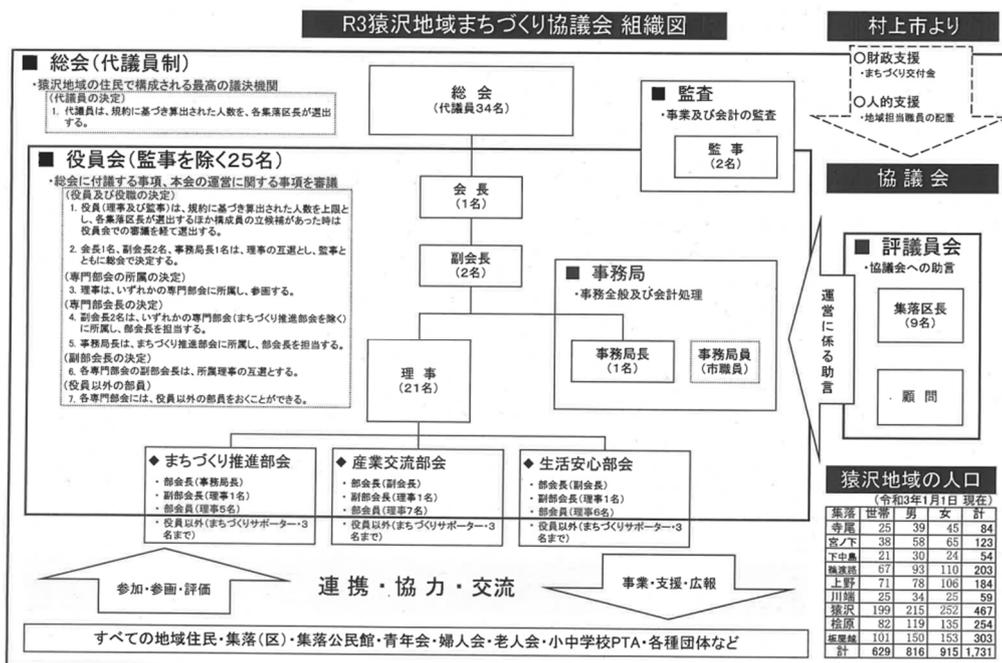
猿沢集落の東、国道7号線沿いには、市が運営する観光施設「みどりの里」があるほか、昭和60年の物産会館・食堂の建設を皮切りに温泉、屋根付き多目的ドーム、シルクフラワー工房、体験交流施設、宿泊施設、プール、農産物直売所など、多種多様な施設が整備されてきた。平成23年3月には日本海沿岸東北自動車道「朝日まほろばIC」が完成し、敷地内には「道の駅」も併設され、都市との交流、地域情報の発信拠点としての役割が期待されている。

鉄道が整備されていない本地域においては、国道7号線が交通の中心であり、自家用車や路線バスでの移動が主な交通手段となっている。

【まちづくり協議会組織図】

猿沢地域まちづくり協議会組織図は次のとおり。

図表 猿沢地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

「あさひ互近所ささえ〜る隊」に関連する取組は掲載されていないが、「朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業」が掲載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

区分	事業	取組	取組内容
まちづくり推進部会	(1) 地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる	①広報誌り〜どご！猿沢の発行	協議会・集落等の活動、地域のニュース等を掲載した広報誌を製作し、地区内全戸と事業所へ配布する。
	(2) 集落行事や団体活動を支援する	①集落活性化支援事業	集落や団体の実施事業へ助成金を交付（7団体 12事業へ助成金333,000円）。
	(3) 他団体との連携事業の推進	①他団体との連携事業の推進	塩野町まちづくり協議会との連携事業の実施なし。
	(4) 地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ	①地域や集落のPR資料冊子「りいどご猿沢」販売	昨年度制作した地域の情報や魅力をPRし、集落マップにもなる冊子を配布または販売する。
産業交流部会	(1) 旬の食材や郷土料理を使って食のイベントを開催する	①あさひまつり郷土料理ブース出店【朝日地区まちづくり協議会連絡会議事業】	あさひまつりに郷土料理販売ブースを設置する。猿沢地域の郷土料理をより多くの方にPRし、まつりの賑わいを創出する。
		②料理交流会	料理交流会は中止。今までの料理交流会のレシピを地域の方に届けるため、りいどご猿沢に掲載。
	(2) 地域の特産をつくり、新しいビジネスを展開する	①地域資源を活用した特産の開発と販売の検討	檜原の絹糸と、鶯渡路の羊毛を混合した意図「シルキール」は養蚕文化が根付いている猿沢地域ならではの素材である。これを活用した商品開発や販売の検討を行う。他に活用できる資源の検討も行う。
		②地域の茶の間シルクフラワー製作体験	地域の茶の間向けに、シルクフラワー製作の体験イベントを開催し、シルクフラワーの普及拡大、技術の継承を図る。
	(3) 担い手の育成につながる農業体験イベントを開催する	①朝日さくら小学校鮭の塩引き作り体験(学校と連携)	小学校との連携により、毎年4年生が実施している鮭の塩引き作り体験の材料を提供した。
	(4) 伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す	①地区敬老会の余興支援	地区全体を対象とした伝統行事のステージイベントを主催。
	(5) 世代間交流事業を実施する		
(6) スポーツイベントを開催する	①スポーツ普及活動	オリ・パラリンピック開催を迎えるにあたり、子どもから大人まで楽しめるスポーツを模索し、普及活動を行い、健康増進と交流拡大を図る。	

区分	事業	取組	取組内容
生活安心部会	(1) ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する	①「地域の茶の間」従事者支援	集落の高齢者の居場所を提供する「地域の茶の間」を運営している世話人の代表者を対象とした情報交換や研修を行う場を設け、活動の活発化や各茶の間の連携。
		②集落座談会の開催	少子高齢化と担い手不足が進む地域で、いつまでも生きがいを持って暮らすためにはどうしたらよいのかを一緒に考える会で集落を選定し、開催していく。
	(2) 健康づくりを支援する (3) 集落センター等で福祉事業を開催する	①「猿沢さわやか体操」の推進	猿小校歌に振付をつけた体操の周知活動を展開。
	(4) あいさつ運動を展開する	①あいさつ+1(プラスワン)運動	のぼり旗、ジャンパーなどを利用して、地域ぐるみのあいさつ運動を展開した。毎月11日を「あいさついい日」として通学路・校庭であいさつ運動と小学生を対象にあいさつ標語コンテストを10月に実施し、運動の普及啓発を図った。
	(5) 地域共通の美化活動にとりくむ	①猿沢地域一斉クリーン作戦	6月6日各集落一斉に同時刻に美化活動を実施予定。
	(6) 地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する	①芝桜の植栽事業	一昨年前に植栽した猿沢コミュニティセンター駐車場の国道側法面の芝桜の残りの法面に芝桜を植える。
協議会全体事業	(1) 人材育成事業	①先進事例の調査研究等	今後のまちづくりを担う人材育成のため、役員向け研修視察等を予定していたが、日程が合わず未実施。
	(2) 朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業	①朝日地区まちづくり研修会	朝日地区の5つのまちづくり協議会の関係者が一堂に会し、各協議会の運営課題や直面している地域課題、今後合同で必要となる支援の仕組みなどについて話し合う意見交換会を3回シリーズで実施。
		②あさひフォトコンテスト	朝日地区5協議会合同の写真コンテストを実施。地区外からの応募も可能とし、朝日の魅力あふれる23作品の応募があった。昨年と同様に一般審査、インスタグラム部門等を設置、文化会館などに展示し、多くの方にまち協事業と朝日の魅力あふれる写真をPRできた。
		③あさひまつり郷土料理ブース出店	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止。
	④朝日地区まちづくり広報紙の発行	朝日地区のまちづくり情報のお知らせや連絡会議事業のPRを行う。A3両面1枚カラー印刷、朝日地区全戸配布。	

資料：「第10回猿沢地域まちづくり協議会 総会議案書」より作成。

(注) 実施予定の旨の記載がある事業もあるが、出典元資料の表記を優先している。

3. 館腰地域まちづくり協議会

【地域の概要】

館腰地域まちづくり協議会が制定した「館腰地域まちづくり計画」(平成 24 年 3 月制定、平成 29 年 4 月変更、計画期間：平成 24 年度～令和 3 年度)によれば、館腰地域は朝日地区の南部に位置し、三面川左岸の平地に小川、古渡路、あけぼの、大場沢、十川、下新保の 6 集落、長津川沿いに熊登、笹平、瑞雲、釜杭の 4 集落、小揚川沿いに小揚集落があり、山間部から平地まで 11 集落が点在している。熊登遺跡、中平遺跡など縄文時代の遺跡があり、この地域には古くから脈々と人々が暮らしてきたことがうかがえる。

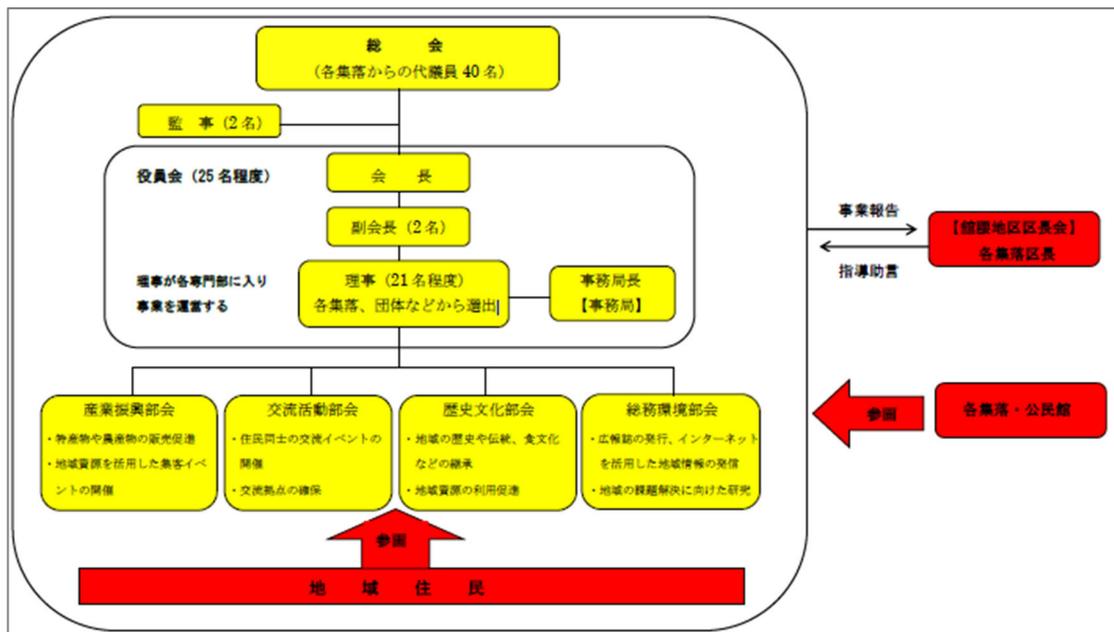
館腰地域は三面川、支流長津川がつくる肥沃な大地で稲作を中心に農業が行われてきたが時代とともに年々農業者数は減少している。

道路交通網も年々整備され、地域内を国道 7 号、県道高根村上線、鶴岡村上線が貫通し交通の要所となっており、平成 23 年には日本海東北自動車道が朝日地区まで開通し、「朝日三面 IC」が完成した。

【まちづくり協議会組織図】

館腰地域まちづくり協議会組織図は次のとおり。

図表 館腰地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

令和2年度の事業報告によると、協議会全体の事業として「あさひ互近所ささえ～る隊の会議メンバーとして参画」したことが記載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

区分	事業	取組	取組内容
産業振興部会	(1) 産業振興事業	①たてこし軽トラ市	軽トラ市を通じて、農家の生産・販売意欲の向上と消費者との交流を図り、地域のにぎわいを創出する。10月に計画していたあさひまつりが中止となり軽トラ市も中止となった。
		②田んぼアート	地域の水田を活用して田んぼアートを制作して、観光資源の創出と地域の魅力を発信する。住民が一体となって取り組み、連帯感を醸成し、関連イベントの開催により地域外との交流を拡大する。
交流活動部会	(1) 住民交流事業	①料理講習会	料理講習会や調理体験を通じて、地域住民の交流・親睦を深めるとともに、料理の知識や楽しさを広める。
		②あいさつ運動の実施	あいさつを通じて、学校・家庭・地域が連携して地域の子もたちの健全育成に貢献するとともに、地域住民への普及啓発を促す。
		③交流拠点の確保について	将来の交流拠点の確保を見据えながら、高齢者や子育て世代などの交流の場を広げる事業を検討する。
		④田んぼアート昼食交流会	田んぼアートの田植え稲刈りイベントに合わせて、昼食の提供など交流事業を実施し親睦を深める。
歴史文化部会	(1) 歴史文化継承事業	①「わたしたちのたてこし Vol.2」の検討	地域の歴史などの資源調査を行い、まちづくり通信に紹介する。資料の蓄積を行いながら第2弾となる冊子の発行を検討する。
		②歴史ウォーク	地域の歴史学習に健康づくりの要素も取り入れ、事業内容の充実を図る。
		③竹の活用「竹あかりたてこしの夕べ」	地域に多く植生する「竹」を活用したイベントを行い、地域の魅力の再発見と地域資源の活用を図る。小川小学校の校庭に竹灯籠を作成し、学校との連携と交流を促進する。

区分	事業	取組	取組内容
総務広報部会	(1) 情報発信事業	①情報紙の発行	まち協の取組状況や地域の話題などを紹介するまちづくり通信を発行する。
		②ホームページ等の活用	まち協の取組状況や地域の話題などをホームページや Facebook で発信し紹介した。
		③集落活性化等支援事業	集落の取組事業に対して補助金を交付して支援を行った。小川小学校の朝日三面太鼓の活動を支援した。
		④課題解決の研究	合同の研修会に参加し、地域の課題を見出していく。
協議会全体	(1) 人材育成事業	①先進事例の調査研究	交流の場を広げる事業として、竹細工に取り組むこととし、その調査研究として先進地を視察研修した。
	(2) 地域おこし事業	①地域おこし協力隊との連携	長津地区での地域おこし協力隊(集落支援員)の受け入れについて支援する。
		②連携事業の実施	<p>あさひフォトコンテスト 朝日地区をテーマにした写真コンテストを開催し、表彰、展示を行った。</p> <p>研修事業 都岐沙羅パートナーズセンターの斎藤事務局長を講師に、朝日地区の各まち協役員が5人ずつ参加して、まち協の課題や取組について意見交換を行った。</p> <p>あさひまつり 半ごろし焼き等の飲食店ブースを出店し、まち協の取組をPRする。</p> <p>広報紙の発行 朝日地区内のまちづくり協議会の活動を周知する広報紙を全世帯に配布した。</p> <p>朝日地区地域包括ケア あさひ互近所ささえ～る隊の会議メンバーとして参画し、地域包括ケア事業との連携協力を努めた。</p>

資料：「令和2年度定期総会議案書三面地域まちづくり協議会第9回定期総会議案書」より作成。

4. たかねまちづくり協議会

【地域の概要】

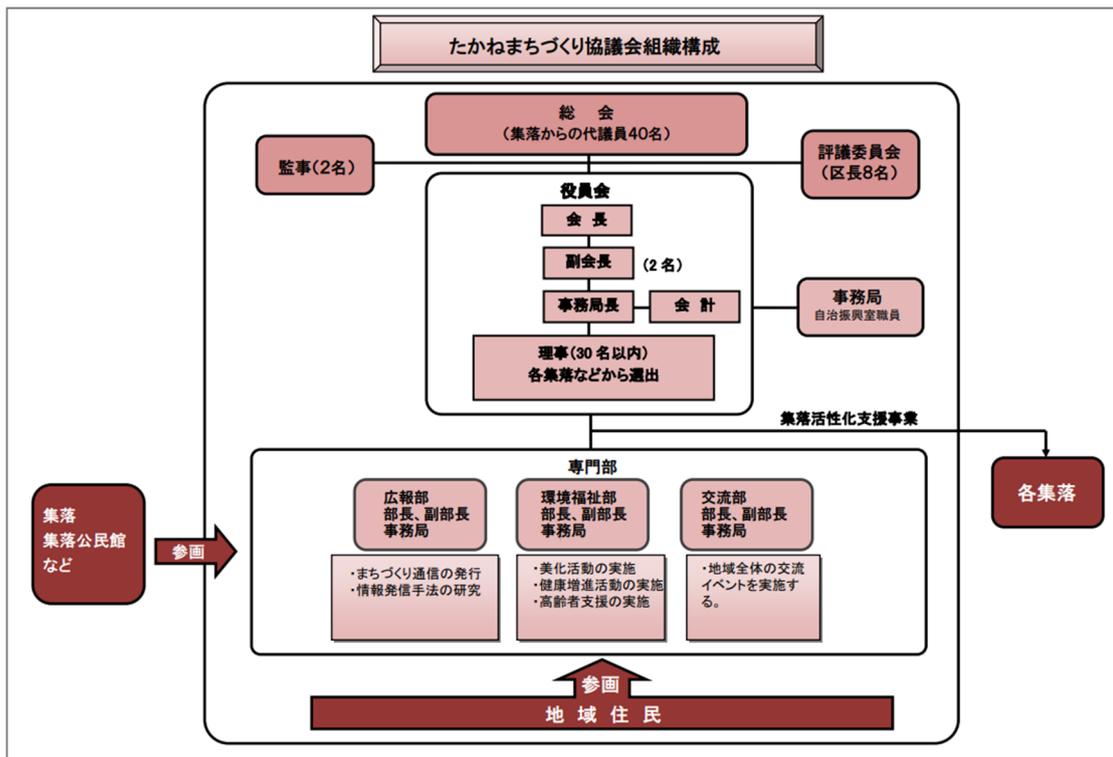
村上市 Web サイト「市民協働のまちづくり」³によれば、高根地域は朝日地区のほぼ中央に位置し、大鳥屋岳を水源とする高根川流域沿いに、岩沢、中原、黒田、関口、北大平、高根の6集落、日倉山を水源とする薦川流域沿いに、朝日中野、薦川の2集落があり、山間部から平坦地まで8集落が点在している。

この地域は、高根川、薦川の沖積・洪積によって生成された土地が南部にかけて緩斜し、流域に砂礫台地が広がっており、黒ボク土壌が全体を覆い農耕地帯を形成している。冬の雪と夏の雨を水源として山岳地帯から流れ出す水量豊かなこれらの川は下流沿岸の農業用灌漑用水としての役割を果たしてきた。また、山地は森林褐色土で森林には最適地であることから、天然林と活発な造林事業により森林地帯を形成し、自然の水源涵養地としての役割を果たしてきた。

【まちづくり協議会組織図】

たかねまちづくり協議会組織図は次のとおり。

図表 たかねまちづくり協議会組織図



³ 村上市.”市民協働のまちづくり”.たかねまちづくり協議会.平成 25 年 4 月 20 日更新.

<https://www.city.murakami.lg.jp/site/takane/tiikinogaiyou.html>, (令和 4 年 3 月 23 日閲覧)

【主な事業・取組】

平成 29 年度の事業報告は次のとおり。

図表 事業報告（平成 29 年度）

区分	事業	取組	取組内容
広報部	(1) 情報発信事業	①たかねまちづくり通信の発行	年 4 回発行済み。
	(2) 地域情報発信手法研究事業	①調査研究	部会で SNS の研究を継続。
交流部	(1) 地域全体の交流イベント	①お宝冊子を活用したイベント	朝日みどり小遠足で活用。朝日みどり小作品展で民話朗読会開催。
		②天蓋高原夏祭りへの参加	野菜販売、愛ランドあさひイベントの支援。
		③たかねまちづくりふれあい交流広場	朝日みどり小学校作品展でもちつきを実施（参加者 350 人）。
環境福祉部	(1) 高齢者元気事業	①地域の茶の間支援事業	5 集落 8 事業に助成。年度末まで継続。
	(2) 地域ふれあい事業	①笑顔であいさつ運動	年度初め、夏休み明け、朝日みどり小学校作品展であいさつ運動を実施。
		②地域みんなでラジオ体操	夏休みのラジオ体操に参加（参加者 160 人）。
	(3) 環境美化事業	①環境パトロール＆クリーン作戦	各集落でのゴミ拾い及び看板立てを実施（ゴミの量 159 袋）。
協議会	(1) 集落支援事業	①集落活性化支援助成金事業	7 集落 9 事業に助成（助成額 350,000 円）。
	(2) 研修事業	①役員研修事業	都岐沙羅パートナーズセンターを講師に講演会とワークショップを開催（参加者 16 名）。
	(3) 連携事業	①連携事業の推進	あさひまつり（10 月 22 日）でゼンマイ汁を販売（140 食）。
	(4) その他事業	①地域課題研究事業	様々な地域課題解決のための研究活動を行う。

資料：「たかねまちづくり協議会第 7 回定期総会議案書」より作成。

5. 塩野町地域まちづくり協議会

【地域の概要】

塩野町地域まちづくり協議会が制定した「塩野町地域まちづくり計画」（平成24年3月制定、平成29年3月変更、計画期間：平成24年度～令和3年度）によれば、塩野町地域は、朝日地区の北西部に位置し北は山北地区に接している。三面川水系高根川の上流、大須戸川・塩野町川の流域に塩野町・松岡・早稲田・原小須戸・本小須戸・荒沢・大須戸の集落が点在し、また、蒲萄山麓に位置する蒲萄集落を併せた計8集落から構成され、地形は北から南に暖斜している。

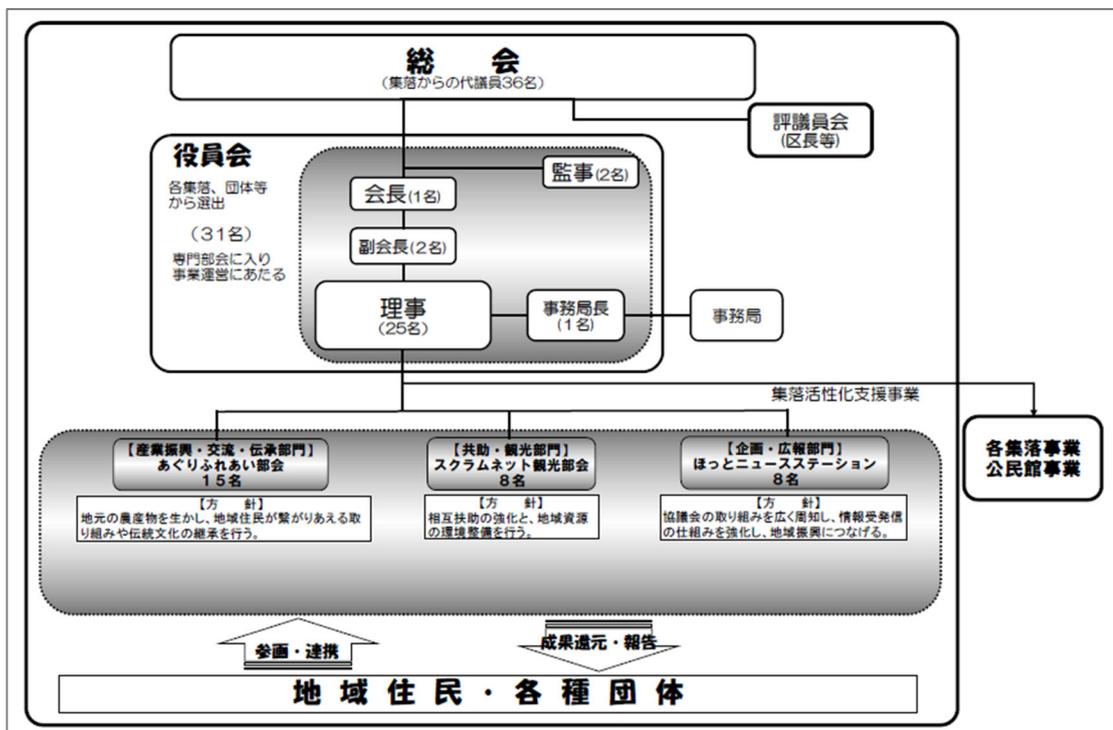
地域の基幹産業は、農業と畜産業であり、また、ぶどうスキー場・新保岳などの観光資源が地域への誘客となっている。

交通面では、地域のほぼ中央を国道7号線が縦貫しており、これを基幹に県道・市道が集落間を結んでいる。特に国道7号線と並行する日本海沿岸東北自動車道の延伸により、近郊市街地との結びつきが密接になる反面、交通混雑・交通事故の多発・騒音公害など生活環境が悪化してきている。

【まちづくり協議会組織図】

塩野町地域まちづくり協議会の組織図は次のとおり。

図表 塩野町地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

令和2年度通常総会議案書によると、健康福祉増進事業の取組として、「神林地区生活支援協議体と連携」が記載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

区分	事業	取組	取組内容
あぐりふれあい部会	(1) 地域農産物を流通させるしくみを作る	①まちづくりコロッセ生産補助	ふれあいフェスタ in さべり・あさひまつり・秋の大収穫祭で販売。原材料購入費 30,000 円を補助。
	(2) 地域農産物を味わう催しを開催する	①秋の大収穫祭	会場清掃と設営準備。出店。
	(3) 地域内で地場農産物などを販売購入する機会・場を提供する	①買い物困難者対策の検討	秋の大収穫祭にて、野菜を集荷して、農産物直売ブースを設置。
	(4) 学校行事支援、世代や集落を超えた地域全体の交流を促し、つながりを深める	①学校行事支援・地域行事の開催	小学校スキー授業、スキー指導ボランティア。令和元年度は雪不足により授業が中止。
	(5) 集落の食文化を伝承する取り組みを行う	①郷土料理レシピ収集の検討	今までの秋の大収穫祭で提供したメニューのレシピをまとめた冊子を作成することを検討。
スクラムネット観光部会	(1) お宝マップを活用し、地域資源を生かすための取り組みを行う	①お宝めぐり in 蒲萄	「しおのまち図」を活用し、途絶えがちな地域の伝承情報を異世代間で交流し、集落を深く知るためのまち歩きを開催。
	(2) 地域を支える人材を育成し、相互扶助及び小規模多機能自治を推進強化する	—	—
	(3) 環境美化活動を行う	①旧塩野町小学校グラウンド除草作業	地域の景観保全（環境美化活動）と、まちづくり活動参加のきっかけづくり（人材育成事業）を目的に、閉校後雑草が生い茂っていた旧塩野町小学校グラウンドの除草作業を実施した。

区分	事業	取組	取組内容
ほっとニュースステーション	(1) 地域情報を掲載した印刷物をつくる	「地域広報誌」の発行	発行サイズ A3 判。特集：協議会や各集落の地域行事を中心に取り上げる。まちづくりの輪：地域の方々の Q&A によるリレー人物紹介。③地域の行事予定一覧。
	(2) まちづくりに関する学習機会や情報を提供し、地域振興につなげる	①先進地視察研修	舘腰・三面まち協と合同で実施。中越地震により甚大な被害を受けた旧山古志村に赴き、語り部から当時のお話をうかがった。
	(3) 集落行事を地域全体で盛り立てる仕組みをつくる	①集落活性化支援	集落単位などで行われている事業について支援する（各集落限度額 75,000 円）。
朝日地区まちづくり協議会連絡会議連携事業	朝日地区まちづくり研修会（合同研修事業）		都岐沙羅パートナーズセンター主催の第 1 回まちづくり円卓会議に参加。
	あさひフォトコンテスト		朝日地区内で撮影された写真を募集。今年から中学生部門を新設し、インスタグラムや審査員による審査を行い、あさひまつりで表彰式を行った。
	あさひまつり		あさひまつりにて、朝日地区まち協として参加。当協議会ではまちづくりコロケを販売し、287 個を完売。
	朝日地区まち協合同広報誌		地域を超えて、朝日地区まち協の取組や地域おこし協力隊の活動を広く周知することを目的に発行した。
	森林環境教育促進事業		公益社団法人国土緑化推進機構の助成金及び PTA・まち協からの負担金により、朝日中学校の森林環境教育プログラムとして学校林を整備。
他団体からの参画要請及び連携推進	朝日地区地域会議 あさひまつり実行委員会 あさひ互近所ささえ～る隊		地域会議では「子育て支援」を目的に 12 月 1 日に「わくわくバザー」を実施。互近所ささえ～る隊では地域福祉室とともに、集落座談会を実施した。

資料：「塩野町地域まちづくり協議会定期総会議案書（令和 2 年度）」より作成。

②神林地区

「神納地域」「神納東地域」「平林地域」「砂山地域」「西神納地域」の5地区で構成されている。

1. 神納地域まちづくり協議会

【地域の概要】

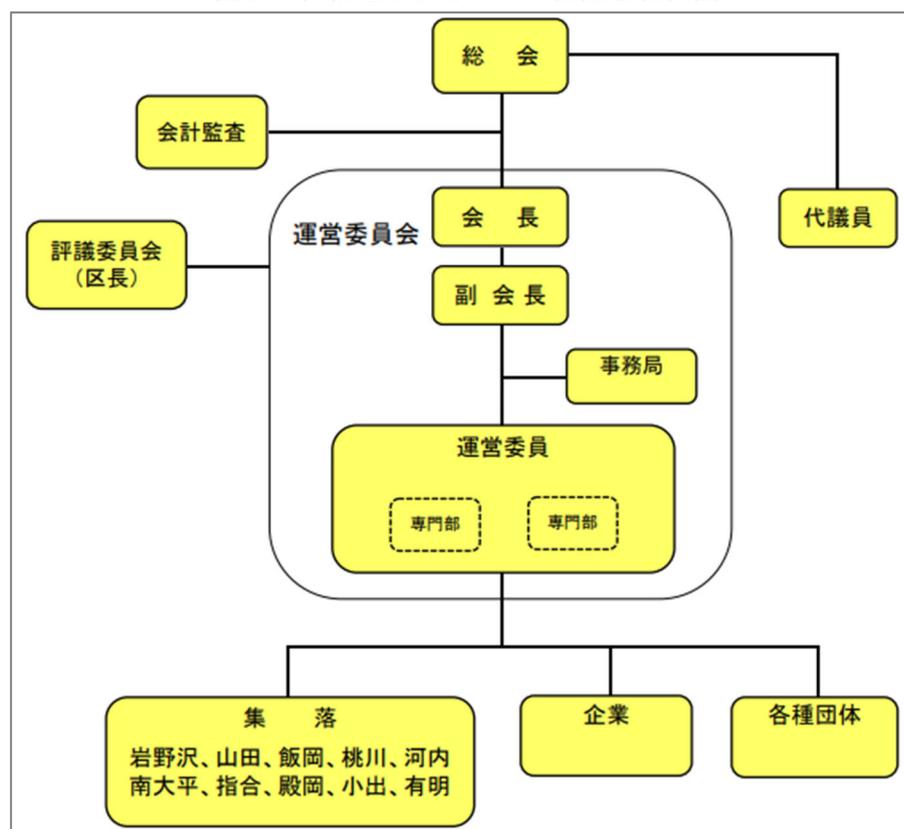
神納地域まちづくり協議会が策定した「第4次神納地域まちづくり計画」(計画期間:令和3年度~令和5年度)によれば、神納地域は神林地区の東部に位置し、岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明の10集落が平野部から山間部に点在し、自然環境が豊かな地域で、平野部は大部分を広大な水田が占めている。山間部には大平山、木原木山があり、特に大平山は登山道が整備され、付近は過去に星空がきれいに見える場所の上位にランクインしたこともある。そこに天体観測施設の「ポーラスター神林」や「南大平ダム湖公園」が整備され、登山や夏場のキャンプ、星空観測(定期公開)などに利用されている。また、石川と百川が流れ、上流ではホテルの舞う清流域となっている。特に百川上流の河内集落では「ホテルの里づくり事業」を行っており、ホテルの住みやすい環境づくりが行われている。

主な産業は農業であり、圃場整備された水田での稲作が盛んに行われている。神林地区の岩船産コシヒカリの主要産地であるが、高齢化に伴い年々農業従事者数は減少している。

【まちづくり協議会組織図】

神納地域まちづくり協議会の組織図は次のとおり。

図表 神納地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

令和3年度通常総会議案書によると、健康福祉増進事業の取組として、「神林地区生活支援協議体と連携」が記載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

区分	事業	取組	取組内容
地域の課題解決並びに地域振興及び住民交流	(1) 集落支援事業	①山田、岩野沢集落	山田・岩野沢農事集会所において、チューリップの球根の植栽。足腰の弱い方が参加しやすくするため、高座椅子、折り畳みテーブルを購入。
		②飯岡集落	高齢化に伴い、足腰の弱い方が増えたことにより、高座椅子、座布団を購入し安心して参加できる体制を整えた。
		③桃川集落	集落内の環境整備後、手打ちそばを各家庭に家族分を持ち帰ってもらい、夕食時に喫食していただいた。中古音響機器を購入しイベント時に使用。
		④河内集落	ホテルの住みやすい環境づくり（カワニナの放流、生息地域の草刈り、歩道に転落防止用のチェーン張り）。また、鑑賞に来られた方に生態などについて説明。今年で12年目を迎え、集落の活性化と住民の活気・元気をもらっているツリーの更新。
		⑤南大平集落	足腰の負担が大きい高齢者の方も参加できる体制づくりを実施。
		⑥指合集落	集落内の賽の神を統一して人々の無病息災を願い実施。避難所に指定されている集落の研修センターに冬季の停電等に備え電源の必要のないストーブを購入。
		⑦殿岡集落	お盆に家々の思いを書き込んだ灯籠流しを準備、コロナ禍のため中止。高齢化に伴い、足腰の弱い方も気兼ねなく参加できる体制を整備。
		⑧小出集落	中断していた盆踊りを今年から行う予定で準備、コロナ禍のため中止。集落内の後援に桜のライトアップを実施。
		⑨有明集落	有明集落開発センター前広場を会場に盆踊りを予定、コロナ禍により中止となり、準備していた提灯等を購入。会議用のテーブルを更新。

区分	事業	取組	取組内容
地域の課題解決並びに地域振興及び住民交流	(2) 地域交流事業	①合同防災訓練	村上市防災士会と連携した3地域まちづくり協議会合同防災研修会(神納地域・神納東地域・西神納地域)の防災意識の高揚と、近年自然災害が頻発している状況の中で、災害時に迅速に避難運営ができる体制づくりとして、地域住民の指定避難場所である神林中学校を会場に合同防災研修会を実施。
	(1) 健康福祉増進事業	①健康講話事業	健康づくりを目的として、大人を対象とした講演会を実施。
②神林地区生活支援協議体と連携(「かみはやし互近所ささえ～る隊」)		地域振興課地域福祉室(互近所ささえ～る隊事務局)主催の、消防団を対象に組織別ワークショップを行う。「地域包括ケアシステムの実現に向けて動き出す機会の創出」、組織として「集落等のできることを考える機会の創出を目的に実施する。	
健康福祉等の知識及び情報の収集	(2) まちづくり活性化事業	①集落の課題解決事業	集落内の単団体のみでは解決できない課題を、集落内の各種団体がそれぞれ課題を共有し、知恵を出し合い、協力して取り組むことで解決に近づくことを理想とする。
	他まちづくり協議会との連携、他団体の事業に参加	(1) 連携事業	①神林地区敬老会への参画
②まちづくり活動推進研修(5地域連絡協議会)			地域間の連携を図っていくことを目的に、5地域合同による運営委員の研修及び情報交換会を開催。
③小中学校との連携事業			3つのまちづくり協議会で神納小学校と連携し、運動会及び文化祭時の事業協力と、卒業式時に学校へ花の鉢植えを贈呈(鉢植えは入学式時にも使用)。 コミュニティスクール(学校運営協議会)と連携し協力。
④関係人口の取組			道の駅を情報発信の拠点施設と位置づけ、関係人口の仕組みづくりを行い、各種イベントなどを通して情報発信を予定。

資料：「神納地域まちづくり協議会令和3年度定期総会議案書」より作成。

(注) 実施予定の旨の記載がある事業もあるが、出典元資料の表記を優先している。

2. 神納東地域まちづくり協議会

【地域の概要】

神納東地域まちづくり協議会が策定した「第4次神納東地域まちづくり計画」（令和3年4月策定、計画期間：令和3年度～令和5年度）によれば、神納東地域は旧神林村の北部に位置し、旧村上市に接する農村地帯で、地域の大半を占める平野部には区画整備された圃場が広がり、稲作を中心とした農業が盛んに行われている。地域の東側には里山が広がり、スギや広葉樹の林業生産のほか、シイタケなどの特用林産物生産も行われ、水田と里山が広がる景観を形成している。

神納東地域には、国指定史跡の山元遺跡をはじめとして、市指定文化財の経塚（里本庄）などの遺跡群や延喜式神明帳に記されている湊神社（七湊）などの歴史財産が存在する。江戸時代の水利権を巡る訴訟の和解文書とされる「済口証文」が、関係3集落（山屋、上助測、下助測）の共有財産として代々保管され、3年に一度、保管の引継ぎ式が行われている。各集落で伝統行事や盆踊りなども受け継がれてきており、地域住民の愛郷の心や地域の誇りを形成する重要な要素の1つとされている。

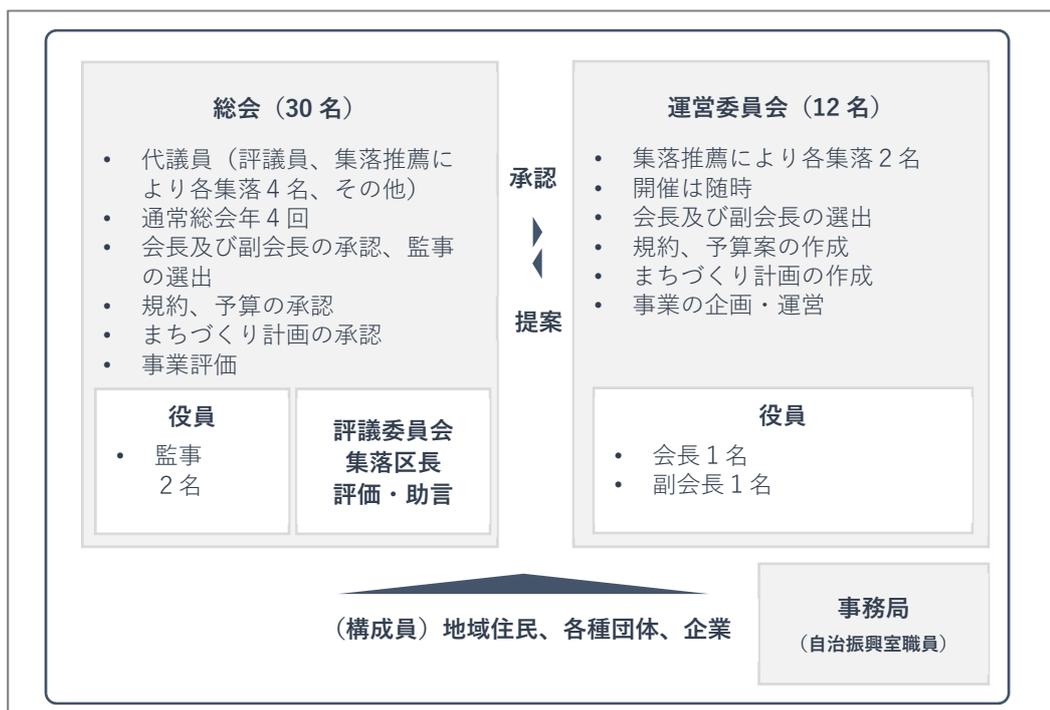
神納東地域は6つの集落で構成され、旧神林村時代から小学校区単位での公民館事業などのコミュニティ活動も盛んで、集落相互の交流や情報交換が行われている。

南北にJR羽越本線、日本海沿岸東北自動車道（村上瀬波温泉IC）と国道7号が縦断し、東からは国道290号が接続しており、交通の便の良さと併せ交通量も多い地域となっている。交通の利便性の向上とともに、国道7号沿いを中心に事業所やショッピングセンター等が進出している。

【まちづくり協議会組織図】

神納東地域まちづくり協議会の組織図は次のとおり。

図表 神納東地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

令和3年度通常総会議案書によると、健康及び福祉増進事業の取組として、「神林地区生活支援協議体との連携」が記載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

区分	事業	取組	取組内容
環境保全及び改善	(1) 花いっぱいプロジェクト	①地域の景観美化	集落、団体等による花の植栽・管理に対し、必要となる経費を助成。
ふるさと活動支援	(1) 集落活動支援	①集落活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピザ窯に雨除け囲いを設置。 ・ 花いっぱい運動で使用する棚の整備。 ・ 伝統文化を継承していくため篠笛の整備。 ・ 集いの場で活用する電動かき氷機の購入。 ・ 収穫感謝祭を計画していたがコロナ禍に伴い開催を見送った。 ・ 集落に伝わる七夕祭りで使用する法被の購入や獅子頭の修理を行った。
	(2) 郷土愛の醸成	①山元遺跡現地説明会	教育委員会職員を招き、運営委員、集落区長を対象にパワーポイントで説明を聞き、その後、現地に移動し説明を聞いた。
	(3) 集落の話し合いの場づくり	①集落の話し合い促進事業	地域について真剣に考え議論する話し合いの場づくりを推進し、各集落で話し合いを実施した。
健康及び福祉増進	(1) 神林地区敬老会	①神林地区敬老会	コロナ禍のため、敬老会が中止となり、9月に歳祝いの方へ賞状と祝いの品の贈呈を行った。
	(2) 生活支援協議体との連携	①神林地区生活支援協議体との連携	地域の方たちの困りごとを解決させるため、ささえあいカタログVol.2を作成し、地区内に全戸配布を行った。

区分	事業	取組	取組内容
地域コミュニティ振興	(1) 地域交流事業	①神納東ふれあい運動会	コロナ禍のため、参加者の安全を第一に考え中止した。
		②新神納小学校開港記念事業	コロナ禍のため運動会は10月に開催されたが、予定していた「かみはやし音頭」は中止。また、文化祭は、保護者の安全を第一に考え中止。卒業式では、鉢花を贈呈した。
		③神林中学校との連携事業	地区内を歩くウォークラリーにおいて使用する案内表示板の購入。
		④関係人口創出・拡大事業	道の駅神林「穂波の里」を会場に「カボチャのお化け&気になるかかし祭り」を企画していたが、コロナ禍のため規模を縮小しての開催となった。
協議会運営	(1) 協議会運営	①研修事業	コロナ禍のため、参加者の安全を第一に考え中止とした。
		②協働のまちづくりの普及啓発	まちづくり新聞やホームページ等により情報を公開することで、事業の啓発と住民意識の高揚を図る。
		③連携体制の整備	地域コミュニティ振興による活性化や安全で安心な地域づくりを進めるため、関係団体とも話し合いを進め、効果的な連携を進める。
		④評議委員会の開催	評議委員会を開催して、各集落区長及び役員数名からまちづくりや集落の現状などについて、聞き取りを行った。

資料：「神納東地域まちづくり協議会令和3年度通常総会議案書」より作成。

3. 平林地域まちづくり協議会

【地域の概要】

平林地域まちづくり協議会が策定した「平林地域まちづくり計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）によれば、平林地域は神林地区の南東部、荒川の北岸に位置している。国史跡平林城跡と市の文化財に指定されている千眼寺の保呂羽堂など、歴史的資源が多い地域であるほか、市指定天然記念物として樹齢1000年以上の平林神社の「大櫨」や薬師岳の推定樹齢850年の「巨木姥杉」など巨木が多く存在している。

また、各集落では伝統芸能が盛んで、川部の大神楽（市の無形文化財指定）、小岩内の獅子舞、松沢獅子舞、宿田の剣舞などが継承されている。

【まちづくり協議会組織図】

平林地域まちづくり協議会の組織図については、現時点で把握していない。

【主な事業・取組】

令和3年度通常総会議案書によると、「かみはやし互近所ささえ～る隊会議への会長の出席」が記載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

項目	開催日	内容
通常総会（書面議決）		令和2年度事業報告及び収支決算、令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）
運営委員会（第1回目）	令和2年 7月22日	関係人口の取組、令和2年度スケジュール、集落活動支援及び元気づくり応援事業審査 ほか
運営委員会（第2回目）	令和2年 9月2日	旧平林小学校環境整備、関係人口の取組、集落活動支援について ほか
運営委員会（第3回目）	令和2年 12月16日	集落活動支援、元気づくり応援、集落課題解決の取組について
運営委員会（第4回目）	令和3年 3月17日	令和3年度通常総会について、令和2年度事業報告、決算見込、令和3年度事業計画案、収支予算案、第4期まちづくり計画案について
正副会長打ち合わせ会（第1回目）	令和3年 2月1日	令和3年度事業について（意見収集）
正副会長打ち合わせ会（第2回目）	令和3年 3月10日	令和3年度通常総会について、令和2年度事業報告、決算見込、令和3年度事業計画案、収支予算案、第4期まちづくり計画案について
平林小学校連携打ち合わせ	令和2年 4月9日	校長先生、教頭先生と今年度事業について打ち合わせ（会長、副会長出席）
	令和2年 11月9日	校長先生、教頭先生と来年度事業について打ち合わせ（会長、副会長出席）
平林小学校開校記念大運動会	令和2年 9月26日	開校記念として、記念メダルを児童全員に贈呈
平林地区集落区長との合同役員会	令和2年 7月25日	旧平小閉校後利活用について ほか（会長出席）
	令和2年 11月14日	旧平小閉校後利活用について ほか（会長出席）
旧平林小学校環境整備	令和2年 8月9日	平林地域の役員と協働により旧平林小学校の環境整備を実施
第1回神林地区まちづくり協議会連絡会議	令和2年 12月16日	関係人口創出・拡大事業について、第4次まちづくり計画について（会長、副会長出席）
第2回神林地区まちづくり協議会連絡会議	令和3年 2月16日	令和3年度関係人口創出・拡大事業に係る経費について（会長、副会長出席）
関係人口創出事業実行委員会設立準備会	令和2年 7月6日	設置要綱案、役員選出、取組事業案などについて（副会長、委員出席）
第1回関係人口創出事業実行委員会及び第1回専門部会	令和2年 7月30日	事業開催日の決定、事業スケジュール、予算案などについて（副会長出席）
第2回専門部会	令和2年 8月3日	事業調整について（調整部会、運営部会、情報発信部会）（副会長、委員出席）
第3回専門部会	令和2年 8月26日	事業調整について（調整部会、運営部会、情報発信部会）（副会長、委員出席）
関係人口創出事業役員会	令和2年 8月31日	コロナ禍により、事業を修正することについて協議（事務局出席）
第2回関係人口創出実行委員会	令和2年 10月5日	事業中止に伴う事業修正案について（副会長、委員出席）

項目	開催日	内容
第3回関係人口創出実行委員会	令和2年 10月24日	ハロウィンかぼちゃランタンづくり、かかしづくり、ススキを使ったフクロウづくりを実行委員会委員のみで実施（副会長、委員出席）
第4回関係人口創出実行委員会	令和2年 12月11日	第3回実行委員会取組報告、令和3年度事業計画案についてワークショップ（委員出席）
第1回関係人口創出事業役員・部会長及び共催者会議	令和3年 1月18日	令和3年度事業選定について（事務局出席）
関係人口創出事業ミーティング	令和3年 1月21日	未来の“かみはやしをどうデザインしますか？”（事務局出席）
第2回関係人口創出事業役員・部会長及び共催者会議	令和3年 2月9日	令和2年度事業報告及び決算見込、令和3年度事業計画案及び収支予算案について（事務局出席）
第1回かみはやし互近所ささえ～る隊会議	令和2年 11月25日	昨年度事業の検証、今年度の事業（案）について ほか（会長出席）
第2回かみはやし互近所ささえ～る隊会議	令和3年 2月18日	「ささえあいカタログ Vol.2」の作成について ほか（会長出席）
広報 （関係人口創出事業実行委員会）	令和2年 8月14日	関係人口創出事業#うえるかみing 創刊号発行
	令和2年 10月15日	関係人口創出事業#うえるかみing 第2号発行
	令和2年 12月1日	関係人口創出事業#うえるかみing 第3号発行
（まちづくり協議会関係）	令和2年 6月1日	まちづくり新聞平林地域版第18号発行
	令和3年 3月31日	まちづくり新聞神林地区版第12号発行
	随時	ホームページ、Facebook ページの更新

資料：「平林地域まちづくり協議会令和3年度通常総会議案書」より作成。

4. 砂山地域まちづくり協議会

【地域の概要】

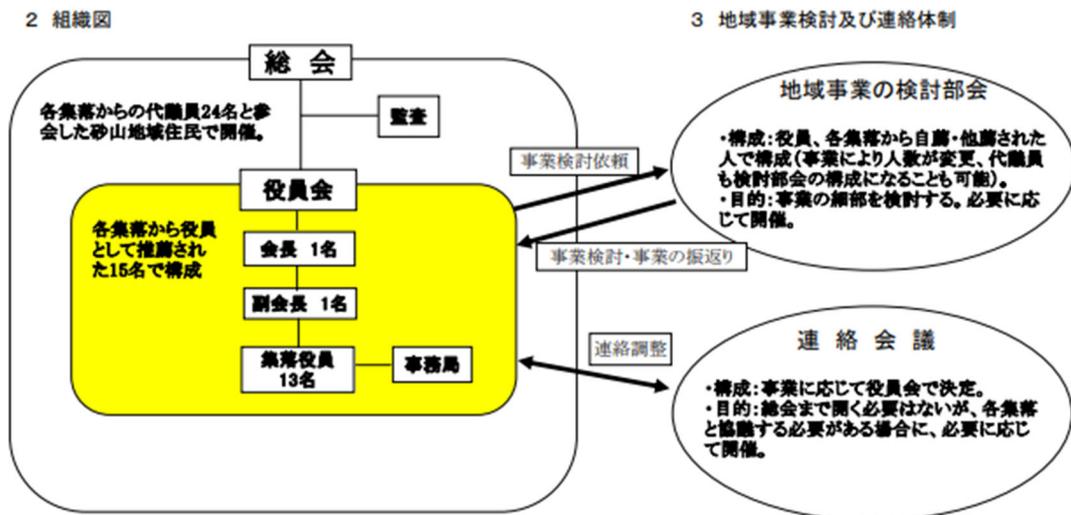
砂山地域まちづくり協議会が策定した「第4期砂山地域まちづくり計画」（令和3年4月策定、計画期間：令和3年度～令和5年度）によれば、砂山地域は神林地区の西部に位置し、「お幕場」を中心とした広大な松林や「大池」、平成の名水百選に選ばれた清流「荒川」、その清流が流れ込む日本海など、自然豊かな地域となっている。「お幕場」「荒川」「お幕場森林公園・大池公園」は地域の「3つの宝」とされている。

昔からの伝統行事や文化、町並みなどが継承されてきたほか、農産物や魚介類、それらを食材とした郷土料理なども受け継がれてきている。

【まちづくり協議会組織図】

砂山地域まちづくり協議会の組織図は次のとおり。

図表 砂山地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

令和3年度通常総会議案書によると、「かみはやし互近所ささえ～る隊会議」「まちづくり活動推進研修」が記載されているほか、神林地区生活支援協議体会議、互近所ささえ～る隊合同研修会への出席があったことが記載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

区分	事業	取組	取組内容
地域の課題解決・地域振興及び住民交流に関すること	(1) 集落町内会事業の取り組み	①防災備品購入事業（牛屋）	毎年恒例の区民ふれあい大会が今年で15回目の開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、中止することとした。代替案として、災害発生時の避難所設営にかかる防災備品の整備を行い、区民の安全安心な体制づくりを構築した。
		②収穫祭（福田）	自給生産農家（稲作、野菜など）、非農家との親睦を目指したが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策により目標達成も半減したが、集落の方が50名ほど参加した。また、85歳以上の高齢者にちゃんこ鍋を配達した。
		③防災備品購入事業（北新保）	毎年恒例の観桜会が新型コロナウイルス感染症感染防止対策により中止することとした。代替案として、災害発生時の避難所設営にかかる防災備品の整備を行い、区民の安全安心な体制づくりを構築した。
		④赤松区周辺環境整備と懇談会（赤松）	赤松集落では平成24年から集落の懇談会を始め、平成26年から環境整備に取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図りながら、今年度も継続して地域の環境保全活動を進めた。
		⑤支えあいの地域・ボランティア体験事業（長松）	毎年参加していた粟島クリーンアップ作戦が悪天候で中止となったため、10月4日開催のお幕場クリーン作戦事業に集落として参加した。参加を通じて支えあいの精神が養われた。
		⑥塩谷元気事業	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から当初予定をしていた伝統行事継承事業と塩谷講座事業は中止とし、例年続けてきた塩谷海岸環境整備事業として、区民全世帯に指定ごみ袋を配布した。また、集落にある3つの集会所は災害時の一時避難時場所としていることから、防災用品の一部として高座椅子を購入した。

区分	事業	取組	取組内容
地域の課題解決・地域振興及び住民交流に関すること	(2) 砂山地域事業の取り組み	①お幕場クリーン作戦	砂山地域の大切な財産であるお幕場の美しい松林を守っていかうと、平成27年度から清掃活動(松葉掻き、草刈り等)を始め、今回で5年目となった。毎年継続して取り組んできたことで、広大な松林のほんの一部だが、「白砂青松」の風景がよみがえってきた。
		②花いっぱい事業	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、今年度の事業実施は中止とした。しかし、管理作業は継続して行う必要があり、関係する委員等で早朝の草取り作業を行った。
		③地域連携事業(自主防災組織連絡会議の取り組み)	報告事項及び協議事項の検討を行う。
		④小中学校との連携事業	開校記念大運動会が開催され、記念メダルを児童全員に贈呈した。「平小最初の運動会 歴史をつなげ! 138!」をスローガンに元気に取り組んでいた。 今年度はウォークラリー事業を行うにあたり、用具等の購入を補助した。生徒は神林地区、平林地区のそれぞれのエリアを選択し、地元文化や歴史など、地元住民と交流した。
	(3) 研修会の開催	①かみはやし互近所ささえ～隊会議	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、事業内容を修正し、ささえあいカタログ Vol.2 を作成した。
		②まちづくり活動推進研修	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、令和2年度の開催は中止した。

資料：「砂山地域まちづくり協議会令和3年度通常総会議案書」

5. 西神納地域まちづくり協議会

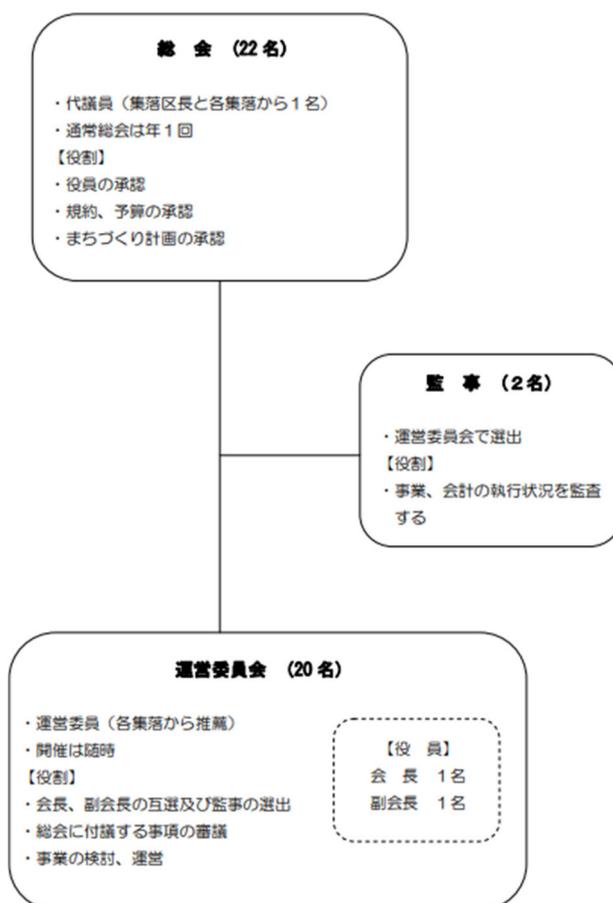
【地域の概要】

西神納地域まちづくり協議会が策定した「第4次西神納地域まちづくり計画」（令和3年4月策定、計画期間：令和3年度～令和5年度）によれば、西神納地域は旧神林村のほぼ中心部に位置し、お幕場の松林や広大な水田が広がる自然豊かな地域に11集落が点在する。日本海東北自動車道の神林岩船港ICをはじめ、国道7号や国道345号など主要道路が通っており、平成26年に開業百周年を迎えたJR岩船町駅もあることから交通の便が良い地域となっている。また、地域内には村上市神林支所や西神納小学校、バルパーク神林など公共施設が多く立地する地域でもある。

【まちづくり協議会組織図】

西神納地域まちづくり協議会の組織図は次のとおり。

図表 塩野町地域まちづくり協議会組織図



【主な事業・取組】

令和3年度通常総会議案書によると、事業としての記載はないものの、互近所ささえ～る隊会議への出席があったことが記載されている。

図表 事業報告（令和2年度）

区分	事業・取組	取組内容
地域事業	①神納小学校開校記念運動会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施。そのため共催種目の実施を中止した。
	②神林地区敬老会	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	③西神納ふるさと夏祭り	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	④ミニ体育祭	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	⑤神林中学校ウォークラリー	5つのまちづくり協議会が連携し、コース誘導用の看板を寄贈。
	⑥神納小学校開校記念文化祭	今年度は規模を縮小し、作品展示のみの実施となったため連携事業を中止した。
	⑦神林地区まちづくり協議会合同研修会	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	⑧神納小学校卒業式	神納・神納東・西神納まち協が連携し、卒業式に飾る鉢花を寄贈。
集落事業	①集落美化活動（南田中）	集落住民が集まり、集落沿道の清掃活動を実施。例年はその後収穫感謝祭を行っていたが、今年度は中止した。
	②集落講習会（南田中）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	③収穫感謝祭（南田中）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	④七夕祭り（牧目）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	⑤御神楽前夜祭（牧目）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	⑥伝統芸能の維持（九日市）	集落の伝統行事で使用する献灯用屋根の腕木の製作及び補修を行った。神楽や七夕祭りが継続できるように集落住民も協力して作業を行った。
	⑦収穫感謝祭（九日市）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	⑧お幕場ウォーキング（松喜和）	松喜和ふれあいセンターから塩屋にある駐車場までウォーキングを行った。今回は天候に恵まれ、積極的に参加した人が多かった。
	⑨納涼祭（松喜和）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	⑩集落清掃（松喜和）	集落内の側溝、スクールバス待合所、神社などを一斉に掃除。年に1度、集落内の小学生の自己紹介を行っている。

区分	事業・取組	取組内容
集落事業	⑪花いっぱい運動 空き缶・ゴミ拾い運動（今宿）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。
	⑫さいの神（今宿）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した。
	⑬空き缶拾いと江ざらい（大塚）	国道7号線までの道路の空き缶拾いや集落内の江ざらい作業を行った。
	⑭花いっぱい運動（大塚）	集落住民で花壇とプランターに花の植栽を行い、公園とセンターの美化を図った。
	⑮ふれあいセンター、公園内の草刈り	ふれあいセンターと公園内外の草刈りなどを行い、公園の美化を図った。
	⑯花見（渦端）	集落内の懇親を深めるため花見を開催した。
	⑰花いっぱい運動（渦端）	春にプランターへ花の植栽を行い、お盆前には新しい花の植栽を行った。
	⑱農作業前のゴミ拾い、公園、集会所の整備（渦端）	農作業が忙しくなる前にゴミ拾いを行い、渦端公園の草刈りを2回実施。
	⑲収穫感謝祭（渦端）	集落全体で令和元年度の収穫を祝う懇親会を実施した。
	⑳賽の神（渦端）	急遽参加できなくなった世帯もあったが、例年同様に賽の神を実施した。
	㉑花いっぱい運動（高御堂）	公園内の草刈りを行い、花壇を整備し花の苗の植栽を行った。その後慰労会を行い、親睦を図った。
	㉒地域交流会（小口川）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
	㉓賽の神（小口川）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
	㉔花いっぱい運動（新飯田）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
	㉕集落交流会（新飯田）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
	㉖集会施設的环境整備	集落のふれあいセンターが冬期間も快適に利用できるよう、暖房器具の整備と消毒・清掃活動を実施。

資料：「西神納地域まちづくり協議会令和3年度通常総会議案書」

第3節 調査による考察～神林地区と朝日地区におけるまちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」との関係性の比較

次の考察は、提供資料等に基づき、神林地区と朝日地区の比較について記述したものである。村上市では、地域運営組織や「互近所ささえ～る隊会議」が、それぞれの地域に合った活動や進め方をしているため、市全域の地域運営組織と「互近所ささえ～る隊会議」の関係性を一般化するものではない点に注意されたい。

(1) 活動内容の重なり

活動内容の重なりは、神林地区においては確認されず、朝日地区において顕著に確認された。

神林地区ではまちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」の活動分野の重複がほとんど見られない。「互近所ささえ～る隊」はまちづくり協議会や集落単位の活動とは関係せず、独自に活動を展開しているものと考えられる。

一方、朝日地区においては、「互近所ささえ～る隊」が集落の協力を得ながら、集落単位での活動（座談会やつどいの場づくり）を積極的に展開している。一部のまちづくり協議会では、こうした集落単位の座談会やつどいの場づくりを同協議会の事業として位置づけ、財政的な支援を行っている。このように、集落レベルで、まちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」の活動が重なり合っている状況が観察される。

(2) 相互の情報共有

村上市から提供を受けた資料等を調査することにより、神林・朝日の両地区で、会合への相互参加を通じて、まちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」の情報共有が図られていることが確認された。しかし、認識の程度については、両者に違いが見られた。

神林地区の各まちづくり協議会の事業報告書には、「互近所ささえ～る隊」の会合にまちづくり協議会の代表が出席したことが報告されている。

一方、三面地域を除く朝日地区の各まちづくり協議会の事業報告書には、「互近所ささえ～る隊」の会合に、同協議会の代表らが出席した旨は報告されていない。しかしそれは、まちづくり協議会側の報告書に記載されていないというだけであり、「互近所ささえ～る隊」側の報告書には、まちづくり協議会の代表が「互近所ささえ～る隊」の会合に出席していることが記載されている。

これら事業報告書から、まちづくり協議会として「互近所ささえ～る隊」との関係をどの程度公式に位置づけているか、神林・朝日の両地区で違いが見られる。すなわち、事業報告書上、神林地区のまちづくり協議会は「互近所ささえ～る隊」の会合への出席を同協議会の事業に位置づけているのに対し、朝日地区のまちづくり協議会は「互近所ささえ～る隊」の会合への出席を同協議会の事業に位置づけていないと考えられる。

(3) まちづくり協議会の組織構造と性格

各まちづくり協議会の組織図（部会の設置状況・役員数）、収支決算書の項目分類、支出構成などを比較すると、神林地区と朝日地区のまちづくり協議会の組織構造や性格には、次のことが示唆される。

- ・ 神林地区のまちづくり協議会は、実行組織としての部会の設置はなく、地域内の各集落（及び諸組織）との調整や全体的なマネジメントを主な機能としている。
- ・ 朝日地区のまちづくり協議会は、各集落（及び諸組織）との調整や全体的なマネジメントだけでなく、設置した（実行組織としての）部会を通じて、まちづくり協議会としての主体的な活動を一定程度行っている。

まちづくり協議会が地区内のマネジメント・調整を主な役割としている神林地区と、実行組織としての役割も重視している朝日地区とで、「互近所ささえ～る隊」との機能分担にも違いが生じていると考えられる。

(4) まちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」の機能分担

上記（1）から（3）までを総合すると、まちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」の機能分担について、神林・朝日の両地区で次のことが示唆される。

- ・ 神林地区のまちづくり協議会は、地区内のマネジメント・調整を主な役割であると位置づける傾向にあり、実行組織である「互近所ささえ～る隊」との機能分担が行われている。「互近所ささえ～る隊」の会合に出席して情報共有を図ることを、まちづくり協議会のマネジメント・調整活動の一環として積極的に位置づけているものと考えられる。
- ・ 朝日地区のまちづくり協議会は、神林地区に比べて実行組織としての役割を重視する傾向にあり、「互近所ささえ～る隊」の会合に出席して情報共有を図ることを、まちづくり協議会の主な活動と位置づけていない。一方で、集落単位の実践活動において、まちづくり協議会と「互近所ささえ～る隊」の活動が重なり合うなど、明確な機能分担を行わずに、両者の活動が並存している状況がうかがえる。

第4章 地域運営組織の形成と持続的な運営に向けた考察

第1節 福祉分野における地域運営組織等の在り方

(1) 福祉分野における地域運営組織と多様な主体の連携

ひと口に「福祉分野」と言っても、その対象や内容は幅広く多様である。地域運営組織の「強み」は、分野横断的に活動領域を展開し、地域の諸活動に横串を刺していくことができる点にある。この「強み」をいかして、福祉を幅広く捉えながら日常の地域活動に編み込んでいくための工夫が求められる。

地域においては、社会福祉協議会、民生委員、民間団体などの既存の組織等が福祉活動を展開しているほか、村上市のように福祉活動のための組織を新設する動きもある。こうした福祉分野で活動する組織等と地域運営組織等が、互いに連携することにより、新たな住民活動の枠組みを構想していくことを期待したい。

▼実態把握調査より

- ・ 自らを「協議組織」と認識する地域運営組織に対して、策定した地域のビジョンや地域運営の方針あるいは事業実施方針に沿って地域課題に向けた取組を実践している実行組織の類型を尋ねたところ、「自治会・町内会」に次いで「社会福祉協議会」(34.4%)を挙げる地域運営組織が多かったことから、既に何らかの形での連携や役割分担は進んでいるものと考えられる(地域運営組織票：問4-2)。また、約2割の地域運営組織において、生活支援コーディネーターがオブザーバー・アドバイザーとして参加していることが確認された(地域運営組織票：問18)。
- ・ 「高齢者交流サービス」(55.4%)や「声かけ、見守りサービス」(46.9%)は、多くの地域運営組織で実施されており(地域運営組織票：問9)、これらの活動を主要な活動の1つに挙げている地域運営組織も多い(地域運営組織票：問10)。一方で、具体的な福祉活動(買い物支援、弁当配達・給配食サービス等)や子育てに関する支援(ファミリー・サポート・センター事業、子どもの学習支援、学童等)を実施している地域運営組織はごく一部にとどまっている(地域運営組織票：問9)。

▼実例調査(新潟県村上市)より

- ・ 「福祉健康増進」分野に関する専門部会を置くまちづくり協議会(地域運営組織)は一部地区に限られるが、「住民交流」に関する部会は、多くの協議会で設置が進んでいる。集落の高齢者の居場所を提供する「地域の茶の間」の運営支援や、買い物困難者対策の検討など、福祉領域に関わる取組が複数のまちづくり協議会で行われている(報告書121頁)。
- ・ 福祉分野における活動に際しては、福祉をテーマにした機能別組織(互近所ささえ隊)との連携が図られている。ただし、連携のスタイルは地区ごとに異なっており、各地区のまちづくり協議会の位置づけや組織構造の違い(協議組織としての性格を重視しているか、または実行組織としての性格を重視しているか等)が反映されてい

るものと考えられる（報告書 158～159 頁）。

（２）地域運営組織等と福祉分野の連携

後述の本章第 2 節「地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた国や地方公共団体の支援の在り方」にも関わるが、地域運営組織等と福祉分野の連携について、各市区町村で必ずしも順調に進んでいるわけではないと考えられる。特に福祉分野では、専門性、会計規模の大きさ、制度の複雑さなどから、各地域運営組織等の特性を踏まえた対応が必要になると考えられる。このため、各市区町村における実態把握調査や事例調査を通じて、問題や課題をより具体的に把握する必要があると考えられる。

（３）孤独・孤立対策の役割を担う地域運営組織

市区町村の多くは、地域運営組織への施策のうち、高齢者世代、子育て世代、若者世代など幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策として位置づけている施策を「実施していない」と回答する一方で、地域運営組織の多くは「現在の活動が孤立・孤独対策につながっている」と回答している。それぞれの「孤立・孤独対策」の捉え方の違いも考慮しながら、今後さらなる検討を進めていく必要がある。

▼実態把握調査より

- ・ 市区町村の 8 割が「地域運営組織への施策のうち、高齢者世代、子育て世代、若者世代など幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策として位置づけている施策」を「実施していない」と回答するとともに（市区町村票：問 17）、約 8 割が（地域運営組織を対象とするか否かにかかわらず）高齢者世代、子育て世代、若者世代など幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策と位置づける施策を「実施する予定はない」と回答している（市区町村票：問 18）。一方、地域運営組織は、その約 7 割において「（現在の活動が）住民の孤独・孤立対策になる」との認識がある（地域運営組織票：問 30）。

▼事例調査（新潟県村上市）より

- ・ 集落の高齢者の居場所を提供する「地域の茶の間」の運営支援（報告書 134・139 頁）や、福祉をテーマにした機能別組織との連携による「あつまりの場」づくりの支援が行われている（報告書 125～126 頁）。

第2節 地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた国や地方公共団体の支援の在り方

(1) 地域運営組織の形成に向けた国や地方公共団体の支援の在り方

近年、地域運営組織の設立数は減少傾向にあるが、地域運営組織の必要性を感じているものの、地域運営組織の設置に至っていない市区町村が一定程度存在することを踏まえると、地域運営組織の形成に対するニーズは依然として大きいと考えられ、引き続き組織の形成に向けた支援に取り組んでいく必要がある。また、地域運営組織の普及状況は都道府県によってばらつきがあり、都道府県ごとの状況に応じて形成支援の在り方を検討していく必要がある。

市区町村によっては、地域運営組織の設立は「地域の自主性に任せる」という考えがある。地域運営組織の設立において地域の主体性が尊重されるべきであることは言うまでもないが、「現場任せ」の状態とならないように、現場に寄り添いながら地域住民のニーズを汲み上げ、地域が主体となった地域運営組織の設立や運営に向けて段階に応じた支援が必要であると考えられる。

▼実態把握調査より

- ・ 「地域運営組織がある」と回答した市区町村は、全体の47.7%（市区町村票：問4）。
- ・ 「地域運営組織がない」と回答した市区町村のうち、7割以上が地域運営組織の必要性を認識している（市区町村票：問4-3）。
- ・ 「地域運営組織がある」と回答した市区町村は、人口5万人以上50万人未満の市区町村で6割以上に達するが、人口1万人未満の市町村では3割を下回っている。また、「地域運営組織がない」市区町村に限定して地域運営組織の設置の必要性に着目すると、人口規模にかかわらず「設置が必要だと感じる」が約2割から約3割と一定数を占めている（市区町村票クロス集計：第2節第4章（2）⑨）。
- ・ 地域運営組織が全域に設置されていない市区町村に対して、今後の拡大意向を質問したところ、「拡大意向はなく地域の自主性に任せる」との回答が過半数を占めた（市区町村票：問4-4）。
- ・ 市区町村が地域運営組織の形成に向けて実施している支援策は、「各自治会への説明会等の実施」「地域でのワークショップ開催支援」「立ち上げのための資金支援」「立ち上げのための人的支援」の順に多いが、割合に大きな違いはない。ただし、地域運営組織の形成に向けた支援策を講じていない市区町村が過半数を占めている（市区町村票：問11）。

(2) 持続的な運営に向けた国や地方公共団体の支援の在り方

地域運営組織の持続的な運営に向けての課題として、人材の確保に関する課題が上位に挙げられた。また、人口規模の小さい市町村における地域運営組織では、組織の人材育成だけでなく、地域おこし協力隊や集落支援員等の外部人材の確保などを重視する傾向が見られた。国や地方公共団体においては、人材確保を支援するための各種制度について積極的な情報提供を行うほか、地域の実情に応じた柔軟な対応を図っていくことが求められる。

地域運営組織の収益事業による収入は依然限定的である。かといって、収益事業による活動費用の確保を過度に要求すれば、収益事業が自己目的化し、地域運営組織やその関係者に過度な負荷がかかり、地域運営組織の持続的な運営に影響を及ぼしかねない。国や地方公共団体には、地域運営組織が持続的に活動を続けるための収益を確保できる環境づくりや適切なサポートが求められる。

地域運営組織に対する国や地方公共団体の関わり方は、組織の設立の準備段階、設立時、その後の運営など、段階に応じて変化していくものと考えられるが、継続的に関わり続ける中で、現場の課題を察知し、必要に応じて適切なサポートを講じていく姿勢が必要である。

▼実態把握調査より

- ・ 地域運営組織に対し、継続的な活動における課題を尋ねると、人材の不足に関する回答が上位を占めた（地域運営組織票：問 25）。また、課題解決にあたって行政に期待する支援内容の第 1 位は「活動資金の支援」。以下、第 2 位から第 5 位までは、人材の不足に関する選択肢が続く（地域運営組織票：問 26）。
- ・ 市区町村側においても、地域運営組織が継続的に活動していく上での地域側の課題として、「住民側の新たな担い手の確保」を第 1 位に挙げるなど、人材不足に関することが最大の課題であると認識している（市区町村票：問 14）。
- ・ 地域運営組織の継続的運営を確保するために必要であると市区町村が考える支援策については、市区町村の人口規模によって若干の傾向の違いが確認される。「助成金等の活動資金支援」「地域活動の中心となる人材の育成」は、人口規模の大きい市区町村ほど実施している傾向が見られた。一方、「地域おこし協力隊、集落支援員等の参加」は、人口規模の小さい市町村ほど実施している傾向が見られた（市区町村票クロス集計：第 2 章第 4 節（2）⑦）。
- ・ 地域運営組織の 6 割以上が「市区町村からの補助金等」を最も大きな収入源としている（地域運営組織票：問 23）。また、「収益がある」と回答した割合が最も高い活動は「公的施設の維持管理（指定管理など）」で 8.3%、次いで「名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）」で 5.6%である。（地域運営組織票：問 9）。

(3) 国や地方公共団体の制度等を活用する際の問題や課題

市区町村において助成金・交付金等を統合することにより、助成金・交付金等が効果的に活用されるようになっただけでなく、行政や住民の事務負担が軽減されたとする意見もある。助成金・交付金等の統合は、人材不足に関する課題を抱える地域運営組織にとって、持続的な運営を確保するために有効な手段の1つであると考えられる。

▼実態把握調査より

- ・ 「市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等を措置している」または「国・都道府県からの複数の助成金・交付金等を措置している」と回答した市区町村のうち、助成金・交付金等の統合を行う上で発生した課題（解決できたかどうかは問わない。）について尋ねたところ、約3割の市区町村が「(既存の助成金・交付金等を)受け取っている組織・団体との調整」を挙げ、次いで約2割の市区町村が「助成要件・交付要件への適合」を挙げている（市区町村票：問10-3）。また、助成金・交付金等の統合による効果について、「効果的に活用されるようになった」「行政の事務負担が軽減された」「住民の事務負担が軽減された」がいずれも約2割で拮抗している（市区町村票：問10-4）。
- ・ 4割以上の地域運営組織が、国や都道府県等の補助金や制度を活用していると回答しており、その内訳は、「地域包括ケア」「公民館活動」が上位を占める。（地域運営組織票：問28）。

第3節 地域運営組織の実態把握調査の分析

(1) 地域の諸団体を支える役割を担う地域運営組織の存在

3割以上の地域運営組織が「地域の諸団体（自治会・集落を含む）の事務や活動の補助」を実施していることが明らかとなった。地域運営組織はこれらの活動を通じ、自治会や集落のような地域の諸団体を補完する役割を担っていることが示唆される。

また、調査を通じて、地域運営組織の多くが、地域のビジョンや地域運営の方針を明文化し共有しているほか、定期的に見直し作業を行っていることも明らかとなった。地域の将来像を考え、これらを地域の諸団体や多様な関係者と共有し、協議・活動を行う地域運営組織の役割は今後一層期待されると考えられる。

これらを踏まえると、地域運営組織が地域内の諸団体を横断的に連携させる役割を担うことも期待される。地域運営組織がこうした役割を効果的に発揮できるよう、地域運営組織の多機能化・総合化に関する検証等も行っていく必要がある。

▼実態把握調査より

- ・ 地域運営組織に主要な活動を尋ねたところ、3割以上の地域運営組織が「地域の諸団体（自治会・集落を含む）の事務や活動の補助」を行っている。なお、ほとんどの地域運営組織では無償で行われている（地域運営組織票：問9）。
- ・ 地域運営組織が「ある」と回答した市区町村のうち全域に地域運営組織が設置されていない市区町村と、地域運営組織が「ない」と回答した市区町村のうち地域運営組織を立ち上げていく「必要性を感じる」とする市区町村に対し、今後の地域運営組織の設置に関する拡大意向を尋ねたところ、「市区町村全域に設置を拡大していく意向はなく、地域の自主性に任せる予定」が過半数を占めた（市区町村票：問4-4）。
- ・ 地域のビジョンや地域運営の方針を明文化し団体内で共有しているか地域運営組織に尋ねたところ、地域運営組織の75.0%が「明文化し共有」していた（地域運営組織票：問5）。また、地域のビジョンや地域運営の方針を定期的に見直している地域運営組織は約7割を占める（地域運営組織票：問6）。

第5章 参考資料

(1) 地域運営組織の実態把握調査票（市区町村対象）

回答者属性

問1 地方公共団体名及びご担当をご記入ください。

	回答欄
(1) 都道府県名	
(2) 地方公共団体名	
(3) 担当部課名	
(4) ご担当者名（記入者名）	
(5) 電話番号・内線	
(6) Eメールアドレス	

市区町村基本情報

問2 貴団体の令和3年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人含む）をご記入ください。

() 人

問3 貴団体の都市分類について、あてはまるものを1つ選択してください。

1. 政令指定都市	3. 施行時特例市	5. 町村
2. 中核市	4. 一般市	6. 特別区（東京23区）

地域運営組織の有無

問4 貴団体には、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織がありますか。
あてはまるものを1つ選択してください。

1. ある	2. ない
-------	-------

※問4-1と問4-2は、問4で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

問4-1 地域運営組織数をご記入ください。（個票の回答数と一致することにご留意ください。）

() 組織

問 4-2 地域運営組織の設置状況について、あてはまるものを1つ選択してください。

1. 市区町村の全域に地域運営組織が設置されている
2. 市区町村の8割以上の地域に地域運営組織が設置されている
(中心市街地などの一部地域で設置が完了していない)
3. 市区町村の2割以上8割未満の地域に地域運営組織が設置されている
4. 市区町村の2割未満の地域に地域運営組織が設置されている
5. わからない(把握していない)

※問 4-3 は、問 4 で「2. ない」と回答した団体にお聞きします。

問 4-3 「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織を、現在ない地域に立ち上げていく必要があると感じますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 必要性を感じない
2. 必要性を感じる

※問 4-4 は、問 4-2 で「2.」～「5.」と回答した団体と、問 4-3 で「2. 必要性を感じる」と回答した団体にお聞きします。

問 4-4 今後、地域運営組織を市区町村全域に設置していく意向をお持ちですか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 市区町村の全域に地域運営組織を設置していく予定
2. 市区町村全域に設置を拡大していく意向はなく、地域の自主性に任せる予定
3. わからない

※問 4-5 は、問 4-3 で「2. 必要性を感じる」と回答した団体にお聞きします。

問 4-5 地域運営組織の設立・形成が進まない理由は何だとお考えですか。お考えがありましたらご記入ください。

<hr/> <hr/> <hr/>

地域運営組織との関係性

問 5 貴団体には地域住民との協働でのまちづくりに関する条例や要綱などがありますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 自治基本条例等の条例がある
2. 協働のまちづくり等の要綱がある
3. 条例や要綱などは定めていない

※問 5-1 と問 5-2 は、問 5 で「1. 自治基本条例等の条例がある」または「2. 協働のまちづくり等の要綱がある」と回答した団体にお聞きします。

問 5-1 当該条例や要綱のうち最も古いものの制定年を西暦で記入してください。

西暦（ ）年

問 5-2 当該条例や要綱により、地域運営組織を認定、指定、登録等する仕組みはありますか。あてはまるものを1つ選択してください。「1. ある」を回答した団体は、その目的について簡潔に記載してください。

1. ある（目的： ）
2. ない

問 6 貴団体では、地域運営組織との関係をどのように位置づけていますか。またはどのようなことを期待していますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 地方公共団体の依頼に基づき、地域における施策を補助する関係
2. 地方公共団体と対等な立場で地域課題を立案し実行していくパートナーとしての関係
3. 民間組織としての立場を尊重し、積極的には関係を構築しておらず、直接的な支援制度もない
4. その他（ ）

問 7 地域運営組織の活動範囲として、標準的にどのようなエリアであると考えていますか。最もあてはまるものを1つ選択してください。

1. 平成の合併前市町村
2. 昭和の合併前市町村
3. 大字（＝集落を含む）
4. 集落（大字内に複数の集落がある場合）
5. 連合自治会・町内会（「1.」～「4.」に該当する場合を除く）
6. 単位自治会・町内会（「1.」～「4.」に該当する場合を除く）
7. その他（ ）

問 8 問 7 の活動範囲について、あてはまるものを1つ選択してください。

1. 中学校区と概ね一致する
2. 旧中学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）と概ね一致する
3. 小学校区と概ね一致する
4. 旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）と概ね一致する
5. 中学校区（「1.」）及び小学校区（「3.」）と概ね一致する
6. 小学校区（または旧小学校区）より狭い
7. その他（ ）

問9 貴団体では、地域運営組織が設置されたことによる影響（効果）をどのように評価していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 地域コミュニティの活動がやりやすくなった
2. 地域の声が行政の施策に反映されやすくなった
3. 今までできなかった多額の費用を要する活動ができるようになった
4. 地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった
5. 地域内の類似した活動（組織）の整理・統合が図られた
6. 地域内の新しい人材の発掘・育成につながった
7. 歳出削減につながった
8. 組織は設立されたが、あまり機能しなかった
（ほとんど活動実態がない、活動が形骸化している等）
9. 地域での会議が増えて地域住民の間で不評であった
10. 自治会・町内会などの地縁団体から不満の声が聞かれるようになった
11. その他（ ）

地域運営組織に対する助成金・交付金等の制度

問10 貴団体は地域運営組織に対し、補助金・助成金等を措置していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 市区町村単独の財源による1つの助成金・交付金等を措置している
2. 市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等を措置している
3. 国・都道府県からの1つの助成金・交付金等を措置している
4. 国・都道府県からの複数の助成金・交付金等を措置している
5. 助成金・交付金等は措置していない

※問10-1から問10-4は、問10で「2. 市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等を措置している」または「4. 国・都道府県からの複数の助成金・交付金等を措置している」と回答した団体にお聞きします。

問10-1 所管部局ごとに別々に措置されている複数の助成金・交付金等の統合を検討したことはありますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 市区町村単独の財源による複数の助成金・交付金等（のすべてまたは一部）について、統合することを検討した、または検討している
2. 国・都道府県からの助成金・交付金等（のすべてまたは一部）について、統合することを検討した、または検討している
3. 助成金・交付金等の統合を検討したことがない

問 12 貴団体で既存の地域運営組織に対して実施している支援策について、あてはまるものをすべて選択してください。

1. 助成金等の活動資金支援
2. 活動拠点施設の提供（修繕・建設を伴わないもの）
3. 活動拠点施設の提供（修繕・建設を伴うもの）
4. 活動に必要な物品の提供
5. 人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成
6. 地域外部の専門家の活用（中間支援組織の活用等）
7. 地域おこし協力隊、集落支援員、復興支援員等の参加
8. 生活支援コーディネーター（SC）の活用
9. 地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保
10. 総合的な担当窓口の設置
11. 所管課における地域担当職員制度の導入
12. 行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革
13. 庁内全体での地域担当職員制度の導入
14. 企画・総務部門（企画調整や地域活動の担当課）とそれ以外の部門（農業部門、福祉部門、産業部門、土木建設部門などの担当課）との横断的な情報交換、政策調整等の場の設置
15. 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援
16. 各地域の活動団体が交流する機会の設置
17. ふるさと納税寄附金の使途として、寄附者が個別の地域運営組織を選択できる仕組みの導入
18. 特にない・実施していない
19. その他（)

※問 12-1 は、問 12 で「1. 助成金等の活動支援資金」と回答した団体にお聞きします。

問 12-1 使途をあらかじめ個別に指定しない一括交付金（運営交付金）制度がありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. ある
2. ない

※問 12-2 は、問 12-1 で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

問 12-2 運営交付金はどのような方法で算定されていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 人口等の客観的な指標に基づき算定
2. 対象団体において事業実施に要した経費に補助率を乗じて算定（複数の補助金を運営交付金として統合しつつ、算定基準は従前の基準（対象経費及び補助率）を基本的に踏襲している場合等）
3. その他（)

※問 12-6 は、問 12 で「6. 総合的な担当窓口の設置」と回答した団体にお聞きします。

問 12-6 「総合的な担当窓口」となっている部課室名をご記入ください。

※問 12-7 は、問 12 で「15. 『暮らしを支える活動』に取り組む組織の事務局運営の支援」と回答した団体にお聞きします。

問 12-7 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営にあたり、行政職員（地方公共団体職員）は関与していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 正規職員を配置して、事務分掌として事務局運営を支援している
 2. 正規職員以外（会計年度任用職員など）を配置して、事務分掌として事務局運営を支援している
 3. 事務分掌には明記していないが、事実上、職員（正規・非正規を問わない）が事務局運営を支援している
 4. 職員は関与していない

その他の支援

問 13 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む地域運営組織への支援として、どのようなものを実施していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 感染拡大状況や行政が行う支援策、対策の内容などの情報提供
 2. 他団体の取り組み事例や感染防止策の紹介など、活動を促すための情報発信
 3. 指定管理・施設維持管理業務に対する財政的支援の拡充
 4. 交付金や補助金の新設・増額等、組織活動に対する財政的支援の拡充
 5. 交付金や補助金の使途変更等の弾力化
 6. 各種手続きの簡略化や期間延長などの運用の弾力化
 7. 事業展開の基準やコロナ禍における活動ガイドライン等の提示
 8. 感染症対策用品等の配布
 9. 職員の巡回、派遣等の人的支援
 10. オンラインや Web システムの使い方講座等活動支援
 11. 特にない
 12. その他（）

問 14 今後も「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織が継続的に活動していく上での地域側の課題は何だと思えますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 住民側の新たな担い手の確保
2. 住民ニーズへの柔軟な対応
3. 活動資金の安定的な確保
4. 活動拠点の整備・確保
5. 住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い
6. 特に課題はない
7. その他 ()

問 15 地域運営組織における継続的運営を確保していくため、貴団体としてどのような支援を実施していく必要があると思えますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 助成金等の活動資金支援
2. 活動拠点施設の提供（修繕・建設を伴わないもの）
3. 活動拠点施設の提供（修繕・建設を伴うもの）
4. 活動に必要な物品の提供
5. 人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成
6. 地域外部の専門家の活用（中間支援組織の活用等）
7. 地域おこし協力隊、集落支援員、復興支援員等の参加
8. 生活支援コーディネーター（SC）の活用
9. 地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保
10. 総合的な担当窓口の設置
11. 所管課における地域担当職員制度の導入
12. 行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革
13. 庁内全体での地域担当職員制度の導入
14. 企画・総務部門（企画調整や地域活動の担当課）とそれ以外の部門（農業部門、福祉部門、産業部門、土木建設部門などの担当課）との横断的な情報交換、政策調整等の場の設置
15. 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援
16. 各地域の活動団体が交流する機会の設置
17. ふるさと納税寄附金の使途として、寄附者が個別の地域運営組織を選択できる仕組みの導入
18. 特にない
19. その他 ()

問 16 貴団体が地域運営組織の活動を継続的に支援していくにあたり、国や都道府県に対して期待する支援はありますか。あてはまるものをすべて選択してください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 補助金・交付金等の財政支援 | 4. 市区町村職員への助言・研修 |
| 2. 専門的人材の紹介や派遣 | 5. 特にない |
| 3. 行政権限の一部移譲 | 6. その他 () |

問 17 貴団体が実施する地域運営組織への施策（補助金、交付金、その他の支援制度）のうち、高齢者世代、子育て世代、若者世代など幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策として位置づけている施策は実施していますか。（公表・非公表は問いません。）あてはまるものを1つ選択してください。

- | |
|-------------|
| 1. 現在実施している |
| 2. 実施していない |

問 18 今後、高齢者世代、子育て世代、若者世代など幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策と位置づける施策を実施する予定はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | |
|-------------------|
| 1. 今後（も）実施する予定がある |
| 2. 実施する予定はない |

※問 18-1 は、問 18 で「1. 今後（も）実施する予定がある」と回答した団体にお聞きします。

問 18-1 施策の内容としてあてはまるものをすべて選択してください。

- | |
|-------------------|
| 1. 補助金・助成金等（名称：) |
| 2. その他 () |

問 19 貴団体では DX 推進計画を策定していますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | |
|------------------------|
| 1. 策定済み |
| 2. 現在策定作業中または策定する予定がある |
| 3. 策定する予定はない |

※問 19-1 は、問 19 で「1. 策定済み」、「2. 現在策定作業中または策定する予定がある」と回答した団体にお聞きします。

問 19-1 DX 推進計画において、地域運営組織の DX を推進するための取り組みを掲げていますか。あるいは掲げる予定はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | |
|---------------------|
| 1. 掲げている（掲げる予定がある） |
| 2. 掲げていない（掲げる予定はない） |

組織運営

問 4 貴団体は「協議組織」ですか、「実行組織」ですか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 協議組織 | 3. 協議組織と実行組織の両方 |
| 2. 実行組織 | |

※問 4-1 と問 4-2 は、問 4 で「1. 協議組織」と回答した団体にお聞きします。

問 4-1 貴団体が策定（決定）した地域のビジョンや地域運営の方針あるいは事業実施方針に沿って地域課題の解決に向けた取り組みを実践している組織（貴団体以外の実行組織）の組織数をご記入ください。

() 組織

問 4-2 問 4-1 の「実践している組織」として該当する組織をすべて選択してください。（貴団体を除く。）

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 保育園・幼稚園 | 10. 郵便局 |
| 2. 小学校 | 11. JA |
| 3. 中学校 | 12. NPO 法人 |
| 4. 高等学校 | 13. 自治会・町内会 |
| 5. 大学（大学教員の研究室・ゼミを含む） | 14. 集落営農、農業法人 |
| 6. 商工会・商工会議所・商店街 | 15. 集落協定、多面支払組織などの農林地保全組織 |
| 7. 店舗・飲食店 | 16. 上記以外の民間事業者 |
| 8. 社会福祉協議会 | 17. その他 () |
| 9. 社会福祉法人 | |

※問 4-3 と問 4-4 は、問 4 で「2. 実行組織」または「3. 協議組織と実行組織の両方」を回答した団体にお聞きします。

問 4-3 貴団体について、あてはまるものを1つ選択してください。

- | |
|---|
| 1. 協議組織において決定された地域のビジョンや地域運営の方針に従って活動を行っている |
| 2. 地域のビジョンはないが、協議組織で決定された地域運営の方針に沿って活動を行っている |
| 3. 協議組織で決定された事業実施方針（事業計画や予算等）に基づいて活動を行っている |
| 4. 協議組織と活動の内容（方針）に特段の関連性はない（団体独自の判断に基づいて活動を行っている） |
| 5. その他 () |

問 4-4 問 4-3 でお答えいただいた「協議組織」の名称をご回答ください。

--

問 5 貴団体では、地域のビジョンや地域運営の方針を明文化し団体内で共有していますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 明文化し共有している | 2. 明文化していない |
|---------------|-------------|

問 6 地域のビジョンや地域運営の方針を定期的な見直しを行っていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 行っている | 2. 行っていない |
|----------|-----------|

問 7 貴団体では、実行組織の事業実施方針（事業計画や予算等）を決めていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 決めている | 2. 決めていない |
|----------|-----------|

問 8 貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議を行う機会がありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | | |
|-------|---------------|
| 1. ある | 2. そのような機会はない |
|-------|---------------|

※問 8-1 は、問 8 で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

問 8-1 貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議をどの程度の間隔（頻度）で行うことにしていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 1年に1回程度 |
| 2. 2年～3年に1回程度 |
| 3. それ以上の間隔 |
| 4. 時期は決めていないが、必要に応じて行うこととしている |

実施している活動と収益性

問9 貴団体が実施している活動の収益性についてあてはまるものをそれぞれ選択してください。

	実施している活動の収益性			
	収益がある	活動に係る実費のみの収入がある	無償で行っている	実施していない
①市町村役場の窓口代行	1	2	3	4
②公的施設の維持管理（指定管理など）	1	2	3	4
③コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス	1	2	3	4
④送迎サービス（学校、病院、その他高齢者福祉施設など）	1	2	3	4
⑤雪かき・雪下ろし	1	2	3	4
⑥家事支援（清掃や庭木の剪定など）	1	2	3	4
⑦買い物支援（配達、地域商店の運営、移動販売など）	1	2	3	4
⑧声かけ、見守りサービス	1	2	3	4
⑨高齢者交流サービス	1	2	3	4
⑩保育サービス・一時預かり	1	2	3	4
⑪子どもの学習支援、学童	1	2	3	4
⑫子ども食堂など福祉的な食堂の運営 ※地域の食堂として全年齢に開放している場合も含まれます。	1	2	3	4
⑬ファミリー・サポート・センター事業	1	2	3	4

	実施している活動の収益性			
	収益がある	活動に係る実費のみの収入がある	無償で行っている	実施していない
⑭発達に不安のある子どもへの支援	1	2	3	4
⑮子育て中の保護者が集まる場の提供	1	2	3	4
⑯弁当配達・給配食サービス	1	2	3	4
⑰体験交流事業	1	2	3	4
⑱名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）	1	2	3	4
⑲空き家や里山などの維持・管理	1	2	3	4
⑳農業	1	2	3	4
㉑農地の一元的管理（栽培管理含む）	1	2	3	4
㉒水路等の草刈りや泥上げ、農道等の補修	1	2	3	4
㉓農村景観の保全、鳥獣被害防止のための緩衝帯の設置	1	2	3	4
㉔農業と福祉を組み合わせた活動	1	2	3	4
㉕防災訓練・研修	1	2	3	4
㉖祭り・運動会・音楽会などの運営	1	2	3	4
㉗地域の調査・研究・学習	1	2	3	4
㉘広報紙の作成・発行（Web 媒体による情報発信等を含む）	1	2	3	4

	実施している活動の収益性			
	収益がある	活動に係る実費のみの収入がある	無償で行っている	実施していない
②⑨地域の諸団体（自治会や集落を含む）の事務や活動の補助	1	2	3	4
③⑩その他（ ）	1	2	3	4

主要な活動

問 10 貴団体が実施している活動について、主要な活動であると考えているもの上位3つを選択してください。

1. 市町村役場の窓口代行	16. 弁当配達・給配食サービス
2. 公的施設の維持管理（指定管理など）	17. 体験交流事業
3. コミュニティバスの運行、その他 外出支援サービス	18. 名産品・特産品の加工・販売（直 売所の設置・運営など）
4. 送迎サービス（学校、病院、その 他高齢者福祉施設など）	19. 空き家や里山などの維持・管理
5. 雪かき・雪下ろし	20. 農業
6. 家事支援（清掃や庭木の剪定など）	21. 農地の一元的管理（栽培管理含 む）
7. 買い物支援（配達、地域商店の 運営、移動販売など）	22. 水路等の草刈りや泥上げ、農道等 の補修
8. 声かけ、見守りサービス	23. 農村景観の保全、鳥獣被害防止の ための緩衝帯の設置
9. 高齢者交流サービス	24. 農業と福祉を組み合わせた活動
10. 保育サービス・一時預かり	25. 防災訓練・研修
11. 子どもの学習支援、学童	26. 祭り・運動会・音楽会などの運営
12. 子ども食堂など福祉的な食堂の運 営（地域の食堂として全年齢に開 放している場合も含む）	27. 地域の調査・研究・学習
13. ファミリー・サポート・センター事業	28. 広報紙の作成・発行（Web 媒体に よる情報発信等を含む）
14. 発達に不安のある子どもへの支援	29. 地域の諸団体（自治会・集落を含 む）の事務や活動の補助
15. 子育て中の保護者が集まる場の提供	30. その他（ ）

問 11 貴団体がコロナ禍における行政からの支援として期待するものはありますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. オンラインや Web システムの環境整備のための財政的な支援
2. オンラインや Web システムの使い方講座等活動支援
3. 補助金、交付金の増額など財政的な支援
4. 補助金の使途等における柔軟な運用
5. 事業再開の基準やコロナ禍における活動ガイドライン等の提示
6. 活動拠点への人的な支援
7. 特にない
8. その他 ()

組織形態

問 12 貴団体の組織形態として、あてはまるものを1つ選択してください。法人格を持たない場合（自治会・町内会やその連合組織を除く）は、「11. 任意団体」を選択してください。

- | | |
|--|---------------------------------|
| 1. 認可地縁団体 | 7. 協同組合 |
| 2. 認定法人（みなし寄附などの税制優遇措置の適用を受けるもの） | 8. 農事組合法人 |
| 3. NPO 法人（NPO 法に基づく所轄庁の認証を受けた上記「2.」以外の NPO 法人） | 9. 自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。） |
| 4. 株式会社 | 10. 自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの。） |
| 5. 公益社団法人 | 11. 任意団体（上記「9.」「10.」を除く。） |
| 6. 一般社団法人 | 12. その他 () |

※問 12-1 は、問 12 で「1.」～「8.」と回答した団体にお聞きします。

問 12-1 法人格の取得年をご回答ください。

西暦 () 年

※問 12-2 は、問 12 で「9.」～「11.」と回答した団体にお聞きします。

問 12-2 今後、法人格を取得する意向はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問 13 貴団体はどういった目的で設立されましたか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 自治会・町内会の活動を補完し、地域の活性化を図るため
2. 身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため
3. 地域の多様な意見を集約し、行政に反映させるため
4. 市町村合併を契機として住民自治を回復する（地域の課題を地域で解決する）必要があったため
5. 地域住民等から地域活動を活発にしたいという要望があったため
6. その他（ ）

活動範囲及び参加者

問 14 貴団体の活動範囲として、最もあてはまるものを1つ選択してください。

1. 平成の合併前市町村
2. 昭和の合併前市町村
3. 大字（＝集落を含む）
4. 集落（大字内に複数の集落がある場合）
5. 連合自治会・町内会（「1.」～「4.」に該当する場合を除く）
6. 単位自治会・町内会（「1.」～「4.」に該当する場合を除く）
7. その他（ ）

問 15 問 14 の活動範囲について、あてはまるものを1つ選択してください。

1. 中学校区と概ね一致する
2. 旧中学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）と概ね一致する
3. 小学校区と概ね一致する
4. 旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）と概ね一致する
5. 中学校区（「1.」）及び小学校区（「3.」）と概ね一致する
6. 小学校区（または旧小学校区）より狭い
7. その他（ ）

問 16 貴団体が実施する活動において、行政職員（都道府県・市区町村職員）は参加していますか。（正規職員・非正規職員の別は問いません。）あてはまるものを1つ選択してください。

1. 構成員として参加している
2. オブザーバー・アドバイザーとして参加している
3. 行政職員は参加していない

※問 16-1 は、問 16 で「1.」または「2.」と回答した団体にお聞きします。

問 16-1 現在、参加している行政職員（都道府県・市区町村職員）は、職務として参加していますか。またはボランティアとして参加していますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 事務分掌として参加している
2. 事務分掌にはないが、自主的に参加している
3. 住民の一人として参加している

問 17 貴団体には地域おこし協力隊、集落支援員あるいは復興支援員が参加していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 地域おこし協力隊が構成員として参加している
2. 地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザーとして参加している
3. 集落支援員が構成員として参加している
4. 集落支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している
5. 復興支援員が構成員として参加している
6. 復興支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している
7. 地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員は参加していない
8. その他（ ）

問 18 貴団体に生活支援コーディネーターが参加していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 構成員として参加している
2. オブザーバー・アドバイザーとして参加している
3. 賛助会員として参加している

問 19 問 17 及び問 18 以外で、貴団体に地域以外の人材が参加していますか。（正規職員・非正規職員の別を問わず、行政職員（都道府県・市区町村職員）が参加している場合を除きます。）あてはまるものをすべて選択してください。

1. 構成員として参加している
2. オブザーバー・アドバイザーとして参加している
3. 賛助会員として参加している
4. 地域外の人材は関わっていない
5. その他（ ）

団体スタッフ

問 20 貴団体の役員・スタッフの数をお答えください。

	回答欄
(1) 常勤役員	() 名
	うち有償常勤役員 () 名
(2) 非常勤役員	() 名
	うち有償非常勤役員 () 名
(3) 常勤スタッフ	() 名
	うち有償常勤スタッフ () 名
(4) 非常勤 スタッフ	() 名
	うち有償非常勤スタッフ () 名

問 21 組織の設立以降、現在のリーダーは何代目になるかをお答えください。

() 代目

歳入及び歳出

問 22 貴団体の運営に係る1年間の収入額及び支出額について、それぞれあてはまる項目を選択してください。(問 12 で「9. 自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」、「10. 自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。）」以外を選択した方は、支出額については人件費、翌年繰越金もご入力ください。)

	回答欄
(1) 収入額	1. 0円
	2. 1円以上 50万円未満
	3. 50万円以上 100万円未満
	4. 100万円以上 200万円未満
	5. 200万円以上 300万円未満
	6. 300万円以上 400万円未満
	7. 400万円以上 500万円未満
	8. 500万円以上 750万円未満
	9. 750万円以上 1,000万円未満
	10. 1,000万円以上 1,500万円未満
	11. 1,500万円以上 2,000万円未満
	12. 2,000万円以上 3,000万円未満
	13. 3,000万円以上 4,000万円未満
	14. 4,000万円以上 5,000万円未満
	15. 5,000万円以上

	回答欄	
(2) 支出額	1. 0円 2. 1円以上 50万円未満 3. 50万円以上 100万円未満 4. 100万円以上 200万円未満 5. 200万円以上 300万円未満 6. 300万円以上 400万円未満 7. 400万円以上 500万円未満 8. 500万円以上 750万円未満	9. 750万円以上 1,000万円未満 10. 1,000万円以上 1,500万円未満 11. 1,500万円以上 2,000万円未満 12. 2,000万円以上 3,000万円未満 13. 3,000万円以上 4,000万円未満 14. 4,000万円以上 5,000万円未満 15. 5,000万円以上
(2-1) 支出額のうち 人件費	1. 0円 2. 1円以上 50万円未満 3. 50万円以上 100万円未満 4. 100万円以上 200万円未満 5. 200万円以上 300万円未満 6. 300万円以上 400万円未満 7. 400万円以上 500万円未満 8. 500万円以上 750万円未満	9. 750万円以上 1,000万円未満 10. 1,000万円以上 1,500万円未満 11. 1,500万円以上 2,000万円未満 12. 2,000万円以上 3,000万円未満 13. 3,000万円以上 4,000万円未満 14. 4,000万円以上 5,000万円未満 15. 5,000万円以上
(2-2) 支出額のうち 翌年繰越金	1. 0円 2. 1円以上 50万円未満 3. 50万円以上 100万円未満 4. 100万円以上 200万円未満 5. 200万円以上 300万円未満 6. 300万円以上 400万円未満 7. 400万円以上 500万円未満 8. 500万円以上 750万円未満	9. 750万円以上 1,000万円未満 10. 1,000万円以上 1,500万円未満 11. 1,500万円以上 2,000万円未満 12. 2,000万円以上 3,000万円未満 13. 3,000万円以上 4,000万円未満 14. 4,000万円以上 5,000万円未満 15. 5,000万円以上

問 23 貴団体の主な収入源について、選択肢から上位5つを選択してください。「⑫その他」を選択した場合は、具体的にお書きください。

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
①構成員からの会費	1	1	1	1	1
②寄附金	2	2	2	2	2
③市区町村からの補助金等	3	3	3	3	3

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
④国・都道府県等からの補助金等	4	4	4	4	4
⑤民間団体からの助成金	5	5	5	5	5
⑥公的施設の指定管理料	6	6	6	6	6
⑦市区町村からの受託事業収入（③と⑥を除く）	7	7	7	7	7
⑧国・都道府県等からの受託事業収入（④と⑥を除く）	8	8	8	8	8
⑨利用者からの利用料（生活支援サービスの対価）	9	9	9	9	9
⑩収益事業の収益（⑥、⑦、⑧、⑨を除く）	10	10	10	10	10
⑪資産運用益（預金利息、配当など）	11	11	11	11	11
⑫その他（ ）	12	12	12	12	12

活動拠点施設

問 24 活動拠点施設はありますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. ある
2. ない

※問 24-1 は、問 24 で「1. ある」と回答した団体にお聞きします。

問 24-1 活動拠点施設はどのようなものですか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 自治会・住民組織が所有する集会所等
2. 使用中の庁舎（各支所、出張所・事務所）等の一部
3. 「2.」を除く使用中の自治体所有施設（地区公民館、図書館、ホール、小学校等）
4. 遊休公共施設（廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他）
5. 民間施設等
6. 民間施設等（関係者（民間・個人）が所有するもの）
7. その他（ ）

※問 24-2 は、問 24-1 で「2.」～「4.」と回答した団体にお聞きします。

問 24-2 活動拠点施設は、どのような形で確保されていますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 指定管理者として施設を管理している
2. 施設を無料で借りている
3. 施設を有料で借りている
4. その他 ()

今後の課題、期待する支援など

問 25 貴団体が継続的に活動していく上で課題と考えていることは何ですか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 活動資金の不足
2. 活動拠点となる施設（数、面積）の不足
3. 活動に必要な物品の不足
4. リーダーとなる人材の不足
5. 活動の担い手となる人材の不足
6. 事務局運営を担う人材の不足
7. 次のリーダーとなる人材の不足
8. 会計や税務、労務などのノウハウの不足
9. 地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない
10. 事業を実施する上でのプロセスや手法（事業計画／マーケティングほか）がわからない
11. 地域住民の当事者意識の不足
12. 地域住民の活動への理解不足（地域のために活動している組織として認知されていない）
13. 自治会・町内会との関係、役割分担
14. 活動に適した保険がない
15. 団体の役員・スタッフの高齢化
16. 農林地の保全が困難
17. デジタル技術の活用が困難
18. 特にない
19. その他 ()

問 26 課題解決にあたって行政からの支援を期待するものありますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 活動資金の不足
2. 活動拠点となる施設（数、面積）の不足
3. 活動に必要な物品の不足
4. リーダーとなる人材の不足
5. 活動の担い手となる人材の不足
6. 事務局運営を担う人材の不足
7. 次のリーダーとなる人材の不足
8. 会計や税務、労務などのノウハウの不足
9. 地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない
10. 事業を実施する上でのプロセスや手法（事業計画／マーケティングほか）がわからない
11. 地域住民の当事者意識の不足
12. 地域住民の活動への理解不足（地域のために活動している組織として認知されていない）
13. 自治会・町内会との関係、役割分担
14. 活動に適した保険がない
15. 団体の役員・スタッフの高齢化
16. 農林地の保全が困難
17. デジタル技術の活用が困難
18. 特にない
19. その他（）

問 29 貴団体が活動する際の基礎情報として、地域住民のニーズや生活の満足度を調査・把握していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 地域住民のニーズを調査・把握している
2. 地域住民の生活の満足度を調査・把握している
3. 調査・把握していない

※問 29-1 は、問 29 で「1.」または「2.」と回答した団体にお聞きします。

問 29-1 どのような方法によって把握していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. 個別に聞き取り
2. アンケート調査
3. その他 ()

問 30 貴団体の現在実施している活動は、高齢者世代、子育て世代、若者世代など、幅広い世代の住民の孤独・孤立の対策に資すると思いますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 幅広い世代の住民の孤独・孤立対策になる
2. 幅広い世代の住民の孤独・孤立対策にはならない
3. わからない

問 31 貴団体の活動において、メール等での連絡調整、ホームページの開設・運用、オンライン会議や講習会の実施など、デジタル技術を活用した取り組みを行っていますか。あてはまるものを1つ選択してください。

1. 活用している
2. 活用していない
3. わからない

※問 31-1 は、問 31 で「1. 活用している」と回答した団体にお聞きします。

問 31-1 どのようなデジタル技術を活用していますか。あてはまるものをすべて選択してください。

1. メール等での連絡調整
2. ホームページの開設・運用
3. オンラインでの会議の実施
4. オンラインでの講習会の実施
5. その他 ()

(3) 地域運営組織の形成数

地域運営組織の形成数と地域運営組織が形成されている市区町村数の推移は次のとおり。

令和3年度における地域運営組織数は6,064組織となっており、前年度と比較して281組織の増加となっている。

また、令和3年度における地域運営組織が形成されている市区町村数は814市区町村となっており、前年度と比較して12団体の増加となっている。

図表 地域運営組織の形成数の推移

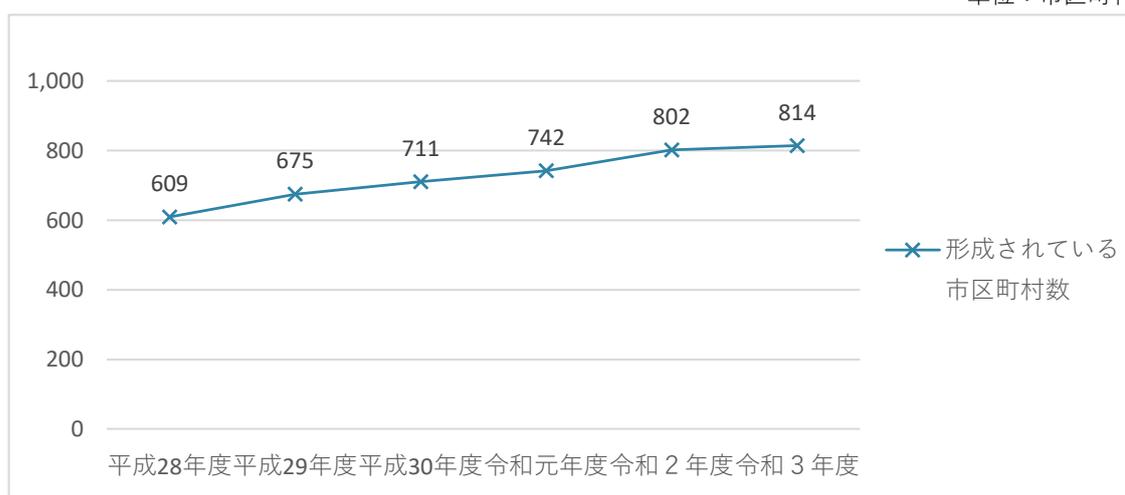
単位：組織



資料：総務省

図表 地域運営組織が形成されている市区町村数の推移

単位：市区町村



資料：総務省

(4) 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合

組織の財源構成中、会費、補助金、寄附金等以外の収入（指定管理料、地方公共団体等からの受託事業収入及び生活支援等の自主事業の実施に係る収入）を主要財源に含んでいる組織は、前年度対比 514 組織（6.3 ポイント）増となる 3,233 組織（53.3%）である。

図表 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む
地域運営組織の割合の推移

単位：組織、%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
組織数	1,518/3,071	1,951/4,177	2,284/4,787	2,415/5,236	2,719/5,783	3,233/6,064
割合	49.4	46.7	47.7	46.1	47.0	53.3

資料：総務省